

平成31年矢巾町議会定例会3月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (2月21日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	8
○請願・陳情	26

31請願第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

○諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて	27
○議案第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについて	28
○議案第 4号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定について	29
○議案第 5号 矢巾町森林環境基金条例の制定について	30
○議案第 6号 矢巾町企業立地奨励条例の制定について	32
○議案第 7号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定について	33
○議案第 8号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	35
○発言の訂正	37
○諸般の報告	37
○議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の	

一部を改正する条例について	3 8
○議案第 10 号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3 9
○議案第 11 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	4 0
○議案第 12 号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	4 1
○議案第 13 号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 2
○議案第 14 号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例について	4 3
○議案第 15 号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例について	4 4
○議案第 16 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	4 6
○議案第 17 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて	4 7
○議案第 18 号 平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	4 8
○議案第 19 号 平成 31 年度矢巾町一般会計予算について	5 5
○議案第 20 号 平成 31 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	5 5
○議案第 21 号 平成 31 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	5 5
○議案第 22 号 平成 31 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	5 5
○議案第 23 号 平成 31 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について	5 5
○議案第 24 号 平成 31 年度矢巾町水道事業会計予算について	5 5
○議案第 25 号 平成 31 年度矢巾町下水道事業会計予算について	5 5
○散 会	5 8

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9

○地方自治法第121条により出席した説明員	59
○職務のために出席した職員	60
○開 議	61
○議事日程の報告	61
○代表質問	61
1 山崎道夫 議員 (一心会)	61
2 廣田清実 議員 (町民の会)	81
3 長谷川和男 議員 (矢巾明進会)	94
4 藤原由巳 議員 (矢巾町政策研究会「やまゆり会」)	107
○発言の訂正	107
○散 会	127

第 3 号 (3月7日)

○議事日程	129
○本日の会議に付した事件	129
○出席議員	129
○欠席議員	129
○地方自治法第121条により出席した説明員	129
○職務のために出席した職員	130
○開 議	131
○議事日程の報告	131
○一般質問	131
1 村松信一 議員	131
2 赤丸秀雄 議員	156
3 昆秀一 議員	181
4 小川文子 議員	214
○散 会	227

第 4 号 (3月8日)

○議事日程	229
-------	-----

○本日の会議に付した事件	229
○出席議員	229
○欠席議員	229
○地方自治法第121条により出席した説明員	229
○職務のために出席した職員	230
○開 議	231
○議事日程の報告	231
○一般質問	231
1 藤原梅昭議員	231
2 川村よし子議員	261
3 水本淳一議員	283
○散 会	294

第 5 号 (3月19日)

○議事日程	295
○本日の会議に付した事件	296
○出席議員	296
○欠席議員	297
○地方自治法第121条により出席した説明員	297
○職務のために出席した職員	297
○開 議	299
○議事日程の報告	299
○請願・陳情の審査報告	299

30 請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願

(総務常任委員長報告)

31 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

(総務常任委員長報告)

31 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

(教育民生常任委員長報告)

○常任委員会報告について	303
○議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について	307
○議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	307
○議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	307
○議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	307
○議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について	308
○議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について	308
○議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について	308
○報告第1号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について	320
○報告第2号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について	321
○発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について	324
○議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更について	325
○議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更について	326
○議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更について	327
○議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	328
○議案第30号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	329
○議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	332
○議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	332
○議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	332
○議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について	332
○議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	332

○議案第36号	平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について	… 332
○発議案第2号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、 地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見 書の提出について	… 335
○発議案第3号	放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等 の待遇改善を求める意見書の提出について	… 337
○休 憇		… 338

第 6 号 (3月19日)

○議事日程		… 339
○本日の会議に付した事件		… 339
○出席議員		… 339
○欠席議員		… 339
○地方自治法第121条により出席した説明員		… 340
○職務のために出席した職員		… 340
○再 開		… 341
○議事日程の報告		… 341
○議案第31号	平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	… 341
○議案第32号	平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について	… 341
○議案第33号	平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） について	… 341
○議案第34号	平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算（第3号）について	… 341
○議案第35号	平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	… 341
○議案第36号	平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について	… 341
○町長挨拶		… 344
○閉 議		… 345
○署 名		… 347

議案目次

平成31年矢巾町議会定例会3月会議

1. 請願・陳情
 - 3 1 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情
 2. 質問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 3. 議案第 3 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
 4. 議案第 4 号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定について
 5. 議案第 5 号 矢巾町森林環境基金条例の制定について
 6. 議案第 6 号 矢巾町企業立地奨励条例の制定について
 7. 議案第 7 号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定について
 8. 議案第 8 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
 9. 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 10 号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 11 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 12 号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 13 号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 14 号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 15 号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例について
16. 議案第 16 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
17. 議案第 17 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
18. 議案第 18 号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
19. 議案第 19 号 平成31年度矢巾町一般会計予算について
20. 議案第 20 号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
21. 議案第 21 号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
22. 議案第 22 号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
23. 議案第 23 号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

24. 議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について
25. 議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について
26. 常任委員会報告について
27. 報告第1号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
28. 報告第2号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
29. 発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
30. 議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更について
31. 議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更について
32. 議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更について
33. 議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
34. 議案第30号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
35. 議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
36. 議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
37. 議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
38. 議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
39. 議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
40. 議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
41. 発議案第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について
42. 発議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の待遇改善を求める意見書の提出について

平成31年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第1号）

平成31年2月21日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情
 - 3 1 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情
- 第 5 訪問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 6 議案第 3 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて
- 第 7 議案第 4 号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 矢巾町森林環境基金条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 矢巾町企業立地奨励条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定について
- 第 11 議案第 8 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 11 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 12 号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 13 号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 14 号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 15 号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例について
- 第 19 議案第 16 号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて
- 第 20 議案第 17 号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて

- 第21 議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について
- 第23 議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第24 議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第25 議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第27 議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第28 議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君 副町長 水本良則君

総務課長	山本良司君	企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤健一君
会計管理者 兼税務課長 兼出納室長	稻垣譲治君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
特命担当課長	藤原道明君	特命担当課長	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中館和昭君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会长	米倉孝一君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成31年矢巾町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

17番 米 倉 清 志 議員

1番 赤 丸 秀 雄 議員

2番 水 本 淳 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は、2月13日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から3月19日までの27日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の期間は本日から3月19日までの27日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（廣田光男議員） 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、平成31年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 本日、ここに平成31年矢巾町議会定例会3月会議において、平成31年度における7会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに、私の所信を述べさせていただきます。

今年5月には皇位継承が行われ、平成の時代が幕を降ろし、その先の時代に向かう一歩となる年となります。

次代を担う若者や子どもたちに希望に満ちた矢巾町を引き継ぐためその先頭に立って町政を進めてまいる所存であり、第7次矢巾町総合計画の基本理念であります『希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち やはば』の実現を目指し、また、前期基本計画のまとめの年として、議員各位、そして町民の皆様とともに、今後とも諸施策に精力的に取り組んでまいります。

それでは、新年度の主な施策の方針について述べさせていただきます。

矢巾町が先駆けて取り組んでいる将来世代の立場になって政策を考えるフューチャーデザインは、持続可能なまちづくりとして主要な新聞各紙の論説で取り上げられるなど高い評価を得ているところであり、国等でもその活用に向けた取り組みが広がりを見せております。

平成31年度は、この手法を活用した自治体の最上位計画の策定として、全国初となる第7次矢巾町総合計画後期計画の策定を住民参加のもと進めるとともに、新たに未来戦略室を設置し、持続可能で未来に強い町づくりを実現する施策を展開してまいります。

また、これまで矢巾町新エネルギー・ビジョンの基本方針に基づき地球温暖化問題やエネルギー問題の解決に取り組んでいるところであり、環境省の公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業の採択を受け整備してまいりました低炭素区画内でエネルギー・マネジメントシステム及び地域内電力活用の本格運用を開始いたします。さらに整備した低炭素区画内で蓄えられる電力を電気自動車を移動可能な蓄電池とし、普段は環境に優しく非常に動く電源として活用するべく防災の視点からも検討を進め、環境先進地としての取り組みをさらに進めてまいります。

今後大きな社会問題となることが懸念されている少子高齢化に加え、団塊世代が後期高齢者となる「2025年問題」にいち早く対応し、人生100年時代の長寿社会を全ての町民が元気で活躍できるよう健康に暮らせる地域づくりを進めるとともに、子どもや障がい者、高齢者が身近な地域の場で交流し、地域で楽しくそして安心して過ごせる環境を整えるため、地区公民館等を拠点とした多世代型地域包括支援体制として「エン（縁）ジョイやはばネットワーク」の構築を新たに図ってまいります。

ウェルネスタウンプロジェクトとして、健康寿命の延伸、医療費・介護給付費の削減を目的に展開している健康チャレンジ事業は、産学官金の連携を強化し、さらに拡大させ、みんなが健康で元気に生活するまちづくりを進めてまいります。

続きまして、平成31年度における各会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

一般会計は、114億5,320万円で前年度と比較し5.1%の増。

国民健康保険事業特別会計は、27億9,436万円で前年度と比較して9.4%の増。

介護保険事業特別会計は、21億8,664万4,000円で前年度と比較し2.8%の増。

後期高齢者医療特別会計は、2億47万7,000円で前年度と比較し0.2%の増。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、7億2,289万1,000円で前年度と比較して12.9%の増。

これによりまして、一般会計及び特別会計の総予算額は173億5,757万2,000円で前年度と比較し5.7%増となっております。

次に、企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が10億3,551万2,000円で前年度と比較し

て49.2%の減、収益的支出と資本的支出の総額が13億1,858万2,000円で前年度と比較して43.0%の減。

下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が13億582万6,000円で前年度と比較し5.2%の増、収益的支出と資本的支出の総額が17億3,162万5,000円で前年度と比較して0.7%の減。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が23億4,133万8,000円で前年度と比較して28.6%の減、支出総額が30億5,020万7,000円で前年度と比較し24.8%の減となっております。

続きまして、平成31年度当初予算の概要について、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱でありますまちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って主要な事業に関し、具体的な取り組みや直面する課題を、ご説明申し上げます。

第1に、『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢者については個人の尊厳を保持し、その有する能力に応じ、健康で自立した日常生活を営むことができるよう健康に関する意識向上や健康増進につながる健康づくりの支援を行います。また、高齢者やそのご家族が介護や支援が必要な状態になった場合、その必要性に応じ介護保険などの支援を変わらず受けることができる体制整備を図り、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるため、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域ぐるみで皆を支え合う「地域包括ケアシステム」の実現に向け、保健・医療・福祉の各機関との連携に加え、保健福祉施策に係る町民サポーターの養成を図るなど、住民の主体的な参加も促進しながら事業を推進・拡充してまいります。

また、第7期介護保険事業計画の2年目を迎えることから、高齢者本人とそのご家族を支えるための自立支援・重度化防止に向けた取り組みと介護予防事業を推進するとともに、ボランティアも含めた介護人材の確保・養成に努めてまいります。

子育て支援の拡充策としては、家族がふえる喜びを感じ、安心して育てられる環境を整えるため不妊治療費助成、健康診査、予防接種費助成を継続実施するほか、医療費助成給付をこれまでの中学生から高校生世代まで拡充します。

妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援としては、産後の健康の保持増進及び疾病の早期発見並びに早期治療のため産婦一般健康診査を新たに実施し、かけがえのない子どもの健やかな成長やご家族の健康を支援する体制や制度を設立し、子育て世代が安心できる支援体

制を構築してまいります。

健康づくりにつきましては、「健康チャレンジ事業」を継続実施し、更なる町民の健康意識の向上と生活習慣の改善を促すとともに、いつでも、どこでも、一人でも自主的な健康づくりをするといった意識を醸成しながら国保特定健診・特定保健指導と連動させた生活習慣病の発症予防及び重症化予防への取り組み等によって健康づくりと、健康寿命の延伸を目指してまいります。

地域福祉の充実につきましては、困難で複合的な課題の解決に向けた相談支援体制の充実を図るため、「相談支援包括化推進員」を配置し、多機関・多職種と連携した包括的かつ総合的な相談支援を継続的に行ってまいります。

また、地域福祉活動に関する学習会を行い、地域の困りごとをその地域で受け止め、解決につなげられるよう、「我が事・丸ごと・地域ごと」の地域づくり推進事業を推し進め、地域共生社会の実現を目指してまいります。

自殺対策につきましては、自殺の多くは様々な要因により追い込まれた末の死であり、平成29年度に策定した「矢巾町自殺対策計画」に基づき、「生きることの包括的な支援」という視点で、紫波郡医師会や教育委員会、町P T A連合会、商工会等と連携し、「いのちを支え合う」取り組みを強化してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がい児や障がいの方々が、身近なところで相談でき、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、相談支援体制を強化してまいります。

また、災害時に要支援者の支援を速やかに行い、被害の拡大防止に努めるため、災害時避難行動要支援者名簿の登録拡大とともに、情報提供作業を円滑に行うためのシステムを導入し、地域の防災力の底上げを図ってまいります。

第2として、『時代を拓き次代につながるひとつづくり』についてですが、未来を拓く子どもたちの育つ環境整備として、「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」のもと、児童福祉の推進を図ってまいります。

特にも、保育ニーズの高まりを受けて、認定こども園への移行や小規模保育事業所の設置等、保育環境をさらに整備してまいります。

また、幼児の健やかな成長につながるよう、保護者に対する経済的な支援として保育料の負担軽減などに引き続き努めてまいります。

現在、町内の保育施設5カ所で実施している体調不良児保育事業のほか、紫波町と連携協

定を締結している病児保育事業は、平成31年度からは盛岡市とも協定を締結し、医療機関を併設している受入施設の拡大に努めてまいります。

全国で多発している痛ましい虐待事件は本町においても発生が懸念されるところであり、各関係機関と緊密な連携を図り、町民の皆様の協力を得ながら、命を守る体制の強化を図ります。

なお、学校教育につきましては、引き続き総合教育会議において、本町教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、教育委員会と一層の連携強化を図ってまいります。

第3として、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、自然的土地利用と都市的土地利用との調和を前提としつつ、平成30年度に見直しを行った国土利用計画や都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域でも一定の要件が満たされれば、地区計画によって開発が可能であることから、この制度を活用しながら業務用地の確保の開発支援を行うことで魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

市街地整備の矢幅駅前地区につきましては、換地処分に向けて事務を進めてまいります。

また、活動交流センター「やはばーく」につきましては、これまでも活動の拠点として多くの皆さんにご利用いただいており、今後も各種イベントを開催し、中心市街地の活性化と賑わいの創出に努めてまいります。

幹線道路網の整備につきましては、国の交付金等を活用し、引き続き計画を推進してまいります。具体的には、岩手医科大学に接する町道中央1号線は、本年9月の岩手医科大学附属病院の開院に合わせ、拡幅整備を進めてまいります。また、県事業であります国道4号と国道396号を結ぶ一般県道大ヶ生徳田橋線の整備及び徳田橋の架け替えにつきましても、工事が進められており、引き続き、早期完成に向けて要望活動を行ってまいります。

昨年3月に開通した「矢巾スマートインターチェンジ」に関するアクセス道路につきましては、交通安全確保並びに利便性の向上を図るため、交差点改良及び拡幅工事を行っており、引き続き整備を進めてまいります。

さらに、利用者の安全確保を目的に、町内3箇所の踏切拡幅について関係機関との協議を進めてまいりましたが、上杉踏切につきましては本年から2カ年で工事を行うこととなっており、白沢踏切、南矢幅踏切につきましても早期事業着手に向けて、引き続き取り組んでまいります。

そのほか、国で調査を行っている盛岡南道路の事業化へ向けた要望活動や、矢巾スマート

インターチェンジを核とし、岩手医科大学附属病院へ通じる「いのちの道」の整備を早期に実現する取り組みを進めます。

第4として、『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、防災への取り組みにつきましては、さらなる防災体制の強化・充実を図るため、常備消防の維持と消防団の活性化及び消防団員の確保と機能別消防団員の増員、そして第3分団第11部のポンプ車の更新を行うほか、非常用の食糧品や避難所で使用する衛生用品を備蓄してまいります。

他団体や町民との協力体制につきましては、民間事業者との協定を推進するとともに、防災士養成講座の開催、岩手大学と連携した自主防災組織育成事業の実施や自主防災組織と連携した防災講習会訓練の開催、防災ラジオを核とした非常時通信手段の整備をはじめとする連絡体制の強化を行い、地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

また、犯罪の無い明るい住みよい地域社会の実現に向け、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、今後も継続して紫波警察署と連携した防犯パトロールの強化に取り組んでまいります。

さらには今後岩手医科大学附属病院の開院に伴い、交流人口の増加が予想され、新たな犯罪の発生も懸念されることから、紫波警察署等との情報共有を密にし、犯罪が発生しやすい場所のパトロールを重点的に行うなど、犯罪が発生しにくい、犯罪に強い街づくりに取り組んでまいります。

犯罪に強い街づくりのためには、地域住民一人一人の防犯意識を高めることも非常に重要なことから、要望に応じて防犯講話をを行うなど、地域住民と一体となった防犯活動に努めてまいります。

交通安全につきましては、事故の無い明るいまちづくりを目指して町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止活動を推進してまいります。

その活動の一環として、町内の全小学生を対象に反射材付タスキを配布いたします。登下校中にそのタスキを着用していただくことで、交通事故防止につながるだけではなく、小学生の段階から交通安全に対する自覚をしっかりと芽生えさせることができます。そして、小学生が交通事故防止活動を積極的に推進することで小学生ばかりでなく、町内全体の交通安全意識が高まることを目指してまいります。

小学生全員に反射材を配布し交通事故防止を図るこの取組は、現在、岩手県内で実施している市町村はなく、まさに岩手県の交通安全のモデルとなるべき活動であります。

信号機等の交通安全施設の整備については、矢巾町交通安全対策協議会や各関係機関と連

携を図りながら今後の交通の流れをしっかりと見きわめつつ、各自治会の意見をお聞きしながら県公安委員会に対し継続的に要望していくほか、通学路の交通安全対策としてグリーンベルトの設置や注意喚起の路面表示等の設置事業に取り組んでまいります。

町営住宅は、長寿命化計画に基づき修繕や補修を行ってまいりましたが、全般的に老朽化が著しく、平成31年度は矢巾町住宅マスタープランを策定し、具体的な整備方針を決定してまいります。

空き家対策につきましては、危険なまま放置され問題を生じる可能性のある空き家の増加が懸念されることから、このような空き家に対し迅速に周辺への被害防止等を可能とする仕組みを整備するとともに、利用可能な空き家については全国版空き家バンクを活用し、不動産事業者と連携して市場流通を促進させる取り組みを行ってまいります。

上水道事業につきましては、耐震性を有する水道施設の整備を推進するとともに、本年3月に稼働を開始する東部新配水場を拠点として、地域住民への安定的、そして安全安心な水道水の供給を継続的に行うことはもとより、岩手医科大学附属病院開院及び関連施設などの水需要増加への対応も視野に入れながら事業を推進してまいります。上水道事業は、住民の生活と健康に直接的に関係するインフラ事業であることから、日常の水質や水量の安定供給や、緊急時における迅速な対応のための体制強化に努めます。

また、下水道事業においては、公共下水道事業区域である又兵エ新田地内及び南矢幅地内にて管渠の更新工事の実施及び、農業集落排水事業区域である矢次地区を公共下水道事業区域へ集約化する工事に着手し、さらに処理施設及び管路の適正管理のため、老朽化が進む施設の維持更新に努めるほか、不明水対策の実施、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及活動についても努力してまいります。

加えて、上下水道事業を通して矢巾町を本当に好きだと言っていただけることを目的に、率直に語り合うことができる関係性を築けるよう水道サポーター制度をより充実させ、将来の矢巾町における上下水道事業はどうあるべきかなどの具体的将来像を忌憚なく話し合えるワークショップなどの活動を実施してまいります。

大きく変化する社会環境の中でコミュニティの果たす役割は重要性が増しており、その推進のため矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が地域の実情に応じて策定をいたしました「コミュニティ計画」に基づき、コミュニティ活動の推進を図ります。

第5として、『産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきまして、多様化する農業情勢に適切に対応するため、新たな基盤整備事業実施要望地区の

意見集約や調査事業等を行い、ほ場の大区画化及び汎用化やパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化など総合的な整備に向けた支援を行ってまいります。また、農地耕作条件改善事業等を活用し、園芸作物等との複合経営に取り組む地域を中心に、暗渠排水設備の更新等を進めてまいります。加えて、農業者等で構成される活動組織が農地を維持し、地域資源の質的向上や地域コミュニティの強化を図る多面的機能支払交付金や条件不利地域での活力ある農山村の実現に向けた中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

溜まった土砂の排除等を行う煙山ダムの大規模改修事業につきましては、平成31年度中の着工に向け、管理者である本町からも必要な支援を行ってまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援する農業次世代人材投資資金、矢巾町親元就農給付金を初めとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援するとともに、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入についても併せて支援してまいります。

経営近代化の推進につきましては、意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営主体の法人化を推進するとともに、経営の質の向上を支援してまいります。

6次産業化の推進につきましては、当町の農業者が生産する農畜産物の強みを生かした特産品を矢巾ブランドとして確立するべく、農商工の連携を図ってまいります。また、取り組む農業者の意識やレベルに応じ、達成度を高めるための支援を重点的に行い、販売会や商談会などの実践的な取り組みを強化し、課題の発見と解決を促してまいります。

そのほか、各集落において策定し取り組んでおります人・農地プランについて、農業委員会と連携しながら、隨時見直しを行うよう働きかけを行い、見直しに向けた話し合いの実現に向けた支援を行ってまいります。また、プラン実行に係る支援はもとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、農地中間管理機構とも連携の上、引き続き支援してまいります。

近年増加している鳥獣被害に対処する観点から、鳥獣被害対策に従事する人材の確保や技能向上に資する矢巾総合射撃場を平成31年度中に再整備するための支援を行ってまいります。

林業関係につきましては、森林の有する水源涵養や生物多様性の保全等の多面的機能を生かすため、森林を適正に整備・保全することが重要であることから、雑草木の刈払い、強風

による倒木・枯木の除去、それらに必要な資機材の導入等について助成を行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により活動組織を支援してまいります。

また、原木しいたけ生産農家へ安全な原木を安定的に供給できるよう原木林の造成につきましても引き続き取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、矢幅駅周辺の商業環境の整備が進められる一方で、岩手医科大学附属病院の移転・開院による人の流れの変化が見込まれていることから、中心市街地の活性化に向けて起業者支援と事業者間の連携の推進に取り組んでまいります。

企業誘致の推進につきましては、若者や女性が働く環境を充実させるため、企業立地奨励制度の推進と併せて企業の進出要望に対応するため、立地可能用地の確保を進めてまいります。

また、首都圏で開催される企業ネットワークいわて等を活用して、町に縁のある企業を中心により具体的な立地要望等の情報収集を行うとともに、立地可能性のある企業に対して、広く町の利便性や魅力をPRしてまいります。

中小企業支援につきましては、地域経済の活性化を図るため、矢巾町企業連絡会を通じて町内商工業者の経営環境の把握に努め、企業活動に資する情報の提供等の支援を行ってまいります。

また、起業を志す方を支援するため、広域の人材育成ネットワークを活用し、起業家塾の開催等により起業時の指導体制を整えるとともに、矢巾町地方創生センターを活用した創業支援ネットワークの構築を図り、起業意欲の向上と地域ぐるみの活動の活性化を図ってまいります。

雇用対策につきましては、矢巾町で生まれ育った子どもたちがUターンして町内に居住し安定して仕事を続けられるよう、早い時期からさまざまな職業を知り、進路選択の幅を広げるため、小・中学生が地域の企業と一緒に仕事について学ぶ機会をふやします。

また、大学生の町内企業への就職を支援し若者の就業の定着を図るため、町内企業に対する理解を深めマッチングを行う実践型インターンシップ事業について、受け入れ体制の構築を進めてまいります。

観光の推進につきましては、東部地域の国指定史跡徳丹城跡から南昌自然公園を中心とした西部地域へつながるエリアの地域資源の掘り起こしを行い、特に町内で一番の集客力を誇る「煙山ひまわりパーク」から周辺の観光施設につなげるよう地域資源を生かした観光客の誘客に努めてまいります。

観光施設につきましては、既存の施設の老朽化が進んでいることから、利用者が安心・安全に使用できるよう適正に整備するとともに、公衆トイレの洋式化等順次整備を進めてまいります。

観光宣伝につきましては、ラグビーワールドカップが岩手で開催される年であり、多くの観光客が訪れることが期待されることから、盛岡広域市町で構成される観光推進協議会が開催する物産展等のイベントへ積極的に参加し、本町の観光 P Rを行い、誘客促進に努めてまいります。

第6として、『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、循環型社会の形成に引き続き取り組み、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの有効利用の促進や、省資源、省エネルギー、3R運動などを啓発し、地域特性に合わせた取り組みを推進してまいります。ごみ減量につきましては、資源ごみの分別を重点に資源回収を促進し、家庭系ごみの減量のほか、事業者の協力を得ながら事業系一般ごみの減量化対策を進めるとともに、小学生を対象にごみ分別教室を実施し、本町の未来を担う人材への環境教育に力を入れてまいります。

環境美化の推進につきましては、地域住民や団体との連携により、緑化推進を含め、さらなる美化活動の推進を図ります。また、町内の清掃活動を継続しつつ、関係機関と連携しながら不法投棄パトロールを行い、ごみの無い住みよい環境づくりに努めます。

第7として、『安心と信頼が寄せられる行政経営』についてですが、行政経営の推進につきまして、事務事業の評価を実施し、政策の有効性等を常に意識して業務の推進に努めます。また、無駄を省き効率的な行政運営を行い、行政の更なる健全化を図ります。

人口3万人を達成するため、矢巾町総合戦略の基本目標であります「まちの発展を支える雇用の創出」「家族全員が健康で笑顔のたえない家づくり」「自然が豊かで全世代が安心して暮らせるまち」の実現に向けて地方創生を推進し、定住人口の増加を目指します。本年9月には岩手医科大学附属病院の開院を控えており、さらなる交流人口の増加が見込まれ、道路交通網や公共交通の整備に加え、交流人口をまちづくりに繋げるべく、施策を展開してまいります。

また、関係人口の増加策としては、ふるさと納税等の実施により、矢巾町のファンを増やすべく、矢巾町の魅力を発信する取り組みを積極的に進めてまいります。

広域連携の推進につきましては「連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」により、盛岡広域圏における共通の課題の解決に向け、さらなる連携の強化を図ってまいります。

結びになりますが、国においては、少子高齢化並びに人生百年時代にあって、高齢者だけではなく、子ども、子育て世代、さらには現役世代まで、広く安心を支えていく「全世代型社会保障」の実現を目指しております。

本町におきましては、新元号元年の町づくりといたしまして、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標、いわゆる略称ではSDGsを町づくりに積極的に取り入れた未来都市づくりを進めてまいります。SDGsでは「誰一人取り残さない」という考え方のもとに、この課題解決に取り組んでおり、本町では多世代にわたって地域課題を共有し、幅広い分野にわたり政策提言や解決に向けた取り組みを協働で行う矢巾町の応援団「まちづくりサポーター」を養成するとともに、毎月「町民懇談会」を開催し、町民が主役である町民参加型の町づくりをさらに進め、活力に満ちた町政を推進してまいる所存であります。

議員各位をはじめ町民の皆さまのなお一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、平成31年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 以上で町長の施政方針演述を終わります。

ここで一旦休憩をとります。

再開を11時10分とします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、平成31年度教育行政方針の演述を行います。

和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 平成31年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、平成31年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

さて、本町の教育におきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築や「総合教育会議」において町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら

ら連携して取り組んでまいります。

第7次矢巾町総合計画に掲げられた、7つのまちづくりの施策方針の一つであります「時代を拓き次代につながるひとづくり」の教育分野における方針実現のため、矢巾町教育大綱及び矢巾町教育振興基本計画で定められた基本的な実施計画の内容について、学校教育及び社会教育の諸施策を継続して推進してまいります。

特にも、矢巾町の将来を担う子どもたちが、いじめのない学校や社会の実現を目指し、自分や他者の命を大切にすること、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾町で育ったことに誇りを持ち、地域との協働により郷土の発展に尽くすこと、そして生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切にする 人づくり」を基本目標に、教育の施策を推進してまいります。

それでは初めに、学校教育などに係る二つの施策についてご説明いたします。

第1に、幼児教育・保育の支援についてあります。

遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育では教育内容や指導方法が異なっているものの、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携を一層強化し、就学に当たっての幼保小連携事業を今年度も引き続き展開し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

第2に、学校教育の充実についてあります。

児童生徒の教育に当たっては、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、知・徳・体の調和とバランスを重視した教育を行い、「豊かな心の育成」と「確かな学力の保障」、「健やかな体の育成」といった「生きる力」を育んでまいります。

「豊かな心の育成」を行うことについては、生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立のため、そこには今年度と書いておりますが、これ以降も平成31年度と言わせていただきたいと思います。平成31年度から教科となる道徳教育の充実や生徒指導の充実に努めてまいります。そのほかにも、学校不適応や不登校児童生徒、問題行動等への対応のため教育相談担当者やスクールカウンセラーが、幅広く相談にのる教育相談機能を充実させるほか、小中連携推進会議等の取組などにより、学校における諸課題の解決に取り組んでまいります。

次に、「確かな学力の保障」については、基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに

学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。また、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができる力を育むキャリア教育を推進するほか、2020年度に小学校5・6年で教科となる英語教育に対応するため、ALT（英語指導助手）の他に外国語活動支援員の配置を継続するとともに、さらなる指導体制の改善及び充実にも努めてまいります。

「健やかな体の育成」については、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めるほか、心身の健康保持増進のため、各種健診を行い事後指導の充実に努めます。

さらに、家庭・地域と協働した学校経営の推進については、保護者・地域とともに子どもを育み、全小中学校で自己評価、学校関係者等による学校評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を活用して継続的に学校運営の改善を図ります。

また、地域と学校や小中学校の連携強化のため、教育振興運動とコミュニティ・スクールを融合させた矢巾型コミュニティ・スクールの導入についても設立委員会の立ち上げなど、具体的な取り組みを行ってまいります。

いじめ問題の対応については、いじめの早期発見・早期対応に努め、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を行ってまいります。

具体的な取組としては、人権を考える授業、いのちの尊さを考える道徳やその他の教育活動、QUIいわゆる「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施することにより、児童生徒一人一人についての理解を深め、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握分析します。さらに、定期的なアンケートや教育相談も継続して行います。

また、福祉部門主催の「心の授業」を多くの児童生徒及び教員が受講できるよう連携して事業を推進いたします。

なお、学校内におけるいじめ問題の未然防止や困りごとの相談対応に、各学校と連携して対応するため、引き続き教育相談員を配置いたします。

また、子どものいじめや困りごとの心理面への対応、家庭環境による問題に対処するため、関係機関、教員と連携及び支援する専門家としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な問題に対応してまいります。

さらに、いじめ防止については、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもので

あることを十分認識のうえ、その防止と対策にあたってまいります。

そして、矢巾町いじめ防止対策に関する条例で定める矢巾町いじめ問題対策委員会の常設化により、専門家からの指導助言をいただくとともに、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会を継続し、関係機関、団体及び各学校と連携を密にし、情報共有を引き続き行ってまいります。

また、この条例施行後およそ2年が経過することや、条例策定時と現在の児童生徒を取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について見直しが必要かどうかを検証した結果、条例の一部を見直し、インターネットによる被害を受けた児童生徒及び保護者に対する支援を追加することとし、初期対応としての学校ネットパトロールの実施体制の構築に努めてまいります。さらに、児童生徒がスマートフォン等を持たない基本原則を維持しつつ、現実に持っている又は持たせなければならない場合における使用ルールを学校及び児童生徒とともに考え、インターネットによる被害の防止に努めます。そして、将来にわたって本町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができるような内容とし、更なるいじめ防止対策に取り組んでまいります。

次に、児童生徒を支える教育環境の充実については、児童生徒の生命・身体を脅かす出来事や、教員の不適切な言動や体罰などが起きないよう、学校における指導の徹底を図ります。

また、町内4カ所で運営しております児童館については、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助してまいります。

地域においては、現在、各種見守りネットワークやスクールガードなどにご協力いただき、上下校時や学校外において児童生徒を見守っていただいております。今後も、地域の防犯ボランティアの方々にお世話になるとともに、併せて、児童生徒が自然災害の危険から、自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成し、学校防災体制をしっかりと確立してまいります。

また、児童生徒の保護者に対する経済的支援については、就学援助費の支給、保護者の負担軽減を図る遠距離通学費バス利用者補助や、スポーツ及び文化活動に係る各種大会に参加する小中学校児童生徒、その保護者及び引率教諭の負担軽減を図るための大会参加費補助、上級学校に進学する生徒に対する無利子型奨学金貸付事業などを引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。

学校を支える教育環境の充実については、矢巾町教育研究所が主体になり、教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報の発行を行うとともに、社会科教材としての副読本の3年ごとの見直しの年であることから、内容の刷新を行い、今まで以上に子どもたちが理解しや

すいような副読本となるよう改訂作業を行ってまいります。

また、児童生徒の教育に関する不安や悩みについての教育相談、学校復帰をめざし様々な活動を行うこころの窓の開設、ことばの発音に課題がある児童に対する調査及び指導や支援を行う児童おはなし教室の開設や平成30年度より教育研究所所長職を専属配置したことによる、各相談業務や教育環境の更なる充実に努めてまいります。

学校規模及び通学区域の適正化については、岩手医科大学の移転に伴う人口の流入などの影響により、学校間で児童生徒数に偏りが生じてくることが考えられることから、適正な学校規模についての検討及び適切な学校教育環境の確保に向けた学区の見直しについて、町の行政区の動向を注視しながら、町民の皆様との協議に基づき検討を進めてまいります。

適応支援・特別支援の充実については、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図るため、適応支援員や特別支援教育支援員の配置を継続して行っておりますが、今後も増員を図り、個別に支援が必要な児童生徒への対応を強化できるよう進めてまいります。

学校給食については、子どもたちの生涯にわたる健康と幸せを願い、成長期の身体づくりを支えるとともに、学校における食育を推進する上で「生きた教材」としても重要な役割を果たしています。食育をさらに充実させるためにも、安全で安心な栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供できるよう、保護者の皆様をはじめ、矢巾町学校給食運営委員会との連携のもと、合理的、かつ効率的な運営を進めてまいります。

また、学校給食を通して、児童生徒が和食の良さや地域の文化、受け継がれてきた伝統等に対する理解と関心を深め、さらには郷土愛を育むきっかけとなるよう、食材に町内産農産物を優先的に取り入れながら「郷土食」や「行事食」の提供にも取り組んでまいります。

年々、複雑、多様化しております食物アレルギー対応につきましては、保護者、学校、関係機関との連携のもと、可能な限り除去食等の対応を行うとともに、教職員をはじめとした関係者へのアレルギー対応についての研修等により、対応力の向上を図り、事故防止に努めてまいります。

次に、社会教育の充実についてですが、少子高齢化や雇用環境の変化は本町においても同様であり、地域や家庭を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、社会教育においても、多様化する課題や価値観に対する的確な対応が求められております。

活力のある住みよいまちづくりのためには、町民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を持ち、前向きな意欲をもって様々な課題や困難に向き合い、より良い社会づくりに取り組むことのできる心と力を培うことが重要と考えます。

そのために、本町では、平成28年の『音楽のまち やはば』宣言及び本年1月の『スポーツのまち やはば』宣言の2宣言の理念に基づき、進んで教養を身に着け、自らを律し、価値観の変化や時代の流れを適切に読み解き、対応できる力を高め、「住みたくなるまち やはば」を創っていける人づくりを目指し、社会教育に関する五つの施策を柱に、事業を推進してまいります。

第1に、青少年の健全育成についてであります。

社会の少子高齢化は、人間性の形成において基本となる「家庭」においても例外ではなく、核家族化、子どもの数の減少などに起因した教育力の低下、普段からの会話の減少による他人との意思疎通が苦手な人の増加は、地域社会の崩壊にもつながりかねない大きく深刻な問題となっております。

このことから家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、各地区子ども会や青少年団体など団体活動への支援を通じて、人と人がつながり、地域社会全体の教育力が更に向かうよう取り組んでまいります。

第2に、生涯学習の充実についてであります。

町民一人ひとりが、生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活をおくることができるよう、自分に合った活動の気づきや再発見につながる生涯学習活動の支援や自主学習グループ等の支援を通じて、各世代の課題や価値観を把握し理解を深め、多様なニーズに幅広く対応した事業を推進してまいります。

また、自分の住む地域を意識し、地域の抱える課題について理解を深め、ボランティア活動や学んだ成果を発表し共有する機会を設けることにより、子どもから高齢者までの幅広い世代がおのれの持つ力を發揮し、より良い地域づくりに取り組めるよう、生涯学習としてのボランティア活動を振興し、まちづくりへの理解を促しながら学びの力を地域づくりの力に変え、活かしてまいります。特に、地域における自治会や子ども会、各種委員等との連携した学習機会を設け、学習内容を住民同士が共有することで、地域の活性化につなげ、生涯学んでいくことの楽しさと喜びを成果として感じることのできる事業を開拓してまいります。

町公民館事業については、住民が自主的に学び、自己を高め、生活文化を向上させ、健康で生きがいのある学習活動が生涯にわたってできるよう、これまで以上に多種多彩な公民館自主事業講座を開催するとともに、自主学習活動や自主学習グループの育成・支援等に、より一層取り組んでまいります。

図書センターについては、図書資料の増冊、利用者の増加を図ると共に、引き続き絵本の

読み聞かせなど読書に親しむ事業を充実させてまいります。また、電子図書館サービスの蔵書の充実にも努めてまいります。

町内の自治公民館については、町民の最も身近な学習活動の場として重要な施設と考えており、地域住民同士が互いに学び合い教え合いながら教養の向上を図ることができるよう、自治公民館長研修などを開催しながら積極的に支援を行ってまいります。また、町内施設を活かした移動公民館事業などを活用して、身近な学習機会の拡充にも努めてまいります。

第3に、スポーツ・レクリエーション環境の充実についてであります。

「スポーツのまち やはば」宣言に基づき、コミュニティを核とした町民スポーツ大会や講師派遣、各種サークル活動の支援などにより生涯スポーツを振興し、スポーツ活動の推進に努めることで、町民が生涯にわたり仲間と交流する楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができるスポーツ活動の機会と環境の提供に努めます。

平成28年開催の第71回国民体育大会において、本町で開催したラジオ体操については、年代を問わず手軽に取り組め、運動習慣をつけるためにも非常に有効であることから、地域における指導の機会を設け、更なる普及・推進を図ります。同じく、年代を問わずに楽しめることから国体で取り組んだスポーツチャンバラについては、矢巾町スポーツチャンバラ協会が設立されており、協会主催で教室や大会を開催するなど更なる普及を図りながら今後も支援を継続してまいります。

また、青少年のスポーツ活動については、児童を対象とした、スポーツ活動への入り口となるキッズベースックスポーツ等の各種教室を開催し、スポーツにおける運動能力や基礎体力を身に着け、競技力の向上を図るとともに、健やかで礼儀正しい心を養い、バランスのとれた人間性の形成につなげてまいります。

次に、競技スポーツの推進については、町体育協会や各種目別協会と連携しながら、全国レベルの選手を複数派出している矢巾町として、更なる競技力向上のため、各種大会の開催及び大会への選手派遣に加え、新たな選手及び指導者の発掘育成に努めます。

第4に、芸術・文化活動の推進についてであります。

芸術や伝統文化は、形として残るものはもとより目には見えないものであっても、私たちの「心」にゆとりを持たせ精神的な充足感をもたらし、日々の暮らしに彩りと潤いを与える行動力の源となる、豊かで住みよい地域社会の形成に欠かせないものであります。町公民館や文化会館を中心とした、音楽、演劇、舞踊など多種多方面にわたる芸術団体の主体的な活動は地域に深く根付き、小中高校生の文化活動にも影響をもたらし、その成果は町内外から高

い評価を受けています。そこで、更なる育成・支援に努めるとともに、一人でも多くの町民にこれらの活動に触れていただく機会を設けることで、町全体で芸術文化の振興と継承を促してまいります。また、普段、町公民館や文化会館の施設を利用する機会が少ない方への働きかけを行うことにより、多くの町民が芸術文化活動に触れ、参加し、優れた芸術文化作品を鑑賞できる環境を整えてまいります。

「音楽のまち やはば」宣言から3年目を迎える平成31年度は多彩な音楽活動を生かし、矢巾町に暮らすひとりひとりがいつでも音楽を身近に感じられる機会を作り、町民の皆さんと町が一つになって“音楽のまち やはば”づくりに取り組める事業を進めてまいります。特に、小中高校生の音楽活動を発信できる場を作ることにより、児童・生徒の努力のすばらしさを地域全体で共有し、更に飛躍できる環境づくりに努めるほか、より良い多種多様な音楽に触れられる機会をつくり、未来の「音楽のまち」を担う人づくりにつながる音楽活動を支援してまいります。また、音楽は、心をいやす治療のひとつとして使われるなど、人の気持ちに寄り添うことができるものと考えており、音楽を通して穏やかで深みのある人間性の形成につなげてまいります。より多くの方が矢巾町で音楽に触れ、演奏者と会話し、楽器触れられるなどの様々な形のイベントを開催することで、音楽がより盛んな町になるよう取り組んでまいります。

第5に、文化財の保護と活用についてあります。

国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等について、保護と活用を進め、町民に対する啓発活動等を通じて文化財に親しむ機会を増やすことで保護意識の高揚を図ってまいります。

特に、郷土芸能については、地域文化の継承という重要な役割を担っていることから、後継者育成、調査、記録保存や地域振興を主眼とする事業を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、今年3月に今までの発掘調査結果をまとめた総括報告書を刊行する予定であり、平成31年度には史跡指定50周年を迎えることからシンポジウムを計画しております。また、これまでの研究の成果に基づき、第2次史跡整備に取り組むにあたり、外郭西辺北半地区の植栽や案内看板などの整備の準備を進め、地域の誇りや心の拠り所となる史跡として、まちづくりに生かしてまいります。さらに、徳丹城ボランティアガイドの育成や、矢巾町徳丹城春まつり、歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して、町民に対する情報の発信を図り、史跡の活用につなげる活動を推進してまいります。

最後に、教育委員会所管の「教育施設・設備の充実」についてであります。安全な学校施設の管理と運営については、築数十年以上経過した学校の校舎内外施設等の老朽化が見受けられることから、今後策定する公共施設等の管理に係る個別施設計画に基づく大規模改修等、計画的な老朽化対策により、児童生徒が安全に学べるよう、施設の維持管理に努めてまいります。

また、小中学校空調設備整備事業を実施し、児童生徒が安全・快適に学校生活を送れるよう整備を進めてまいります。

設備面では、不動小学校パソコン教室内のパーソナルコンピュータ機器の更新など、設備や備品などの更新を進め、児童生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

また、学校給食共同調理場については、安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる施設や機器、備品の修理、更新を計画的に図ってまいります。

社会教育施設等についても、安心で快適に利用いただける施設となるよう長期的視野に立った計画的な維持補修を行いながら活用を図ってまいります。特に町公民館及び田園ホールについては、表面タイルの剥落を防止するための外壁等補修工事を行い、利用される皆さんの安全を確保するほか、田園ホールの休館に併せ、長年懸案となっていましたトイレの洋式化工事等の施設整備を実施いたします。また、指定管理施設における事業実施や施設の管理運営等については、引き続き指定管理者と協力しながら教育施設環境の充実を図ってまいります。

以上、平成31年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会として、施策の点検評価等を行い、着実に施策を推進してまいります。

結びになりますが、議員各位をはじめ町民の皆様のなお一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げまして、平成31年度の教育行政方針とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

日程第4 請願・陳情

3 1 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

○議長（廣田光男議員） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

2月13日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。31陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、31陳情第3号については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として平成28年7月1日から1期お務めいただいて、任期が本年6月30日までとなっております矢巾町大字南矢幅第16地割23番地13、高橋裕喜子さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮詢第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第6 議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために市町村は、固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で任期は3年となっており、平成28年3月25日からお務めをいただいております、そして任期が3月24日までとなっております矢巾町大字太田第15地割50番地2、秋篠孝一さんを引き続き固定資産評価審査委員会の委員に任命いたしたいと存じます。

秋篠孝一さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、固定資産評価審査委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入れます。議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める

ことについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第4号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第4号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第4号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、社会福祉法第107条に基づく矢巾町地域福祉計画の策定、変更及び評価に関する事項について調査、審議する町長の附属機関として矢巾町地域福祉推進審議会を設置するものであります。

その内容は、住民組織の代表、社会福祉事業に従事する者及び地域福祉事業を専門とする行政機関の職員等のうちから町長が委嘱する委員12名以内をもって審議会を組織すること、審議会の会議等を規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 公募の委員があるということだったのですけれども、この公募の仕方、今まで従来の公募の仕方では余り人が集まらないように感じるのでけれども、そちら辺の公募の仕方についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

私どものところでも初めての試みというところになりますが、やはり今地域福祉の推進につきましては、全国的にも関心が高まってきておりますので、その公募につきましては、募集要領等をつくりまして、広く町民の皆様に周知して公募をお願いしていくというか、公募を取り組んでいくことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その公募の点について再度お伺いします。

公募は、町民10代、20代とあるのですけれども、60代、70代の方もあると思うのですけれども、そういう段階的な公募の仕方とかも工夫していってほしいと思うのですけれども、どのように考えているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

これは、もう公募することについて私どもが条件をつけて公募できるものとできないものがある。特に、福祉については、これはもう先ほど私の所信表明でも申し上げたのですが、全世帯型の全世代につながるあれで考えていかなければならぬということで、そういった刻み方の公募は今のところ考えておらないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 矢巾町森林環境基金条例の制定について

○議長（廣田光男議員）　日程第8、議案第5号　矢巾町森林環境基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第5号　矢巾町森林環境基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、平成29年12月に閣議決定された平成30年度税制改正の大綱に基づき、平成31年度から各市町村に森林環境譲与税が交付されることを受け、森林環境譲与税等を活用し、森林の有する公益的機能の維持、増進に寄与する事業を実施の財源とするため、矢巾町森林環境基金を設置するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　森林環境税は、国が国民1人当たり年間1,000円というまず基準があります。そして、岩手県は県として、いわゆる森林税として1人当たり年間1,000円を徴収しているわけですので、本町の町民1人当たり、年間2,000円の徴収ということになろうかと思います。そして、本町にこの森林環境税として配分される分の見通しについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをいたします。

町に入ると予想されておりますのは、この内容が私有林の面積、いわゆる森林面積と、それから林業の就業人口、それから町の全体の人口で案分しております、それを試算しますと、矢巾町には約179万8,000円ということで見込んでおります。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第5号 矢巾町森林環境基金条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 矢巾町企業立地奨励条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第6号 矢巾町企業立地奨励条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第6号 矢巾町企業立地奨励条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、従来型の製造業を中心とした設備投資にとどまらず、地域に高い経済波及効果を及ぼす事業者に対する奨励措置を講じ、新たな企業立地による設備投資と雇用の拡大を促進し、もって本町の地域経済の活性化を図るものであります。

その内容は、一定規模以上の設備投資を行った立地事業者に対して、固定資産税の課税免除や新規雇用者に対する雇用奨励金の交付、用地の取得または造成のための資金借り入れに対する利子補給といった奨励措置を行うことを規定し、同時に従前の矢巾町企業立地奨励条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 矢巾町企業立地奨励条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第7号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第7号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、町内の小中学校の適正配置、通学区域の設定等について調査、審議する教育委員会の附属機関として、矢巾町立学校通学区域審議会を設置するものであります。

その内容は、小中学校のPTA会長、町内の各種団体の代表及び知識経験者のうちから教育委員会が委嘱する委員16名をもって審議会を組織すること、審議会の会議等を規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） この委員の中に地域から行政関係とコミュニティ関係が1名ずつ

ということなのですけれども、ちょっと私は少ないような気がするのですが、そこら辺の考え方をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ここに直接的に規定はしておりますが、一番最後に知識経験者という項目がございますけれども、このうちの今考えているのは、1名は、やはり学校教育とかについて知識をお持ちの方、地域にもいらっしゃるかと思いますので、そういう方を公募とかして募集したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町立小中学校のPTA会長6名、行政区長が会長が1名、コミュニティ会長は1名、学校評議委員が6名と、それから知識経験者が2名となっておりますけれども、この中にスクールガードの皆さんのがどういうふうに反映されるのかなと思ってお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

スクールガードにつきましては、各学校においてボランティアとしてお願いしておりますので、やはり学校からの意見等もこの審議会のときには意見として議論に含めていきたいと思いますし、あとは評議委員の方も6名ということでお願いしておりますので、そういう学校での議論も評議委員の方もご存じかと思いますので、そこから意見は取りまとめできるかと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入れます。議案第7号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定についてを起立

により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第8号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第8号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、昨年12月に厚生労働省より示された国民健康保険税の激変緩和措置に関し、所要の改正を行うものであります。その改正内容であります
が、被用者保険の被保険者の後期高齢者医療制度への移行に伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に対し、当面の間減免とされてきた国民健康保険税減免適用期間を所得割と資産割は、当面の間減免できるものとし、均等割と平等割は2年間と改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この条例が改正になって後期高齢者の世帯のところが激変緩和になるということですね。それで事例としてどう変わるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稻垣譲治君） 事例といたしましては、社会保険に加入されていて75歳を迎えた方、この方は後期高齢者に移行いたします。その方の扶養

者、この方につきましては、社会保険者の扶養者として旦那さんの、旦那さんというか、扶養になっている場合は、保険料を支払ってこない方になります。それで、その被保険者、75歳になった方が後期高齢者に移行することによって、その扶養されていた方が国保のほうに加入をしなければならないというのが実際の事例でございます。

そうすると、今まで保険料を払ってこなかった方が、旦那様というか、扶養していた方が75歳になったことによって保険料が必要となることで、それを緩和するという措置でございます。

それで、今この中にありますとおり、均等割と平等割については2年間ということに変わります。全てが当面の間ということで運用されてきましたけれども、引き続き所得割と資産割については、当面の間ということで減免されますけれども、均等割と平等割については、2年間という縛りがついたというような改正内容になります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第8号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員）起立多数あります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員）休憩前に引き続き再開をいたします。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） ここで高橋町長より先ほどの施政方針演述の中に訂正したい箇所がありますという申し入れがありますので、これを許します。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきて、先ほど私の施政方針で、まず訂正と飛ばし読みがあったところがありまして、それでまず2ページの最後のところ、原稿というか、お手元のあれでは「産官学金」と、こうなっているところを私、産学官金と読んでしまって、できればこれを「産学官金」に直したいと思いますので、ひとつご了承をいただきたいということと、それから文字の訂正でございますが、15ページの下段から4行目のところの利用者が安心・安全に使用できるよう適正のセイ、これを正しいの「正」に直していただきたい。「適正に整備すると共に」ということです。

そして、最後に飛ばし読みがあつて、一番大事なところなのですが、17ページの中段あたりなのですが、ここをあえて飛ばし読みをしたと思われては大変なので、特にも職員の資質の向上のところだったので、ここを「なお、高度化し、かつ多様化する政策課題に対応する行政機関の構築に向け、人材育成を図るための研修を充実させ職員の資質の向上を図ります。」ということを、これを挿入させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大変失礼いたしました。お許しいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） それでは、そのように取り扱います。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 先ほどの火災の音がしましたが、総務課長から状況について報告したいという申し入れがございますので、これを許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 情報提供でございます。

先ほど午前11時55分に通報がありました建物火災発生につきましては、南昌病院建物1階内の非常ベルの誤発報であることが判明いたしまして、火災ではございませんので、ご報告申し上げます。

なお、この誤発報、いわゆる間違って発報した原因につきましては、現在調査中というこ

とでございますので、あわせてご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 了解しました。

日程第12 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） それでは、日程第12、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、附属機関である審議会の委員並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容でありますが、地域福祉推進審議会及び町立学校通学区域審議会の委員報酬を日額7,000円とし、学校医及び学校歯科医の報酬を年額12万円に、健診内容に応じて加算額を支給することとし、学校薬剤師の報酬を年額3万円とする規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第10号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第10号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国民健康保険運営協議会の委員に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容でありますが、国民健康保険事業を運営するに当たり、国民健康保険加入者だけではなく、多くの町民が加入している被用者保険を含め、町民全体の健康づくりを考え、保険者を超えた視点での取り組みが必要であることから、国民健康保険運営協議会の委員として追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、議案第11号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第11号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、個人番号カード及び個人番号通知カードの交付または再交付する際の手数料に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、個人番号カード及び個人番号通知カードの交付または再交付手数料については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、国の補助対象とならない場合には、交付手数料を各自治体の条例に定めて徴収できることになっていることから、関係法令との整合性を図り、徴収する範囲をより明確にするための文言整理をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立に

より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多數であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、議案第12号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第12号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、学校教育法の改正、専門職大学制度の創設に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を改正するものであります。

主な内容といたしましては、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うための改正であり、布設工事監督者においては、従来の資格要件に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であっては、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第13号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第13号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、学校教育法の一部改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格に関して所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、学校教育法の改正により、本年4月から専門職大学が創設され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うこととなることから、同様に放課後児童支援員においても必要な資格を満たす規定とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第14号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第14号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本条例が施行されてから2年が経過したことから、附則第2項の規定に基づく所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、条例施行以後のいじめ対策に関する取り組みを検証した結果、現実的に児童・生徒がスマートフォン等でインターネットを使用していることから、インターネットによるいじめがあった場合に、被害があった児童・生徒や、その保護者がデータの削除を求めたり、加害者に関する情報開示をするために必要なサポートを教育委員会が行う規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

今までインターネットを利用していじめとかということで、教育委員会で警察等、そういうことがあったのか、ないのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

インターネットによるいじめとかがあつて警察とかに通報したとか、そういったものは今のことろございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第18、議案第15号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第15号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、南昌グリーンハイツの老朽化に伴い、多額の修繕料が見込まれることから、運営の継続は困難と判断し、平成30年3月末をもって閉館しました。このたび施設の閉館に伴う諸手續が完了したことから、公の施設としての廃止をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） グリーンハイツについては、この間の全協でも子どもたちが利用できるような工作教室というようなものが、例えば電気の漏電によって電気を使わなくてもできるような範囲でというような説明がありましたけれども、一部電気が使用できるということですが、その一部も安全なのかどうかということと、もう一つは、あそこはトイレと駐車場もありますけれども、このトイレとか駐車場の管理の条例というものはあるのかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

1点目の漏電している部分は、1階部分でございます。つまりプールの部分が漏電しておりますので、2階のフロアにつきましては、漏電はされていないということで、そちらは使えるという状況でございます。

それから、2点目のトイレ等につきましては、確かにグリーンハイツと一緒に電気を使っておりますが、特別なそういった条例は定めておらないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

南昌グリーンハイツの上下水道のことなのですけれども、隣にパストラルバーデンがあるわけですけれども、そのパストラルバーデンは、経過で他の私用物になりましたけれども、

そこにいくまでの水道のことではなく敷地を通って水道が通るようになっているのですけれども、その点はどのように話し合われているのかお伺いします。グリーンハイツに行く水道の管のことです。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

町水道につきましては、グリーンハイツ、パストラルバーデン、こちらのほうの配管につきましては、南側の町道のほうから引き込みがなされておりまして、グリーンハイツからパストラルバーデンを経由してという、敷地をまたいでということはございませんので、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号 南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第19、議案第16号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第16号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、1級河川太田川の河川改修に伴い、室岡地区の西小泉1号橋が廃橋となったことにより、1路線、全長54.5メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、皆さん方のお手元には、廃止路線の場所について図面を添付させていただいておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第20、議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、高田地区の住宅造成地内の道路新設等にか

かわるものであり、2路線、全長94.3メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

先ほどそれこそ皆さん方にお願いしたのですが、お手元に認定路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。
採決に入ります。議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正

予算（第2号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第21、議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、4款国庫支出金の事務費補助金及び保険者機能強化推進交付金を新設補正し、1款保険料の第1号被保険者保険料現年賦課分を増額補正し、4款国庫支出金の介護給付費負担金及び5款支払基金交付金の介護給付費交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、4款基金積立金の介護給付費準備基金積み立て事業を増額補正し、2款保険給付費の地域密着型介護サービス費給付事業及び施設介護サービス費給付事業を減額補正とし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億662万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） それでは、町長からの命によりまして、私から議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、平成30年度予算について年度が終わりに近づいておりますことから、現計予算と年度末会計予算としての決算見込みを推測し、必要額を増減するものです。

なお、国、県等の特定財源については、介護保険事業特別会計の性質上、歳出の保険給付費、事業費等の支出の状況に合わせて負担金あるいは補助金等の割合を増減したものです。

それでは、11ページ、事項別明細書の歳入をお開きください。説明は、款、項の名称、項の補正額を読み上げまして、そのほか特記する部分についての特記事項についてご説明いたします。

歳入、1款保険料、1項介護保険料1,654万円の増加になります。これは、現年度第1号者被保険者保険料の増額分、それから滞納繰り越し分の保険料の減額ということになります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、督促手数料の減ということで1,000円の減額ということです。

4款国庫支出金、1項国庫負担金523万8,000円の減額になります。こちらについては、居宅介護費の20%、施設介護費の15%の給付費実績当たりの割合に対しての減額という形になります。同じく2項国庫補助金になります。12ページのほうの総額でご説明しますが、184万4,000円の減額ということになります。11ページにお戻りください。調整交付金については、こちらについては基本は5%で給付されるという形でございますが、矢巾町については2.5%

の交付金ということになっています。この理由につきましては、65歳以上の高齢者の割合が全国的に照らしますと低いと。それから、所得状況が矢巾町の方、対象者については高いということで、総額では5%なのですが、2.5%の計算で総額予算で国から示された交付金という形になってございます。

それから、2目に移りまして、介護予防・日常生活支援総合事業の地域交付金については84万8,000円の減ということで、これは給付費の25%の割合で交付ということになってございます。それから、総合事業地域支援交付金については、これは事業費の38.5%の割合という形で交付になってございます。こちらの内容については、歳出の部分で包括支援センターの委託事業や認知症予防事業、それから生活支援コーディネーターの配置などに要した費用ということになってございます。

それから、4目に移りまして、介護保険災害臨時特例補助金の増ということで3万4,000円の増となってございます。こちらは、福島原発の関係で矢巾町のほうに避難されている方、1人分についての保険料の軽減分ということで10分の8の分の給付がございました。

12ページをご覧ください。事務費補助金については、事務費相当の2分の1の補助ということでございます。介護保険システム改修費、利用者負担割合の変更などについてのシステム改修費ですが、あとは高額介護サービスシステムの変更ということのシステム変更ということで新設された補助金ということでございます。

それから、保険者機能強化推進交付金、これについても新設された補助金でございますが、こちらについては、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みの支援の交付金ということで30年4月から始まった制度でございます。地域課題を明らかにして事業計画などを定め、国が示す指標に照らされて評価されて、何百項目もあるのですが、それに照らして活動している部分について認められたものについて国の基準の交付金が割り当てられているというものでございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金でございます。こちらは社会保険診療報酬支払基金からの交付金ということになってございます。介護給付費交付金については、失礼いたしました。これについては2,816万7,000円の減額ということでございます。介護給付費交付金の減については、歴年処理ということで1月から12月分の計算で交付金が出るという内容でございます。40歳から64歳までの2号被保険者の保険料27%相当の交付ということになってございます。それから、2目に移りまして100万3,000円の減額でございます。これは、総合事業に要した費用の27%の割合の交付という形になってございます。

6 款県支出金、1 項県負担金については462万8,000円の減額ということで、こちらは介護給付費相当実績の12.5%の割合で交付があるということでございます。

同じく2項、県補助金、こちらについては52万5,000円の減額ということでございます。総合事業の実績の12.5%の割合、それから総合事業以外の地域支援事業についても事業実績の19.25%の割合での交付という形になってございます。それから、3目でございますが、介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金、これについては、県内の沿岸で東日本大震災で被災された方、町内に3名の方住まわれておりますが、その方についての利用者負担の減額ということで、これは基準額に照らした部分で10分の9の交付がございますが、その部分の調整ということになってございます。

それから、3項委託金でございます。これは7,000円の増額となってございます。これは生活保護該当者の介護認定調査委託料の収入ということでございます。

それから、7款財産収入、1項財産運用収入でございます。1万3,000円の増額補正となってございます。これは介護給付費準備基金の利息ということでございます。現在の残高が3,685万7,743円に対する部分ということでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。補正額が14ページをご覧ください。920万5,000円の減額という形でございます。一般会計から繰り入れる決められた割合に対してのそれぞれの増減ということでございます。1目の介護給付費繰入金については、介護給付にかかった部分の12.5%の繰り入れということでございます。

それから、2目の総合事業介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金、これについては、町負担が同じく12.5%の繰り入れということでございます。それから、同じく総合事業の地域支援事業繰入金、こちらは町負担が19.25%の繰り入れということで指定されてございます。

それから、4目低所得者保険料軽減繰入金ということで、こちらについては、低所得者保険料軽減繰入金の増ということになっていますが、これについては10段階ございます保険料のうちの第1段階の方について年額の0.5から0.45に軽減した部分についての軽減分を国から一般会計で受けて、一般会計から特別会計に繰り入れることになってございますが、その部分の歳入補正という形になってございます。対象の方は722名ございました。

それでは、14ページをご覧ください。最後に、5目で一般会計の繰入金ということで、一般会計、介護保険事業会計の一般会計については100%一般会計から繰り入れることになってございます。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料ということで、こちらについては、第1号被保険者保険料の延滞金収入ということで補正4万1,000円ということになってございます。

歳出に移ります。17ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費でございます。補正額が117万7,000円の減額ということでございます。こちらの部分については、介護保険一般管理事業の減ということでシステムネットワーク化の委託料、それから通信運搬料の減ということで金額を計上させていただいております。こちらの予算については、本来であれば、平成30年度に地域医療福祉関係機関とのネットワークを利用した連携のために情報共有するということで予算を計上させていただいておりましたが、調整させていただいた結果、医療機関のほうから個人情報、レセプト情報などについて、その電子媒体処理をするのは、やはり抵抗があるということで、会議や情報形態ということで顔を向き合わせて、そういうふた話をする部分にはいいのですけれども、電子媒体を使ってネットワーク化するというのは、漏えいの可能性もあり、非常に怖いということで、今回は見送らせていただいたということでございます。

それから、2項徴収費でございます。これは、第1号被保険者保険料の徴収業務の費用ということで263万3,000円の減額と、不用額の減ということでございます。

3項介護認定審査会費、介護認定審査会の費用ということで107万2,000円の減額ということで30年度については、調査員、非常勤職員を採用いたしまして、自前で介護認定調査を多数行ったということで委託分が減額できたということで減額ということでございます。

18ページをご覧ください。4項運営協議会費、介護保険運営協議会費ということで不用額13万8,000円の減ということでございます。運営協議会費、3回の予定でございましたが、2回に変更。それから、包括支援センターの運営協議会の謝礼についても3回の会議の設定から2回になったということで不用額の減ということでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費ということで2,390万円の減額ということで、こちらについては、第7期の介護保険事業計画で定めた1年目の予算ということで計上させていただきましたが、基本的には介護給付費の差額不用費の減額という位置づけで計上させていただいております。地域密着型サービス給付費については1,200万円の減、それから施設介護サービス給付費事業についても1,200万円の減、それから居宅介護福祉用具購入費給付事業についても80万円の減。それから、5目に移りまして居宅介護住宅改修費給付事業の増ということで、こちらについては28件の利用者がございまして90万円の増ということになってございます。

2 項介護予防サービス等諸費ということで要支援と認定された方々の給付費諸費ということでございます。こちらについては240万円の減額ということでございます。介護予防給付事業の減額ということと、それから介護予防福祉用具購入費事業についても不用額40万円の減額というふうにさせていただきたいということでございます。

それから、4 項高額介護サービス等費ということで200万円の減額ということで、こちらについても計画よりは下回ったということで不用額の減という形になります。

20ページをご覧ください。6 項特定入所者介護サービス等費200万円の減ということでございます。特定入所者介護サービス費給付という部分についての事業については、施設入所者に対する所得に応じた居住費や、それから食費の減額制度ということになってございます。こちらについても不用額200万円ということで計画より下回ったということでございます。

3 款地域支援事業、1 項介護予防・生活支援サービス事業費149万8,000円の減額ということでございます。介護予防・生活支援サービス事業費については、主にデイサービス事業費ということで6事業者分ということで100万円の減額と。それから、介護予防ケアマネジメント事業の減については、要支援認定者、それから要支援にも認定されなかったのですが、事業該当者として認定された方のケアプラン等の費用ということで、こちらについても49万8,000円の減ということで不用額を計上させていただいてございます。

それから、2 項一般介護予防事業費ということで163万8,000円の減額ということでございます。こちら一般介護予防事業、やまゆりハウスの事業、それからリハビリ、それから老人クラブの公民館予防事業、それから通いの場体操クラブ事業などということでシルバーボディ操、それから体力測定などということでございますが、この部分についても不用額163万8,000円の減額をさせていただくということでございます。

それから、3 項包括的支援事業・任意事業費ということでございます。こちらについては12万1,000円の減額ということでございます。2 目認知症総合支援事業については13万3,000円の減額でございますが、これは認知症支援チームの医師1名分不用額、謝礼の減ということでございます。それから、3 目の任意事業費については、住宅改修費や福祉用具費購入の後の工事や物品が適正なものかと、その介護者に合っているものかという点検作業をやっていますが、その点検作業の費用の減などでございます。それから、認知症サポーター養成事業等の不用額の減ということでございます。

22ページをご覧ください。4 目在宅医療介護連携推進事業の増でございますが、こちらについては、紫波郡内での医療介護事業者連携ということを目的に紫波郡地域包括ケア推進支

援センターということで業務を委託してございます。その中で福祉部門や医療部門、多業種にわたる意見交換、それから将来高齢者を支えるためのさまざまな活動について情報交換等もさせていただいておりますが、それについては、紫波町と共同でやらせていただいております。紫波町と共同でやらせていただいている際の委託料の負担金ということでございますが、負担金については、高齢者等の割合について負担金の割合を定めさせていただいておりますが、差額が生じまして2万6,000円不足になったということで今回2万6,000円の増額をお願いするものでございます。

それから、5目の生活支援体制整備事業費については、地域ケア推進員の4人分の謝礼ということで、さまざまな高齢者の抱える問題とか、いろんなケースについて、地域ケア推進員は相談業務なのですけれども、対応していただいております。その方に対しての会議等に当たっての謝礼を準備していなかったということで2万円増額させていただきたいということでございます。

それから、4項その他諸費ということで介護予防・生活支援9,000円の増額でございますが、介護予防・生活支援サービス審査事業の増ということで国保連へのサービス給付費の審査手数料、1件75円でございますが、9,000円の増額をお願いするものです。

それから、4款基金積立金、1項基金積立金でございます。542万2,000円の増額ということで介護給付費準備基金に積み立てをしてまいりたいということでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金の減ということで還付金予算不用額20万円の減。それから、償還金の増33万9,000円でございます。これについては、平成29年度、前年度の介護保険事業補助金の返還でございます。システム改修費の精算と、前年度の精算ということで2万4,000円。それから、同じく平成24年度の給付実績に対する支払基金交付金の返還ということで31万4,134円の返還ということで前年度の給付実績に対する精算分の償還金ということでお願いしているものでございます。

平成30年度の予算につきましては、第7期介護保険事業計画に定められました3年間の計画の1年目の事業内容ということでございます。給付費等の歳出見込みの割合は、計画に対して約95.8%の見込みとなりました。おおよそ計画どおりとなってございます。今年度を含めた3カ年間で事業費の繰り越しや調整を行いながら、3年間の事業を推進するということになってございます。

以上をもちまして、議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 大変詳細にありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。質疑のルールでありますと、回数制限を設けない一問一答式として、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、そのようにします。

それでは、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について

日程第23 議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第24 議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第25 議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第26 議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第27 議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第28 議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第22、議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について、日程第23、議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第25、議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第27、議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第28、議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第19号から日程第28、議案第25号までの7議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました7議案について提案理由の説明を申し上げます。

議員各位のタブレット上に、平成31年度当初予算に関する説明書、そこをお開きになっていただきたいのですが、その説明書に基づいてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2ページをお開きになっていただきたいと思います。この2ページに、平成30・31年度会計別予算比較表がございますが、上欄に会計、平成31年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて対前年度増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第19号、一般会計114億5,320万円、5億5,820万円、5.1%。議案第20号、国民健康保険事業特別会計27億9,436万円、2億4,047万2,000円、9.4%。議案第21号、介護保険事業特別会計21億8,664万4,000円、5,910万4,000円、2.8%。議案第22号、後期高齢者医療特別会計2億47万7,000円、39万2,000円、0.2%。議案第23号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計7億2,289万1,000円、8,244万8,000円、12.9%。合計に参りまして173億5,757万2,000円、9

億4,061万6,000円、5.7%。

次に、平成30・31年度の公営企業会計別予算比較表の1枚物でご説明をさせていただきます。これも先ほどと同様に上欄の順で支出をご説明させていただきます。議案第24号、水道事業会計の収益的収入及び支出5億5,199万6,000円、1,398万2,000円、2.6%。資本的収入及び支出7億6,658万6,000円、△10億981万9,000円、同じく△56.8%。

議案第25号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出6億7,705万3,000円、△788万8,000円、△1.2%。資本的収入及び支出4億6,212万5,000円、△1,228万円、△2.6%。農業集落排水事業の収益的収入及び支出3億6,396万8,000円、9万5,000円、0.0%。資本的収入及び支出2億2,847万9,000円、747万8,000円、3.4%。公営企業会計の合計でございますが30億5,027万7,000円、△10億843万2,000円、△24.8%。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが204億777万9,000円、対前年度の増減額では△6,781万6,000円、0.3%の減でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第19号から議案第25号までの予算7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号までの予算7議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算7議案については、3月19日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については、3月19日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会します。

なお、あす22日は休会、23日、24日は休日休会、25日は休会、26日は予算決算常任委員会詳細説明を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお願い申し上げます。お知らせ申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時59分 散会

平成31年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

副町長	水本良則君	総務課長	山本良司君
企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤健一君	会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	稻垣譲治君
住民課長	浅沼仁君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀君
健康長寿課長	田村英典君	産業振興課長	菅原弘範君

道路都市課長	村 松 亮 君	農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君	特命担当課長	藤 原 道 明 君
特命担当課長	村 松 徹 君	教 育 長	和 田 修 君
学 務 課 長	田 中 館 和 昭 君	社会教育課長	野 中 伸 悅 君
学校給食共同 調理場所長	村 松 康 志 君	代表監査委員	吉 田 功 君
農業委員会会长	米 倉 孝 一 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

高橋町長は、都合により本日から8日までの3日間欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせいたします。

ここで水本副町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

水本副町長。

○副町長（水本良則君） 廣田議長さんからお許しをいただきましたので、高橋町長の状況について報告いたします。

高橋町長は、先月28日に体調不良を訴えて、岩手医科大学附属病院循環器医療センターで受診した結果、急性心筋梗塞と診断されました。その後、カテーテルによる治療を施し、大事に至らず経過は良好でしたが、その後の検査で他の血栓が見つかり、点滴治療を続ける必要があると診断されたところであります。

矢巾町議会定例会3月会議において、町長不在のままの開会は、議員各位を初め町民の皆様にご迷惑をおかけすることとなります。私以下職員で対応させていただきます。廣田議長さんを初め議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 代表質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、代表質問を行います。

なお、質問の答弁は、慣例により町長が行っておりましたが、町長が欠席のため、次席であります水本副町長が対応することをあらかじめお知らせいたします。

それでは、質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

一心会、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

(10番 山崎道夫議員 登壇)

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、一心会、山崎道夫でございます。質問の1でございますが、第7次矢巾町総合計画前期基本計画のまとめの年の取り組みについて町長に質問をいたします。

高橋町長は、平成31年度施政方針演説において、矢巾町が他に先駆けて取り組んでいるフューチャーデザインは、持続可能なまちづくりとして主要な新聞に取り上げられるなど、高い評価を得ており、国等でもその活用に向けた取り組みが広がりを見せていると話されましたが、他に先駆けて新しい手法を取り入れ、前向きに取り組む行動力には、いつも感心させられております。さらに、この手法を活用して全国初となる自治体の最上位計画としての第7次矢巾町総合計画基本計画の策定に向け、住民参加のもと進めるとしておりますが、平成31年度は、第7次総合計画前期基本計画の最終年度になります。いわゆる前期基本計画のまとめの年度であり、同時に後期基本計画策定に向けて具体的に取り組むための大変重要な年であります。したがって、町長が取り組もうとしている持続可能で未来に強いまちづくりを目指すための諸施策の推進について、町民の理解を得る中で推し進めいくことが必要であると思うことから、以下町長の見解をお伺いいたします。

1点目でございます。第7次矢巾町総合計画前期基本計画は、平成28年度にスタートし、3年を経過しましたが、高橋町長は、チームやばのトップリーダーとしてさまざまな課題に立ち向かい、諸施策の推進に向け常に前向きに取り組んでこられたと理解しておりますが、特に昨年はまちづくり改革元年として、諸施策の推進に全力で取り組んでこられたと思います。前期基本計画のまとめの年度を迎えるに当たって、この3年間をどのように評価しておられるのか所見をお伺いをいたします。

2点目でございます。本町は、フューチャーデザインの手法により、過去2回テーマを絞って取り組まれたとのことでありますが、持続可能なまちづくりに向けてこの手法を取り入れるに至った経緯と、今後取り組もうとしているテーマについてどのようなものを検討されているのか明らかにされたいと思います。

また、平成31年度は、この手法を活用した全国初となる第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定を住民参加のもと進めるとの方針が示されました、どのような形で計画の策定を進めようとしているのか具体的にお示しされたいと思います。

3点目でございます。政策推進室を発展的に解消し、未来戦略室を設置するとしておりますが、第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定を控えて政策推進室をあえて変更するに

至った経緯とその狙いについてお伺いをいたします。

4点目でございます。町人口3万人構想の実現に向け、UターンやIターンも含め、多くの移住定住促進に向けて雇用の場の確保が本町の大きな課題となっております。今後企業立地に向けた用地の確保や住みづけてもらうための宅地の確保が急務であります。平成30年度に見直しを行った国土利用計画や都市計画マスタープランに沿って市街化調整区域でも一定の要件が満たされれば、地区計画によって開発が可能であることから、この制度を活用しながら業務用地確保の開発支援を行うことで魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進していくとしておりますが、今後どのような取り組みで業務用地の開発に結びつけ、企業誘致につなげようとしているのか具体的な考えをお示しいただきたいと思います。

あわせて宅地の確保に向けた見通しについても明らかにされたいと思います。また、地区計画についての町民説明会を旧村単位で実施するとの考えを昨年12月会議で示されました、いつごろどのような方法で行う考えなのかお示しされたいと思います。

5点目でございます。持続可能な開発目標、SDGsをまちづくりに積極的に取り入れた未来都市づくりを進めていくとしておりますが、その取り組みの延長線上にあると思われる矢巾町の応援団、まちづくりサポーターの養成と毎月町民懇談会を開催するといったしておりますが、まちづくりサポーターの養成方法と目的、役割等をお伺いいたします。

また、町民懇談会の開催は、町主催となると思うが、どのような方法で行うのかお示しされたいと思います。

最後ですが、6点目、ことしの1月19日、本町はスポーツのまち宣言を行い、高橋町長は、人生100年時代を迎えるに向かって輝き続ける矢巾をつくるには、心と体が健康でなければならない。その一助となるのがスポーツと述べられ、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境整備や機運醸成に力を入れていくと強調されました。その10日前、矢巾町に全天候型ドームの建設構想と大きく新聞紙上で報道されました。それは1月8日の定例記者会見で町長が公表したものでありましたが、生涯スポーツの拠点施設としてのドーム建設は、町民にとって夢と希望のある大変喜ばしい話であります。実現に向けて最大限奮闘、努力していただきたいと大きな声でエールを送りたいと思います。

しかし、今回施政方針には一言も触れておりませんが、現段階ではまだ施政方針に掲げるほどのものではないとの判断なのか、その真意をお伺いするとともに、町民の期待に応えるため、実現に向けた取り組みを今後どのように進めていくとしているのか所見をお

伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 一心会、山崎道夫議員の第7次矢巾町総合計画前期基本計画のまとめの年の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、前期基本計画は、間もなく4年計画の3年目を終えることになりますが、これまでの成果につきましては、スマートインターチェンジの整備、環境省モデル事業による自然エネルギーの有効活用と省エネルギー改修、東部配水場の整備等を実施し、今後期待する効果が見込まれております。また、後期基本計画策定のための先般実施した住民アンケートや今後行う住民ワークショップ、広報紙やホームページを通じた投書などで寄せられるご意見も評価の一つと考えておりますので、皆様からの声を厳粛に受けとめ、引き続き後期基本計画の策定並びに推進に尽力してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、持続可能なまちづくりとして評価の高い矢巾町の水道サポートーの取り組みを知った大阪大学からフューチャーデザインの共同研究の提案があり、矢巾町の問題意識と近い内容であったため協定を締結し、今日に至っております。これまでまち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設等総合管理計画の策定にこの手法を採用したところであり、今後は第7次総合計画後期基本計画の策定に取り入れてまいります。また、第7次総合計画後期基本計画の策定におきましては、これまでの計画策定と同様に、町民の代表60人からなる総合開発委員会で原案を作成していただく考えですが、そのプロセスの一部にフューチャーデザインの手法を取り入れ、長期的に持続可能なビジョンを持った計画にしたいと考えております。

具体的には、計画案の作成に当たり、従来の住民アンケートや広報紙、ホームページを通じた意見聴取に加えて、新たにフューチャーデザインによる住民参加型ワークショップを開催し、その意見を重要な基礎資料として活用したいと考えております。ワークショップ参加者の皆様には、フューチャーデザインの手法によって未来の矢巾町に暮らす町民の代弁者の立場で議論をしていただき、その結果を未来から現代への提言として重視することにより、町として目先の利害に偏ることなく、未来の世代に対しても十分に配慮した全国でも例のない総合計画の実現につながるものと考えております。

3点目についてですが、事務事業評価や政策評価など新たな手法を取り入れ、政策を推

進してきた政策推進室を全国に先駆けて取り組んでいる将来世代の立場に立って政策を考えるフューチャーデザインという新たな手法について、平成31年度全国でも初となる第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に採用していくなど、この手法を矢巾町から全国へ発信していくとともに、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標、SDGsをまちづくりに積極的に取り入れた未来都市矢巾に向か、SDGsの17の目標について戦略的に未来に目を向けた施策の展開を図っていくため、推進から戦略へと、その役割を変更して未来戦略室としたものであります。

4点目についてですが、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であることが大前提で民間事業者の開発計画を促進させるものではありませんが、本町の計画的かつ効果的な土地利用を図るため市街化調整区域における地区計画につきましては、町諸計画に沿う整備開発計画をまちづくりに有効で適切な位置に誘導していくものと考えております。

ご質問の業務用地確保につきましては、本町業務用地として適切である西部工業団地などの既存産業団地隣接地や国道4号沿道を想定しており、民間事業者からの整備開発計画を受けて検討し、地区計画を進めてまいります。これにより、既存産業団地や広域的な産業連携が図られ、本町産業の活性化につながっていくものと思っております。

住宅地の確保に向けた見通しにつきましては、民間事業者からの提案を受け、内容について、本町と岩手県との協議、検討へ平成32年度中に盛岡広域都市計画市街化区域拡大での対応が図られるよう現在県が関係法令に基づきまして国との協議を進めているところであります。

地区計画の町民説明会につきましては、さきに申し上げたとおり、市街化調整区域の性質を勘案し、民間事業者の整備開発誘導として考えていることから、具体的な整備開発計画を進める中で必要に応じ、関係する町民の皆様に説明していきたいと思っております。

また、既存集落の活性化につながる地区計画は、まずは集落内で住民みずから集落地区の将来を考えていただき、意識を醸成した上で地区計画活用の必要があれば、その支援をしてまいりたいと考えております。

なお、市街化調整区域における地区計画の活用に当たり、その考え方やイメージを示した市街化調整区域における土地利用方針と地区計画ガイドラインを策定し、町ホームページなどで今後公表することとしております。

5点目についてですが、矢巾町では全国から高い評価をいただいております水道サポート制度がございます。水道サポートが評価されているのは、町民が町の水道について

学び、計画策定時に当事者として参加していることあります。まちづくりサポーターにつきましても、SDGsで掲げる目標であるあらゆる人々の活躍の推進、健康長寿の達成等の政策分野ごとに認識を深め、町政に関心を持っていただくとともに、協働でまちづくりを進めていくことを目的としております。

養成方法と役割につきましては、当初は第7次総合計画の後期基本計画策定の際に実施する住民ワークショップに参加していただくことを考えており、計画策定に携わることでまちづくりに対する認識を深めてもらい、計画策定終了後も継続的にまちづくりに主体的にかかわる応援団として町に対する意見や政策、提言等を求めていく方向であります。また、市民懇談会についてですが、現在毎月役場内で開催している定例記者会見終了後に開催したいと考えており、一つのテーマを定めて直接町民の方々と双方向での意見交換ができるように進めてまいります。

6点目についてですが、全天候型ドームの建設構想につきましては、災害時等にも活用が期待できる複合的な屋内体育施設として検討しておりますが、この構想を第7次総合計画後期基本計画に位置づけることができるよう平成31年度は民間資本の導入、事業主体など国や県といった関係機関と検討を進めてまいります。したがいまして、実現に向けて多くの課題を抱えておりすることから、今回の施政方針に掲げていないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） フューチャーデザインという言葉がこの前の施政方針の中で町長が初めて口にしたような感じで聞きましたけれども、これは将来世代の立場に立って政策を考える新たな手法ということなようでございますけれども、大阪大学との共同研究で取り組まれてきたわけでございますが、2015年度は、まち・ひと・しごと、いわゆる創生総合戦略ということで地方創生の戦略についてフューチャーデザインを取り入れて実施をしたと。それから、2016年度は、市民住宅と公共施設等総合管理計画の策定にして実施したということで、これは新聞で知りました、朝日新聞で。今まで取り入れたことのない手法だと思いますが、この手法のいわゆる特徴、これは現在の社会で町内に住んでいる方、そして何十年後かの未来に住む町民の役割の中で相互意見交換をし、まちづくりについていろいろディスカッションをするということだというふうに思いますが、大きな特徴はそういうことだと思いますが、その意義と成果というのは、どういうふうに捉えている

のか、その部分、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいま山崎議員のほうからお話がありましたフューチャーデザインの考え方については、そのとおりでございます。現世代が将来世代と意見を交換し合いながら、より先の未来に向かって施策を考えていくという考え方で間違いないところでございますけれども、意義と成果につきましては、先ほどお話ありましたまち・ひと・しごと総合戦略、こちらのほうに2回ほどワークショップを実施しまして、その中でこのフューチャーデザインを取り入れながら行ったわけでございますけれども、その際には、1回目には、過去、現在の評価をやりまして、2回目には2060年の立場での意見を出していただいて、それをこのまち・ひと・しごと創生総合戦略のほうに生かしたといった形になりますけれども、具体的には、施策の方向性、そういったものに例えば将来世代が考えた視点を保全したいというような強い思いなどは、施策の方針のほうに取り入れてございますし、そういったことで非常に意義深い内容だったなというふうに考えてございますし、成果につきましては、今後年数がたつに従って評価されていくものだというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 私もずっといわゆる土地の有効利用についてやってきたのですが、ほかに町営住宅のいわゆる集合化についても、特に矢巾住宅については、戸建てを何階か、5階くらいにしてエレベーターをつけてそして集合化を図るべきだと。それから、若い人たちもそこに住んで子育て世代にはそれなりの広さのスペース、一人住まいにはそれなりのスペースとか、いろいろなそういう多世代といいますか、それからそれぞれの生活するパターンに合わせて、そういうのを検討したらどうかということを言ってきましたが、この中で町営住宅と公共施設等の総合管理の、いわゆるフューチャーデザインの手法を取り入れた取り組みもされていると。

先ほど言った私が質問したときの答弁には、第7次総合計画の後期基本計画に町営住宅のあり方、それから道の駅の実施計画の話もそこにしっかりと組み込んでいきたいという町長答弁があったのですが、その辺についての、特に今私が言った町営住宅の問題等については、どのような方向性が出されているのか、そのフューチャーデザインの手法を使ったときのですね。それを参考までにお聞きしたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今後後期基本計画、今お話ありました町営住宅、道の駅を含めた取り組みについてですが、後期基本計画の中で今考えているのは、先ほど住民参加型ワークショップを開催すると、後期基本計画策定に当たってワークショップを開催するとお話ししましたけれども、このワークショップは、ことし6月から8月の間、大体6回ぐらいワークショップを開催して、その参加者には、参加者の人数としては、おおむね20人から30人ということで予定はしておりますけれども、余り多いと意見が錯綜してできませんので、やはり二、三十人が適当な人数だろうということで判断してワークショップを6回ほど予定してございます。

その中で今お話がありました町営住宅、道の駅の見通し等を話し合っていただいて、町としても後期計画のほうに取り組んでいくというスケジュールになってございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その部分については、理解をいたしました。

そこでこのフューチャーデザインの実施に際しまして、公募とか、あるいは無作為抽出で選んだ20人ほどが参加をしてやったということですが、その公募というのはどういう中身で公募したのでしょうか。それから、実際無作為抽出で選ばれた方たちの人数は20人程度の中に何人が入っているかちょっとわかりませんが、その人数とか、あるいは男女別、それから年齢とかというのはつかんでいると思いますので、それについてお示しください。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 具体的なプラーヌンクスツェレということで12月、村松信一議員のほうからお話ししましたけれども、そういった抽出方法で行つてはございますけれども、具体的な年齢なり、そういった構成、ちょっと今手元に資料ございませんので、後刻説明させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 課長、プラナー何だかってどういう意味。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 無作為抽出ということで人をこちらからお願いして謝礼を支払いながら話し合つていただくというような内容でございます。

○議長（廣田光男議員） そういうふうにしゃべったほうが早いのではないか。

他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） なかなかフューチャーデザインそのものがまだしっかり耳になじんでいない部分もありますので、半分ぐらいは理解できますけれども、そこで2060年でするので、40年後をにらんだ、いわゆる町の総合計画策定ということになるだろうというふうに先ほどの答弁もありましたけれども、そこにフューチャーデザインの手法を取り入れていくということでございますけれども、矢巾町の未来を次の世代に引き継いでいくということについては、いろんな取り組みをして、着実に発展をしていくまちづくりをしていくということについては、十分に理解はできますけれども、ただこれは私の考えでございますけれども、例えば私今70歳、71歳になるのですが、40年前となれば30歳ぐらいです。その時代のいわゆる40年後をにらんでまちづくりに関していろいろな意見は出せるとしても、政治状況、社会状況、それから経済を取り巻く状況、相当変わっていくだろうというふうに思います。特にＩＴなんかはそうですけれども、ＩＣＴ、そういう先端技術とかも取り入れて大きく変化をしていく時代の中で40年後を見据えていくというのは、相当やっぱり厳しい仕事になるのではないかというふうに思うのですが、そこはいろいろな基礎的な知識も持つていなければならぬだろうし、そこで私は普通に考えればそういうふうに疑問を持つのですが、そういった事前に選ばれた20人の方たちがそういった共通の認識を持つとか、あるいは勉強会とか研修会を事前にやるとかというそういうふうなことで取り組むというのではないですか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 先ほどお話ししました6回こういった住民ワークショップを開くということでございますので、当然矢巾町のことを全て知っている方がみんなそろって、そのワークショップに参加していただければ、そういった紹介、矢巾町の現状とかお知らせする必要はないのですけれども、やはりこういったことに今まで携わってきてこられない方々も当然参加して、これからくるわけでございますので、その辺は事前に矢巾町の環境なり、日本の状況なり、あと自然環境であれば、こういう状況で進んでいるといった状況も踏まえながら、そういった事前の勉強会、そういったものも含めながら念頭に置いて、今後の将来にわたる施策について討議していただくといった場にしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ある程度見えてきました。いわゆる私が心配したことは、もう既に考えていらっしゃるようですから、事前にそういった基礎知識を矢巾町に関して、あるいはこれから日本がどういうふうにどういう方向で進もうとしているか、その辺については、基礎的に同じ場で20人なり、その方たちが勉強すると、そういうことで取り組んでいくということですから、そこはわかりました。

そこで後期基本計画が新年度からまず1年間で先ほど総合、今まで取り組んできた総合何だか会議、総合開発委員会、この方たちが原案をつくるわけですけれども、それに加えて先ほど言つたいわゆる住民ワークショップ、その方たちの議論経過も踏まえて、将来のまちづくりはこうあるべきだというのもプラスしていくということなのですが、結果としては、それがいつころまでにできて、議会に示されるのはいつころになるのか、最後、その1点だけ確認したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 具体的な後期計画策定のスケジュールをお話しさせていただきますと、予定では、先ほどお話ししましたワークショップを6月から8月までやりまして、その後に9月に骨子案を作成します。その骨子案に基づきまして総合開発委員会を開いて、まずその骨子案についていろいろとご意見を賜るといった形になってございます。それ以降、総合開発委員会からご意見いただいたものを取りまとめて12月にパブリックコメント、広報なり、ホームページなりを通じてパブリックコメントをとりたいというふうに思っております。そのパブリックコメント等を取りまとめるに当たって議員さんにも当然説明をしていきたいというふうに考えてございますし、その取りまとめ結果は、2月に最終案として取りまとめていきたいというふうに思っております。最終的には、3月の議会のほうにお諮りをいたしまして承認いただいた後に策定といった平成31年度の流れといったことになってございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 総合計画については、後期基本計画については了解しました。

そこで次には、土地利用についてでありますけれども、いよいよ地区計画のガイドラインが策定をされて、地区計画に取り組む土台部分ができあがってきているということで、この前産業建設常任委員会で今までの経過と、それからガイドラインについての考え方を

お聞きしました。

そこで業務用地の、これ企業誘致が今頭打ちになっていると。それはなぜかというと、企業立地のいわゆる用地確保ができない状況にあるということが、この間ずっと私もそこをどうにかしなければならないだろうと言ってきましたが、いよいよ業務用地の地区計画制度を導入しての取り組みができるということになるのですが、西部工業団地、それから国道4号線の、これは幹線道路の沿道整備型なようですけれども、国道4号の沿道を想定していると。この2カ所をまず考えられているようですけれども、この地区計画制度をそこに導入する場合、今恐らく民有地になっていると思うのですが、その民有地の、いわゆる地権者とのかかわり、それからもう一つは、企業誘致をする際に、町がその場所を設定をして、いわゆる情報発信をして開発業者が、それを受け開発をするという手法をとるのか。それとも、企業が矢巾町に来たいと、進出をしたいということを受けて開発業者にそういう企業があるよということで情報を流して、それから開発業者が町に申し出て来る手法なのか、その辺の確認をちょっとしたいのですけれども。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

業務用地の地区計画につきましては、まずは民間の提案を考えてございます。提案されたものについて町の計画に合うかどうかを確認いたしまして、そしてその後やはり提案を受けましたら、町とそこの提案されたところと一緒にになって適地について考えていきたいということで、まずはガイドラインで、矢巾町ではここはこういう方針で開発の用地として考えていますよということでガイドラインを示しまして、それに基づいて民間の業者の方々がそれぞれ手挙げをしていただいて、それが町の方針と合うかどうかを確認して一緒に進めていくというような形で進めていきたいと思っております。

以上、お答えをいたします。

（「住民との関係は」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　藤原特命課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　山崎議員さんからのご質問は、業務用地の関係だというふうに受けとめましたので、先ほどの道路都市課長のお話は、どちらかというと全体、全てを含めた……

（「住宅地も含めた」の声あり）

○特命担当課長（藤原道明君）　そうですね、そういった方向でお話ししたようですが

も、私のほうからその業務用地の関係についてお話ししたいと思います。

まだ現在のところは、その方向性について具体的に内部の意思決定はなされてはいないところですが、私のところでプランを考えておりますのは、業務用地につきましては、まずは地権者の方々にアンケートをとって、どういう意向なのかということを最初に確認しようと思っております。その意向がある程度まとまったところが農地でなくなっていていいですよというふうなまとまりがある場所が見えてきましたならば、そこを候補地として捉えて企業への紹介等をしていくというふうな、あくまで町としては開発をしようと、立地しようとする企業さんがみずからそこを開発していただくということに対して地権者との間に入るとか、各種手続を支援するとか、そういったかかわりの中で実現していくというふうな考え方でおるところでございます。

かつて工業団地を矢巾町でも下田と西部と2カ所実施してございますが、実際実施に当たっては、大変な資金、それとマンパワーと、それから時間も全てかなりかかってまいりました。それだと、立地したい企業にとってのスピード感に全然ついていけない可能性が高いので、そういう形でスピード感を重視したような方向性で持っていくことを想定してございます。

いずれにしましても、まだよその事例とかも見てきて、そのかかわり方、いろいろありました。工業団地を実際に自分たちで、北上なんかそうなのですから、あとインフラのみをやる、それとあと私が今お話ししたように、間に入って支援だけをするというふうな方法、いろいろありますが、いずれにいたしましても31年度中にどの方法でやろうとするのかをきっちり決めまして、それに沿って進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今の部分でちょっと確認をします。

いわゆる企業が進出したいというところがまずあれば、一番先には地権者にアンケートをとるのでしょうけれども、その次に、いわゆる企業が進出をしたいという情報がありましたと。それはどういう企業でどういう規模で従業員どれくらいか、その業種も含めて検討するでしょうから、町がこれはぜひ来てほしいなど、立地に向けて協力したいなというのがあればそこは協議をして、その業者さんが、いわゆる開発をしていくことについては、オーケーサインが出るということでおろしいですか。

○議長（廣田光男議員） 藤原特命課長。

○特命担当課長（藤原道明君） 今議員さんがおっしゃったとおりのイメージのところでございます。

○議長（廣田光男議員） 山崎議員。

○10番（山崎道夫議員） 4号線の国道沿線に関しては、いわゆる徳丹城から南の地区、間野々、土橋、北郡山、ここについては、地区計画制度が沿線ですからあれですけれども、限られた部分かもしれませんけれども、使えるということになると思いますが、その部分についての企業の制約はあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原特命課長。

○特命担当課長（藤原道明君） 企業の制約ですが、現在の都市計画のルールにおいても、許可不要だったり、許可になる得るものだったりというものは当然にそのとおりでいいと思います。ただやっぱりそこに合致しないものというのが出てきたときに、それが町にとって望ましいものであろうという場合には、地区計画制度を使って市街化調整区域であっても立地できるような形にするというふうな基本的な考え方です。

なので、町にとってそれが望ましいものか否かという部分の判断とか、微妙なところが出てくると思いますし、大原則は、市街化を誘発しないというか、基本的には市街化調整区域であるという大前提があるので、それが来たことによって周りに住宅がすごく建ちたくなるみたいな話のものとか、多くの人数の方がそこにいろいろ集約、集まってくるといった類いのものはそぐわないというふうな一応原則的にはそうなっていますので、今の想定は業務用地、そこで会社さんがそこに来て仕事をしていただくというふうな前提で考えてございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「もう一点だけ」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今住宅地の確保について、先ほど道路都市課長から話がありましたが、民間事業者から提案を受けて、今市街化調整区域を市街化に編入する手続を県にやって、大体話し合いがついて協議が終わったということですが、あとは国との協議になるのですけれども、その方向性というのは、いわゆる国との協議ですから、どの程度時間がかかるのか私は予想できませんけれども、ただ答弁書にもありますが、平成32年度中には

盛岡広域都市計画市街化区域の拡大にその部分を組み入れて、いわゆる市街化区域にできること、するという話が、話というか、答弁書にもありますけれども、その見通し、いつころそれがなされるのかという見通しはあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

この市街化の拡大につきましては、過去の例も見ますと、やはり国との協議に、ここにも書いておりますけれども、やっぱり1年近くかかるございます。それで、この国との協議が了となつた後には、今度都市計画の手続ということで県の、今度は都市計画部門としての都市計画決定の部分がございますので、国との協議が終わった後、それが県との協議が終わりまして、初めて現場のほうに入れるというか、スタートしていくということで、やはりここにも書いておりますけれども、1年はかかるのかなというふうに思ってございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員）　質問2問目でございます。教育長にお伺いをしたいと思いますが、学校現場における過重労働軽減に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

2018年版の過労死等防止対策白書によれば、過重労働が顕著な重点業種として教職員や医療など5つを挙げております。全国の国公立小中高などの教職員約3万5,000人から回答を得た大規模調査では80.7%が業務に関連するストレスや悩みを抱えていると回答しています。ストレスや悩みの内容で最も多かったのは、長時間勤務の多さを挙げる人が最多の43.4%を占めており、ついで職場の人間関係40.25%、次が保護者、PTAへの対応38.3%となっております。また、部活動の指導については、小学校ではわずかで中学校では42%となっているとのことでありますが、長時間労働が教員のストレスや悩みの大きな原因になっていることが白書でも明らかになっております。

一日の平均勤務時間は11時間17分で月20日の勤務を考えると、過労死ラインの80時間を大きく上回る計算になると警鐘を鳴らしております。過重勤務の防止に必要な対策は、教員の増員が最多で、次いで学校行事の見直し、教員同士のコミュニケーションの円滑化、

校内会議時間の短縮の順番になっているとのことあります。そうした状況を踏まえ、以下についてお伺いをいたします。

1点目でございます。町内小中学校ごとの勤務時間の実態を示していただきたいと思います。また、タイムレコーダーの導入は図られているのかお伺いいたします。

2点目でございます。過労死ラインの80時間を超えて勤務している実態はあるのかお伺いをいたします。

3点目でございます。過重勤務の防止に向けた取り組みをどのように進めているのかお伺いをいたします。

4点目でございます。ストレスチェックは定期的に実施し、ストレスに早く気づいてもらう取り組みを行っておられるのかお伺いします。また、ストレスや悩みが大きい場合、どのような対応をされているのかあわせてお伺いをいたします。

5点目でございます。定期健康診断のほかに人間ドックの受診を働きかけるなどの取り組みは行われているのかお伺いをいたします。

最後の6点目でございますが、教育委員会として職場ごとの分析を行い、その結果を環境改善に生かすなどの取り組みは行われているのかお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　学校現場における過重労働軽減に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小中学校ごとの勤務時間の実態は、平成29年度の月平均で小学校が約30時間、中学校が約35時間となっており、平成30年度は12月まで小学校が約8時間で前年同期と比較して同程度、中学校が約7時間で約2時間増加しております。

また、タイムレコーダーの導入につきましては、各学校に本年1月に試験導入しており、来年度の本格実施に向けて運用実態を把握してまいります。

2点目についてですが、時間外勤務が80時間を超えている教職員は、平成29年度の月平均で小学校が2人、中学校が3人となっており、平成30年度は、12月まで小学校が2人、中学校が6人となっております。

3点目についてですが、教育委員会では、働き過ぎ解消などの労働改善に向けて各学校から四半期ごとに勤務時間外状況報告書を提出させております。それをもとに校長会議に

おいて時間外勤務の状況や要因を分析して働き方の改善につながるようにしております、学校内での会議等においても改善に向けた働き方の具体策について取り組みを行っております。

4点目についてですが、平成28年度から各学校の教職員を対象にストレスチェックを実施しており、委託先の岩手県予防医学協会から教育委員会に結果が届きますので、高ストレスの教職員に対しては、医師による面接を受けるように指導しております。

5点目についてですが、定期健診以外として人間ドックの受診は、公立学校共済組合の事業として1泊2日や日帰りの人間ドックを実施しており、各学校では教職員に対して周知を図り、希望者については共済組合に申請しております。その他の健診についても同様に周知等を行っております。

6点目についてですが、教職員の快適な労働環境の確保のため、職場ごとの分析を行い、労働衛生管理体制の見直しを行うために、本町小中学校では労働安全衛生法による設置義務はありませんが、独自に衛生委員会の設置を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 何点か確認をさせてください。タイムレコーダーの導入につきましては、平成24年のたしか6月の会議でタイムレコーダーを導入して教師のいわゆる働き過ぎを解消する一助にするべきだということで質問したのですが、それから7年たってようやく1月にタイムレコーダーが試験導入されたということでございますけれども、この本格運用に当たって、今まで恐らく管理職の先生方が目視あるいは点呼をとる、あるいは勤務した押印を確認する、いろいろ方法はあると思いますが、そういうことでやってこられたと思いますが、それはもう必要なくなるわけですよね、恐らく。そのタイムレコーダーでやることになれば。ただ帰りの時間が、そこはいろいろあるでしょうけれども、持ち帰りもあるでしょうけれども、そうすると、今の勤務体制の把握というのは、かなり改善されるというふうには思いますが、それがいきなり教師の長時間労働の解消に結びつくかということについては、ちょっと疑問もありますけれども、一助にはなるだろうというふうに思っております。

そこでそういう状況の中で先生方は平均で、ここにも出ておりますけれども、小学校で30時間、中学校が35時間、80時間を超えている教職員がまだおられると。この1日の平均、80時間を超えている先生方の残業の時間というのは、1日に換算すると何時間になるので

しょうか、その辺わかつておられるのだったらお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず最後に山崎議員さんのほうから話された1日の平均ということについては、今課長のほうが確認しておりますので、まずタイムレコーダーを導入することによって各職場のほうで今まで目視等で確認していたことが必要なくなるということですけれども、それも並行して行います。というのは、タイムレコーダーだけでは確認できない部分もありますし、それから自己申告ということも必要になってきます。これは、自宅に帰ってからのものもありますので、そういうのがどのくらいあるのかというのを確認した上でタイムレコーダーとの併用の中で先生方の働き過ぎについて実態を把握して、そしてその上でどのように対応していくかということを教育委員会として考えてまいりたいと、そう思っておりますので、そういうことで私のほうで前半のほうのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 田中館課長。

○学務課長（田中館和昭君） それでは、職員1人当たりの時間外の部分でございますが、80時間超えの職員に特定した時間外の平均を出してはおりませんが、大体各学校、職員1人当たりの平均を見ますと、やはり多い月ですと、大体1人当たり50時間の平均という学校もございますので、やはり多い、月にもよるかもしれません、80時間超えをするような先生であれば、行事とか、そういう重なったときに多く時間外をやっていることではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 過重労働ですから、いわゆる1日8時間にすると、20日の勤務だと、1日4時間から5時間、80時間以上になると、かなりのハードです、1日ですから。それが3日も4日も続く、あるいは20日も続くということになると。やっぱりそういうことの積み重ねが、いわゆるストレスに結びついて長期休業する教員も結構これは県内も多いという話を聞いておりました。そういうふうなことで健康な体で子どもたちの教育に携わってもらわなければ、やっぱり子どもたちもしっかりとした授業が受けられないというわけではないかもしれませんけれども、やっぱり完全な状況の中で、完全といいま

すか、健康な状況で教職に立ってもらうのが理想だと思いますし、そういうふうな環境をやっぱり整えていくというのは、学校現場、教育委員会も含めて役割があるだろうというふうに思います。そこで長時間労働、非常に国でも問題にされて、いわゆる中教審の答申なども出ていますけれども、その中で、例えば部活の指導員制度もありましたし、それから県内では、いわゆるお盆とか年末年始の休暇制度、閉庁制度、これも私去年6月に扱って、そういう形に矢巾と紫波だけがやっていなかったのですが、それもやるようになりましたし、少しずつは改善はされてきていると思うのですけれども、進路指導とか、それから支援が必要な子どもの家庭とのかかわり、対応とか、恐らく私たちが知り得ない状況でかなり負荷がかかっている部分があるだろうというふうに思うのですけれども、それについては、この中教審の答申の中では、やっぱり専門スタッフとか、あるいは事務員の協力を得て改善をするということもやっぱり考えていく必要があるということで答申が出されているのですよね。やっぱりその辺の考え方というのは、どのように捉えているのか、ちょっとそこをお聞かせ願いたいのですが。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　大変難しい問題です、このことについては。ただいま山崎議員からお話をあったとおり、学校現場というのは非常に忙しい状況です。先ほど課長のほうが話をした過重労働の教職員については、これはまず学校公開を控えた学校の教職員が顕著に出ました。それから、中学校のほうで部活動を一生懸命にやる、大会で勝つていい勝つっていくほど、その部活指導ということで超過勤務になります。というふうなことで顕著に2つの例でそういうふうな時間が過重労働ということで時間が出てまいりました。

そういうことも含めて、ではどういうふうにしていいのかといったときに、具体的に山崎議員さんがおっしゃった学級の中での発達障がいの子どもに対する対応とか、保護者の対応とか、さまざまのことについて先生方が忙しい、専門のスタッフあるいは学校内における事務員さんも手伝ってもらうとか、そういった具体的なこともお話しされました。これは、国へも要望しております。

ただ国もなかなか難しいというふうに言われております。そういう中で、県にもお願ひをしております。町としても、今回支援員を増員いたしました。要望しております。今まで10名ちょっとの人数だったのを15名ということで16名かな、増員をしております。ということで、学校現場で手助けができる部分を町としても考えてまいりますし、県のほうにも要望し、国にも要望し、できるだけ先生方の労働時間が超過にならないように、そういう

うふうな取り組みをしてまいりたいと、そういう決意でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 教育長の分析といいますか、取り組みについては、そのとおりだと思います。それで県教委も教職員の働き方改革プラン、2018年から2020年の3年間、この中でプランがあるのですが、昨年6月にこれは策定されて、今これの実施に向けて、それぞれ各教育委員会、学校現場も取り組まれているとは思いますけれども、この中で、これは国もそうなのですから、月45時間、年360時間以内の残業の上限、これを原則的に定めているのですけれども、これも目標、スローガンとしては大したいいだろうというふうには思うのですけれども、今教育長が言ったように、なかなか実現するというのは、相当な決意と、やっぱりマンパワー、いわゆる教員の増員も必要だろうというふうに思いましたし、それから各学校現場における昔からやっぱり培われてきた会議のあり方とか、いろいろあると思うのですが、そういった抜本的なやっぱり分析をやって決意をもって何としてもこの80時間を超える過労死ラインを超えている教員を絶対なくするのだという、そういう思いをやっぱり持って対応していかないと、なかなかこれは改善しないだろうというふうに思うのです。

やっぱりこの取り組みは、相当学校と教育委員会ががっちりと意思疎通を図ってやらなければならぬだらうというふうに思いますが、難しさはありますけれども、やっぱり今いろんな問題が起きて、働き方改革、これは民間もそうなのですけれども、教員の場合はブラック企業ではない、いわゆるブラック現場、職場と言っている人もいるのですけれども、教職員になる人が減ってきてているというのも現実なようです。働き方を見ると、大変だと。それをやっぱり学校現場ではいろんなそういった条件が難しい、簡単には取り組めないというのも現実には私はあると思うのです。

だけれども、やっぱりどこかでそれを取り組まないと、県教委が何ばやろうといつても、学校現場がなかなか難しいとなれば、進まないだらうし、国が旗を振ってもそのとおりだと思いますので、やっぱり一つ一つ、今まで一つ一つやってきたことは間違いないわけですので、労安委の話もこれも先ほど取り組んでいきたいという話です。これ私も24年3月に労安委については質問していますが、そのときには、法律上全く設立義務はないということを考えていないということでしたけれども、何か聞くところによると、ここ2年ぐ

らい前から一部学校現場で取り入れているという話もありますが、今後は恐らく全学校で取り組んでいく方向で今検討されているのだろうというふうに思いますが、最後にそこを先ほど言った学校現場の働き方改革を進める決意と、それから労働安全衛生委員会の取り組みについての現状と、それからその方向性、もう一回お聞かせいただいて終わりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まず今回のこの調査を含めて、あるいはこのタイムレコーダーの導入について、いわゆる数字合わせにだけはしたくないと、そういうふうに考えております。結局数字だけ下げればいい、でも家に帰って仕事を持ち帰る、土日もそういうふうな形をとる、そういうことにならないように、先ほど山崎議員さんがおっしゃったとおり、学校現場の中の改善、改良をしていかなければいけないと。会議の持ち方、組織の部分もそうですけれども、要らない会議がないか、要らない行事はないか、それからみんなで休めるときはないのかということも含めてさらに私たちのほうでも考えて指導してまいりたいと思います。

お盆の閉庁についても、1日でも長くそれができないか。あるいはみんなで休めるようなところをつくれないかとか、そういうたのもも現場と協議をしながら考えてまいりたいと、そう思っております。

最後のご質問の部分については、労働安全衛生管理体制のことについては、課長のほうから答えさせます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 田中館課長。

○学務課長（田中館和昭君） それでは、私のほうから衛生委員会の部分、お答えさせていただきたいと思います。

そのとおり31年度に衛生委員会のほうを考えたいと思っております。枠組みはちょっとまだ検討事項ではございますが、各学校ごとというよりは、例えば小学校でひとくくり、中学校でひとくくり、あるいは小中でまとめてひとくくりとか、そういう感じはどうかなと考えております。やはり28年度からストレスチェックが始まっていますので、これは当然教職員の一番は気づきが大事だと思っておりますが、気づきだけではなくて、その後のフォローとか、そういう面も衛生委員会のほうで話し合って各学校の現場のほうでできるだけ教職員のストレスを減らすような取り組みにつなげたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で一心会、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時20分とします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、町民の会の廣田清実議員。

ここで先ほど山崎道夫議員の答弁を保留しておりましたことから、佐藤企画財政課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 先ほど山崎議員のご質問に対しまして後刻答弁させていただくことになってございました住民ワークショップの参加状況、男女比なり年齢層ということでございましたけれども、今までやってきたものについて、いろいろワークショップ、たくさんやってきたわけでございますけれども、無作為抽出でやったものもございます。公募でやったものもございます。おおむねですけれども、男女の割合につきましては、男性が大体4割、女性が6割。年齢層につきましては、30代から60代の方がほとんどでございました。偏りについては、これは公募の場合は仕方がないのかなというふうに思ってございます。

あと今後の後期基本計画の策定に係る住民ワークショップにつきましては、こちらについては公募で行う予定でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、廣田清実議員の1問目の質問を許します。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、町民の会、廣田清実でございます。町民の会を代表いたしまして質問させていただきます。

それでは、1問目です。31年度町長施政方針についてということで3月21日の町長の施政方針において未来の矢巾の姿、来年度の対策について下記を問う。

- ①、未来戦略室を新設しましたが、目的と内容について問う。
- ②、団塊世代が後期高齢者となる2025年問題への具体的な対策について問う。
- ③、児童虐待が全国的に大きな問題になっていますが、本町の各種団体との連携についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 町民の会、廣田清実議員の31年度町長施政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、政策推進室において全国に先駆けて取り組んでいる将来世代の立場になって政策を考えるフューチャーデザインという新たな手法を全国でも初となる第7次矢巾町総合計画後期計画の策定に採用していくこととし、この手法を矢巾町から全国へ発信してまいります。

また、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された誰一人取り残さない社会の実現に向けて17の目標、169のターゲット、244の指標から構成されている持続可能な開発目標、SDGsをまちづくりに積極的に取り入れ、戦略的に未来に目を向けた施策の展開を図っていくため推進から戦略へと、その役割を変更し、未来戦略室としたものであります。

2点目についてですが、団塊の世代が2025年には後期高齢者、75歳以上に達することにより、国においては介護及び医療費などの社会保障費の急増が懸念されている問題であります。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療費、社会保障やその他の課題にどう取り組んでいくかが大きな問題となることが指摘されております。本町においても同様に、社会保障費の増加のほか諸課題として高齢に伴う認知症患者の増加、要介護者の増加、孤独死の問題などが挙げられます。本町における具体的な対策としては、高齢者を地域で温かく見守ることができ、孤独死などを起こさせることなく、そして皆が集える憩いの場として、また生き生きとしたさまざまな活動ができるよう多世代型の地域包括支援システムを構築し、疾病予防や介護予防、そして高齢者が認知症になっても、地域で当たり前に生活ができるよう皆で支えることができるようにしてまいります。

また、高齢者を地域で支え、高齢者自身が自分たちで生きがいを見出せることができる地域共生社会をつくるため、町内外の各社会的な資源としての保健、医療、福祉などの各機関や行政機関が一体的に連携して、地域共生社会をつくり上げてまいります。

3点目についてですが、本町では、児童虐待等で支援が必要な児童及び特定妊婦について、保護または適切な支援を図るため、平成18年5月に矢巾町要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報交換と支援の内容に関する協議を行って対応しております。

協議会の委員は、県福祉総合相談センター職員を初め、紫波警察署、盛岡広域振興局、町内の保育園及び認定こども園、小中学校、児童の支援にかかわる社会福祉団体及び庁舎内の関係各課等27団体で構成し、年1回の代表者及び年4回の実務者の会議を開催しております。

なお、本町では、児童の個別事案について、被害の拡大防止を考慮して必要時、関係機関の参集を願い、事案の情報を再確認し、役割についても再協議し、被害の防止に努めています。

したがいまして、虐待の心配が終結するまでは、児童が所属する保育所や学校等から毎月児童の情報を把握する仕組みの中で児童の成長を継続して見守り、必要な支援を行っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まず人口減少問題についてお伺いいたします。

本町では、微増でありますが人口が増加しています。しかしながら、本町においても人口減少は避けて通られない課題であります。現在微増であることから対策をしなくてもいいということではなく、今だからこそ対策するべきだと思います。減少し始めてからでは、多くの労力、費用を要すると思われます。そのことから、今後の方針や対策について下記をお伺いいたします。

①、定住促進住宅の建設について、労力や金銭等の町の負担減、経費削減の観点からPFI方式による建設の考えはないかお伺いいたします。

②、町営住宅の老朽化に伴い、平成31年度に策定予定の矢巾町住宅マスタープランのス

ケジュールをお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 人口減少問題対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、人口減少問題に対する政策として、子育て世代を対象とした定住促進住宅は有効な政策と捉えております。しかしながら、現状、矢巾町においては、取り組んでいないことから、実施そのものについての結論を出した上で担当部署、対象者、建設場所の決定に加え、必要な予算と人員についても検討する必要があります。これらにつきましては、来年度中に検討し、実施することとした場合、平成32年度からの実施を想定しております。

なお、事業手法については、他の自治体でも数多くの事例があり、また町の財政状況からもPFI方式は検討すべき有力な選択肢であることから、検討の際は、従来手法にとらわれず民間手法の活用も含めて広い視野で検討してまいります。

2点目についてですが、今年度まとめている整備方針をもとに進めてまいりますが、住生活基本計画法に基づいた岩手県住生活基本計画等の上位計画との整合性を図り、老朽化した町営住宅を計画的に、かつ有効な手法で整備していくよう矢巾町町営住宅等計画検討委員会で協議するとともに関係機関との調整等を行い、年内の策定に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まず現状をちょっと鑑みて、7次矢巾町総合計画の基本構想においてですけれども、まず人口の推移が平成22年、2010年では2万7,205人、それからその段階では65歳が19.7%、ずっと追っていきまして35年の予想まで中で出ているのですけれども、その中では2万7,447人、65歳以上が、先ほどの2025年問題ともかかわってくるのですけれども、30.9%になる。ほかの市町村に比べれば低い数字ですが、町の見込みとしても人口はこのように推移するのだという部分で見ていく。しかしながら、私は思うのですけれども、いろいろなところで矢巾町ではあと今度住宅地がふえる、だから人口がふえるという話をされるわけなのですけれども、その中でちょっと現状を把握するために、先ほど山崎議員さんの質問にもありましたけれども、町営住宅600世帯がふえるという話は

よく聞きます。そのスケジュール的には何年、矢巾町のほうではどのくらいで造成が終わるのか見込みとして考えているかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

今現在、先ほど山崎議員さんにもお答えしたとおり、市街化の拡大については、今業者のほうから提案を受けていまして、それに基づきまして協議をしてございます。その協議が、都市計画部門については、まず人口フレームによりまして、矢巾町に必要な部分ということで今了になります。それに基づきまして市街化の拡大につきましては、やはり農地の転用が絡んできますので、それにつきましては今国と協議しているということで、やはりそれには約1年くらいかかるという考え方を持ってございます。したがいまして、実際に現場のほうに入るのは32年度になってからというふうになろうかと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員）　さっき国との協議が1年、県の協議が1年ということで2年かかるということなのですけれども、それは受けければ本来的に32年度には入れる予定だと思う。私は、ちょっとそのところが不確定だと思うのです。今まで32年度に本当に入られるかなという部分もありますし、矢巾町に住宅を建てたいという方がいるとしても、矢巾町に土地がないという部分が現状でありますので、ただの施策だけで32年度に入られるのか、現場的に考えた場合は、本来何年度から造成というか、宅地を建てられるのか、その見込みはどう思っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、許可がおりるのがまずあとかかる。そして、その後やはり実際の現場の造成にもやっぱり、その場所にもよりますけれども、おおむね半年以上はかかるのかなということで、実際にではそれを販売して家を建てるとなると、やっぱりあと31年度、32年度までは造成までかかりますので、実際に家を建てるとなると、やっぱりその次というような形になろうかと思います。短大のところの今造成で売れておりましたけれども、あそこもやはり協議が終わってから造成して、ああいうふうに埋まるまでにはやっぱり二、三年かかるござりますので、そういうスケジュールになろうかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 過去の事例、中村地区とか、そういう部分の事例あれば、5年ぐらいかかるという、今の現時点から5年ぐらいかかるということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） いずれ国との協議が了になってからになりますので、それが本当に決まりまして、だから現場に入るのは、いずれ早くても1年かかるということです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 住宅地がふえるということは、まず将来的にあるのだろうなと思いますけれども、それは民間の部分でまず開発をして、民間に全てだと思いますけれども、今回私たちも先日、特命課長の藤原さんも参加してPFIの研究会をやりました。その中で事例として一番よかつたのが、佐賀県の三宅町というところでありましたけれども、人口減少を歯どめにするために、今2万5,000人、一番多いときは2万7,000人で、現在では下がって、下がって、下がって、予想では2万4,500人ぐらいになる予定でしたけれども、PFI事業で促進住宅をつくって、それを町の負担がなくやったことにおいて、人口が22年ぶりに増加したという事例がありました。

PFI方式という形、矢巾でもやはばーくがPFI方式でやられているのは確かでございます。しかしながら、あれは子どもたちとか、促進、町民のための施設であります、お金を生むとか、そういう部分ではありませんし、それで町のほうの負担があるだけでございますけれども、人口をふやすためにはPFI方式で、先ほど山崎議員さんへの答弁の中にもありましたけれども、本当に矢巾町の職員は少ないです。人口割からいって、今131人というデータを見ましたけれども、人口割にすると、すごく矢巾町の職員は少ないと。本当によくやっていると思います。この中で、事業がいっぱいある中で、それから医大の関係もある中で、131人でよくやっていると思います。

なので、私は思うのです。やっぱり今の時代の中でPFI方式をとるという部分に関し

ましては、矢巾町がここの土地にこういうものを建てたいという部分があると、民間のほうでまず資金調達、それから補助金はこういう町営に関しては50%なのですけれども、そこを民間の金融団とか、それから課の人たちにちょっとアドバイスをいただきながら民間でまず資金調達もすると。そして、設計、それから建設までを民間で行うと。そして、その中でやることによって、町のほうは計画どおりにいっているか監視するだけなのです。そうすると、入札方式よりも逆に言えば、建物が大きくなれば35%から50%の軽減になると、そういう事例がありまして、その中で建設されて完成しました。そして、入居から、それから住宅管理まで町のほうの職員がかかわることがなくなるという方式でやっております。

その中で30年間の計画でやりますけれども、その中で、三宅町は、実は土地が町のものではなくて3,000万円の購入してやりました。それでも実質的には町の負担がゼロと。それから、人的部分も、今まで全部職員が設計にかかわり、それから補助金の申請、それから資金の調達とかというのを町の職員がやっておりましたけれども、それを全部民間に委託するという形で、その30年で委託された方たちも30年でもとを、ちゃんとおさまるようなプランをするわけなのです。

矢巾町には今、先ほど住宅今度できるということになると、まず2年かかるってと、その間は矢巾町何もしないということになるのではないかなど私は思うのです。ですので、PFI事業をやって、その中でBTOという方式、全部民間に任せて、最後は町の持ち物にして、運営管理は民間に任せて、そうすると借りる人は固定資産税の分減りますので、町とすれば固定資産税が実入りがちょっと少ないわけなのですけれども、でも入る人たちはこぞって入ってくれるという部分があると思います。

1回三宅町をやって24世帯やって、次24世帯やって、次56、96と、どんどん、どんどんやって、それで成功している事例があるのです。矢巾町にも金融団もありますし、それから建設、設計するところもありますし、管理する会社もありますので、ただ何もこまねいて、32年度から考えるという話になると、これ民間の住宅の施工とかぶるので。ですから、逆に言えば、31年度でもう補正でもう、これは検討する費用は幾らかかるとは思いますけれども、31年度からでも矢巾町の有効土地を利用する部分として促進、定住促進住宅の考えはないか。それから、特命課長にもこの前PFIの勉強会しておりましたので、これは可能性はあるのではないかなど私は感じておりましたけれども、同じく勉強した特命課長さんはどういうふうに感じたかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） PFIの導入はどうかということですね。

はい。

○3番（廣田清実議員） 矢巾町の現状の中でも定住促進住宅を町の町有地においてできるか可能性は私はあると思うのですけれども、感触として、同じ勉強会をした中で、マンパワーが必要ない、資金的な部分も、それから管理運営、一番先に委託することが矢巾町の仕事なのです。それが矢巾町が委託しないと、事が始まりませんので、その中で矢巾町としてこういう定住促進住宅の可能性が私はあると思うのですけれども、同じ説明を聞いた特命課長でありますので、人口減少しないための得策となると思いますけれども、そのことについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、個人的な見解ということで、藤原課長の答弁を求めます。

○特命担当課長（藤原道明君） 個人的な見解……

（「ないと思いますが」の声あり）

○特命担当課長（藤原道明君） 職務上、廣田議員がおっしゃったように研修会に参加してまいりまして、以前からPFIのほうにつきましては、別な研修の場もありまして、いろいろ事例を見てまいりました。その中には、公園の関係だったりとか、体育館だったりとか、いろんな事例がございました。住宅につきましても当然ありましたけれども、1点ちょっとあれなのは、来年度中に検討してというふうな答弁をさせていただいておるところでございますけれども、これは、もし建設する、しないという実際の検討する際に、今の矢巾町の町営住宅の建てかえの話と定住促進住宅の話は、本来は別物なのですけれども、町営住宅の古いものを建てかえる際に戸建てのものもある程度集約化した場合に敷地が空くので、その敷地の利用方法として定住促進住宅も一つの考え方ですし、福祉系の住宅だったりというふうなことも考えられるなというふうには捉えておりまして、実際それを建てかえの町営住宅の手法も定住促進の新たに建てるものの手法も、どちらもいろいろ検討するという前提の中では、答弁の中にも実は書いているのですけれども、有力な選択肢だというふうに思っております。現実、最初のお金がかからないというその1点において非常に有力な選択であることは間違ひございません。

あとは定住促進住宅につきましても、人口増加策に貢献するということは、まず間違いないと思っておりますので、そこも含めて31年度中に意思決定をし、そしてもう一つやっぱり重要なのがマンパワー、余り要らないという意味でおっしゃっているのだと思うので

すけれども、実際は要求水準書とかというものをこんな分厚いやつをつくったりするというふうなことがあって、やはばーくのときもそのとおりですけれども、そういったところに対してのアドバイザーという方をお願いして、そういった要求水準書をつくるためのいろいろなことをやらなければならないとか、やっぱり一定のマンパワーは必要になります。ただそれができた後は、確かにおっしゃるとおりでございますので、いずれ建てかえをやるというふうな考え方が今検討されていますので、その建てかえと合わせて空いた敷地についてどう使っていくのかということについて31年度中に検討して結論を出した上で取り組みたいと思っておりますし、もう一点、マンパワー、先ほどお話ししたように、役場の現状としてのマンパワーは、そこに充てなければならぬ部分がどうしても出てきますので、答弁の中にもありましたけれども、必要な予算と人員を、それは実際にそれをやろうとするときの体制も含めてなのですけれども、そこをきっちり決めて進めるというふうなところをおぜん立てをきっちりとした上でないと、特命担当課にやれという話を言われても、2人しかいない状況だと、とても不可能ですので、いずれ役場全体としてそういったところまで実際のことまで考えて、ではどういう組織体制でやって、ではやろうかというふうなことを31年度中に検討して決めたいなということで答弁になってございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 確かに基本的な部分をつらなければならぬという部分、実はその部分に関しても委託である程度チェックのところまで民間委託をして、そして出しているというのがもう現状でありますし、やっぱりどこも職員を減少させているという実情はありますので、私も一戸建ての住宅と絡めてはいるのですけれども、私が思うには、町有地で有効な土地があるのですけれども、矢巾、岩手県の中で2番目に小さいのですけれども、やっぱり地区的には子どもさんがいない地区が出てきているという部分を考えたときに、有効な土地が、どことは言いません、どことは言いませんけれども、先にその部分、町のほうで考えるのであれば、きっとこれを成功するか、しないかによって戸建ての住宅も考えられるのではないかという部分で両方一緒にたどるのは難しいと思うので、やっぱり矢巾町全体が子どもたちの声が聞こえて潤うような町にするためには、この定住促進住宅、そして矢巾町には有効な土地がありますので、そこも含めて一個、別々に考えていかないと、なかなか二兎を追う者は一兎をも得ずという部分がありますので、そういう

地域をおこすという部分の考え方で来年度というか、今年度に検討して、来年度に発注できるところまで、きょう町長いませんので、なかなか難しいところでしょうけれども、方向性はぜひ少しでも方向性を見出していただきたいなと思いますけれども、きょうはちょっとやっぱり執行者の頭がいませんので、なかなか難しいと思いますけれども、よろしく。その考え方を本年度の調査事業の中で補正でも考える気はないかお伺いいたします。なかなか難しいのですけれども。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 直接的、具体的には、なかなか答えにくい面があるわけあります、問題意識あるいは考え方については、大変参考になるご意見、ご提言だったと思います。そういうことを含めてややテンポが遅そうだということも、これまたおっしゃるところありますので、可能な限り早めてまいりたいと。いずれにしても検討だけではなくて、早く実施することに意味がありますので、その辺を踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 31年度教育行政方針についてお伺いいたします。

3月21日の教育長の教育行政方針において、いじめ問題、環境整備等、児童・生徒の学校環境の整備、対策について示されました。そのことは当然ですが、本町の学力についても定住促進等の観点から重要視されることから下記をお伺いします。

①、確かな学力の保障とあるが、来年度の予算も今年度の予算と変わりがないように感じます。来年度以降にどのような対策を行うか問います。

②、矢巾町教育研究所は、学力向上にどのようにかかわっていくかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 31年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成31年度における学力対策として、各学校で行っている授業

について、授業方法や学びについての考え方を全小中学校で共通理解し、統一できる部分を共有することで児童・生徒の一貫した学びにつなげる矢巾型授業スタンダードを確立させてまいります。

次に、矢巾型授業スタンダードを受けて、家庭学習の充実を図り、家庭学習の方法や内容を具体的に示し、取り組ませることによって学習内容をより定着させていきたいと考えております。

また、平成31年度当初予算では、特別支援教育支援員及び適応支援員を増員することとしましたので、学校での授業において、さらに教職員をサポートすることで学力向上にもつながると考えております。

2点目についてですが、教育研究所の基本方針で児童・生徒の教育上の諸問題について調査、研究を行い、学校教育の充実、発展に資することとしております。その具体的施策では、学力の向上を目指す調査、研究及び研究発表として小学生で実施する観点別到達度学力検査、小中学生で実施する学習状況調査を分析し、各学校の指導に生かす資料提示及び教員の授業力向上に向けた研修会等を実施しております。

また、教育活動に関する資料等の収集整備として、小学生の郷土理解学習に使用する社会科副読本の編集、発行等を行い、学校での学習指導に役立てております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） ちょっと私も資料をそろえるのがおくれまして、ちょっと1つだけ聞きたいのですけれども、矢巾町の学力というのは、岩手県の中ではどのくらいのレベルのものかちょっとお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 田中館課長。

○学務課長（田中館和昭君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

テストでなくて調査ということでやっているものがあるのですけれども、まず小学生であります観点別到達度学力検査というものがございます。こちら学校別で多少ばらつきはあるのですけれども、全国比で見ても、平均より高い数字が出ております。

さらに小学生と中学生のほうでやる全国あるいは県の学力学習状況調査というものがございますけれども、これはまた先ほどの検査とはまたちょっとやる中身が違いますが、こちらはちょっと全国平均と比べて多少低くは出でますが、この2つの検査あるいは調

査なのですけれども、いわゆる受験の科目とか、そういういわゆるテストとはまた別なものでございまして、例えば身につけておかなければ学習内容に影響を及ぼすとか比較的考えるような内容の検査となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 私のほうから小学校の学力テスト、これはインターネットで調べれば出ることなのですけれども、岩手県は小学生は結構優秀なのです。国語Aについては5位、全国で。国語Bについては9位。算数は24位。理科は14位。ところが、中学生になると、岩手県のレベルってすごく低くなってしまうのです。国語はいいほうですけれども、29位、Bが17位。それから、数学はAが46位、Bが45位。理科37位という、この数字があるわけなのですけれども、私なぜ、矢巾町は岩手県の中でもどのくらいのレベルの中にいるのかなという部分も学力として、数字として。確かに生活の方式とか、そういう部分も確かに、それは学校環境も必要でしょうけれども、数字的な部分はどのくらいなのか把握をしているのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 田中館課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

今私のほうで持っております中学生の状況でございますけれども、例えば国語でございますけれども、県平均が64.8に対して本町は65.1と、ほぼ平均ぐらいになっている数字もございます。一方、数学のほうでございますけれども、県平均が44.9が44と、ここは若干でございますけれども、平均より低い状況となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 県平均ぎりぎりかなという部分ということは、私さっき言った資料の中で、なぜか日本海側の秋田、石川、福井、それから富山、それ以外のところでは東京が小学校では入っておりますけれども、やっぱりそれがずっとなのです。ですから、私は思うのですけれども、矢巾町独自の考え方として、やっぱりそういう部分に学ぶ予算を計上してはいかがかなと思うのです。これ成功するとは思いませんし、さっき言った山崎議員さんの教職員の負担を減らすというのには逆になるかもしれませんけれども、でも教え

方を学ぶということは必要だと思うし、私が危惧したのは、去年の予算と学力向上の予算ってあるのですけれども、その中でほとんど、ほとんどというか、毎年同じ数字しか出てきていないと。やっぱり学力向上を目指すという部分であれば、予算計上して、それがうまくいくかわからませんけれども、予算計上するべきではないかなと思いますし、予算をこれから計上していく考えはないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず学力の高い日本海側について、これは例えば秋田のほうの視察については、校長会でも、あるいは町としても、いろんな形でしておりますし、本もありますので、そういう部分で勉強をしております。あとは町の校長会としても日本海側だけではなくて、東京だったり、いろんなところに行ってどういうふうにして学力向上させているのか、今いろんな形で学んできております。

要は、予算ではなくて、私は方向性だと思っています。どういうふうに仕組んでいくか。各学校では取り組んでいます。でも、それがうまく接続していない。それから、調査、それからいろいろなテストがございますけれども、1年生から4年生までやるCRT、これは非常に高いのです。ところが、その上でやる5年生、6年生、中2、中3でやる県学調、全国学調になると下がってくると。要するに調査の方法、内容によって子どもたちのできが違ってくると。これをどの教科でも、どの調査でも大丈夫なようにするためにには、小中学校の考え方、学ばせ方というのをある程度統一させることが必要なのではないかと。

秋田は、そういう意味で家庭学習を充実させているのです。家庭学習ノートというのを、これをしっかりと取り組ませて、家庭学習の上に授業が乗っているという形で、そして県のほうでこういう方向で授業をやりましょうという方向性もしっかりとさせて、そして県のほうから指導主事、複数を配置したりとか、いろんな形で補助しているのです。でも、それを矢巾町でできないかというのが、私の先ほど申し上げた矢巾型授業スタンダードです。それを何とか予算をかけないでまずやってみて、もし必要になったときには、補正でも何でも要望したいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、これをもちまして廣田清実議員の代表質問を終わりま

す。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後 1 時とします。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、矢巾明進会、長谷川和男議員。

1 問目の質問を許します。

(12番 長谷川和男議員 登壇)

○12番（長谷川和男議員） 議席番号12番、矢巾明進会を代表しまして高橋町長に第7次矢巾町総合計画の施策並びに31年度施政方針についてお伺いします。

平成31年4月30日をもって平成の年号の幕が閉じ、新年号が5月1日改元となります。新たな年号の始まり、町としても、また町民の皆様もさらによき時代に向かうものと願っていると思う次第であります。

先般、広宮沢第2土地区画整理事業、ウエストヒルズ広宮沢の竣工記念式典が行われ、この団地には七十数社の企業が入り、同じく住宅団地66区画が完売し、約二百数十人の人口増があり、本町の経済振興に大きく貢献されると期待するところでございます。同事業に深く敬意を表するものでございます。

いよいよ9月21日には、岩手医科大学附属病院が開院となり、最先端の医療機器を備え、岩手県の医療の中核を担う、また東洋一の高規格病院とも言われております。本町としても岩手医科大学に寄り添って、医療の町としての役割を果たしていくことが重要ではないかと思っております。

高橋町長は、第7次総合計画の基本理念である希望と誇りと活力にあふれ躍動するまちやはばの実現を目指し、平成27年5月の就任以来、町民の期待を担い、順風満帆して大海原に高橋昌造丸は春光の船出をし、荒波を乗り越え、4年の航海を終えようとしております。成果と反省も踏まえて3月議会は、特に町長にも、私ども議会も意義あるものと感じ、質問をいたします。

1 問目は、消防救急体制の充実についてお伺いします。

1 点目、町の基本は、第一は、誰もが安全で安心して暮らせる町であり、第7次総合計

画第4章の快適性と安全性を高めるまちづくりの中の消防救急体制の充実についてお伺いをします。

盛岡広域本部は、矢巾町は国の消防力の整備指針を満たしており、矢巾分署を本署への昇格を早期実現されるよう求めており、また第7次総合計画では、平成31年度に矢巾消防署への昇格を明記され、議会の議決を得ているところでございます。最重要項目として挙げた事業の計画策定をどのように構築していく考えなのかお伺いをいたします。

2点目に、高橋町長は、就任1年後、平成28年度に消防署昇格の方針である旨の発言をされており、その後町長は、消防学校と一体となった防災拠点構想等の話など、また本年1月6日の消防団の出初め式後の消防団の新年会の挨拶において、町長は、消防学校を一体拠点としてスマートセンター付近に設置したい旨の挨拶をされておりますが、しかし第7次総合計画で議会の議決の重さを軽んじているのか、矢巾消防署昇格は各方面からも提起されており、消防学校の移転については、具体的な検討段階に入っているのか。また、この実行については相当な歳月を要すると考えられるが、このような実情の中、町長は第7次総合計画で矢巾分署の消防署計画についてどのような考え方をお持ちなのかお伺いをいたします。

3点目、本町の非常備消防の充実についてお伺いをいたします。消防団員の定数は、本町は380人であるとされておりますが、現在の団員数は323人で欠員57人となっており、団員の多くの雇用形態はサラリーマンが圧倒的に多数を占めております。また、役場職員の皆さんには、49人の団員に入っていただいておりますが、団員の多くの方々は雇用形態はサラリーマンが圧倒的に多いというふうになっておりますが、農協職員も9人、一企業の3人と団員確保に毎年苦労されており、一般企業においては、経営の合理化、人件費も含め効率化を求める競争社会の現状の中、欧米社会のようなボランティア社会が充実している国とは違い、企業に務める会社員が有事の際の出動、また消防団の早朝、休日、平日の訓練等、企業側、無論家族の理解なくしての入団は難しいのではないかと感じております。この現状を踏まえて、町当局と消防団は打開策を協議されていることと察しいたします。大変ご苦労さまでございますが、雇用の立場である企業に町としての協力をいただける策として提案をしたいのでございますが、現在は、ふるさと納税は個人に限定されております。利益を生むことを前提としている企業が活用できるのであればというふうに思うところでございますが、企業型地域協力の納税の矢巾型ブランドを創設し、社員の奉仕活動に当たる人件費を算出し、協力できる企業に対して企業納税を創設することなど、これから

の人口減少社会で団員確保がますます難しくなると予想されることから、安全、安心で備えあるまちづくりの課題として検討すべきと思うのでお伺いします。

さらに、団員の報酬及び出動手当について、町として検討すべきと思うが、常備消防問わず常に危険を伴う仕事であり、県内は無論のこと、毎日のように発生する火災で死者が多数出ております。また、多様な火災で大災害もあり、また自然災害等もあります。この問題は大局的な観点から早期の打開策を講ずる必要があると思うのでお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 矢巾明進会、長谷川和男議員の消防救急体制の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目と2点目は関連がありますので、あわせてお答えいたします。矢巾分署の昇格についてですが、国が示している消防力の整備方針では、連担している市街地の人口が1万人以上の場合は、消防署所が管理する消防ポンプ自動車は2台とし、消防要員の増加が必要となり、これにあわせて消防指揮体制及び業務執行体制の充実強化を図ることで消防署に昇格となるもので、第7次矢巾町総合計画基本構想に常備消防の強化として分署から消防署への昇格について目標値を平成31年度として検討を行ってまいりました。

検討については、人口増加や交流人口の状況や消防ポンプ自動車の増大、救急搬送の増加、常備職員の増員による管理運営負担金及びそれに伴う矢巾分署の施設整備に係る設備負担金の増額を主に検討しておりますが、本町の場合、盛岡南消防署と紫波消防署が隣接しており、現在も災害の際は連携して現場の対応を行っているところであります、矢巾分署の昇格時期に係る防災体制の見直しについては、慎重に見きわめる必要があると考えております。

また、岩手県消防学校については、岩手県総合防災室や盛岡広域消防本部、岩手県消防学校、そして矢巾町で構成されている岩手県消防学校に必要な機能等を研究する会が昨年発足されており、各種訓練内容に応じた訓練棟を初め各種施設、寄宿舎など、消防学校に必要な機能を先進地視察、消防署へのアンケート調査、そして検討会を重ね、研究しているところであります。

消防学校は、防災の拠点となることから、常備消防の強化とともに今後も防災力の強化のため関係機関との協議を進めてまいります。

3点目についてですが、雇用環境や家族環境の変化により、ボランティアである消防団

への入団や活動の継続が年々困難となってきた状況であります。消防団員については、ボランティアであることを踏まえ、団員本人が消防団員であることへの誇りややりがいを感じ、団員活動を継続することが最も重要であることから、訓練や団行事を初めとした団員活動のあり方について引き続き矢巾町消防団と協議しながら伝統と歴史がある矢巾町消防団の活性化に努めてまいります。

また、消防団員の雇用主である企業に対しては、ご提言いただいたことも参考に検討いたしましたが、現在従業員の消防団員入団等積極的に消防団活動へ協力いただいている事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付しているほか、消防団においても本部員や各部長の企業訪問により、従業員が消防団員活動を行うことに対する理解をお願いしているところであります。

団員の報酬及び出動手当については、平成27年4月より出動手当を増額したところであります、今のところ改正は見込んでおりませんが、これから災害対応の状況等を踏まえながら実態に則した対応を行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員）　答弁では、本署昇格には慎重に見きわめて隣接には、盛岡南消防署、紫波消防署などがあるというふうな答弁でございましたが、そこと連携してやるというようなことで今もなさっているということでございますが、やはり盛岡市についても、紫波町さんにおいても、目前の経費できちつとなさっているわけでございますので、このことについては、やはりもう少し積極的に進めていく必要があるというふうに思っております。

消防学校の具体的な計画案が出ているのでお伺いしますが、私は渡りに舟という諺がありますが、川を渡りかねている時、都合よく舟を得ること、何かしようと思っているときに、また手段、方法がなくて困っているとき、都合のよい便乗ではないかというふうに考えております。確かに消防署昇格となれば、所要の経費、人件費など、年間1億円増と、また現消防分署の改築、ポンプ車等の配備には起債を起こさなければならないというふうに思っておりますが、町長のいう県消防学校との併設では、所要経費は一切負担がないのか、この件に便乗した場合、何年の歳月を見ているのか。私は相当な歳月がかかるのではないかというふうに思っております。矢巾町の安全、安心を早期に構築するため、第7次

総合計画で議会の議決をやはり重く受けとめていただきたい。町長の勇断を期待するところでございます。

この分署の前に2分団4部の消防屯所計画が今進んでいるところでございます。4部は11行政区、アパートまで入れると約4,000近い世帯数となります、実質は3,000世帯ぐらいではないかというふうには思っておりますが、この4部の上杉踏切の関係で移転することになるわけですが、これは早期に実行しなければならないということで、なぜこの分署の前に4部後援会が場所設定したかと、それは分署と連携して常に協力していただき、協力し合って、そして指導もいただけるという発想からあそこに場所選定された。私は、議会で予算委員会でも、ぜひ西側のほうに、駅西のほうにやはり設けるべきではないかということを再三お話ししておりますが、後援会がそのような形で決められたということで、これは協力していくということでございますが、町長の言う本署昇格ということになりますと、この発想では消防学校とスマートインターのほうに計画したいという発想の案を出しているところでございますが、やはり4部のほうでそういったようなこと、そこから本署昇格で消防学校と連携して、そちらのほうに行くとなれば、当初計画しておる4部の計画が、やはり将来を見たときには違うのではないかというふうに思っているところでございますが。この件については2,600世帯から2,500万円ぐらい募金を募るということで後援会が今各行政区に総会にはこの案を出してほしいと、了承をいただくような格好になっておりますが、その点も踏まえてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 質問が多岐にわたっておりますので、消防署のこととか、一つずつ区切って答弁させますので、よろしくどうぞ。4部のほうは一番最後にということで、それでは、一つずつ答えてください。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

まず消防署への格上げと、昇格の関係でございますけれども、議員さんがご指摘のとおりなわけでございますけれども、決して総合計画そのものを軽んじての今までの行動ではないということだけはご理解いただきたいのですけれども、というのは、消防署への昇格という一つのまずキーワードはあるわけでございますけれども、基本は防災力、消防力の強化というのがまず一つの趣旨といふのかになるのかと思うのですけれども、こちらの部分で消防署昇格には一気に人が、今の計画ですと11人プラスと、それから、簡単に言えば、消防自動車1台プラスという形のものがまず答弁したような形が一つの基準にはなるわけ

でございますけれども、消防力強化の部分の観点から一気に11名ではなく、3年計画ベースの中で4人、3人、3人とか、例えばですよ、そういう形の中での対応の仕方もあるという形の中で広域消防のほうとは協議を進めてございます。一気に11名というよりも、そういうふうな段階を伝わった中で強化をやっていくという形のものもあります。

ただ恐らく根底には、今度は医大も来るし、いろいろ人口も市街化区域1万人超えてございます。こちらの部分の中での対応となると、いわゆる消防力、防災力の強化というのは、これは喫緊の課題であるわけでございますけれども、答弁したように、矢巾町は面積的に小さいエリア、面積でございますので、ある意味では、それぞれ現在もそうですけれども、隣町の部分での対応はお願いはしているわけでございまして、ご質問にございました、いやお互いの部分で自前の経費で行っているのだからというふうな形のものはおっしゃるとおりだと思います。ただうちらとしてもかかる経費の部分のみではございませんけれども、そこら辺の対応する考え方を含めた中で検討を進めるというふうな段階で今入り込んでおりますので、こちら辺、もう少しちょっと時間はいただきたいなというふうな、昇格に対してはそういうふうな考えでいるところでございます。

消防署に関しては以上をお答えとします。

○議長（廣田光男議員） あともう一つ関連は、2分団の4部の関係については、消防学校については順番に、ちょっと質問がかぶっているので。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは次に、消防学校の関係でお答えをいたします。

確かに町長、いろんな場所での計画というのか、見込みというのか、これは議員さんおっしゃったとおりでございまして、防災拠点としてのあり方という形の中での考え方をそれぞれ話しさせていただいております。これも具体的に計画があったのかと言えば、これもちょっとあれなわけでございますけれども、実質的に岩手県の現在ある消防学校は、現校舎が建設から44年間経過してございまして、見直しの検討を進めてございます。今年度県の防災室を窓口にしまして、スタートがかかったところでございますけれども、こちらにつきましても答弁したように、基本的にさあ場所をどこにする、こうするという形の協議というよりも、基本的には消防学校に新しくした場合の機能をベースとした中で検討しているというのが今状況でございまして、その検討を踏まえた中で来年度以降方向を県のほうでも順次示されていくというふうな流れになってございますので、こちらについては、位置、規模等を含めまして、これは31年度以降の計画の中で県がリーダーシップをとる中

で進められるというふうな消防学校の関係、改築なのか、新築なのか含めましてする予定と。

したがいまして、今ある現在の場所から移転しますよとか、新たにエリアをここに設けますよという形のものは、今現在は県のほうでも言ってはおりません。ただ町とすれば、矢巾町とすれば、あそこが医大はある、療育センターはある、いわゆる医療の町として広域からの部分の受け入れや、そういうふうな施設の部分の中で対応できるいい施設だと、いい場所だという考えは持っておりますし、さらにスマートインターという一つの道路搬送の部分もできしたことから、そういうふうな思いがいろいろ言われている、町長答弁しているわけでございますけれども、具体的には、先ほど言ったように、まだはっきりとこうだという形のものでの検討はありませんけれども、思いとして医療の町と町長が常に言っている部分の拡充強化を、これはさっきの消防と同じですけれども、決して後ろ向きにならない形の中で進めていきたいという考え方で今検討しているというふうな状況でございます。

それから、4部の関係でございますけれども、これも関連はあるかもしれませんけれども、4部につきましては、現在は矢巾分署の東側、こちらの部分の計画の中で後援会さんを中心に進められているというのは、これは今現在の状況でございますけれども、ご質問にあった今の分署昇格も含めて今の場所からの移転であれば、なかなか分署と連携した活動の中でのあそこの場所を選定したというようなお話をございましたけれども、なかなかその部分については、分署が、例えばスマートインターのほうに県の消防学校と一緒にになって移転ということも、これも将来的にはあると思いますし、これはあると思うのですけれども、現在のところ4部さんの計画の中で進めている部分については、位置的な部分も含めて検討した結果というふうに捉えてございますので、そういう考え方で町としては捉えているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 山本総務課長のお答えをいただきまして、しっかりとした対応をして、前向きなことをぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ないということですね。わかりました。

次に、2問目の質問を許します。

○12番（長谷川和男議員） 2問目は、県道矢巾停車場線の歩道の安全確保についてお伺いをいたします。

医大附属病院移転に伴い、本町に多くの方々が来町し、弱者の方々は無論のこと冬の雪道を歩くのは、高齢者も含め危険であり、現実に学生たちも転倒しておりますが、ことしのような気候であれば、全く心配はなかったわけでございますが、矢幅駅前通りから県道矢巾停車場線の歩道両側にロードヒーティングを設置して、誰でも安心して歩ける歩道になることを要望をいたします。

また、現在県道は、自転車が歩道を通行許可になっているため、今までにも歩行者も含め大小の事故が発生しており、自転車専用道を設けるべきではないかと思うが、どうか。

県道207号矢巾停車場線は、矢巾町の町の中心地で車も往来歩行者も交通量は町内で一番多いのではないかというふうに思っておりますが、県所管の管轄であることから、ぜひとも県当局と協議を検討されるようお願いをして2問目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 県道矢巾停車場線の歩道の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

一般県道矢巾停車場線は、矢幅駅と国道4号を連絡する片側1車線の車道と南北両側に歩道を備えた幹線道路であり、沿線には、商業施設や住宅地が建ち並ぶなど、車両はもとより通学路としても利用されている本路線は、歩行者の往来も増加している状況にあります。今後も本年9月に岩手医科大学附属病院が開院することにより、車両及び歩行者の増加が見込まれることから、歩行者の安全を考慮した歩道融雪設備や自転車、歩行者を分離する自転車専用道の新設について、道路利用者にとって安全、安心な通行が確保できるよう県道管理者である岩手県を始めとする関係機関に要望するとともに、町としても安全な交通が確保されているかを注視しながら関係機関と連携を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。長谷川議員、本旨のほうも要望が多いので、要望ではなく質問にしてください。お願いします。どうぞ。

○12番（長谷川和男議員） 県道については、そういうことになりますけれども、関連して中央1号線、今拡幅工事がなされて、大規模な工事をしているわけでございますが、お聞

きするところによると、それこそ今県道停車場線のように当初から本当は計画がなされているものというふうに思っておりましたが、現在はそのロードヒーティングとか、自転車専用とか、そういうのはないままになると。中身をお聞きしますと、やはり地上のもの、電信柱等を地下に入れてからではないとできないというようなことで、また計画が違うものというふうにお話がありましたが、ぜひそういったのも含めてこの県道停車場線のことを将来的にこういうふうに考えていただくのであれば、中央1号線についてもそのようにぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

まず県道につきましては、今議員さんおっしゃるとおりでございますので、これにつきましては、県のほうにきちっと私たちの思いを伝えてまいりたいと思います。

それから、中央1号線ですけれども、今現在開院までに完成するよう頑張っておりますけれども、いずれ今おっしゃりました電柱の地中化とか、融雪のほうにつきましては、ちょっと今できかねてございますので、いずれ今おっしゃったように県道との整合性もとりまして、その際には、町道のほうにつきましても一緒にできるかどうか検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、3問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員）　3問目は、株式会社ベン岩手工場の製品展示についてお伺いします。

株式会社ベン岩手工場は、矢巾町の物づくりの歴史の中で戦前から戦後、物づくり製造し、国内はもとより世界にも輸出される企業であり、我が町矢巾にとっては誇れる会社であると思っております。1945年に旧海軍省より神奈川にある本社工場移転を命ぜられ、現在地岩手はこの矢巾町に工場として昭和25年に社名をシマンバルブ製作所が創立し、後に社名をベンと改称し、自動弁メーカーとして流体制御弁の専門企業として創立以来価値ある商品を国内外に製造、販売しております。

一昨年8月に新工場が落成しまして、議会でも見学した際に、すばらしい製品を我が町

で展示できればと、説明された担当の方からは展示品も用意できるとのことでございました。早速このことを町当局に伝え、その後庁舎も含め検討することになりましたが、駅や役場などのホールに製品を展示することで町民や町を訪れた方々に知っていただくよい機会になると考えますので、1年半も経過しているが、どのようにされているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 株式会社ベン岩手工場の製品展示についてのご質問にお答えいたします。

ご提案をいただきました製品の展示について、当初は矢幅駅東口1階にあります矢巾町地方創生センター内の展示を検討しておりましたが、条件が整わず断念した後、検討が長期にわたり中断したままとなっていました。現在は、矢幅駅多目的ホールや役場1階町民ホールなどの公共施設への町内企業の製品の展示の実施に向けて、改めて製品の借り受けや管理、展示規範など、進め方について協議を行っており、早期に展示を行うことができるよう進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 経過についてお聞きしましたが、展示を計画しておりましたがということでございましたが、そのときにベン工場さんと展示品等について、規模がどのようなものなのかというのまで打ち合わせされたのか、それとも当局だけの展示場所で検討しておったのかお伺いをいたします。

それから、ぜひこれは簡単なことであるというふうに思いますので、できることは速やかに進めていただきたいなど。何事もそうです。検討した結果、まだ何もやっていないというようなことのないようにひとつお願いをします。まず今のことをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

実際のところ、その中断したというのは、ちょっと内部のところで情報の共有が図れていなかつたという部分で若干こういった形で時間が経過してしまったことに対しましては、大変申しわけなく思っております。現在ベンさんとお話ししておりますのは、入り口のところにある余り大きくないものというふうな形の中で進められればなと思っておりますが、

ただひとつ懸念するのは、確かに誘致企業第1号ということでベンさんは大切な企業さんではございますが、ほかの業者さんはどうなのやという部分あると思いますので、そういった部分を若干整理して、ベンさんについてずっと展示するというよりは、その期間を設けながらほかのところにも展示するような形で進められればなということで現在ちょっと細部にわたって検討しておりますので、いずれベンさんにつきましては、できるだけ早く展示できるような形で進めたいと思いますが、そういった部分を含めて早期にやりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 参考までに産業振興課長、ベン以外に誘致企業のあれったら誰。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

誘致企業といいますか、いわゆる町内にはいろんな企業さんがおりますので、例えばベンさん以外に電気関係のところとか、そういった会社もあられますので、そういったところが希望するかどうかという部分もあると思いますので、ベン1社という形だけだとちょっといろいろ差しさわりもあるのかなということもありますので、ほかのところも情報を提供しながら、そういった展示については、全体的に全町的な形の中で考えていきたいということで考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今の他社というのもいろいろ検討していくということでございますが、私は歴史的に見て、ベン工場については、矢巾に戦後すぐからもう製品を出して、当初は船舶のバルブ関係が主でしたが、今は我々の生活、インフラにも使われているものが出ているわけで、ぜひまず第一優先に、2社も3社も検討して云々ということより、まず1つを先に決めていただく、そのようにしていただきたいということで……

○議長（廣田光男議員） いかがですかと。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをします。

長谷川議員さんのおっしゃるとおりでございますので、まずはベンに対して展示したいということでうちのほうでは考えております。その後については、先ほど答弁したとおり

でほかにも必要な部分がある場合については、そういういわゆるベン1社という形ではなくて、やっぱり全体的な考えの中で進めていく必要があるということで先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 4問目は、政策顧問、政策秘書についてお伺いします。

新年の定例記者会見において、管内初の、町長は記者会見で全天候型ドーム、スポーツの拠点施設をつくることなどを打ち上げられ、掲げた政策、基本的な総合事業計画など新たに取り組まなければならない政策が山ほどもあります。私が12月会議で提案申し上げました政策顧問または政策秘書について、高橋町長は前向きに捉え、検討するという答弁でしたが、再度お伺いするものでございます。

矢巾町は、県内外から注目されており、また総合政策立案施行の課程において重要なポストであるというふうに思っておりますが、新年度のスタートからお考えなのか、人材の見通しについてはついているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 政策顧問、政策秘書についてのご質問にお答えいたします。

具体的な創設時期、人材の見通しなどは決まっていない状況ですが、部長制の創設など、役場全体の組織体制の見直しとあわせ、平成32年度からの第7次矢巾町総合計画後期計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 新年度から計画されている総合施策的なことがありますが、やはり今矢巾町ほど注目されている町もないのかなというふうに思っておりますので、このことは前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから最後になりますが、関連がありますので、安全、安心対策ということで31年度の予算に盛り込まれているJR東北本線の上杉踏切の改良工事に1億8,400万円余の予算

が盛り込まれておりますので、関連がありますので、同事業に対しまして、これは1億8,400万円余の中身について、全部が町費負担なのか、国の割合とか、そういうところの内訳をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

上杉踏切の工事につきましては、2カ年で行うこととしております。今年度は1億8,000万円ほどの予算を計上させていただいておりますけれども、国のはうの補助は2分の1になっておりまして、ことしと来年で工事を、踏切の閉鎖の関係もございますので、その辺を今ＪＲのはうと詰めてございまして、協定も今結んでございますので、これは2年間で完成するということで32年度のところで完成することになってございます。

事業費については、先ほど申し上げましたとおり国から2分の1補助ということになつてございます。

以上、お答えをいたします。

（何事か声あり）

○道路都市課長（村松　亮君）　全体の今の予定ですと、今の予定ですと3億5,000万円ほどでございますので、32年度も残りの分が事業費になるということでございます。

（何事か声あり）

○道路都市課長（村松　亮君）　済みません。財源の内訳ですけれども、国が2分の1、町が2分の1ということでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、これをもちまして明進会の長谷川和男議員の質問を終ります。

再開より時間が若いわけでございますけれども、区切りでございますので、ここで休憩を入れます。

再開を2時といたします。

午後　1時49分　休憩

午後　2時00分　再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、矢巾町政策研究会やまゆり会、藤原由巳議員。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） 質問に入る前に、先ほど答弁の中に誤りがありましたということでお詫び申し上げます。道路都市課長より訂正の申し出がありますので、これを許します。

村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） 先ほど上杉踏切の財源の話で、私補助率2分の1と申し上げましたけれども、補助率は国が55、町が45ということでなってございました。大変失礼いたしました。補助率は55%でございます。

○議長（廣田光男議員） 基本的なことですから、そういう訂正はないように事後お願いします。

○議長（廣田光男議員） それでは、藤原由巳議員の1問目の質問をお願いします。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、矢巾町政策研究会やまゆり会の藤原由巳です。今回は、代表質問ですので、やまゆり会を代表して質問をいたします。

1問目としまして、高橋町長に平成31年度の施政方針演説に対して以下について質問をいたします。

1点目は、財政運営についてですが、昨年の所信表明では、積極的な投資や先駆的な取り組みをまちづくり改革元年と位置づけて推進するとありましたが、その成果はいかがでしたでしょうかお伺いをいたします。そして、将来負担比率が県下ワーストに近い本年度の地方債等の総額と、その償還計画をあわせてお伺いをいたします。

2点目として、2025年問題から地区公民館を拠点としたエン（縁）ジョイやはばネットワークの構築とありますが、その具体的手法についてお伺いをいたします。

3点目は、土地利用計画において、市街化調整区域でも一定の要點が満たされれば、地区計画において業務用地確保の開発支援が可能とありますが、本町では、どの区域を想定するのかお伺いをいたします。

4点目は、大きく変貌する社会環境の中でコミュニティ計画に基づき、活動の推進を図る必要がありますが、その具体的方策はどうなっていますでしょうかお伺いをいたします。

5点目は、農業振興策の中で予算的には要望に沿った予算編成と思える部分もありますが、数年前からの大きな課題であった岩手医大附属病院への地元農産物の供給はどうなっているのでしょうか。今となっては、ほぼ絶望とも捉えますが、今後9月の開院まで、あるいは将来に向けた交渉をどう考えているのかお伺いをいたします。

6点目として、同じく農業政策の中で昨年末に発効したTPPによる本町農業への影響をどう捉えているのでしょうか。あわせて今県議会では、TPP対応の補正予算、約58億円を計上しておりますが、本町への配分と、その対策をどう考えているのかお伺いをいたします。

7点目として、企業誘致については余り述べられておりませんが、本町の将来を考えたときには、大きな課題と考えるものがありますが、現状での企業との誘致に向けた交渉はどうなっているのかお伺いをいたします。

8点目は、観光振興策がなかなか思うように進まないと考えておりますが、ひまわり畑、徳丹城跡以外に矢巾町ならではの観光資源の発掘はどうでしょうか。また、医大附属病院開院に伴い、交流人口の大幅増加に向け、矢幅駅舎内に観光協会の本部と観光案内所を設置すべきではと考えますが、いかが考えていますかお伺いをいたします。

9点目でございますが、環境政策の中で多くの施策が述べられ、環境先進地として取り組むともありましたかねてから大きな課題として、岩手医大附属病院開院に向けてのイセファームの悪臭対策がありました。昨年末には、町長も東京本社に出向いて交渉したと聞きましたが、その後の経過なり、イセファームの今後の進め方について現段階での町長の見解をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 矢巾町政策研究会やまゆり会、藤原由巳議員の平成31年度の施政方針演述についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成30年度の取り組みの一つにウェルネスタウンプロジェクトがあり、健康チャレンジ事業の対象を町民全体としており、現在226名の方々が歩数計や体組成計を活用した健康づくりを実施しております。また、岩手医科大学では、本町の健診受診率向上に向け、学生の課題研修に取り入れるなど、地域医療の課題解決のために連携を図っているところであります。

本町の魅力発信として取り組んでおりますローカルプランディングについては、定住促進利子補給金を平成30年度は、現在39件、平成28年度から延べ130件、236人の人口増につながるなど、移住定住の取り組みが実を結んでおります。

ふるさと納税については、町の情報発信と魅力ある地場産品を返礼品としたことにより、前年度を大きく上回る寄附額となり、自主財源の確保に大きな成果が上がっております。

自立分散型エネルギー供給システムについては、公共施設に太陽光発電及び蓄電池を設置、施設照明のLED化を進めるなど、町内施設を連携させた温室効果ガス排出削減と地域内のエネルギーマネジメントを推進する体制を構築しており、平成31年度も引き続き国のモデル事業に取り組むこととしております。

次に、地方債についてですが、平成30年度の地方債残高は、一般会計と矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計を合わせ約137億7,500万円で、その償還のピークは、平成33年度となっております。高く推移している将来負担比率を早急に抑制することは、大規模事業が続いているため困難な状況ですが、今後も財政健全化基準を考慮しながら起債を最小限にとどめ、効率的かつ先駆的な事業を推進し、活力あるまちづくりの実現に向け引き続き各種事業を実施してまいります。

2点目についてですが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年を迎えるに当たり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯及び認知症を初めとする要介護高齢者さらなる増加、介護保険料や介護費用の増大、介護人材等の担い手の不足、全世代にわたる福祉ニーズの多様化など、これらに伴う地域での見守りや支え合いの仕組みの再構築が本町におきましても喫緊の課題となっております。

このような課題解決を図るため、新たに取り組むエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、町内各地区の自治公民館等を拠点として、子どもから障がい者、高齢者まで多世代にわたる交流活動を通じて介護予防や健康づくり、趣味創作活動等の推進により、健康寿命の延伸や地域での支え合い体制の構築を図ろうとするものであります。

具体的な活動内容については、健康づくり活動や介護予防につながる体操、輪投げ等のレクリエーションや軽い運動、ゲームやカラオケ、手芸工作、映画、ドラマ等の観賞、お茶飲み等の交流を想定していますが、実際の活動内容については、地域のニーズにより自由に設定していただき、楽しく継続的な取り組みとなるよう開設準備及び運営費の補助など、町としての支援を行ってまいります。

また、各地区での事業実施に向けては、福祉座談会や説明会を通じたニーズ把握等を通

じて、自助、互助、共助、公助が四位一体的に回る仕組みの構築を目指し、各コミュニティ組織との協議を進めてまいります。

3点目についてですが、市街化調整区域における地区計画による業務用地確保につきましては、西部工業団地などの既存産業団地の隣接地や国道4号沿道を想定しており、その設定につきましては、民間事業者による開発計画を総合的に判断した上で総合計画や都市計画マスタープランなどの諸計画に沿う土地利用計画に誘導するという考え方で取り組んでまいります。

4点目についてですが、本町では、町内各地で自主的にコミュニティ計画が策定されており、中長期的な視点を持った活動が行われております。今後社会の大きな変化の中で各コミュニティがさまざまな課題に直面すると思われますが、町としましては、住みよい地域社会を町民みずから手でつくるという目標に向かってコミュニティ活動の推進が図られるようコミュニティリーダー研修など学習会、意見交換の場の提供やコミュニティ活動補助金などを通じて積極的な支援に努めてまいります。

5点目についてですが、医大附属病院への地元農産物供給につきましては、これまで医大側と関係団体を交えて話し合いを行っており、9月の開院以降も附属病院側では、適宜供給ごとの見直しがなされていくものと見込んでおります。町としましては、地元産の新鮮で良質な農産物を供給できる利点を附属病院側にご理解いただけるよう今後も機会を捉えて話し合いを続けてまいりたいと考えております。

6点目についてですが、TPPの発効に伴う本県農産物の生産減少額は13億6,000万円以上試算されており、本町でもTPP発効に伴う影響はあるものと捉えております。本町においては、TPP関連の補正予算の中で農機具の新規導入が見込まれる認定農業者もありますが、引き続き今年度集落営農や認定農業者に対して実施した機械等導入の希望調査の結果に基づき当該補正予算の内容等を精査し、必要な情報提供と予算に対して対応できる場合には、町として支援してまいります。

7点目についてですが、現時点では、提供可能なまとまった面積の事業用地がないことから、企業との直接的な交渉は行っておりませんが、町内外の不動産事業者や開発事業者からの問い合わせ等は多々あることから、民間の消費地等の状況を調査し、照会を行っております。今後は、市街化調整区域内での地区計画などを活用し、事業用地の確保について取り組みを進めてまいります。

8点目についてですが、現在期間中約2万人が訪れている煙山ひまわりパークと町の重

重要な財産である国指定史跡徳丹城跡を2大観光資源と捉えておりますが、観光地と呼ぶにはまだ整備が進んでいないことから、まずはこの2つの充実を図り、皆さんに訪れる観光地となるように整備を進めてまいります。

また、矢幅駅舎内に観光協会本部と観光案内所を設置することにつきましては、今後必要であると考えておりますので、設置に向けて取り組んでまいります。

9点目についてですが、現時点においてイセファーム株式会社は、徳田農場の移転を前向きに検討しており、その費用を捻出できない場合でも既存の豚舎全てを無公害型の豚舎に建てかえたいと説明を受けております。本町としては、今後とも引き続きイセファーム株式会社に徳田農場の移転を要望し、その動向について情報収集を行い、支援してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 高橋町長の所信表明、施政方針演述、相当膨大なものであったわけでございますけれども、その中から私なりに一部を質問させていただきました。大筋では理解したつもりではございますけれども、ただいつもの場所にいつもの人がいないということは、非常に質問する側もちょっと戸惑いと申しますか、気合いが入らないと申しますか、ちょっと拍子抜けの感じでございますけれども、その中ではございますけれども、数点について再質問をさせていただきます。

1点目の財政運営についてでございますけれども、昨年のまちづくり元年の成果につきましては、多くの項目での答弁があり、多くの町民へのメッセージを本日発信されたと感じました。については、2点目と4点目は、共通する部分が多いと考えますことから質問をいたします。

以前から質問している事案ではございますけれども、町としてコミュニティなり、あるいはまちづくりという観点の担当が、いわゆるコミュニティであれば企画財政課あるいは公民館事業であれば公民館担当というふうな形の中で、どちらが何をするのかややあいまいな部分があって、末端の自治会にいきますと、もうどちらもでは手をかけないと、どちらかがやるだろうというふうな事案も今まで何件か私のところでは経験してまいりました。そういうことで今回非常にこれから2025年問題に向かいまして、この点は重要な事案と私は捉えておりますので、この指導に当たっての柱、主体となる担当課はどちらになるの

かまずお伺いしたいというふうに思います。

(「コミュニティのほうから先に行くか」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 村松特命課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

今お話をございましたコミュニティ関係であれば企画財政課が所管課でございますし、公民館活動については教育委員会社会教育課となっていたわけでございますけれども、2025年問題を迎えるに当たりましては、これまでのそういう縦割りの弊害といいますか、そういうことではなくて、庁全体が、役場全体がチーム一丸となって地域の皆さんとも課題の共有を図りながら取り組んでいかなければならぬということで、そのままで第一歩といたしまして、新たに介護予防だけではなくて多世代にわたる地域の支え合いの仕組みをつくっていかなければならぬということで、トータルではやはり企画財政課のほうになるのかもしれませんけれども、この事業の部分に関しては、特命担当のほうで進めさせていただきながら、その中で保健、福祉にかかわらずさまざま防災もひっくるめて諸課題がございますので、そういうところで総合的な取り組みとして矢巾町一丸となって対応していくような形をイメージしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

(「次に公民館関係で」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

公民館につきましては、自治会の活動の中心となる場所という意味で自治公民館という形で捉えておりますので、自治会の活動の公民館部分の支援という形で社会教育課では支援していきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ちょっとまだ曖昧な部分も聞こえましたが、いずれ期待しておりますので、よろしく。特に2025年の張本人的な存在でありますので、非常に悩んでおりますから、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思います。まだ後のほうでも関連したことが出てまいりますが、前に進みます。

次に、5点目と6点目、農業関係でございますけれども、関連がありますので、あわせ

てお伺いします。まず最初に、5点目の医大との絡みなわけでございますが、答弁にもありますとおり、新鮮で良質な農産物を供給できる、全くそのとおり、朝とったのがその朝のテーブルにも、食卓に乗るという、そういった近場にあるわけでございますので、これを何とかアピールして交渉していただければというふうに思うところでございますし、その関係で今後の取り組み等もお伺いしたいし、今まで何回ぐらい交渉してきたのかなというところもあわせてお伺いしたいと。

そして同じような内容でございますが、TPPの関連対策でございまして、今答弁あつた内容があるわけでございますが、新たにここ1週間ほど前に、タイがTPPに参加申請するという報道がなされました。タイは、ご案内のとおり米の大産地でございまして、この米が国内に入ってくることによって、非常に米の流通がいろいろだぶつくおそれがあると。そのことによってどちらかといえば、米が主流の本町農業、これについても大きな影響が出てくるのではないかというふうに私は考えるものでございます。そして、昨年は米にかかる直接交付金が本町で約1億円減少してまいりました。今税務申告のさなか、それぞれ皆さん方も申告されたと思うのですが、大幅にそういった奨励金の額が減額になってございまして、農家は非常に厳しい状況下にあるわけでございます。そこでこれはこれから問題になろうかと思いますが、TPP関連で何か最新の情報がありましたならばお伺いをいたしたいと。あわせて医大の交渉経過と、このTPPにかかる何かいい情報があったならば、お知らせをいただければというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

医大との交渉については、うちの課でも交渉しておりますし、医大の関係の窓口といいますか、それが企画財政課ということで企画のほうでも交渉していたということもございまして、回数的には、ちょっとここでは資料がありませんけれども、数回はやっております。そこで難しいと言われているのは、大きいところは野菜をそのまままるごと、いわゆる受け入れが難しいと。つまり医大のほうではカットして、もう物がすぐ出せるような形であればという形が、そこがまず大きなネックでございます。ご承知のとおり加工場がこれまで町内にはなかったということで、そういった取り組みをやればという部分の中では、なかなか難しい部分があったというのが一つでございます。

それから、もう一つは、やっぱり価格がどうしても折り合わないというのが実態でございます。結構安い、安価なお米とか、そういったものを使われているようで、通常こちら

のほうで農協等に販売している単価と比較しますと、どうしても安い価格でしか納入できないという部分があって、そういうところではなかなか難しいという状況が続いているという状況でございます。

ただ先ほど答弁にもありましたとおり、とは言ってももう全くやめたという形ではなくて、引き続き開院後もまだまだ地元に根づくと思われますので、引き続きそういった中身を整理しながら進めていければなというのが第1点目でございます。

それから、2点目につきましては、TPP関連でございますが、うちのほうに来ている部分については、新聞報道等で出されているもの以外は、特に最新の情報というのは持っておりません。ただ今現段階では、TPPで町内で一番影響のあるものは、やはり牛肉、豚肉の部分だと思っております。そのほかにも野菜とか小麦とかというのはあるのですけれども、現実的に議員がおっしゃるとおり県では58億円という予算ということですが、全国ではTPP関連の予算、約3,100億円の予算で計上しておりますが、町内で機械導入で1件、その枠の中で対象になった部分でこれから手続に入るわけでございますけれども、残念ながらやっぱりハードルが高いと、例えば手を挙げるにしても、今の現状より機能を向上する、例えば生産量を上げるとか、コストを10%下げるとかという、そういうハードルがございまして、なかなか手をつけづらいというのが実態でございますが、ただそうはいっても、先ほど言いましたように、タイが入ってくれば、今度はお米の部分というのも出てきますので、そういう部分もいろいろ情報を収集しながら何か対策はないかということで今後検討してまいりたいということで答弁とさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 交渉のお話がございましたけれども、これまで医大理事長、学長等含めまして、昨年の12月あたりまでは定例的に毎月打ち合わせ等を行っておりまして、その中で、こういった今お話をございました地元農産物の活用というか利用、その辺もお話ししてきたわけでございますけれども、総体的なお話なものですから、ピンポイントでこの話だけということで交渉してきたわけではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

なお、ことしに入りましてからは、やはり移転の関係で医大さんもちょっと忙しいということでその定例会がちょっと今中断している状況でございますので、また折を見ながら、その辺は医大のほうにこちらから要望していきたいなと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということで、私も農業者の人でございますので、何とかいろんな形の中で農業振興策が盛り上がっていっていただければいいなというふうに思いますし、あとはやはり先ほど来いろいろ2025年問題等も議論されてきているわけですが、まさに我々年代でございまして、これが我々年代といいますと、ほとんどが幼少のころから何らかの形で農業に携わってきた人間が多いわけとして、やはり私はいつまでどうかわかりませんが、大概の我々年代の人は、元気なうちは何らかの形で農業に携わりたいと、こういう気持ちを持って今生活をしているはずでございます。そういうことで先ほど来ありますいろんなコミュニティなりエン（縁）ジョイやばネットワーク、こういったことを実現するためにも、やはり農業振興が欠かせないというふうに思いますので、何とかこれからさらに農業振興政策をお願いしたいと。

次に、8点目で矢幅駅の観光案内所のことをご質問したところ、非常に好意的に受けていただきまして、その設置に向け取り組むと答弁ありましたが、これは大体いつごろを見込んでの答弁なのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

時期的な部分については、まだ内部では詰めてはおりませんが、これまで観光協会の中でもそういったやっぱりせっかく整備されて、来客される方がふえてきた中で、やっぱり案内するところがないというのがどんなものかという話をされているのが事実でございます。そこでいろんな例えばモニターとか、そういった部分というのもあるのですけれども、やっぱり経費的な部分で難しいということもあって、例えばまず観光案内ということで専任に置けば経費もかかるわけでございますけれども、例えば近くにはコンソーシアムという会社とかがございますし、あるいは別な観光会社とか、そういったのを連携しながらということもあると思いますので、そういう部分を含めた中で、できればそういう案内所と、あとは事務スペースというのですか、そういう部分を確保しながらできればいいなと。できれば、将来的にはほかの地区なんか見ますと、観光協会は法人化していますので、できればその体制強化も含めた形の中で検討できればということで内部では検討しておりますが、ただこれについては、実際できる、できないという部分はまだ検討段階ですので、何とも言えませんけれども、何とかできるような方策の中で考えていければという

ことで今回答弁の中に示させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということでですね、9月に病院は開院するわけでございまして、やはり最初のイメージが大事だと思うのです。仮に設置はすぐできなくとも、あそこに看板か何か、9月の開院に向けまして何とか取り組んでいただきたいというふうに思います。

この項の最後に、9点目のイセファームの関係でお伺いしますが、きょうの答弁は、私も参加しましたが、去年の9月にイセファームの養豚場の中での説明会と何ら進展しておらないわけですが、ちまたのうわさによりますと、どうしても移転費用は膨大な費用がかかるので、現在地に新しい豚舎を構築するやうわさもありますが、その辺ももし実態と申しますか、今のところの情報がわかれば、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをします。

答弁に書いている部分のみになりますが、具体的には、社長さんとお話しした中では、経費的には膨大なものがあるということで、そのイセファームだけではどうしても移転については難しいと。そこで協力会社といいますか、関連の会社と一体的なものということでお話をされているようでございますが、ただ当初は思っていた関連する業者さんがちょっとなかなか難しいということで、今別な業者さんと交渉を始めるというお話を聞きしております。それがまとまってくれば、恐らく答弁にもあるように移転については、財源を含めてそれがまとまれば、何とか前向きに考えていきたいというようなお話を聞いておりまして、ぜひそのような形で町としても進んでほしいなと思っております。

そこでちょくちょくその担当とは連絡をとって、その後どうなったかということで連絡をとりながら現在進めているところでございまして、やはり例えば2週間に1遍とか、そういうペースでお聞きしているわけでございますけれども、なかなか飛躍的な進展というのは、現時点ではないところでございますけれども、いずれ常に情報を仕入れながら話がうまくいくような形で町ができる部分については支援していきたいなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、2問目でございますが、同じく本議会初日の和田教育長の教育行政方針に対しまして、以下について質問をいたします。

1点目は、総体的には昨年の教育行政方針よりも私なりに感じたところは、具体的な施策が見られなかつたというふうに思いました。ここで再度学校教育及び社会教育の重点施策を何と捉えているのか。また、音楽、スポーツのまち宣言を踏まえての31年度の具体的な施策を改めてお伺いをいたします。

2点目として、以前からの課題とも言われております学区の再編につきましては、新たな組織の立ち上げも計画されておるわけでございますけれども、今回の方針におきましても、町の行政区の動向注視という1項がありまして、これにこだわると、もう前になかなか進まないのではないかと思うわけでございますが、この辺のところをどう捕らえているのかと。

そして、今紫波町でいろいろこの間の議会等でもいろんな議論がされておったわけですが、小中一貫校、本町でも何かちらちらっと聞こえたことがあったのですが、その辺の考え方をお伺いをいたしたいと。

3点目は、一昨年から、徳丹城の関係ですが、西徳田、東徳田を中心に徳丹城周辺活性化推進協議会を立ち上げまして、周辺の将来のあり方を模索しておりますが、先般徳丹城史跡整備活用指導委員会におきまして、曲り屋北側水田を将来的には町が取得し、さまざまな活用策も考えていきたいという旨のお話もあったと聞きましたが、その計画はどのようなものでしょうか。あわせて本年の徳丹城春まつりの開催に向けての考え方をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長（和田 修君） 教育行政方針を受けてについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校教育については、矢巾型コミュニティ・スクールの検討を進めることにより、将来の本町における教育環境のあり方を具体化したいと考えております。

次に、児童生徒のインターネットによる被害を防止するために学校ネットパトロールの

実施体制を構築すること及び児童生徒と学校とともにスマートフォン等の使い方のきまりを検討していくことを重点的に進めたいと考えております。

社会教育の音楽のまち事業では、平成31年度に公共施設でのミニコンサートや田園ホールでのイベントなどのほか、音楽の力の一つである心をいやして治療につなげるイベントも計画してまいります。

次に、スポーツのまち事業では、今まで取り組んできたスポーツ、レクリエーション事業を継続するとともに、講習会などを開催し、競技力の向上やスポーツの普及に取り組んでまいります。特にも平成30年度から取り組み始めた障がい者スポーツの周知に力を入れて取り組みを進めてまいります。

次に、史跡徳丹城跡の周知に関しては、史跡徳丹城跡が国指定を受けてから50周年を迎えることから、シンポジウムを開催し、町民に徳丹城を知っていただくとともに、公園内の整備についてもあわせて進めてまいります。

次に、施設整備事業では、平成30年度から引き続き、公民館及び田園ホールの外壁等補修工事を行い、特にも田園ホールについては、長年の懸案事項でありましたトイレの洋式化とカーペットの張りかえ等の大規模改修により、良好な施設管理に取り組んでまいります。

2点目についてですが、本町の学区は、同じ行政区の子どもが同じ学校に通うことで旧知の仲間と一緒にスムーズに学校生活になじめることを配慮して行政区単位で定められており、学区の再編に当たっては、現在の学区内における児童生徒数の偏りによる見直しだけではなく、今後の本町の開発状況を踏まえた人口の変化による行政区再編の必要性にも注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、紫波町で計画しております小中一貫校の取り組みにつきましては、北上川東岸地区の児童生徒の減少に伴い、小・中学校の再編を行うものであり、本町における小中一貫校は、校舎が一緒という以前に、小・中一貫教育という考え方で矢巾型コミュニティスクールの導入検討とあわせて児童生徒の9年間を通しての学びについての検討をしたいと考えております。

3点目についてですが、史跡徳丹城跡周辺の整備については、平成30年度から史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本設計の見直しを行っております。外郭、西辺北半地区の整備の見直しとあわせて史跡指定地外ではありますが、当初の計画では、徳田神社南側に計画しておりましたガイダンス施設及び駐車場を佐々木家曲り屋の北側に変更を考えております。

現在ある矢巾町歴史民俗資料館と一体的な整備をすることにより、多くの方々に来ていただけるよう今月に開催予定の徳丹城跡整備活用指導委員会で協議してまいります。

また、矢巾町徳丹城春まつりについては、郷土の歴史文化に親しみ、徳丹城の周知と地域の活性化に寄与することを目的として開催しております。ことで15回目となる春まつりは、4月28日の開催を予定しており、町民の皆様のご協力により多くの方々に楽しんでいただけるイベントとして開催してまいりたいと考えております。

最初に提示した文章と違う形がたくさん多くありましたことを大変申しわけなく思っておりますが、以上で私のお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 大きく3点について質問させていただきました。1点ずつ再質問させていただきます。

まず最初、1点目でございますが、教育長答弁そのとおり重要事案でございますので、ひとつ重点的な推進をお願いするものであります。その中で、先ほども別な同僚議員の質問の中でもあったわけでございますが、例えばということが、私だから言えるかもしれません、例えばですけれども、やはり本町は、大きな夢と希望を持っていろんなことに向かっておると。例えば日本一健康なまちやはばとか、いろいろあるわけですけれども、先ほども同僚議員からあったのですが、小学生の学力は、岩手県は全国的にも上位、そして本町もその中でも上位のほうだということがあります。そういうことでこの間も冗談でちょっとお話ししたのですが、やはり教育長、ここは大きなアドバルーンを上げて、小学校を岩手県一の学力の矢巾町にしたらいかがかと。こういうことをことしはもう終わったわけですが、来年あたりの教育行政方針に入れて、喝を入れていただければ、現場教員もそれなりにまた頑張るのではないかというふうに思うわけです。

ここで一つだけちょっとおわかりのことだと思いますが、お隣の秋田県は、午前中にもありましたが、学力日本一の県とか言われてございますが、その中で、これはある本が出されておったわけでございますけれども、秋田県の東成瀬村という人口2,600人ぐらいの村ですが、これが小学校が秋田県内でもトップクラスの学力を誇ると、これも長年ずっとそういう流れできたということでございます。本町も関東以北の大学では、もう屈指の岩手医大が存在する町でございます。ここ的小学生は、やはり岩手県一の学力を目指すべきだというふうに考えますが、その辺の教育長の所見をお伺いしたいと。

それから、スポーツのまち宣言初年となる平成31年でございますが、質問の部分は、ちょっと担当は町長部局になるかもしれません、去年何年かぶりで予定しておった町民運動会が台風の接近で流れました。ことしは今のところ予算書を見ますと、全く掲示されてございませんでしたが、やはりスポーツのまち宣言初年度、これは何とか町民大運動会をすべきと考えますが、きょう町長おりませんので、副町長もしくは総務課長のご答弁をいただきたいと。

それから次に、ことし盛岡市では、市街地をコースとしたフルマラソン、盛岡シティマラソンが10月下旬、開催されるということでご案内が皆さんあると思いますが、本町でもロードレース、3年前から再開しておるわけでございますが、それはそれですばらしいわけですが、コースをやっぱり町中を走るコースとして考えるわけにはいかないのかなと。この3点ほどについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず最初の点についてですけれども、学力関係のこと、秋田県の東成瀬村、私も2回ほど視察に参りました。そこでの状況についても十分に学習してまいりました。そういうことを踏まえて私も夢があります。虎視たんたんといろんなことを考えております。それを来年度は一つずつ組み立ててまいりたいと思いまして、来年の今ごろにはぶち上げられるように考えております。楽しみにしていただきたいと思いますが、私も逆にプレッシャーを感じております。

ただ先生方に対して、私も子どもたちの学力を上げるということについては、みんな考えは同じなわけです。それは将来子どもたちがいろんな選択肢が目の前にあるわけです。その選択肢をたくさんにするためには、子どもの学力というのは、これは絶対に欠かすことのできないことでございます。そのために私たち現場の先生方と教育委員会が一緒になって考えていかなければいけない。そして、それにプラス心の教育、この両輪なのです。それを何とか育ててまいりたいと思います。そのためにも地域の方々の協力が必要なのだとということでコミュニティスクールというのを実際に実現させてまいりたいと、そう思っております。

まず第1点目について私の考え方についてお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　2点目についてお答えいたします。

町民運動会については、今年度開催予定ということでしたけれども、雨ということで開催はできなかったわけですけれども、30年度実施するに当たって、前年またはその前々年、行政区長協議会等々の協議の中で、なかなか日程、これが決まらなくて延びていった経緯がございます。そこで30年度開催まで持ってくる過程として、いずれ1年置きの部分でこれは今までどおりなわけですけれども、雨天の場合の取り扱い、これはもう前もって早く今回は対応できましたけれども、問題は次の年やるのか、やらないのか、2年置きだ、それは2年置きでないべと、毎年やっているようなものだべというふうな話もあったりして、取り決めの中では、雨関係なく開催は計画した年、雨天関係なく。そして2年、次1年置いたという形の中で取り決めを行った結果はございます。ただ本日は町長がおりませんので、何か答弁が非常に後ろ向きだという形のものはあります。ただ決めた部分の中で、今までの町民運動会を開催して決めている経緯は、行政のほうから一本釣りというのですか、やりますという形の中でやってきた経緯はございました。ただそれがこれからも通じるかどうかかも含めてもう少し検討しながらということできょうの答弁にさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本課長、だから31年度はないということでしょう。

○総務課長（山本良司君） 31年度は予定してございません。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

ロードレースのコースにつきましては、以前はパストラルバーデンを発着点としてございましたが、最近こちらの庁舎を発着点ということで町中の部分と、あと田んぼというか、田園のところを走るという形で進めていまして、これにつきましてもいろいろ交通規制等の協議を踏まえた上でやっとコースが決まったということもございまして、もう少し定着した上で、さらに発展的な形で町中のほうも走ればということでそちらのコースも後々と言えばあれなのですが、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） いざれスポーツのまち宣言ですので、やっぱり全国に誇れるようなスポーツを企画していただきたいというふうに思います。

それから次、徳丹城の関係でございますが、先ほどの答弁、本当に基本設計の変更には大賛成するものでございます。やはり集約して施設を設けるということは、非常に重要なことだというふうに思うわけでございます。その中で、今現在田んぼは大体終わったようですが、曲り屋の屋根のふきかえ工事をやっておりまして、先週あたり私もちよつと通った途中でしたが、ちょっと立ち寄って工事をしている方々とお話ししました。そうしたところ、今南側斜面をやっているわけですが、いやこの屋根はもうここ二、三年中に大規模改修しないと大変なことになるよという工事をやっている方々のお話を聞きました。そういうことで、これはもう速急に何らかの検討を要すると思うわけですが、この辺のところ、今までの経過なり、今後の考え方についてお伺いをいたしたいというふうにも思いますし、あわせまして徳丹城春まつりは予定どおりやると、4月28日にやるということでございますが、これはまだ予算審議前ですが、予算書を見ますと、全く記載もありません。そういうことで、この祭りの主催団体、今までと同じかもしれません、それと予算措置はどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君）　お答えいたします。

曲り屋のふきかえについてですが、平成13年度に全体の表面の部分のカヤのふきかえを行ってございまして、平成30年度、今年度南面の一面の改修を行ってございます。その業者の話でうちらのほうもちよつとお聞きしまして、3年ぐらいのところで大分傷みがあるので、改修を検討したほうがいいよというご指導をいただいておりますので、31年度はちよつともう予算の関係もございますので、32年、33年あたりのところで一度にというと、期間も予算的なところもありますので、傷みが激しい北側の面と南側の面を先にやりまして、残りの分を次の年度ということでちょっと計画的に改修をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、春まつりの件でございますが、春まつりにつきましては、お祭りという観点で春と夏と秋とございますけれども、祭りを町民一体となって盛り上げていこうということで今年度皆さんからの協力をいただきながら協賛金という形で皆さんからご協力いただいて祭りを開催しようということで今取り組んでいるところでございます。春まつりにつきましては、日にちも4月28日ということでもう確定してございますので、内容的なものもちよつと若干以前とは見直しをしながら検討してございますので、これから協賛金のほうは皆さんにご協力いただいて回りながら実施できればなということで行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問、いいですか。

それでは、藤原由巳議員の第3問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、3問目に入りますが、これも町長にお伺いするものでございます。

近年全国各地で多発している自然災害、毎日のようにいろんな形の中で報道されてございますが、これも本町におきましては、いろいろ被災のおそれがある場所はたくさんあるわけでございますが、特に大河、北上川が流れておるということから、今回は水害対策についてお伺いをしたいというふうに思うところでございます。

1点目といたしまして、本町におきましては、北上川から岩崎川にかけまして、おおむね浸水区域、北上川の浸水区域とされておりますけれども、区域住民への周知はどうなのかお伺いをいたします。

2点目は、北上川と合流する逆堰が毎年のように一部で氾濫し、被害を出しております。場合によっては、藤沢地区の下田工業団地からごみ焼却施設までの浸水被害の可能性があります。つきましては、逆堰左岸の土手のかさ上げ、そして合流部への排水ポンプの設置、そして合流部からの北上川河川敷での掘削等の対策が想定されますけれども、現段階での考え方をお伺いをいたします。

3点目は、北上川上流部での水害に対する対策はどう進められているのかお伺いをいたします。

4点目として、全ての災害時に關係しますけれども、少子高齢化の進展から近年特にも増加している避難行動要支援者でございますけれども、この対策をお伺いするものであります。これは、いろんな個人情報等から非常に公表の難しい制度でありますけれども、本町では、昨年一部防災関係者に閲覧と申しますか、確認をされましたか、私も見させていただいたわけでございますけれども、この要支援者への登録が私が考えているよりかなり少ないというふうに思ったわけでございまして、それらのこれから確認対策、そしてこれを何らかの方法でもう少し幅広く公開できないものか、その辺のところについてお伺いをいたします。

5点目、最後になりますけれども、以上のことを踏まえた中で、新たに北上川水害対応避難マップ等の作成はどう考えているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 北上川及び関連河川水害対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、北上川、岩崎川等の浸水区域については、矢巾町防災マップを全戸配布し、また町内転入者や希望される方に配布し、さらに町ホームページへ掲載し、周知を行っているところあります。

2点目についてですが、逆堰左岸のかさ上げについては、盛岡、紫波地区環境施設組合清掃センターに隣接する箇所は、今般ごみ焼却施設改修に伴い発生する残土を利用し、かさ上げする予定となっておりますが、その上流側については、現段階では計画しておらないところあります。

北上川合流部への排水ポンプの設置については、下水道事業における雨水対策として、雨水排除等を行う全体計画が該当しますが、町内の上流域から下流域までの流域全体としての対策、策定を見据える必要があるため、下水道事業のみの事業計画策定には至っておらないところあります。

なお、逆堰合流後の徳田排水樋管の堤外水路について適切に維持管理を行っていただけるよう岩手河川国道事務所に情報提供を行っているところあります。

3点目についてですが、国土交通省では、北上川水系河川整備計画を昨年6月に変更しており、堤体のかさ上げなどを行う量的整備や補強などを施す質的整備、また河道掘削などの整備計画を盛り込んでおり、おおむね30年間の目標となっております。

また、矢巾町より上流部の北上川における洪水対策として、盛岡市上流部の既設ダムを有効に活用することで人口、資産が集積する地域の安全性の向上が図られていることもうたわれており、今後も整備計画の動向を注視してまいります。

4点目についてですが、要支援者登録の増加方策として、災害時避難行動要支援者名簿の制度の理解を図る必要があり、さまざまな広報媒体の活用や地域福祉勉強会など、各種研修会や防災ラジオの購入促進にあわせて、さらに制度の周知を図ってまいります。

また、対象者へ個別に制度案内を行うために、対象者把握を円滑に進めていく必要があります、新年度予算に情報管理システムを導入し、業務フローの変更を行ってまいります。

要支援者名簿の関係者への公開については、災害対策基本法の規定に基づいて、矢巾町地域防災計画に避難支援等関係者を定めており、名簿の提供範囲を自治会長、行政区長、

民生委員、町社会福祉協議会、消防関係者等を避難支援等関係者と定めており、名簿登録者をふやすなどのため、条例制定などを視野に入れ検討してまいります。

5点目についてですが、大雨洪水などの災害が想定される場合、避難する際に、道路の冠水などの危険場所やひとり暮らしの高齢者等の要支援者の避難方法などを把握することが最も重要であり、そのためにも地元の防災対応は、自主防災会を始めとする地元の皆さんとともに考えることが肝要であり、大学の教授等の知識経験者と町が地域に出向き、さまざまな意見を参考に危険箇所や避難経路等を盛り込んだマップの作成を計画的に行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 水害対策については、今のご答弁、いずれにしても速やかに対策を進めていただきたいというふうに思うものでございます。

そこででございますが、避難行動要支援者の関係でありますけれども、今現在矢巾町、本町で登録されている方は何名ぐらいになっており、町が想定している対象見込み者と比較して何%ぐらいの方が登録されておるでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

名簿の登録に関しましては、行政のほうで対象者を整理というか調査できますので、把握できますので、およそ1,200から1,300のところで高齢者が多いです、常に異動はあります、1,300弱というところで把握しておりますが、昨年の9月から10月にかけて、その中で同意をいただいた方に関しまして、自主防災会等、あるいは自治会等に名簿をお渡しましたところでございます。大きな災害が発生して、生命に危険があるときには、この名簿、町が整理している名簿を活用しますが、ふだんから提供、自治会等に提供するには、同意をいただいた方々ということになりますので、その点で2割ほどとなっております。ただこれからは高齢者社会、高齢化がますます進んでいきますので、そのほとんどが7割近くが高齢者でございます。要介護の3の在宅等も含めまして高齢者でございますので、答弁の中にもありましたように、自分の住んでいるエリアでどのようにこのことを守っていくか、この生命を守っていくかというところは、今後も自主防災会等と連携しながら登録というか、提供できる同意率を上げていきたいというところを考えておりますことを答

弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということで今もお話ありましたが、高齢化の進展、先ほど来あります。2025年問題、全くそのとおりでございます。そういったことから、これからますますふえるのが確実だと思うわけでございます。つきましては、皆さんもご案内かと思いますが、先日新聞の紙面に北郡山の子ども会が地域の安全、みずからが防災マップをつくったということで、これは全国の第15回小学生の防災探険隊マップコンクールで特別賞をちょうだいしたと、こういう記事がありました。これを見て、やはり防災マップ、先ほどの答弁では、今までも町が主体となってつくってきて、それぞれ配布してきているわけですが、ここにあるように、やはり地域の自主防災会あるいは自治会、同一なわけでございますが、そちらのほうに働きかけをしてしまって、先ほど話あった要支援者宅を何らかのマークで印をするとか、そこの地域内の方々が見れば、すぐわかるようなマップの作成も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

ただいまのご質問ですけれども、質問の5点目に答弁申し上げております、何かわかりづらいような文言で書いているわけですけれども、まさに藤原議員さんからご指摘がありました事業そのものでございます。具体的には、今年度からもう始めておりますけれども、地域の方が集まって、例えば具体的に言っていいと思うのですけれども、高田3区さんは集まって、その方々がここに大学の教授と書いていましたけれども、専門、我々とか分署とかではなく、専門の先生からのアドバイス、ご指摘をいただいた中で、しかばその避難経路とか、いざといったときにはという形の中で町が一方的に出している防災マップではなく、手づくりのマップを完成させております。

この中には、ご指摘と申しますか、ご指導ありました要支援者といったらいいのかどうかあれですけれども、そういう方も盛り込んだ中で地元のマップをつくり出していると。専門の先生から指導を受けながらと。それで当然つくっているのは人数が限られますから、つくってばかりいてもさっぱりわからない人もいると。そういうことで高田3区さんでは、今度3月、今月自治総会があるわけですけれども、そこに説明をすると。来ない人には、その資料を配布するという形の対応で、まさにすばらしい対応だなということで町としま

しては、こういうのの支援も含めまして31年度予算化、まだ議決はとっておりませんけれども、盛り込みながらこういう形の中で先ほど質問があった要支援者の部分も地元での救助と申しますか、いわゆる自助の部分、共助の部分を高めていきたいということの事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）それでは、以上で政策研究会やまゆり会の藤原由巳議員の代表質問を終わります。

○議長（廣田光男議員）以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 3時08分 散会

平成31年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

平成31年3月7日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

副町長	水本良則君	総務課長	山本良司君
企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤健一君	会計管理 兼税務課長 兼出納室長	稻垣譲治君
住民課長	浅沼仁君	福祉 子ども課長	菊池由紀君
健康長寿課長	田村英典君	産業振興課長	菅原弘範君

道路都市課長	村 松 亮 君	農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君	特命担当課長	藤 原 道 明 君
特命担当課長	村 松 徹 君	教 育 長	和 田 修 君
学 務 課 長	田中館 和 昭 君	社会教育課長	野 中 伸 悅 君
学校給食共同 調理場所長	村 松 康 志 君	代表監査委員	吉 田 功 君
農業委員会会长	米 倉 孝 一 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、17番、米倉清志議員は、所用により欠席の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。平成31年議会定例会3月会議における高橋町長の施政方針についてお伺いをいたします。

1点目、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に当たって、フューチャーデザイン手法を取り入れるとのことですが、ワークショップ参加者からの意見を計画のどの部分に反映させるのか。

2点目、前期実施計画には、各年度の実施事業の予算が記載されており、前年度に次年度の精査をすることになっておりますが、どのように精査をされているのか。また、前期計画は31年度に終了いたしますが、この4年間の達成度評価は、いつ、どのような方法で行い、その評価は後期計画にどう生かす考えなのか。

3点目、エン（縁）ジョイやはばネットワークの具体的な活動内容は何か。また、健康福祉施策にかかる町民サポーターにはどのような内容のものがあるのか。各コミュニティ組織が策定した計画に基づき、コミュニティ活動を推進するとしておりますが、このコミュニティ活動とエン（縁）ジョイやはばネットワークや町民サポーターなどの活動を一

体として考へるようにならうか。

4点目、空き家対策について、全国版空き家バンクを活用することですが、空き家とセットで農地を取得する際の下限農地面積要件を引き下げるこことによって移住者がふえた事例が全国で多くあります。本町でも下限面積要件を引き下げ、空き家と農地をセットにした対策を考えてはどうか。

5点目、多様化する農業情勢の対応について現在の圃場は、稻作専用として整備されたことと経年変化に伴う劣化により多様な作物に対応した圃場としての活用が容易でないことから、需要が旺盛な花卉や野菜栽培で農業の活性化を図るために苦心しております。農地耕作改善事業や多面的機能支払交付金を駆使し、フォアスシステム更新費用のさらなる負担軽減を図り、設置奨励をしてはどうか。

以上、5点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 6番、村松信一議員の平成31年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、第7次総合計画の後期計画につきましては、本町が進めているフューチャーデザインを導入した全国でも先進的な手法で策定作業を進めたいと考えております。その中で住民ワークショップを実施し、施策の方向など計画全体の編成方針に生かしてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、実施計画においては、前期基本計画策定時に見直しを設定した後、毎年度の予算編成時において、各事業の内容及び事業の進捗状況を見て、次年度予算に反映しております。

平成31年度をもって終了する前期基本計画につきましては、平成32年度達成度等の実績を取りまとめて内部評価及び公表を行う予定であり、その結果につきましては、平成32年度からスタートする後期基本計画推進の参考として活用するとともに、基本計画の変更を要する内容があった場合には、議会にお諮りしながら適宜基本計画の修正に反映してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年を迎えるに当たり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯及び認知症を初めとする要介護高齢者のさらなる増加、介護保険料や介護費用の増大、介護人材等の担い手の不足、全世代にわたる福祉

ニーズの多様化など、これらに伴う地域での見守りや支え合いの仕組みの再構築が本町におきましても喫緊の課題となっております。

このような課題解決を図るため、新たに取り組むエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、町内各地区の自治公民館等を拠点として、子どもから障がい者、高齢者まで多世代にわたる交流活動を通じて介護予防や健康づくり、趣味、創作活動等の推進により、健康寿命の延伸や地域での支え合い体制の構築を図ろうとするものであります。

具体的な活動内容については、健康づくり活動や介護予防につながる体操、輪投げ等のレクリエーションや軽い運動、ゲーム、カラオケ、手芸工作、映画やドラマ等の観賞、お茶飲み等の交流を想定していますが、実際の活動内容については、地域のニーズにより自由に設定していただき、楽しく継続的な取り組みとなるよう開設準備及び運営費の補助など、町として支援を行ってまいります。

また、保健福祉施策に係る町民サポーターについては、福祉座談会や研修会の開催を通じて各種保健福祉制度や町内の社会資源の状況等に関する学習や現場体験を通じて保健福祉政策への理解を深めるとともに、地域でのボランティア活動等互助の取り組みにもつながることを目指してまいります。

なお、各コミュニティ組織においては、コミュニティ計画とエン（縁）ジョイやはばネットワーク及び町民サポーターなどの取り組みが一体的に展開されることによって地域力強化が図られることから、今後は一体化を視野に入れながら2025年問題解決に向けて自助、互助、共助、公助が四位一体的に回る仕組みの構築を目指し、各コミュニティ組織との協議を進めてまいります。

4点目についてですが、空き家と農地をセットにした対策について、本町では法の制限があり、運用は行っていないところですが、今月に国会へ提出される予定となっております地域再生法改正案における移住促進に関する内容が本町で取り組みが可能か検討してまいります。

5点目についてですが、花卉、野菜の生産量、品質を安定させるためには、さまざまな天候に対応した水管理が不可欠なことから、圃場内の水位を自在に調整できるフォアスシステムは、花卉、野菜の栽培に非常に有効であると考えております。フォアスシステムを導入した場合、農地耕作条件改善事業の10アール当たりの助成単価が通常の暗渠整備より高額となることから、さらなる生産者の費用負担軽減を図るため、畑地化を進めて花卉、野菜に特化しようとする圃場へのフォアスシステムの導入については、さらなる支援を受

けられるよう県等に要望してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、1点再質問をいたします。

第7次総合計画の後期基本計画の策定に当たっては、税収の見込みについてもう協議されると思いますので、以下お伺いをしたいと思います。

まずふるさと納税についてですが、返礼品をなしとして取り組んではどうかについてであります。この一部はフューチャーデザインとも関係しますが、ふるさと納税返礼品をなしとして大々的に宣伝をするということです。ただし、50年後に寄附者の子孫にお礼の盾か顕彰メダルを進呈する。盾や顕彰メダルは、現在回収しております小型家電から比較的多く集まる金属を利用してつくればいいと思います。そして、この寄附者の氏名や住所など刻印したメダルをつくる。現町長名で寄附のお礼メッセージを添えてタイムカプセルで50年間保存する。そして、50年後の時代のそのときの首長、代表者がメッセージを添えて、そしてその時点での寄附者の末裔に当たる子孫等の方に進呈をする。このような考え方につきましてもお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまのご質問でございますけれども、今村松議員からありましたご提案につきましては、非常にすばらしいご提案かなというふうに思っております。ただふるさと納税につきましては、地方自治体の財源となるほかに地域経済の発展にも非常に効果があるということで、返礼品につきましては、地元のものということで使わせていただいている関係上、今のおおむね実態のほうについては、そういった返礼品を用意しているというふうな状況になってございます。ただ今の状況から申しますと、サービスのほう、そちらのほうにも物ではなく、サービスのほうにも流れが来ているというところがございますので、今お話をあったとおり、一つのこれもサービスになろうかとは思いますけれども、今後矢巾町でも今事業説明会、3月に開催する予定でございますけれども、そういういたるものではなくて、サービスのほうでこういった今ご提案あったことも返礼品と言えないとは思いますけれども、そのサービスの一つとして考えていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろこういったご提言ございましたならば、私どものほうにお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） では、次の再質問に移ります。

前期計画の精査につきましてであります。第7次総合計画基本構想の実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的に示して、そして優先度や実効性を配慮し、推進すべき内容の実施年度、事業量、実施主体、財源内訳など明らかにする。これは基本構想の6ページに書いておりますが、実施計画一覧に各施策の事業について、平成28年から31年度までの予算が記載されております。また、前年度に次年度の内容を精査するとしておりますが、まちづくりの動向や財政状況に対応して実効性の確保に努めるとあります。精査すると記載する以上、計画策定時に精査方法、時期などについて業務予定に組み入れていたのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 第7次総合計画基本構想より以前、6次もそうなのですけれども、これまでもそうなのですが、こういった精査方法につきましては、予算編成となる10月から12月、これは各課から予算ヒアリングを行いまして、総合計画の実施事業、そういったものと精査を図りながら次の年度の事業進捗を含めまして、例えば進捗が進んでいないものであれば、次の年に目標に向かって事業量をふやすとか、そういう調整なども行っておりますし、その辺、今お話しであった業務の予定に組み込みながら事業実施状況を含めて精査しているといったことでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。

それでは、次の再質間に移らせていただきます。空き家対策であります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中、これは33ページになりますが、空き家対策としては、空き家の実態把握を行い、空き家を有効活用することが必要と思われると記載されております。空き家対策について、農地と空き家をセットとの記事は、農業新聞等でも記事として出ておりますが、2017年に農地を取得する際の下限面積を引き下げた農業委員会が急増しているという記事が載っておりましたが、2017年には14件、33市町村だったのが18年10月には153市町村と5倍になったとございます。ある自治体、市では、16年度に空き家バンクに登

録された物件に附属する農地を取得する場合に限り下限面積を1アールに下げたと。農地付、それから物件をバンクに登録して、所有者は空き家担当課と農業委員会にそれぞれ申請をすると。要件や農地中間管理機構などの対象の農地や多面的機能支払交付金などの対象農地、荒廃農地などは指定しない。下限面積よりの引き下げについてこういうことでセットにして成功していると、非常にふえているという自治体が多くあるということで、今まで北海道は2ヘクタール、それから都道府県は50アールと定められておりましたけれども、皆様ご存じのとおり2009年の法改正によって地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を設定できるようになったわけでありますけれども、先ほど答弁でございました空き家のセットの場合は153市町村の中で1アールを下限とする例が約7割と最も多いとされております。本町におきましても、人口3万人構想におきまして、新規の宅地開発も重要ではございますが、地域過疎化の解消にも結びつくと考えますので、本町は法の制限により下限面積要件、農地法第3条でありますけれども、検討ができないことになっているのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　　村松議員、1アールではなくて10アールですね。

○6番（村松信一議員）　　1アールです。

○議長（廣田光男議員）　　はい、わかりました。

佐々木事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君）　　お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃられたとおり3条の中では50アールが原則として定められておるもの、その中でさらには農業委員会で別な面積を定めることができることが定められています。ただそこの中では、今度施行規則の中で定められる要件がございます。その一つの要件といたしましては、遊休農地が相当程度ある。あとは下限面積を下げる際の下限の設定しようとする面積とした場合が4割以上になるものということで矢巾町の場合は、遊休農地率が0.06と非常に低いと。あとは5反歩を下回る農家の件数が23.7%ということで非常に低いということで現在この答弁書に書かれてありますとおり、先ほどの答弁のとおり、現在は法の縛りの中で不可能ということで、この件につきましては、県の農業会議のほうにもいろいろご指導をいただきながらさまざま全国の例も聞いておりますので、そういうことで矢巾町でもできないかということは検討はさせていただいております。その中で今回、この間2月28日の岩手日報の中に、この地域再生法の改正案のほうが出ておりまし

たので、それらも参考にしながら矢巾町として移住促進に取り組めるものがないか、今後も引き続き検討をしていきたいと考えておるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今空き家対策と移住促進というお話がございましたので、企画財政課の立場からお話ししさせていただきますと、確かに今、町内の状況を見ますと、農家等、そういった農地関係等、どうしても切っても切り離せないような状況となってございますので、この辺は農業委員会と連携しながら今後移住促進、耕作放棄地が出ないような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移らせていただきます。フォアスシステムについてであります。

昨日の藤原由巳議員の質問もありましたＴＰＰにタイが参加するということで米の販売が今後ますます激しくなると、厳しくなると予想されますことから、本町の優良農地の有効活用の面から、先ほども質問しましたように、本町の基幹産業でもあります農業ということの面からも、それから町長が1月の定例記者会見で第2回地元学び塾の中で、「雪の下から冬野菜」として、雪の下から収穫後、キャベツ畑で収穫体験と収穫野菜を使って昼食会なども開くというような記事がありました。冬野菜は、非常に甘くておいしくて、しかも冬、雪の下の野菜は、農薬等もなく大変好評なのだそうであります。

そこで、野菜栽培に適した圃場の整備としてフォアスシステムの導入ということで先ほど質問をしたわけでありますけれども、県とか、そういったところと相談してとかということではなくて、さらに町で独自にその圃場の整備について力強いご支援をいただきたい。そして、一層のこと優良農地であります。そして今は約半分しか使っていない、使っていないというよりも稲作できない状態なわけでありますので、地の利の面、いろんな優良農地の面から考えまして、一組合法人を全部、圃場を全部畠作に適したフォアスシステムにするような働きをかけてはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをさせていただきます。

ご質問のありましたように、これまでフォアスにつきましては、農地耕作条件改善事業等で希望する場合は、フォアスに工事を施工しているという前提もございますが、それ以前のこれまでフォアスにした面積的には、ちょっと調べてみると、大体13ヘクタールぐらいフォアスになっております。この部分につきましては、それぞれの地域で野菜栽培を行っていきたいということで、そのフォアスシステムを導入したところでございますので、これにつきましては、それでいいわけでございますけれども、今後につきましては、やはり野菜栽培する上では、その条件整備だけではなくて、栽培する方々の労働条件とかというのも当然あって、全部やるために、そちらのほうも整備していかなければならぬということもございますので、やはりこれについては、それぞれの地域と連携しながら必要な部分については、町としても支援していきたいと思っております。ただ、金額的に高額なものですから、町単独では、やっぱり補助をしていくというのはなかなか難しいですんで、やっぱり国とか県からのいろんなメニューを探しながら当てはまるものがあるのであれば、そういったものも町と地元と一緒にになって取り組んでいかなければなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移ります。

平成31年議会定例会3月会議におきまして和田教育長の教育方針につきましてお伺いをいたします。

1点目、教育方針につきまして、いじめられている子どもがいた場合、最後まで守り抜き、いじめている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導、どの子どももどの学校でも起こり得ることを十分認識の上で、その防止と対策に当たると力強い言葉でいじめ防止に対する決意を述べられております。未然防止のために年間を通じ実施する町、学校の施策についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 平成31年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、平成28年度から教育研究所に配置しているいじめ問題相談員が各学校を訪問して、いじめについての情報収集を行い、児童・生徒及びその保護者との面談や学校に対する助言を行うことで初期段階から教育委員会が学校とかかわることによる早期発見、早期対応に努めております。また、パソコン、携帯電話、スマートフォン等のインターネットの普及が進み、児童・生徒がインターネットを利用する機会が多くなっていることから、インターネットでの不適切な書き込み等を早期に発見するため、学校ネットパトロールの実施体制を平成31年度中に構築してまいります。

次に、学校におきましては、それぞれ独自の未然防止の取り組みを行っており、小学校では児童が主体となってあったかことば運動等の相手を思いやる言葉を使う運動やいじめに関する演劇を学習発表会で発表する等の活動を引き続き行ってまいります。また、矢巾中学校では、生徒会が主体となってのいじめゼロ宣言、文化祭でのいじめに関する演劇の発表を行いました。

さらに、平成30年度及び31年度の2カ年度で人権教育研究指定校に指定されましたので、インターネットによる人権侵害についての講演会等を実施し、生徒が主体となって相手を大切にする気持ちを高める人権尊重の取り組みを進めております。

矢巾北中学校では、いのちの授業を毎年行っており、学校が生徒にとって身近で安心できる場になるように努めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 私は、平成26年9月に一般質問で児童・生徒の安全に対する取り組みにつきまして、いわゆるいじめの問題につきまして取り上げました。6項目の質問と13の再質問をいたしました。もちろんその当時既にスマホ、インターネットのいじめもあったということで、その問題につきましても質問しております。しかし、残念ながら、その翌年に痛ましい事件が発生したわけであります。そこでまたいじめについて伺います。

保護者へのアンケートなどは実施しているのか、1点。

それから、児童・生徒、保護者へのアンケートとは、どのような内容なのか。自由に記述することが可能なアンケートであるのか。それから、されたら嫌いなことは何なのかとか、最近されたことはありますかとかというような、そういういたものは書く欄があるので

しょうか。

以上、質問いたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず保護者へのアンケートの実施については、実施しております。

それから、当然児童・生徒についてもいじめのアンケートについては、実施しております。

ただこれは、保護者に対するアンケートと子どもたちへのアンケートは違います、中身的には。保護者の皆さんについては、自由記述の部分がございます。ただ児童・生徒の場合には、気をつけなければいけないことがございます。それは、教室内でその自由記述ということで書くということは、自分がされている、あるいは表現は悪いですけれども、誰かのことをちくるというふうな形で、そのことが原因でいじめに発展する場合がございますので、項目的にチェックをしていくて、例えば嫌なことをされたことがありますかという項目があって、そこをチェックする。それを見たときに、担任の先生が、その別な時間にその子を呼んで具体的に話を聞くというふうな、そういうふうな配慮をしたアンケートを実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員）　わかりました。今後は起きないことを願うだけではありますけれども、いじめについての自由に書ける欄がないということですね。いじめられている子は、いじめがありますかの質問に対して解答欄ある、ないの選択しかないということですね。何か気づくことがあれば、ちょっとしたことでも書いてくださいとの欄があればよかったです。それから、いじめは、先生の見えないところで起きているため、生徒が言わない限り発覚しづらい。先生に事実を言っても、すぐいじめが終わるわけではないので、言いたくない。たとえ言ったとしても、すぐには変わらない、全くなくなるわけではない。いじめが苦しいから学校を休みたいが、成績にかかわるので休めない。とても葛藤する。苦しい気持ちは他人にはわからない。友だちもわかってくれない。自分だけがとても苦しい、親子で毎日悩んだ。先生たちは、不登校や自殺などの重大なことが起こってからでないと、本気になって考えてくれないということをお聞きしました。

自分で我慢すればいいと思っていたが、日に日に嫌がらせの回数が多くなってきて我慢できなくなり、親に事実を伝え、先生に言うことになった。先生は、何らかの配慮をしてくれたが、結局はいじめの行動はいまだに続いている。先生は、そのうちお互い気にしなくなるでしょうといった考え方で親身になって考えてくれない。これはどうかわかりません。3月ですので、何日か前にいただいたものでありますけれども、こんなことを書いています。いじめられているのだそうです。ですから、その配慮も必要ですけれども、何かこういうことから何か考えることありませんか。アンケートとか何かの中身についてもう一度見直すとか、そういうことを書いているのです、でも。何か書きたいということを言っているのです。それが1人の子どもに対することはできないかもしれません。全体を考えなければならないかもしれませんけれども、そういうことも書かれているのです、実際。ですから、そういうことをちょっと考えてみてはいただけないでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、今議員読み上げられた中身について、私自身もそういった事例について、今どの状態でいつごろのことなのかというのをわかりませんけれども、報告を受けている部分はございます。まずアンケートについて、ちょっと誤解をされていると思うのですけれども、単純にある、なしではなくて、こういったこと、例えば友だちが誰からこういうことを言わわれていることを見たことがありますか。こんなこと、こんなこと、こんなこと、こんなこと。自分がこういうことをされたことがありますか。悪口を言われた、たたかれた、それから物を隠されたというような具体的な項目があって、それをチェックしていくわけです。ですから、そんなに単純にある、なしではないのです。そこを受けて聞き取りをし、そしてその聞き取りをした上で調査をし、そして該当の生徒、その関係する子どもたちにも聞いて、その上で保護者に連絡をしたりしているわけです。

そして、今教育委員会のほうでは、3カ月見守りをしますと。要するに事があつて終わりましたではなくて、その後も観察をしていきましょうと。本当にそれがなくなったのかどうか、子どもたちに聞いたり、アンケートを毎月やったりとか、その後も補充しながらやっています。

確かにそれだけで十分かと言われれば、それで十分かどうかわかりません。でも、現場の先生方も頑張ってやっています。私たちも教育委員会としても教育相談員が行き、それからスクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーが行って相談に乗ったりとか、

いろんな事例に対応しております。いろんな方法を使いながら、子どもたちの声を聞く、そういうふうな手段を多くこれからも検討してまいりたいと思います。いずれ大変な時代にならないために未然防止のために考えていきたいと思いますので、いろんなご助言を、アドバイスを、アイデアをいただければなど、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員）わかりました。でも、いじめられている子に伝わっていないと思います。だって、こう書いているのですから。そこにちょっとギャップがあるのだろうと思います。

それでは、本町の最新のいじめの状況はどうなのでしょうか、いじめの件数につきましてお伺いいたします。あるのか、ないのかと、それから件数につきましてお伺いします。

○議長（廣田光男議員）田中館課長。

○学務課長（田中館和昭君）お答えいたします。

今年度でございますけれども、1月までの状況ですが、認知件数といたしまして519件となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）和田教育長。

○教育長（和田修君）お答えいたします。

今課長のほうから件数については、報告がありました。これは、昨年度同時期に比べても大幅にふえております。このぐらい子どもたちの状況を先生方が観察し、子どもたちからも訴えが出ている。その中でも、いやまだまだあるのだというのが議員ご指摘のとおりだと思います。いじめはなくなりません。全くゼロにはなりません。でも、見逃さないように、その声を聞くための努力をしていきたいということです。しなければならないということです。これが私たち大人の義務だと思っています。子どもたちからは、なかなか声が届かない場合もあります。それをどうやったら声を聞こえるようになるか、聞くことができるかということを模索してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 3問目の質問です。矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いをいたします。

平成72年に1億人程度の人口を確保することを目指す国の長期ビジョン及びその実現のため総合戦略に沿って平成27年10月、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。その取り組みの成果及び最終年である平成31年度の取り組みについて以下お伺いをいたします。

1点目、地方創生推進交付金による対象事業の中で平成30年をもって一旦終了する事業は、外部の第三者である有識者懇談会等で評価を受けることとなっております。2月18日、第1回目実施の評価結果をどのような方法で公表するのか。また、評価の高い実施事業の今後の取り扱いをどうする考えなのか。

それから、2点目、仕事分野に掲げております町の発展を支える雇用の創出について、自然を生かし、農業の活性化と継続可能な環境整備、新しい産業の育成と起業促進、観光資源の創出と有効土地利用の見直しによる企業誘致を掲げ取り組んでおりますが、実施事業の達成度をどのように捉え、平成31年度予算にどのように反映させたのか。

3点目、同じく仕事分野の若者の雇用対策、女性の就労支援などを推進し、人材と企業とのマッチングを図る計画を掲げ取り組んだ施策について。

4点目、ひと分野に掲げております子育て環境の充実について、子どもの貧困率は全国13.9%、子ども7人に1人が貧困と言われている現在、本町の実態をどのように捉え、支援事業を実施されたのか。また、新年度の取り組み計画について。

5点目、同じくひと分野について少子化が深刻な地域は、自治体主導の官製婚活に力を入れております。本町の少子化対策は喫緊の課題ですが、現在取り組んでおります官製婚活の実態と今後の取り組み状況につきましてお伺いします。

それから、6点目、同じくひと分野につきまして認知症施策の推進は、当事者の視点を重視することが求められており、全国の市町村で当事者の意見を聞き、施策に反映しているのは、2%にとどまるとの調査結果が出ておりますが、本町の実態はどうか。

以上、6点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答

えいたします。

1点目についてですが、外部有識者の視点を取り入れるため、先月18日に、第1回地方創生懇談会を開催しており、昨年度までに実施した地方創生推進交付金事業の内容及び実施状況に関して評価をいただいたところあります。現在、その取りまとめを行っており、今月中をめどに町ホームページで公表を行う予定としております。

なお、各事業がおおむね3年から5年程度の事業期間となっていることから、評価の高い実施事業につきましては、期間終了後も発展的な継続が図られるよう次期事業計画の見直しに反映してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、仕事分野に掲げている主な取り組みとして、自然を生かし、農業の活性化と継続可能な環境整備については、新規就農者の支援体制の拡充を図り、平成30年度では1名が新規就農者として就農し、平成24年以降では9名が新規就農者として就農しております。また、6次産業化による特産品開発として、町産大豆を使用したみそを2組織においてみずから製造、販売を行っております。

新しい産業の育成と起業促進については、岩手医科大学周辺地域における立地企業は18件と、目標の5件を大きく上回っており、新規創業支援事業の利用は2件と目標の2、3件まであと1件であり、目標年度である平成31年度までには達成できるものと考えております。

観光資源の創出と有効活用については、西部地区の煙山ひまわりパークは、本町最大の観光資源であり、2万人を超える観光客が全国から訪れていることから、周辺の観光施設へつなげていくよう今後も整備を進め、観光客の誘致に努めてまいります。

土地利用の見直しによる企業誘致については、スマートインターチェンジの利用台数は、目標を上回る1日2,000台以上の利用実績があり、交通の利便性の向上により、立地要望企業も増加が見込まれておりますので、新たな事業用地の確保に向けて引き続き情報収集とあわせて立地に向けた取り組みを進めてまいります。

仕事分野の実施事業については、新年度においても必要な予算を計上しており、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

3点目についてですが、昨年末の盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.47倍と依然高い水準であり、若者や女性を含め雇用情勢は好調な状況ではありますが、人材と企業とのマッチングを図り、就業後の離職を防ぐ取り組みとして高校生を対象としたインナーシップ事業を実施しております。この取り組みを通じて雇用のミスマッチを防ぐには、

職業選択を適切に行うことが必要であり、そのためには高校進学時の進路選択を重要な分岐点と捉え、新たに小・中学生を対象とした子どもの仕事の教室を開催し、現場見学とワークショップにより働くことへの理解を深め、一つの仕事に対して関連する多様な職業があることを知ることにより、職業選択の幅を広げる取り組みを行いました。

また、大学生を対象とした実践型インターンシップ事業の取り組みとして、実習生の受け入れを検討している事業者を対象に研修会を開催しております。

4点目についてですが、本町における子どもの貧困の実態は、独自に把握が難しい状況であります。国が実施した国民生活基礎調査結果を捉えながら貧困の状況を予測し、支援事業の拡大を進めてきております。具体的には、医療費助成の拡大や保育料の軽減の見直し、就学援助制度の利用者の拡大等を実施しているところであります。

また、保育所や学校と連携した相談支援において、子どもの日常生活の様子から心配な状況を把握した場合には、関係機関と一緒に対応しております。新年度の取り組み計画につきましては、今後公表される岩手県の子どもの生活実態調査結果を踏まえて、本町の実態調査を実施し、生活の支援、保護者に対する就労の支援、教育の支援、経済的な支援について総合的に推し進めてまいります。

5点目についてですが、婚活事業につきましては、現在矢巾町青少年健全育成町民会議ほか3団体で組織されている矢巾町婚活推進ネットワーク会議と連携しながら年2回の婚活イベントを実施しております。イベントの企画は、町と婚活推進ネットワーク会議で行い、運営は盛岡市内の社団法人に委託して実施しております。町が事業を開始した平成27年度から現在までに8回のイベントを実施し、合計28組のカップルが誕生しております。今後につきましても、婚活推進ネットワーク会議と毎年イベント企画等の見直しを行いながら少子化対策の一助として町内の結婚希望者への支援が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

6点目についてですが、本町においては、矢巾町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定において、日常生活圏域ニーズ調査を実施しており、要支援、要介護認定者うち152名から回答をいただいたところですが、そのうち現在抱えている傷病について約51%が認知症と回答があったことから、本人や、その家族、地域住民への認知症施策の推進を計画内容に規定したところであります。今後も認知症当事者、その家族、介護者及び関係者の声を聞きつつ認知症予防事業や必要な施策を介護保険事業に反映させてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） まち・ひと・しごと創生総合戦略前期の基本計画は残り1年となっておりますが、ホームページを見る限り、策定時に設定されるべき業績評価指標の数値目標が策定後、開始後策定する、完成後策定すると記載されたままのものの指標がたくさんあります。そこで質問ですが、総合戦略策定後に設定されたそれぞれの目標数値はどうなっているのでしょうか。ホームページ上に記載されないままの理由は何なのか。

数値目標が設置された時点で確認できるようにするべきと考えますが、どうなのか。その達成状況はどのようにについてでありますか、例えばたくさんあるので、どれかと言えば、例えば全国学力テスト平均得点、教育委員会で検討を設定とか、教育施設の長寿命化実施率、計画後策定とか、空き家バンク、空き地バンクを活用した不動産あっせん件数、完成後設定、これはまだいいと思いますけれども、地域包括ケアシステム構築にかかる事業進捗率、実施計画後策定、ホームページ移住者情報のアクセス件数、完成後策定とか、結構あるのです。ということで、例えば矢巾スマートインターチェンジの利用者台数、完成後設定、それだって完成しているではないですかというようなことがたくさんあるのですが、そのことについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 戰略策定後に設定された数値目標はということでございますけれども、こちらにつきましては、数値目標、こちらKPIと言われておるものでございますけれども、こちらの改廃につきましては、国のガイドラインによりますと、外部有識者会議等の意見を聞いて行うことが望ましいということで答弁にもありましたとおり、2月に実施いたしましたところでございます。計画上まだ数値目標については設定されておりませんで、ホームページにも掲載しておらないという状況でございます。4月以降、また地域創生懇談会を開催するわけでございますけれども、その際に具体的な数値目標を設定する予定でございまして、その結果につきましては、ホームページに反映する予定となってございますことを答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 再質問です。この残り1年です、4年たったわけです。そして、この2月に創生懇談会が開催されたと。あと1年で4年間、4年たってから、では一つお

聞きしますけれども、4年たってから開催すればよかったのでしょうか。それとも、1年、2年、3年、4年と、こう4年間たったわけですけれども、その間に1回ぐらい開催しなくてもいいことになっているのですか。開催してはだめなのですか。4年たつたらやることになっているのですか、どうなのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 総合戦略の評価につきましては、まだ全国的に統一的な方法というものが確立されておらない状況でございまして、どうしても矢巾町初め各自治体では、手探り状況でやっているというところでございまして、今回につきましても県立大からいろいろと支援をいただきながら今回ようやく議員の仰せのとおり確かに遅きに失したところもございますけれども、県立大の支援をいただきながら、今回その方法をどういった評価方法が一番いいのかということをまとめ上げて今回いろんなどういう体制でどういう観点で進めたらいいかということで今回の2月の地方創生懇談会を開催されるに至ったといった経過でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤課長、質問されたことにちゃんと答えて。質問はできないのかと言っている、そのところはどうですか。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） これまでちょっとできなかつたということで、いろいろな、先ほどお話ししました県立大等々ご助言をいただきながら今回の地方創生懇談会に至ったということになってございます。

○議長（廣田光男議員） だから、やればできたということですか、やる気がなかつたということですか、どっちですか。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） やる気がなかつたということではなくて、体制が整わなかつたということです。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。やればできるのですけれども、忙しかつたということですね。とても忙しかつたと。

それでは、再質問に移ります。全国学力テストの平均点については、教育委員会で検討

するということになっておりますが、2020年度の、これからのことですけれども、2020年度の小学校のプログラミング教育の必須化を控えて、A Iなどに強いI Tの人材育成につなげるということで小学校での必須化となっているわけでありますけれども、これは文部科学省では参加校を9月まで募集しているわけでありますけれども、これに対する考え方をちょっとお伺いしたいと思います。本町の取り組み状況、これどのように取り組もうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

このプログラミング教育については、その年度については示されておりますが、まだ県のほうから具体的なものは示されておりません。いろんな情報として、例えば企業のほうでラインとかN T Tさんが独自のもので募集をしていたり、先ほど議員さんのほうから情報がありました文科省でも募集している。しかし、それを県としてどういうふうにしていくのかということについては、まだ具体的なものが示されておりません。ただ学校としてというか、教育委員会としてそのまま手をこまねいて見ているわけにはいきませんので、いろんな情報収集をしながら取り組んでまいりたいと思いますし、前回の議会でもお話をさせていただいたと思いませんけれども、例えば産技短、地元にあるそういうふうな短期大学あるいは岩手医科大学のほうにもプログラミング教育に精通した方がいらっしゃるということを情報として得ていますので、そういう方を活用するとか、教育センターのほうに相談をするとかというふうなことを含めて検討してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員）　それでは、次の再質問に移りますが、創生総合戦略の6ページに庁舎内全体で効果を検証し、改善を行う仕組みに基づくK P I、重要業績評価指標に基づき実施するとありますが、4年間で何回実施したのか。どのような内容の見直しを実施したのかということで毎年1回をめどに产学研官金労言の意見を踏まえつつ、総合戦略の検証、見直しを行うと、こういうことをうたっているわけです。ということで4年たちましたけれども、どのような見直しが行われたのかということです。それでもし見直しがされているのであれば、ホームページ上には公表されておりませんが、これらは公表されるのかどうか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今の4年間で何回、どのような内容の見直しを実施したかということでございますけれども、基本計画前期のほうでもお話をさせていただきましたけれども、それと同様に、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても予算編成時、こちらのときに適宜見直しをさせていただいてございます。具体的には、進捗状況を踏まえまして、当年度できないものについては、次年度に持ち越しをさせていただいたものもございますし、効果がはっきりあらわれないものにつきましては、別なものに変えて進めているものもございます。

4年間、あとはホームページで公表されないのかということでございますけれども、これも先ほどお話ししました地方創生懇談会、こちらのほうの評価をいただきまして、それとあわせてホームページに公表したいというふうに考えてございます。

産学官金の意見を求める方法や検証見直しの時期、担当者をどのように考えていたかということでございますけれども、これにつきましては、地方創生懇談会の中のメンバーとして産業団体、金融、労働団体、あとはマスメディア、あとは公募の方も踏まえまして、そちらのほうから意見をいただいてございます。あわせて地域創生懇談会の結果を取りまとめた上で、ホームページでお示ししたいというふうに考えてございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。

それでは、次の再質問に移らせていただきます。地方創生事業につきまして、交付金の対象外ではあるが、地方創生事業の中で一緒に行なうことがよいとの判断で、そのほうが費用もかからないというような判断で町単費でやる事業は、あるいはこれからやろうとしている事業はあるのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 交付金の対象外であるがということでございますけれども、町単独で行っているものの中には、主なものとして空き家対策、こちらをやってございますし、これにかかる職員研修も単独費の中で行ってございます。今後につきましても、こういった空き家対策を初めこちらの研究のほうに単独費用を使わせて

いただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 次の再質問ですが、町の発展を支える雇用の創出につきまして、自然を生かし、農業の活性化や観光資源の創出等も掲げておりますので、その観光資源ということもうたっておりましたので、観光のことについてお伺いをいたします。

さきに女性と議会との懇談会で矢巾町の花はユリであるということですが、ユリを見る機会がめったにこのごろ少なくなったということでございました。町の花でありますヤマユリの栽培状況は今どうなっているのか。今後もふやす予定があるのかどうか。そして、自然環境の保全として次世代に安全な自然環境を引き継ぐため、手つかずの自然に安全な自然を整備することを考えておりますが、まだ気づいていない観光資源の発掘や整備といった意味もここには含まれておりますので、矢巾町の花であるユリにつきまして、これを森山パストラルパーク一帯に植えて、これを町の花である、余りめったに見ることがなくなったということありますので、ここをヤマユリの里にしてはどうかということでお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

1点目のヤマユリの状況ということでございますが、過去には矢巾周辺にヤマユリを栽培といいますか、植栽した時期がありましたが、これは実はやっぱり土を嫌うという性格で、なかなかうまく生育できなかつたということで、それ以降特別な栽培という形はやっておりません。今ヤマユリにつきましては、煙山ダムの周辺に遊歩道の周辺に一部ですけれども、ございます。そういう部分については、草刈りの際に切らないように大切にして管理しているという状況でございます。

そういうこともございまして、なかなかふやすという前提ではこれまで取り組んでまいりませんでしたが、2点目にございますように、パストラルパークにどうかということで、ここは町に近いところでございますので、土の嫌う部分がございますが、とりあえずご提言ということでちょっと栽培を試しにやってみて、もしいいのであれば、少しづつでもふやしていければということでただいまのご質問の部分については考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 次の再質問ですが、町内には歴史的価値が認められる古民家物件があり、活用策として著名な芸術家が滞在して創作や地域との交流を行うアーティスト・イン・レジデンス事業について可能性を探るべき、平成30年度中に調査を実施したいとありました。ここでいくと、格式ある住居のことだと思いますけれども、それでそのことについて30年度に実施した内容をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 調査を行うということで予算を計上してございましたけれども、今年度は予算にかわりまして、全国的に最近取り入れられている手法なのですけれども、サウンディングということで一つのテーマに対しまして、それに民間事業者の方がいろいろ意見をいただくというような機会がございます。先日もこのサウンディングということで今回のアーティスト・イン・レジデンスにつきましてもどういった民間から意見があるかということで、その辺は実効性も含めまして、いろんな方から意見をちょうだいしてございます。こちらにつきましては、今後そういった民間事業者との意見を参考にしながら実際公民館、こちらが有効活用できるような方策をとっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、女性の雇用と企業のマッチングについてお伺いしたいと思います。

若者の雇用対策、女性の就労支援などを推進し、人材と企業とのマッチングを図るとしてうたっております。そこで言葉ばかりでなくて、実際に実施することが重要だと思います。そういう情報を得ることが重要なのだと思いますけれども、例えば矢巾町の新年交賀会が1月にあるわけでありますし、それから経済交流会などもございます。こういったところに課長さんたちが出席されておりますけれども、こういう交流の場、経済界の人たちたくさん集まる中に、募集をして課長さん以外の方にも参加していただいて、その情報を得たらどうかと思うのです。ということで、その情報の場として活用してはどうか。そ

いったことで募集をされた方には、会費制だと思いますので、その費用を町で負担していくことの、その考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今のお話につきましては、確かにことしも毎年商工会館のほうで新年交賀会等行われてございますし、そういった場は、本当に非常に有意義な交流の場というふうに考えてございます。ただ会場の都合もありまして、これ以上、多分人数をふやすと大変なことになるのかなということもありますので、その辺につきましては、矢巾町が主催するものもあるでしょうし、民間が主催するものもあるかと思いますけれども、この辺は今のお話を参考にしながら、できるだけ参加できるような方向で考えてまいりたいと思いますので、今回のお話は要望の一つとして捉えて今後対応したいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、少子化対策についてお伺いをしたいと思います。

合計特殊出生率、2025年までに1.8とする目標を設定しております。残念ながら今調べたところでは、かなり古いデータしかございませんので実態はわかりませんけれども、1.37とか、1.43とかその辺だと思いますが、最新の合計特殊出生率の状況と、それから2025年までに1.8を達成するための対策をどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

ただいまの合計特殊出生率の最新データということでございますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略のほうには、その計画時点での最新データということで25年の数字が載っていたものと思われますが、最新29年度で矢巾町は1.28という数字が出ております。参考までに26年度が1.30、27年が1.25、28年が1.27、そして29年が1.28ということで、少し上がり気味ではありますが、参考までに出生数をお知らせしますと、これはあくまでも住基登録上の出生数です。25年が205人、26年が163人、27年が230人、28年が203人、29年が227人というところで、すみません、これは年度ではなくて歴年で1月から12月のデータでございますけれども、26年を除いては、まず200人以上というような数字で推移しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 具体的な合計特殊出生率を上げる対策でございますけれども、これはやはり婚姻率を上げないと、こちらのほうに、出生率のほうにも反映されない部分がございますので、この辺は婚活事業を今後も引き続き支援していくとともに、具体的に子どもが生まれても安心して産み、育てられるような、例えば医療費助成、今回は高校生まで、31年度は拡大する予定でございますけれども、それら子育て支援の環境も充実させていくような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 子どもを育てるという観点から子育て支援の来年度の取り組みですが、岩手県は今年度に子育ての調査をかなり詳しく行っております。それでは、小学校5年生と中学校2年生、そしてまた小学校1年生から中学校3年生までの就学援助の制度を利用している世帯等を調べてアンケート、ニーズを把握しております。その結果が2月末に速報値として県が公表しましたが、生活支援、学習支援、そして経済支援、さまざまな対策が必要だということが、ニーズが寄せられている状況であります。

矢巾町におきましても、県の結果と連動しながら子育てのニーズを調査していくような取り組みを31年度行ってまいりますので、またその困り事に寄り添う、相談員の確保等も31年度も継続して行っていくような取り組みの予算を計上しているところでございますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、時間も経過しておりますので、ここで休憩をとります。

再開を11時25分とします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

当職からお願いがございます。質問者、答弁者、もう少し論点を絞って活発な議論になるようにお願いをしたいと思います。答弁者も聞いていることに素直に答えてください。その

ような姿勢で論議を活発化させるようお願いをいたします。

それでは、村松信一議員の4問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、4問目の質間に移ります。矢巾町公共施設等総合管理計画についてであります。

矢巾町公共施設等総合管理計画について、平成28年度に個別資産の把握、分析をし、28年度から31年度の3年間は、管理計画の具体化と住民との合意形成の期間であるとして、住民の意見を幅広く取り入れながら検討を行い、計画の制度を高め、個別資産の保全方法などを決定するとあります。平成31年度当初予算の中で、そのための施策はどのようなものがあるのか。32年度から始める本格的なアセットマネジメントの内容について決定次第、ホームページ上で公表する予定はあるのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 矢巾町公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えいたします。

平成31年度予算に公共施設等個別管理計画策定支援業務委託料といたしまして3,922万6,000円を計上しているところであります、その中で公共施設等総合管理計画の見直し、個別施設計画の策定、アセットマネジメントの構築、住民との合意形成の取り組み等を進めてまいります。また、策定した内容につきましては、ホームページで公表いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 委託料が3,920万強ということで高額でありますが、委託内容は、全公共施設について、老朽化の調査、それから長寿命化のためにどのように補修をすべきか、補修するのか、そういう分析費用もこの見積もりの中に含まれているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） まず委託料の件でございますけれども、委託内容というお話でございますが、これは策定いたしました総合管理計画の見直しがまず一つ。あとは個別計画の策定はもちろんのこと、アセットマネジメントの構築、あとは老朽化、施

設の老朽化調査、加えまして住民との合意形成を図るためのワークショップ、こちらの支援についても委託内容に含まれてございます。また、どのように補修すべきかの分析費用の見積もりについてでございますけれども、これにつきましては、施設の建築年度によって異なりますけれども、主に躯体調査が主でございまして、これを基本として分析費用、見積もり、こちらは入ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 矢巾町の公共施設等総合管理計画には、現在どれだけの資産を保有し、現在どれだけの経費がかかり、今後どれだけの経費が必要なのか。そして、今後どれだけ投資するのか、投資できるのかを明らかにする必要があると明記されております。これらの全てを明らかにして、平成31年度中に住民と合意形成を図り、アセットマネジメントを構築することが1年間ですと答弁がありました。私もいろいろ調べてみましたけれども、かなり時間がかかるのだそうあります。そこで、他市町村と比べてもしようがないわけですけれども、ほかは約2年間かけて実際やっているところが多いわけであります。本町は、これからこれらの全てを1年でやることでありますけれども、これはもともと1年でやろうとしたのか。それとも2年間かけようとしたのが、時間が先ほどのよう形で時間がなくてあと1年しか残っていないのか。それで1年でできるのかどうか、それが大丈夫なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 確かに議員仰せのとおり、最初から個別計画を立てる場合には、2年かかっている自治体も多いかと思いますけれども、矢巾町の場合は、事前に自前ですけれども、施設カルテというものの整備を進めてきてございます。要するに事前の準備ができているために、それをもとにした発展して個別計画をこれから策定できるといった前準備ができていたという部分がございます。そのほかに水道、下水道、集排、あと橋梁、道路、こちらにつきましては、既に個別計画が策定済みというふうな形になっておりますので、特にボリュームの多いといった管路とか、道路とか、そういうものが策定済みであることから、公共施設、箱物を中心に116施設ぐらいになりますけれども、そちらの個別計画をするということで、1年で策定する金額となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで6番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会、赤丸秀雄です。1問目は、町長の施政方針演述について質問します。

先日、町長の施政方針演述より町長の行政経営に対する考え方をお聞きしました。31年度で取り組む内容にフューチャーデザイン推進を図るため、未来戦略室の整備、新エネルギービジョン方針では、低炭素区域内でエネルギー・マネジメントシステムの運用開始、団塊世代が後期高齢者となる2025年問題の対応でエン（縁）ジョイやばネットワーク構築の方針、医療費助成給付の高校生世代までの拡大、産婦、いわゆる出産後の婦人を対象に一般健康診査の新たな実施、地域福祉の充実に相談支援、包括化推進員の配置、子育て世帯への保育料の負担軽減、小学生の通学安全対策に反射材タスキの配布や通学路等へ注意喚起の路面表示、町営住宅の建てかえを含めた住宅マスタープランを策定、毎月町民との懇談会を開催して、町民の参加型のまちづくりを推進するなどお話しされました。

そこで5点について伺いますが、1つ、冬場の屋内運動場確保、防災拠点、大規模イベント会場確保などに、町長は多目的活用のドーム型施設建設の必要性を説いていましたが、その点をどう考えるか伺います。

2、国では、消費税増税により3歳以上の保育費無償や、それ以降の教育費無償化にも取り組むようですが、私は現代社会の環境から出産後に働く若いお母さんに保育費助成が一番必要と考えます。そこで町長の3歳未満児への助成、近い将来を含めてどう考えるのか伺います。

3、大勢集まり、にぎわいのある町主催の夏まつりは、今後どのような形で継続して開催する考えであるか伺います。

4、矢巾に住みたいが、住宅用地がなく、空いている土地は高価で手が出ないと言われます。住宅用地の開発計画はどのように進めているのか伺います。

5、老朽化している町営住宅建てかえのマスタープランを策定すると述べられましたが、早期に検討委員会を立ち上げて取り組んでいただきたいが、その考えについて伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 1番、赤丸秀雄議員の町長の施政方針演述についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、多目的活用のドーム型施設建設につきましては、災害時等にも活用が期待できる複合的な屋内体育施設として検討しておりますが、この構想を第7次総合計画後期基本計画に位置づけることができるよう、平成31年度は民間資本の導入、事業主体などを国や県といった関係機関と具体的な活用方法を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、消費税率の引き上げによる財源を活用し、ことし10月から3歳以上及び3歳未満非課税世帯の保育料無償化が実施され、平成32年3月までの半年間は、全額国の負担となりますが、平成32年4月以降は、現行制度と同様一部町負担となることが示されております。今後の3歳未満児への保育費用の助成につきましては、保育料負担の軽減とともに、保育料無償化に伴い、保育施設利用希望者の増も見込まれることから、保育施設等の整備とあわせて対応を進めてまいります。

3点目についてですが、矢巾町夏まつりは平成9年から現在の会場で開催しておりますが、会場である矢巾ショッピングセンター内の店舗からは、売り上げの低下やトイレ、ごみ問題等が挙げられており、加えて岩手医科大学附属病院の開院により救急車両の通行が大幅にふえることで県道の通行止めができなくなることが想定され、新たな会場について昨年度より検討を行ってまいりました。今後どのような形で継続開催するかについては、開催場所のほか、祭りのあり方も含め夏まつり実行委員会で開催に向け検討を行ってまいります。

4点目についてですが、新たな住宅用地の開発計画につきましては、本町土地利用構想などに基づく民間事業者からの提案を受け、本町と岩手県との協議、検討へ、盛岡広域都市計画市街化区域拡大での対応が図られるよう現在、県が関係法令に基づきまして国と協議を進めているところであり、早期に協議が整うよう協力してまいります。

5点目についてですが、今年度町営住宅全体の今後のあり方や整備に係る課題を整理することを目的に整備方針を検討しており、この整備方針をもとに来年度要綱で定めている矢巾町町営住宅等計画検討委員会で協議するとともに、関係機関の意見を伺いながら早期に住宅マスタープランの策定に取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 多目的に利用可能で冬でもスポーツができるドーム型施設の建設をぜひ検討願いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

話は変わりますが、まず3歳未満児への保育の部分で質問します。現在女性の52%以上が働く時代です。非課税世帯への無償化といいますが、子育てのために夫婦で働くかなければ食べていけないと若い世代は言います。子育て世代の定住化施策、人口増対策のためにも早い時期の助成が必要であると思います。ぜひ再度このことについて見解を伺います。

なお、非課税世帯といえば、私今ちょっと資料を持ってこなかったのですけれども、たしか230万円とか270万円だと記憶していますが、これではとても子どもを育てられないというのが現実であります。その辺も踏まえの見解をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

子育てにかかる費用の軽減につきましては、非常に大事なことでありますので、保育料の軽減は矢巾町でも努力をしてきております。それで29年度から大幅に見直しまして軽減率を40%ほどに、35%ほどから40%ほどに上げてきております。そのところ、大分軽減、特にもひとり親の世帯とか、あるいは低所得の方々には、そのような軽減が図られてきていまして、保育料の支払いにつきましては、本当に改善してきたなというところがあります。ただ全てに子どもを育てる上でお金がかかりますことは事実でございますので、改めてそのことは検討を重ねてまいりますが、今安心して働くためには、保育環境、保育園そのものを定員をふやしていくかなければならない状況があります。そのため29年度から30年度までにも100名の定員をふやしてきたところですが、矢巾町では31年度に向けましても55人定員をふやしていくような取り組みを進めておりますので、国の無償化に合わせて町が努力できるところはしながら、さらにその受け入れるための整備を優先度高く進めているという状況がありますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の菊池課長述べられたように若い世代、今大変な時代であります。統計問題ではないのですけれども、実質賃金が下がっている状況であります。そういう

う点で、やっぱり2人目、3人目というと厳しい状況でありますので、ちなみに前も質問しましたが、ゼロ歳というか、生まれる前から大学を終わらせるまで1人人口がふえると3,000万円の経済効果があると言われております。ぜひ町もその辺も考慮して負担軽減というより無償化へ取り組んでいただきたいなと思っております。

次の質問でありますが、検討中である通年行っている町の夏まつりの開催について伺いますが、準備とかPR、その辺も考慮すれば、具体的にいつまでに決めなければならぬ状況なのでしょうか、そこを伺います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

例年、先ほど答弁にもありましたとおり、実行委員会のところで最終決定をしておりますが、これにつきましては、例年4月もしくは5月頭くらいまでに実行委員会を開催し、その内容について決定しておりますので、これにつきましては、今年度もそのような形の中で進めていければというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ゼひ町民も楽しみにしている夏まつりですので、継続実施をお願いしたいものであります。

次に、昨日の質問にもありました住宅土地確保のことであります。私、3年以上前から人口3万人構想に向けての課題は、町の土地規制にあると思い、再三質問してきました。が、いまだに国と県との協議を詰めているところであるとのことです。町として喫緊の課題であり、大きな取り組みでありますので、ここはやっぱり県であれば県議会、国であれば国会議員もおるところですので、その辺の協力を強く仰いで前に進める努力をされているのかどうか、その辺の状況をお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） お答えをいたします。

昨日も申し上げましたけれども、今国との協議を進めてございます。町といたしましても、これは県が国のほうと協議するわけですけれども、それについては、町といたしましても全面的に協力していきたいと思います。それから、今県議さん、国会議員さんとかというお話をございましたけれども、いずれ最大限努力をいたしまして、早く拡大が認めら

れるような形で町としても全力投球をしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ前向きに努めていただきたいと思います。

次に、町営住宅のあり方検討委員会について、きのうも答弁されていたことは私も踏まえておりまして、ぜひPFI方式、この検討を早期にやっていただきたいと。その考えについて再度伺い、この項目についての最後の質問としますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 藤原特命課長。

○特命担当課長（藤原道明君） 昨日も答弁させていただきましたけれども、今からそういう大きな事業に取り組む場合は、ほぼPFI、一括ではありませんが、確実に選択肢に入つてまいりますし、よその事例を見ましても、ほぼそういう感じになっておりますので、そういった形でイニシャルコストをかけずに、できればパワーも余りかけずに民間の皆様のお力をおかりしていくことがベストな選択になるものと私も捉えておりますし、町全体としてもそういう考え方になっているというふうに捉えておりますので、まさしくそういった内容で今後実際の検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次の質問は、教育長の教育行政方針について伺います。

教育長のさきの教育行政方針演述で31年度取り組む内容を話されましたが、あれもこれも行うと聞こえました。それでいて、何をいつまでに行うかどうか、どのようにするとか、具体性に疑問を持つ内容であったと私は感じております。そこで以下4点を伺います。

1、コミュニティ・スクールの矢巾型導入を検討するとありますが、教育長が現在考えている重要項目にどのようなことを想定しているのか伺います。

2、確かな学力の保障と述べていますが、具体的に何をどのように進めて学力向上に努めようとしているか伺います。

3、小学校学区の見直し検討を行う方針とあるが、徳田、不動の2小学校区の住民から

強く見直しを要望されています。ぜひ多くの方々の意見を確認して取り組んでいただきたいが、検討委員会の設立など目途は立っているのか伺います。

4、徳丹城史跡ですが、発掘調査の総括報告書発刊ということあります。また、史跡指定50周年の節目にシンポジウム開催を計画するということありますが、ぜひ早めに地元と協議を進め、盛大に開催を願うところでありますが、準備とか開催時期は、いつごろ予定しているのか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　私の教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、検討に際し重要と考えていることは3項目あります。1つ目は、現在活動している教育振興運動との関連性をどのようにしていくのかの検討です。2つ目は、小・中一貫型で行いたいと考えており、校舎が一緒ということではなく、児童・生徒の9年間を通しての学びについて検討することでございます。3つ目は、矢巾型というこだわりを持ちたいことから、本町らしさを全面に出すことの検討や小学校4校、中学校2校の計6校というコンパクトさと幼、保、小、中、高、短期大学校、大学のある町としてどのように活用していくのかを検討することあります。

2点目についてですが、各学校で行っている授業について、授業方法や学びについての考え方を全小中学校で共通して理解し、統一できる部分を共有することで児童・生徒の一貫した学びにつなげる矢巾型授業スタンダードを確立させることあります。

次に、矢巾型授業スタンダードを受けて家庭学習の充実を図り、家庭学習の方法や内容を具体的に示し、取り組ませることによって学習内容の定着を図りたいと考えております。

3点目についてですが、学区の見直しにおきましては、現在の学区内における児童・生徒数の偏りによる見直しだけではなく、今後の本町の開発状況を踏まえた人口の変化による行政区再編の必要性にも注視しながら検討を進めたいと考えておりますし、矢巾型コミュニティ・スクールの検討の際には、学区の見直しも検討事項の一つになると想定しております。

4点目についてですが、長年にわたる史跡徳丹城跡の発掘調査の成果をまとめた総括報告書をことし3月の、今月でございますが、刊行に向け鋭意取り組んでおります。また、ことしが史跡指定50周年目に当たっていることから、シンポジウムの開催を計画しており

ます。内容については、これから地元の方々と協議をして進めてまいりますが、現時点では、これまで調査に携わっていただいた有識者の方々をお招きし、基調講演とパネルディスカッションを予定しております。開催時期については、秋ごろを計画しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、何点かありますので、1点質問します。

きのう小学校、中学校の平均点数のお話がありました。確かに教育は点数で評価ばかりではないというのも私も認識はしておりますが、その辺でちょっとお伺いします。まず現在、社会的に貧困格差が学力格差を生んでいるという事実がデータで示されております。昨日の答弁を聞いて、町内小・中学校の学力レベルが県レベルと比較して私は数段上であると思っておりましたが、そうではない現状を聞いて、本町もその貧困格差による、要は頭のいい子はいっぱいいるし、ところがなかなか勉強できる環境ではない子も多くいてという形の中の平均値がそうなっているのが一因ではないかという部分もちょっときのうのお話を聞きながら頭をよぎったわけですが、その辺については、難しいデータなので把握しているかわかりませんが、どのようにお考えなのかまず伺います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まことに難しいデータになると思います。その相関関係について詳しくということは、なかなかありません。ただ自分自身が小学校、中学校の現場におりましたことから、その経験値から申し上げますと、その関連性は確かに全くないわけではないと思います。貧困家庭におけるいわゆる塾に行けない、あるいは家事に追われる、そういうところで家庭学習の時間が少なくなる、宿題をやれないというふうな子どもが実際にいることは確かです。それによって学力が下がる。しかし、逆にそのために学校で一生懸命頑張ろうと逆に奮起する、そういう子どももおります。というふうな環境が全てではないという部分もございます。やはりいろんな環境の子どもたちに対していろんな子どもに手を差し伸べる、そういう教育環境を整えていく、経済的な支援も含めて私たちができるることをやっていくことが一番だと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） それから、昨日教育長は、矢巾型授業スタンダードを強調しておりました。それと秋田県の学習力向上の取り組み内容を紹介しておりました。ぜひ教育長の思いを本町の小・中学校に導入できる事項から始めていただきたいと思いますが、それに関する所見として、きのうの一端には31年度でその辺をプランニングしてから32年度に本格的というお話もありましたが、プランニングと並行して実施できる部分があると思いますが、その辺の所見についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、昨日の答弁をさせていただきましたけれども、矢巾型授業スタンダード、この確立は、いわゆるコミュニティ・スクールの確立、それと関係してございます。学校の変革、学校の授業の変革、そして家庭学習、家庭教育の充実、この2枚看板です。そのためには、家庭のほうにも理解をいただかなければいけない。そして、学校のほうにもわかってもらわなければいけない。そして、共通できることは共通して、さらに地域でも子どもたちを見守ってほしいというふうな、こういうふうな周りでの支えがあって子どもの教育を充実させていきたいと、そういうのが私の考え方でございます。何度か来年度のところでそういった周知、啓発も含めて努力してまいりたいと思いますし、議員がおっしゃるとおりできるところから進めてまいりたいと、そう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 課題も大きくて取り組むのは大変だと思いますが、期待しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、端的な質問なので、2点質問させていただきます。まず徳丹城の部分でありますが、50周年記念としてシンポジウム、基調講演等を考えられているようですが、これはあくまでも田園ホールとかの部分で終わるイベントというか行事にするのでしょうか。できれば、春まつりも当然やるのですが、節目の50周年でありますので、何か現地を考えた取り組みにしていただきたいなど。準備も大変でしょうが、その辺のお話をまず1点伺うのと。

それから、以前教育長は、矢巾町の小中学校の夏休み、冬休みの休み方の検討をする時

期でもあるというお話もされました。そこで県内の夏休みのとり方で1カ月以上、おおむね5週間、こういう取り組んでいる小中学校は県内にはあるのでしょうか、この2点お伺いします。

○議長（廣田光男議員）　野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君）　1点目の徳丹城のシンポジウムの場所についてですが、今計画しているのは、やはりシンポジウムの形というか、基調講演とパネルディスカッションという形で田園ホールか公民館か、ちょっとまだ場所までは決めていませんが、そういう会場で、今までの調査のまとめたものを皆さんに知っていただくというような形のもので今検討してございます。場所等の実際の場所でいろいろなイベントというのは、ちょっと今のところは検討していませんが、皆さんと考えながらそういったところも検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　2点目のご質問にお答えいたします。

まず、この休みという、授業日数も含めてですけれども、これはそれぞれの自治体の管理運営規則で決まっております。ただ全くそれに従っているかというと、準ずるという形で多少前後しております。それを上手に使いながら今運用しているところでございますが、これからということで考えられるのは、まず昨年、一昨年でありますか、要するに暑い夏の対策として夏休みを長く、それから春休み、これは岩手県は特に長かったのです。卒業式、小学校、中学校の卒業式、中学校は、これは学力検査というか入試のために早めにするわけです。それに応じて小学校も早めに卒業式、でも、ほかのところではもっと遅い時期に卒業式をやっていたということで、もっとちょっとそれができないかと。冬休みを今度はまた短くし、要するにいわゆる関東方面でやっている、あるいは仙台、宮城から南でやっているような、そういうものに変えていけないかということを検討を始めているのが今の実情です。

具体的には、もう盛岡のほうで管理運営規則を来年度には変えますよというふうなことも進めております。紫波町と矢巾町でも検討して、どういうふうにするか。そして、来年度については、それぞれの町でやって、再来年度変えようかという話までしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで昼食のために休憩をとります。

再開を12時50分とします。

午後 0時04分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、赤丸議員の3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） それでは、3問目の質問は、デマンド型交通の運行について伺います。

この項目は、現在町民の関心が非常に高いことですので、前回に引き続き質問させていただきます。また、私が一般質問を出したときには、デマンド型交通の運行など情報がわからない時期でありましたので、3月号、町の広報紙で周知された内容と重複しますが、質問させていただきます。

1点目、運行期日は決定されたでしょうか。いつごろ確定できるか伺います。

2、陸運局へ申請した内容と町民の要望に大きな乖離がある場合、運行後の変更をいつごろに改善を図るつもりであるか伺います。

3、デマンド型タクシーを運行した場合のさわやか号の運行ルートや運行回数をどのようにする考えなのか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） デマンド型交通運行についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、デマンド型交通の運行につきましては、岩手運輸支局より交通事業者に対しまして、タクシー車両を使用した乗り合い方式による試験運行の実施が認められ、今月15日から試験運行を実施してまいります。

2点目についてですが、試験運行事業の立ち上げ後、約半年程度の運行状況や利用者などの要望等を勘案しまして、実施可能なものから矢巾町地域公共交通会議において審議いただいた後、改善後の試験運行事業の内容の申請を行いたいと考えております。

具体的な時期につきましては、コミュニティバスの運行及び岩手医科大学附属病院の開院

など、交通環境が大きく変わることから、状況を的確に把握しつつ、適切な機会に対応してまいります。

3点目についてですが、デマンド型乗り合いタクシーの試験運行を開始した後にある程度の状況変化を捉える時間が必要であり、現在岩手県立大学総合政策学部に受託研究として、本町の駅を中心とした市街地における循環型のバス路線等について検討をいただいているところであります。今後のコミュニティバスの運行ルートや回数については、岩手医科大学附属病院の開院に合わせて検討結果を反映させながら決定してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず確認しておきたいこととして、今まで当局と議会が意見交換しながら進めた経緯があったことを踏まえた質問であります、3月号町広報でお知らせするに当たり、議会に情報共有がなかった理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまの情報共有の点でございますが、2月20日ごろ交通事業者が認可が取れたということがわかりまして、何とか3月1日の広報にはぎりぎり3月から開始できるということが掲載できることがぎりぎりの線でございました。確かにいまお話ししたとおり、3月15日から実施できるという内容については議員の皆様にお伝えできなかつたことは、非常に申しわけなく思ってございます。今後は、その辺、今後の進捗も含めて隨時説明してまいりたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ここで一言おわびいただきても納得できません。あれほど議会と町民の中からの強い要望、それから我々特別委員会で皆さんと意見交換して、要望も出しました。それから、総務常任委員会の委員長にも何の情報もない。それが2月20日ごろに認可おりて印刷かけてといいますが、その間にでも議長を通すなり、何らかの形があつてもよかつたのではないですか。再度答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 交通事業者と、その辺は3月15日の実施に向けて詰めている最中でございまして、改めましておわび申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） まことに不手際で申しわけなく思います。今後は、気をつけたいと思いますので、このたびの分はご容赦願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） この件ばかりではなく、情報おくれのためにおわび、おわびという話、全員協議会でも何度もお聞きしましたし、本当に情けないと考えざるを得ないというのが今の気持ちであります。まずそのところを指摘してもいたし方ございませんので、まず広報について確認します。まずこの広報を見て、ここにもお持ちしましたが、2面目、皆さんも見ておるかと思いますが、この内容を見て本当に情けなく思いました。

といいますのは、私たち1年以上もかけて意見交換して、このサービス内容をこの広報から読み取れないという部分であります。資料の1面目は、それはそれなりのサービスの内容ですから、ああ、こんなことをやっていただけるのだ、ああ、町も考えているのだと思います。では、実行する運行内容を書いた2面目、まず配色が見づらい。それから、構成とか、乗降場所リストの字が小さ過ぎて見えにくい状況であります。この辺をまずどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 議員お話しのとおり、乗降場所リストについては、若干見づらい部分があるのは事実でございます。この辺も含めまして、またこの広報だけではわかりづらい部分、確かにございますので、この件につきましては、地元説明会、地区説明会、必要によっては、要望があれば、こちらから出向いて、何人か集まつたところになるかと思いますけれども、そこで状況説明、使い方の説明、その辺を十分話していきたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今出向いて説明するというお話でしたよね。私、以前から説明会は、特に役場周辺とか駅前周辺の部分ではなく、特に車がなくてバスもなくて困っているお客様を対象に、お客様というか、町民を対象に行政区単位とまではいかないまでも、やっぱり二、三行政区単位でやって10回、15回ぐらいの周知を図るべきと考えております。

それを再三言っていますが、そのときは前向きに検討します。その後どうなったのか全然ない。

それから、もう一点質問ですが、やっぱりこういうものは、使いたい方、特に高齢者でひとり住まいでもいいのですが、夫婦住まいでもいいのですが、家に車がない、もしくは免許証を返上せざるを得なかった、そのような方の意見をヒアリングをして運行に向けていましょうという約束もどうなったのか、その2点について明確な答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） これまで試験運行に向けて手続等を進めてきたところでございまして、実際の要望等、これらにつきましては、運行しながら改善していくといったことで今まで答弁させていただいてございますけれども、やはりここはどういった人が使いたいかということを実態を踏まえながらやらなければならぬと思いますので、先ほどお話をありました10回、15回という話あります。必要であれば、それ以上含めて地域に入って説明をさせていただきながら、なおかつ要望に沿った形で変更できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

今使いたい方ということで高齢者の方、免許返納者の方、これらにつきましても、なかなか一人一人状況を把握するのは困難でございますので、標準的な使い方については、これまでどおり説明はしてまいりますけれども、そこは個別にうちのほうから地域に入って説明していきたいと思っております。行政区単位とは言わずに、そういう範囲にとらわれずに入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ちょっと明確になっていないです。まず一つは、必要であれば説明会を開くような、入っていきますような話では、これは困るのです。ですから、運行前にヒアリングをしましょう。まして当局は、地区担当者まで設けているのではないですか。それから、そういう対象者がわからなければ、一番把握しているのが民生委員さんだと私は思います。行政区長よりもわかると思います。それから、ケアマネジャーだってタクシー使っているかどうかの部分は把握できているかと思います。まずそういう前向きに取り組む姿勢が全然ないと私は感じております。

それから、今回の私の答弁には、半年を目途にニーズに応えていくような、改善するよ

うな話、それから広報には1年から2年を試行運行期間とみなし、それで改善を図る。この辺の部分の長いこと。1ヶ月とか3ヶ月とかといったらまだしも、半年も見て、また検討委員会みたいなのをかけるみたいな、それだったら改善になるのは、それから申請してやるのだったら、また10ヶ月も1年もたつのではないですか。そういう対応でいいと思っているのですか。担当課の方でなくてもよろしいので、答弁をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 運行前のヒアリングにつきましては、確かに民生委員とか、そういった地区担当を利用するというようなことは、ちょっと当時考えつきませんでした。この辺につきましては、今後のヒアリング等に役立てていきたいというふうに考えてございますし、広報には一、二年、もしくは今回の答弁につきましても半年程度というふうな答弁をさせていただいているわけでございますけれども、長いというのは、確かに長くなってはございますけれども、まず状況把握をしながら、これを今度は公共交通会議のほうに手続としてかけなければならないというのがまず陸運支局、国のほうの許可、一般旅客自動車運送事業関係では、どうしても許可を取るのに必要なものでございますので、どうしてもそういった手続を踏む上で、矢巾町、こちらのほうで勝手にやる分はいいのですけれども、どうしてもこういった運送事業法にかかる部分については、国もしくは当然それにかかる事業者、今回の場合はタクシー協会、そういったものの助言もいただきながら進めていかなければならぬ状況でございますので、早急に対応はしたいのですけれども、そこの時間的余裕がちょっとなかなか困難だということだけは、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、今の話は、やっぱり事業進捗の話と時系列の問題がありますので、今後の進め方についても副町長からの所見をお願いします。

水本副町長。

○副町長（水本良則君） まずスタートするまでの間において、少し情報収集が足りなかつたのではないかというご指摘がございました。それは、もっともなご意見でございますが、今現在考えておりますのは、まず実施する側において可能性のあることを踏まえた上でまずやってみると。やってみる中において、具体的な利用者あるいは利用しようと思っていた方々がどのようにその試行を評価するのかということを見て改善してまいりたいということで、試行という言葉は、大分試験運行という言葉を大分使っておりますのは、その辺

のところに意図がございます。本来試験運行であっても先に把握してある、これは一般的な方法であります。今回においては、そういう方法をとらなかったというのは事実であります。そのかわり試験運行ということで、できるだけたくさん情報収集をして、それどこまで応えられるかということで適宜改善してまいりたいという、そういう姿勢であります。

そのときにおきまして、果たして半年以上、一、二年かかるのかということになれば、やや長いという印象もあるうかと思いますので、実際やってみてもう少し、例えば半年やらなくても、半年というのは、一定期間なければ安定した状況がわからないという意味があるとは思うのですが、かといって半年要るのかと、もっと短くていいのか、これは運行してみてのさまざまな反応を見ながらということになろうかと思います。

それから、手続においても相手がいる話ですので、なかなかいつまでというのは言いにくいのでありますが、これについても可能な限り早める、そういった努力をしてまいりたいというふうに思います。

今ここでいろいろご指摘受けましたことは重く受けとめておりますので、その点については、この試験運行の中で可能な限り解消してまいりたいというふうに思っております。期間についても、できるだけ早めてやっていく。相手がいることなので、どこまでとはなかなか言いにくい面があるのですが、可能な限り早めて取り組んでまいりたいと。それで町民の方々が利用しやすいというふうな評価していただけるようなものに持っていくたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、副町長から前向きにそういう形で取り組んでいくという部分がありましたので、そこを信用して、ぜひお願いしたいという部分はありますが、対相手もあるという部分の運行会社、それから陸運支局の話だと思いますが、1年前に陸運支局に行って、我が同僚議員が調べてきた部分もあります。その話を聞きますと、私が直接確認したわけではないので断定はできませんが、申請であれば1カ月程度でできるそうです。ですので、そのスピード感でぜひお願いしたいと。

ちなみに多くの要望、意見、ここで述べさせて、再度その部分の見解をお聞きしたいので、述べさせていただきます。まず停留所まで行くのが大変という部分、高齢者は、歩ける人でも300メートルが限度、これがシルバーカーを使いながら歩いているというのが現実

であります。それから、荷物や赤ん坊、子どもをだっこして乗降所まで行くことがきつい。それから、停留所にベンチ、今言ったように、シルバーカーは持って乗られないわけです、乗り合いですから。それから、雨風防ぐ屋根の施設がないわけです。そこで1分、2分でも大変だというのに5分、10分待てということがそもそも非現実です。こういう部分を解消しなければ、使い勝手が悪く、まず利用できないというのが意見を述べてくれた方の方の意見です。

そういうことを踏まえて、ぜひ検討してもらいたいと思いますが、それについて簡単でよろしいので、再度見解をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいま4点ほどこういったご意見があるという紹介をいただいたことは厳粛に受けとめまして、それにできるだけ対応できるような形で今後取り組みたいと思いますので、はっきりやるということは、この場ではまだ明言することはできませんけれども、できるだけそれに近づくように、ご要望に応えられるような状況に我々としても考えてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問、はい。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、実態把握、車がなければ移動できない方の実態把握を、ヒアリング、これを今回運行するわけですが、並行して実施してもらいたい。乗った人ばかりの意見を聞くのではなく、そういう不便さで乗れなかつたと、使い勝手が悪いという方の意見をぜひ運行中の中で実態把握をお願いするということをまず約束していただきたいと思います。

質問ですが、まず運行経費について伺います。タクシー利用上のはかに運行会社に手数料を支払うような説明を聞いた記憶があります。まずその辺のことを確認する質問でありますが、タクシー会社は、利用がふえるのであるからボリュームディスカウントで、むしろ料金を下げていただく必要があると私は思っておりました。運行規制上、料金値引きができないのであれば、通常料金で仕方ありませんが、手数料まで支払うというのは、どういう交渉の経緯でこんな状況になったのでしょうか。もし、私の聞き違いであれば訂正しますが、そこをお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 運行経費に係る、その中の手数料ということでございますけれども、この手数料につきましては、1日1,000円ということで、これについては、いろいろこちらのほうからも今回のデマンド型交通に係るシステム、その辺を構築してまいるわけでございますけれども、その辺のシステムを使って通常の運行とは違うやり方で事務をやってもらうといったことがございますので、普通のタクシー事業とはやっぱり若干その辺は、今回のデマンド型交通をやっていただく上では、事務がふえるということでございますので、その分の手数料として見ておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 通常であれば、そのシステムをこちらの経費で構築してあげて、それを使うのに、またそこに経費を上乗せするという部分は、ちょっと私の感覚では納得できません。まさか、ここは言いません。そういうことがあるので、そのところも町民納得しないと思います。その件について伺うのと、あときょうは私の持ち時間は少ないので、ここはこの辺にとどめておきますが、予算委員会もあります。それから、きょうはこれから小川総務委員長の一般質問でもこの話が出ます。それから、総括質疑もあります。その中できょうなかなか明確に回答いただけなかつた部分の再質問をさせてもらいますので、その辺もあわせてちょっと所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 確かにわかりづらい部分、今お話しありました手数料含めて、その辺はご納得いただけるような形でご説明してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次の質問は、地域おこし協力隊の今後について伺います。

現在3名、協力隊の皆さんに活動していただいて、町民へのイベントや情報提供など、やはり若い感性で多く取り組んでいる現状は、大いに評価するところでありますが、町では協力隊を将来どのような方針とするのか以下伺います。

町広報で3名の新規募集を行っていますが、どのような業務についていただくためであるのか伺います。

2点目、現在3名の方々がいますが、若い人たちの将来、矢巾町として、また本人の将来について小まめな面談を行っているのか伺います。また、その結果どうであったのでしょうか。

以上、伺います。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 地域おこし協力隊の今後についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在募集しております地域おこし協力隊につきましては、これまでの情報発信や地方創生分野に加え、新たに産業や観光の振興にも携わっていただくことを予定しております。これまで本町での協力隊の活動実績から各人の担当業務を固定せず、その時々で協力隊の力を必要とする分野のまちづくりにかかわり、各人の熱意や自主性を發揮しながら従事していただくことが望ましいと考えておりますので、今後も同様に柔軟な運用を行ってまいりたいと考えております。

2点目についてですが、協力隊につきましては、企画財政課において、毎朝行っているミーティングのほか、各隊員とおおむね半期に1度個別面談も行っており、また随時業務上の要因の求めに応じて臨時の個別面談を行っております。

このような機会を利用して各隊員の将来についても担当課との間で話し合いを行っており、現在のところ町と協力隊の間では、意思疎通が図られ、お互い納得のもとに業務が進められているものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） この質問も提出した際、情報がなく、3月号広報で1人がやめられるということを知りました。現在3名と募集の3名を加えた6名となった場合、それなりの答弁にありました業務以外の部分も考えられるのかなと思いまして質問したわけですが、答弁内容で理解しつつも1点確認させていただきます。

今月退任する方向以外の地域おこし協力隊メンバーは任期満了後も矢巾町に残っていただけるような状況でしょうか伺います。

これは、個人情報ですので、答弁できなければ、回答しなくとも結構あります

が、今の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今お話ありましたとおり、1人の隊員が3月17日付で今回やめるということで次の会社につきましては、今までいろいろ仕事上、夏まつりとか、秋まつりとか、そういった中でイベントで関連してきた業者の方に再就職という形になって、今後も矢巾でイベント等があった場合には、そういった企画のほうでまた帰ってきていただいて、お手伝いしていただくことが可能なのかなというふうに思ってございます。

残りの2人につきましても、お一人は、30年1月1日、もう一人は4月1日ということで、まだ日が浅いということで、まだ今模索状態でございます。なので、3年間の任期があるわけではございますけれども、まだ今後、例えば矢巾に根づいていただいて仕事をしていただければ、それにこしたことはありませんけれども、そういった相談があれば、もちろんこちらとしても相談に乗っていきますし、できるだけ矢巾のために任期後もかかわっていただくような形でこちらとしては支援していきたいなというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ゼひ若い将来ある方たちですので、ゼひ支援しながら矢巾町のためにも、また本人の将来のためにもお願いしたい、期待するところであります。

次に、答弁書に協力隊の皆さんには、毎朝ミーティングに参加されているので这样一个内容の部分があって、意思疎通が図られているとあります。毎朝こちらにミーティングにいらしていただいてから、また事務所に戻って任務をされているのか、その辺の確認ですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 毎朝各課でも朝礼というものをやっております。企画財政課でも朝礼やっておりますけれども、そちらの朝礼のほうに協力隊の皆さんも来ていただいて一緒に出て、こういう業務をやっているということで当然確認はこちらでもしておりますし、その後に、朝礼後にもう担当の係長がじかに隊員の皆さんと、そういったスケジュール等を打ち合わせをしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 最後の質問は、小中学校6校のエアコン設置工事について伺います。

エアコン設置後のランニングコスト削減の取り組みについて以下伺います。

1、エアコン設置すれば、電力量が大幅に増加しますが、増加分の約2割を削減できる方法について検討された内容について伺います。

2点目、町内の規模の大きい施設で電力量削減に取り組む必要性を感じておりますが、検針などを行い、費用対効果を検証する考えがあるか伺います。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 小中学校6校のエアコン設置工事についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町営建設工事等競争入札審査委員により、矢巾町立小中学校空調設備整備事業公募型プロポーザルに参加した業者が提出した技術提案書に基づき、契約電力の抑制方法及び想定される節電効果または適正な受電設備の整備方針等について個別ヒアリングを実施し、検討を行ったところであります。その具体的な電力量の削減方法としては、集中コントローラーを導入し、職員室での一括集中管理または事前に主要電力量及び最大電力値を設定し、契約電力を超えないよう各空調機への信号発信、さらにはデマンド警報の発報によるピークカット運転等を効率よく運転することで節電の効果が期待されるものであります。

2点目についてですが、現在毎月の検針により使用電力量を把握し、前年度との比較検証を行っております。また、費用対効果の検証につきましても、効果的な暖房機器の選択を視野に試行運用をしており、今後においても主要電力量の削減と経費の削減に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず、エアコン設置後のランニングコスト削減のことで再度質問します。

答弁書内容は、12月会議で質問した内容の回答と同じようなものでありました。集中コントローラーを導入し、職員室で一括管理とか、主要電力量や最大電力値を設定するとか、デマンド警報の発報によりピークカットを行い節電に努めると言っております。このことは、家庭電力で言えば小まめにスイッチを切り節電することとか、待機電力を防ぐため元スイッチを切り節電することと同じ行為と私は感じております。町民の方や私が再三アドバイスを行っていることは、1次電力側の契約電力を引き下げて、毎月の電力基本料や使用料を20%以上削減しましょうよということでありまして、皆さんの中でも知っている方がいると思いますが、電力は熱と放電により、約半分が無効になっているのです。その失われる2次電力側の電力を有効、効率よく利用して、今回6校で年間、エアコンをつけることによって2,700万円の、これは想定額であります、ふえて、年間の電気料が5,200万円にもなるであろう電気代の2割程度は削減しましょうよと言っているのであります。

2次電力側で、そのような削減方法であれば、今回のエアコン施工費、これは商品代も入っていますが、6億円近い契約額なんていうのは、はっきり言えば設備経費が大幅に削減になる可能性があったわけです。そこを12月19日以降何度も、私副町長には2度もお会いしています。そこで説明に伺ったが、公募型プロポーザル方式を盾に、内容を理解しようとしなかったことでした。これについてどのような見解を持って、契約が終わったからいいのかという話ではありますが、ランニングコストは毎年かかる町の経費であります。ですので、ここについてどう考えるのかまず伺っていきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

ご質問、何点かございましたけれども、確かに赤丸議員さんがおっしゃるとおり、今回の提案の部分、ある意味では節電、これがベースという考え方もとられるわけでございますけれども、基本的にはそこによっての削減効果という形を見てございます。

というのは、ここで出てきたのは、先ほど話ありましたけれども、副町長にご説明申し上げている中で云々かんぬん、ただ今回はプロポの方式によることだからというような今お話であったわけですけれども、現にプロポを実施するに当たっての提案の時点は、これはございませんでした。提案期間は、ちゃんと公開した中での町長なり、私も受けました。こここの部分での提案というのはなかったというふうに捉えてございます。

それから、議員さんは町民の方というふうな表現をされているのですけれども、実質は業者さんの提言というふうに私たちは捉えておりますけれども、その提言ですばらしく2割削減、いわゆる節電の云々ではなく省エネの部分、この辺の部分で提案があるわけですけれども、これもある意味で私たちは、電気の専門ではございませんので、専門の部分にも業者選定に当たっては指導を受けました。もちろん何回かいらしていただいている提案も検討いたしました。

この中で、出てきている結論というか、結論ではないのですけれども、今回プロポにかたっていない業者さんの提案というものは、俗に言う、簡単に言えば、素人ですけれども、変圧器と称されるものの提案だというふうに私たちは捉えてございます。それで提案の中には、今回プロポでやる部分のキュービクルとエアコンとの間に機器、新しいいわゆる変圧器、この機器を設置することで、設置接続自体で電圧の部分、損失を見込めるというふうな提案になっていまして、それも導入は検討しましたし、専門から聞きましたけれども、ここでやっぱり一番懸念されるのが、確かに想定する部分の出力と申しますか、エアコンそのものの容量そのものはぎりぎりではなく何とか余裕を見てとっているわけでございますけれども、こここの部分で先ほど話ある変圧器というか、そちらの部分の提案であれば、いわゆるもともとそっちを抑えた中で電圧そのものを抑えるというふうな形ですので、安定した供給ができるのか。いわゆる1校学校全体で何台を設定するわけですけれども、そこを一気に使われた場合に、末端まで安定した供給がこれはなかなか難しいというふうな検討の結果と申しますか、そこら辺も出してございますので、決して節電、省エネの部分、こちらの部分を決して無視したわけではなく、これからかかる分はあるわけですけれども、そういう形の中で副町長がご説明申しました集中コントローラー、デマンド関係の部分、警報関係の部分、あとは使い方という形の中で進めさせていただきたいと。

それから、一つ申し上げれば、節電の2割、3割が効果できるという形のものなかなか、確証的なものというのがなかなかはつきり言ってつかめないところがありました。その部分を考慮した中での提案をいただいたイワテックさん、こちらの部分の提案を審査した中での提案というか、契約という形でとり進めたところでございますので、実質的に省エネ、節電効果の部分、検証ができるのは、1年間使った以後の部分の対比かなというふうな形も捉えていますし、いきなり初めから2割、3割をもう絶対だという形のものの部分というのは、これはなかなか難しいのではないのかなというふうな捉え方をしておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 提案を受けて勉強したという部分であります。私も12月会議で質問する上でにわかに勉強させてもらいました。その中で、1次電力側、2次電力側、この部分の電気でも電話でもそうですが、必ずお客さま側と会社側の分配機があるわけです。私が言っているのは、そのお客さま側の2次電力側にあるコンデンサー、はっきり言えば、そういうものにつけることによって今回の工事で1次側につけようと思っているコンデンサーとかインバーターとか、そういうものが要らなくなるし、今でも総務課長がおっしゃっていた小学校の余裕ある電力供給装置でありますので、今回その1次側にコンデンサー、トランス、インバーター、この部分をつけなくても起動電力は安定するという部分も余裕があるために可能であります。そこはそれなりのプロの方が見ていています。

それから、2次電力側につけるコンデンサーについては、先日もお話ししましたが、これは経済産業省の特許を取って認定され、二戸市役所とか、岩手県警とか、病院では遠山病院とか内丸病院とかでも実際に運用されていますし、特老と言われる介護施設でも何カ所も入っているものであります。そういうところをもって、1年後に判断することは、それはそれなりにできますが、それなりにアドバイスいただく部分、何も業者からではなく無償でアドバイスをしている部分について聞く耳を持たなかつたというところに残念がありました。

それで質問ですが、2点目の答弁に毎月の検針により使用電力の把握するとあります。これは電力メーターのことと踏まえましたが、この検針をしてどう対応すれば、電力側の削減ができるのか、逆にお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

2点目について答弁している内容につきましては、主要電力のメーター、電力検針の部分のメーターの数値でございます。また、逆に当然ながら使用料、料金、これも出てまいりますので、そこの比較はしておるというのはまず答弁の前提でございます。

それから、ここにまた検証につきましてもという形のものを書いておるわけですけれども、ご質問であります町内の規模の大きい公共施設を含めましての考え方でございますけれども、こちらにつきましては、具体的には役場庁舎、こちらについては毎月検針はもち

ろんですけれども、ことし、前もこれはお話ししましたけれども、冷房はそのとおりですけれども、暖房につきまして油は一切今のところは重油は使っておりません。したがって油と電気がどっちがエアコン、空調がいいのかという形のものをどうしても検証したいなという形で、これもなかなか結果は1年過ぎなければ出てまいりませんけれども、そういう意味でのここは暖房機と書きましたけれども、役場庁舎部分、こちらのエアコンの部分の検証を行っていると。また、小中学校、今度設置する予定の部分につきましても、これも答弁、前にしていると思うのですけれども、今まで冷房はなかったわけですけれども、暖房についても、これは私のほうから言うのもちょっとおかしいのですけれども、暖房についても共用できる形の仕様にしてございますので、暖房も今まで重油とか、多分灯油とか使っていたと思います。冬場、ここの中も恐らく1年間は冬場もエアコンを使ってみた中で、とても何でも廊下はとても寒くてだめだとか、コストが高いとかという形のもののやっぱり使った部分で出ると思われますので、そこら辺の検証の中で削減、経費の部分、こちらを進めて努めてまいりたいというふうな答弁内容になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） その検針の部分、そういう形で庁舎内については、この前も12月答弁でもありますて、ああ、なるほどなと思って私もそのときは納得しました。その後、やっぱり私も勉強させてもらいました。プロポーザルの資料を打ち出してチェックしましたというより、私はそれぞれスキルがございませんので、チェックしていただきましたら、6学校のうち2つの学校では、今1次側に変圧器等の設置が不要という結果も出ております。そういう部分をもってすれば、先ほどから心配している起動電力の部分の安定供給は確保されると思っております。

そこで質問ですが、大規模施設の2次側電力量の流れをチェック、調査することにより、先ほど来言っている起動電力、コンデンサー、トランス、インバーターなど、見直せるものを見直して、電力のランニングコストを見直しをかけませんかという提案であります。これは全部一回にやるのではなく、例えば今でも総務課長が思われているでしょうが、やっぱりやってみて運用がまずかったでは、それは当然困ります。でも、やる方は、それなりのプロです。また、特許されている商品を使ってやることであります。そういうところで1カ所程度、例えばやはばーくでもいいです。ここの中でもいいです。特に上

水道の配水場なんか、ずっと電力使われている、大きな電力を食っているかと思います。そういうところのどこか1カ所で構わないから、このチェックと検証することによって電力量を下げる事が可能ですから、ぜひその部分を検証してみませんか、1カ所で構いません。それで、今回私がアドバイスを受けた、はっきり言えば業者の方です、プロですから。その方は、何も契約量とか言わない。調べるのに1日かかるれば1日の日当、2万円か3万円いただける程度で調べてあげますよみたいな話もしているのです。そういうところまでチェックして、ちょっと町内の大きな施設の電力量削減、本人いわく20%から30%程度は削減できる。特に、古い商品で電力を使っている部分。そういうことをお話ししていますので、その件についての見解を聞いて私の最後の質問とします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

節電についての効果を高めるためというふうな形の中でご提案をいただきました。この部分について今答弁の中でやりますというふうな形のものはなかなかこの場では申しにくいというよりも、なかなか申せないところがあります。というのは、やる上で、例えば1施設でもいいですし、2施設でもいいのですけれども、やる上での効果とか、やっぱりそこら辺の、いわゆるこっちの設計の部分、ここら辺もやっぱり検証してみてからでなければ、一概に提案だけ受けるような形がいいのか、今回の中学校のエアコンのように、電力、はっきり言って私たちは素人です。やっぱりプロの方の提案というのは、やっぱり重みがあるわけで、当然ながらアドバイスをいただきながらというような形で今回も東北保安協会と岩手県のほうに足を運びながら今回に至ったというふうな経緯がありますので、ご提案、節電のご提案がありました庁舎を含めての内容については、これはここでやります、やりませんという結論はなかなか申せませんけれども、そういうふうな進め方も含めまして検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

上下水道事業につきまして、節電、インバーターは既に上水では平成4年度から使っておりますし、今後とも起動につきましては、起動電力量で一番電力がかかります。そういうピークをなくするために効率的な運営のためには、やっぱりインバーターは必要でございまして、そういうものはもう既に使っているということを報告させていただきます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 時間ですが、再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これをもちまして1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時といたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

ここで17番、米倉清志議員が出席しております。

議長からお願ひがありますが、議場の中で多少携帯電話みたいなのが聞こえます。音が。注意を願います。もし従わなければ退席することも勧告しますので、改めてご報告申し上げます。

それでは次に、7番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、矢巾農業の未来についてご質問いたします。

日本の農業は、農家の高齢化や後継者不足による減少など、多くの問題を抱えております。農業の問題は食糧問題とも大きくかかわっております。これは本町においても例外ではなく、農業者数においては30年前から半減となっております。そこで今後の本町の農業の未来について以下お伺いいたします。

1点目、次代の担い手となる後継者や新規就農者への支援についての本町独自の取り組みと今後の見通しはどうのようになっているのでしょうか。

2点目、本町農業の土地利用についての活性化策はどのようになっているのでしょうか。

3点目、教育の中での農業の位置づけと今後の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 7番、昆秀一議員の矢巾農業の未来についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国庫事業には最高額で年150万円を新規就農者に交付する農業次世代人材投資資金がありますが、3親等以内の親族から農業経営を継承する後継者が当該資金を活用するためには、当該親族が生産していなかった作目を新たに生産し、当該作物の販売高または生産に従事した時間が全体の過半を占める必要があります。このことから新規就農を促進するため、当該要件に適合しない希望者に対して年60万円を交付する矢巾町親元就農給付金を新年度から創設することとしております。

2点目についてですが農地の土地利用の活性化を図るために、認定農業者等の安定した収益を得ている農業経営体に農地を集積することが重要と考えておりますので、今後も引き続き岩手中央農業協同組合、農業委員会、その他の関係機関と連携した上で高収益作物の生産推進、販路拡大の支援等を通じ、当該農業経営体を育成し、人・農地プランの実質化を支援することで当該農業経営体への農地集積を推進してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、矢巾農業の未来についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、農業は、矢巾町の基幹産業であることを理解し、職業としての農業、食としての農業への関心を深め、生産する喜びを体験するために生活科での植物の栽培、総合的学習における米づくり体験、町内の農家における職場体験としての農業実習等、各校においてさまざまな取り組みを行っており、今後も継続して取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まずこの国日本と本町の農業のことをお聞きしたいのですけれども、日本と本町の農家の方たちの平均年齢はどのように捉えておられるのでしょうかお伺いいたします。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えをいたします。

町の平均年齢というのは特別押さえてはおりませんが、昔に比べれば確かに年齢層は高くなっているのかなと思っております。特に実際に農家をやられている方々を見ますと、やっぱり60代以上というのがまず大半ではないかなと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員）再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）大体60代後半くらいではないかなと。六十六、七くらいではないかなと日本も、矢巾においてもそうだと思うのですけれども、いずれ日本全体が少子高齢化に歯どめができない状態になっていると思うのですけれども、そこでどこでも働き手が不足している、農家ばかりではなくということありますけれども、特に本町においては、農業を基幹産業として位置づけているわけですから、先ほども申し上げたように、人間にとって食というものは欠かすことのできない大事なものであるというのは、誰もが認めるところでありますけれども、その食の安全を確保する意味からも農業がすごく大切になってくるのですけれども、さまざまところでこの農業について危機的状況も迎えているように私には感じられますけれども、そこでさまざまな施策を町でも打っていると思いますし、給付金による支援を行っているということありましたけれども、農業の自立のために支援というのはどのようなことを考えられておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えをいたしたいと思います。

これまで町としましては、農協さんあるいは農業委員会さんも含めて答弁にあります通り、連携した上でそれぞれが独自にやるというよりは、やっぱり全体で取り組むというのが大切なことだと思います。その新規就農者に関しては、これまで全くそういった支援というのがなかったのですが、国でもやっぱりそういう後継者が大切だということで人材育成、いわゆる昔で言えば新規就農者の資金なわけでございますけれども、それが創設されたわけでございます。

ただ答弁にもありましたとおり、ちょっと新しくやられる方でも親元就農の場合は、ちょっと使いづらかったと。例を言いますと、後継者が新規に取得する場合は、必ず土地の名義を変えなければならないとか、そういった制約があって、なかなか手をつけられないということで矢巾は新年度から行いますけれども、盛岡とか、隣の紫波町さんでは、ここ数年前か

らそういった独自な方策ということでそういったものを創設しております。これにつきましては、昔は余りそういったことは考えられなかったわけでございますが、やはり農業より農外収入を得るために就職する方々がふえているというのが実態だと思います。それから、もう一つは、農業機関が発展して、後継者がいなくともある程度作業ができたという部分も恐らく就農意欲が高まってこなかったのかなと思っておりますので、そういう意味からして今の状況が出てきているのかなと。

ただ矢巾町でもそうですけれども、なかなか全員というのは難しいのですが、やっぱり規模拡大したいという方々もいらっしゃいますし、海外にその販売の目を向ける方々もおるのも事実でございますので、そういった方々は、やっぱり大切にしていきたいと思いますし、それ以外の方々につきましても、基本的にはなかなか所得は上がらないのだけれども、やっぱり地域で耕作放棄しているようなところは余り見たくないという部分があつて頑張っていらっしゃるというところもございますので、そういった部分につきまして、やはり農業という基幹産業の部分でございますので、何とか後世につなげるという意味で町としてもそういった支援については、いろんな連携があると思います。お金だけではなくて、例えばそういった技術支援とか、そういったことも普及も含めればやっておりりますので、そういった部分で貢献できる部分はあると思いますので、そういった部分は引き続き行つていきたいなということを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） あと私は、農業専門家でもないです、それと農、福、福祉のほうは私専門分野であるから多少わかるのですけれども、農福連携というところの考え方で、障がい福祉サービスの就労支援事業所においては、農作物の栽培から収穫まで利用者にやってもらっているところがあるのですけれども、町外の事業者においても施設外就労として町内で農業をやられている方もいるのですけれども、障がいを持っている方たちの中には、人間関係、うまく築けないで人相手ではない、やっぱり農業というのは大地と対峙して働いてみたいという方が多くいらっしゃるのですけれども、本来の障がい福祉サービスの就労支援では、ほとんど一般就労のほうには結びついていかないのが現状ではないかと思うのですけれども、できれば継続的な就労ができる環境をつくって、なおかつ収益を上げる仕組みをつくらないと、いつまでたっても障がいを持つ方も自立ができないということにつながってしまい

ます。

同様に、高齢者福祉においても農業に興味を持つ方が多いのではないかと思うので、特に介護予防には有効に思うのですけれども、このように農携福祉の目指すビジョンというのをきちんと持って指し示す必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、本町としては、どのように取り組むという考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

これまで農福連携という形で国のはうではこのごろ進めていくということでお話をされておりますが、町内では代表的なのは百万石さんのイチゴの栽培でございます。あそこは、いわゆる障がいの方々が常時雇用されて、その生産に取り組んでおるわけでございますけれども、町としては、これまでそういった農福連携といった部分については、積極的に進んで来なかつたというのは事実でございます。ですが、いずれそういった形でやっぱり必要なものだという部分も認知されてきておりますので、これにつきましては、今後どの程度まで進めるかどうかあれですけれども、町としても農福連携を取り組むような形で進めていきたいということで現在考えております。

具体的な部分については、まだその中身というのはまだ決まっておりませんけれども、何らかの形で農家の方、それから障がいを持っている施設の方々と相談しながらそういった取り組みができるように1つでも2つでも多く取り組みができるようにマッチングしていくような形を取り組んでいきたいなと思っております。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 農業関係からの話でしたから、福祉関係の菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 障がい者の福祉という立場からお答えいたします。

今こちらのほうで取り組んでいるところは、やはり就労したいという、障がいを持ってなかなか、あるいは手帳等あればまた就労支援のほうにもつなげやすいのですが、そこまで至らず家の中でなかなか社会に適応できない、一歩進めないという方に関しましてJA等の無料相談所等を利用しながらマッチングしたりしておりますが、大きなビジョンはなかなか抱けないでいますが、一人一人成功事例をふやすような取り組みは進めていますが、農業関係の皆様との担当部署ともいろいろ情報共有しながらこれからも支援をしながら広げていければということをお答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） そのマッチングについては、国のほうでも関心を持って進めているようですが、まずこの間開設になりました農業ビジョンの中にもそういうことを位置づけて進めていただければ、もうちょっとはっきりしてくるのではないかかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えいたしたいと思います。

まさしくそのとおりだと思います。今回農福連携の部分は大きく載せておりませんでしたのは、事実でございます。農業ビジョンにつきましては、現在農業サイドのほうからの部分で林業も含めて見直しということで検討しておりますが、また次おおむね5年後ということにはなりますけれども、今後の状況を踏まえて農福連携のあり方も含めて見直しの中には含めていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 農福連携については、そのようにお願いしたいと思いますし、次にスマート農業の推進についてお伺いしたいのですけれども、この先の人材不足を補う形でスマート化というのは考えられているわけですけれども、スマート農業の推進、費用の面の負担というのが問題があるようですけれども、現在の高齢の農業者にとってスマート化には抵抗がある方も多いのではないかというふうに思いますし、そうでない方もいらっしゃるかもしれませんのですけれども、そのためにいろんな調査、研究も必要になってくると思うのですけれども、その調査、研究について町としては、例えば産業技術短期大学校とか、そういうふうなところとか連携というのはされているでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えいたしたいと思います。

確かに国のほうでもスマート農業の推進というのは、新年度予算等にも計上されておりまして、これから農業をやる上では、そういった取り組みは高齢化もあわせて必要なものということで進めることになっております。それで本町としましては、まだそういった具体的な取り組みというのはないのですが、近場ですと花巻さんなんかはそういった取り組みの実

証を農業機械の会社さんとともにやっておりますが、いろんな形があると思います。

例えば町でやっているのは、ドローンとか、そういった形での農薬散布とかというのは一部でやられておりますが、それ以外に、例えば水管理とか、あるいはものによってはトラクターの無人化みたいな形も国のほうでも実証試験をやっておりますので、そういった部分がある程度地域のほうに出てくれば、それを取り組むということは出てくると思います。

ただ今現段階では、まだ進めたばかりですので、それが矢巾町の農地全体に対象になるのか。特に無人トラクターなんかというのは、成形でないと何か使いづらいという話もお聞きしていますので、そういった部分につきましては、いろんな情報、これから収集しながら矢巾としてできる部分については、調査、研究した上でやりたいと思いますし、そういう意味では、例えばそういう関係する研究機関とも共有できる部分は、いろいろ収集しながら取り組んでいければなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） スマート化については、これからということで推進していただきたいと思いますし、これも農業ビジョンについてやっていただきたいと思います。

次に、土地利用に関してなのですけれども、集約化についてですけれども、他市町村と隣接する田んぼ、小規模なところあるのですけれども、出入作が多いと聞きます。そこで、そういう営農組織にも入っていないところの方々は、小規模で耕作しても全然構わないということで大規模な作付は望まない方が結構いらっしゃるとお聞きします。なので、農地集約は、そこら辺のはなかなか進まないというふうにお聞きしているのですけれども、その点、本町としては出入作、小規模の耕作されている方との現状をどのように捉えておられるのかというところをお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

まさしくやっぱり町の境も含めてですけれども、これまで町では、例えば集落営農の範囲とかそういった、あるいは認定農業者さんが各自で耕作しているというのは実態です。その中で集約するということで、例えば農地中間管理事業のような国の制度をもってやっている部分あるのですが、反面やっぱり土地の所有権という部分を大切にして、やっぱり自分の土地は自分でできる部分はやりたいという部分を確かにあるのも事実でございます。そういう

た面では、まだちょうどいろいろな過渡期ではないかと思っておりますが、確かに作業をする上ではまとまっているほうが作業しやすいのは事実でございます。そこでこれまで人・農地プランということで国が推奨する人・農地プランで、その地域で中心的な経営体の方々が誰々いて、その方々にどのような形で集積していくか、その地域で相談をしていただきたいということで行政等入って相談に応じているわけでございますが、なかなか一長一短で急激にまとまるというのは、実際のところは難しいと思います。

ただそうはいっても、高齢化とかというのもありますので、やっぱりそういったものは必須になってくる可能性はやっぱり大だと思っておりますので、引き続きそういった出入作につきましてもまとまるような形で町を含めた関係機関と一緒にそういった話し合いの中に入って地域の皆さんと相談して納得いくような形の中で一つでも、少しでも、一步でも進められるような形で取り組んでいければなというような考え方で現在おります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）次に、農業と地域の活性化についてお伺いしたいのですけれども、農業においては、ただ食の関係だけでなく地域の活性化にもすごく結びついているものだと思うのですけれども、農業の活性化があってこそ農村部やその周辺、ひいては町全体の活性化につながってくると思うのですけれども、そのために町としては、どのような施策を打っているのかということをお伺いしたいのですけれども、例えばグリーンツーリズムとか、農業体験などで取り入れてみたり、いろいろあると思うのですけれども、そういう地域の活性化に絡んだ施策については、町ではどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えしたいと思います。

今例でグリーンツーリズムとか、農業体験ということでございます。実際のところ、グリーンツーリズムは町ではなかなか取り組みづらいということでやられていないというのが実態ですが、農業体験につきましては、先ほど前の議員さんもありましたけれども、例えば雪の下の栽培とか、そういう部分について、やっぱり農業を知っていただくということで町がそれを仕組んでやっている部分がありますので、そういう部分は、小まめにこれからもやっていきたいと思います。余り大きい形ではないかもしれませんけれども、そういう形をずっと取り組むことによって農業の素晴らしさといいますか、そういうものを農家で

ない方々も考えていただく機会になると思いますので、これからもそういうものを続けていきたいというふうに考えております。

また、実際のところそればかりではなくて、やはり集積した弊害も逆に実はあるのです。というのは、貸してしまうと、もう作業はやりませんというような形の中で、そういういった逆なものもありますので、そういう部分も何とかコミュニティという観点からもやっぱりみんなで盛り上げていくのだという部分は大切なところでございますので、そういう部分については、町としても何か方策があるか検討しながらいい案があれば、皆さんにもご案内しながら取り組んでいければなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） この項の最後にしたいのですけれども、かの宮沢賢治は、農民藝術概論綱要の序で、おれたちは皆農民であると書いております。「おお朋だちよ いつしょに正しい力を併せ われらのすべての田園とわれらのすべての生活を一つの巨きな第四次元の芸術に創りあげようでないか」という理想に燃えておられました。農業の進歩こそが賢治の夢ではなかったのでしょうか。賢治がイーハトーブと名づけたここ岩手県は、あらゆることが可能なドリームランドだそうです。賢治が生きた時代を経て、今この岩手県の矢巾町に住む私たちで少しでも賢治の理想を少しづつでも形にできればと考えるのですけれども、この理想について現実と考えてもらって、この理想についてご所見があれば、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 今菅原課長に特化しておりますけれども、地域コミュニティの話も出ていますから、やっぱりそっちの観点からのご答弁もお願いします。だめですか。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 大きなテーマが矢巾農業の未来ということで、確かに以前は地域のコミュニティの中心となったのは、農業者の方が中心だったというふうに捉えてございますし、今現在はいろんな住民の方が町内のはうに転入してきて、地域コミュニティのあり方というのは変わってきておりますけれども、やはり農村部に行きますと、基本的な部分は、そこは農家の方たちが中心となっておりますので、そこは新しい住民も含めまして、農業者、新規で入ってくる農業者、今現在いらっしゃる農業者の方、こちらどういった形で連携というか、共同生活をやっていけるかというところは、これからの状況にもありますけれども、大きく今の置かれている農業を取り巻く環境が大きく変化していく中で

その辺はコミュニティも一緒になってそういう形で育てていければなというふうに考えてございますので、その辺は何らかの形でこちらのコミュニティの立場で支援できるものがあれば、今後考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 突然で済みません。

菅原課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

理想の部分ということでございます。なかなか目指す方向は解決策というのは、なかなか難しいのですが、今回全員協議会で農林業ビジョンの表並みに載せておりましたけれども、城内山から見る田園風景というのは、やっぱりすばらしいものだと思っております。これは、やっぱり後世に残すものだろうと、今回の議会でも開発する部分も確かにありますが、やっぱり全体から見ると、大半が農地、これがきれいなものとして、やっぱり後世につなげるためには、皆さんのが農家の皆さんだけではなくて、そこに住む皆さんが例えば一緒にあって不耕作を取り除くとか、そういう取り組みをやっていただくのがやっぱり大切なことだと思っておりますので、いずれこの部分につきましては、先ほど言いましたコミュニティの関係もございますけれども、いずれ地域みんなで取り組めるような形で進められるような形で農業関係のほうの皆さんともいろいろお話をさせていただきながら取り組んでいきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、昆秀一議員の2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、成年後見制度での権利擁護についてご質問いたします。

成年後見制度は、判断能力が低下した認知症の方たちの暮らしや財産を守るための仕組みです。しかし、この制度の利用については、伸び悩んでいる現状があるのではないでしょうか。今後認知症の方が増加していく懸念もありますし、利用しやすい制度にしていく必要があると考えられることから以下お伺いいたします。

1点目、これまでの本町での成年後見制度と社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の利用状況と今後の拡充策と課題についてお伺いいたします。

2点目、これらの制度の利用促進についての啓発活動をどのように考えて行なっているのでしょうか。

3点目、これらの制度についての相談体制、財源確保、人材育成の考えはどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 成年後見制度等での権利擁護についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町が実施する高齢者及び障がい者成年後見制度利用支援事業は、過去に高齢者で1件の実績がありますが、現在利用者はないところであります。また、今現在の日常生活自立支援事業利用者は8名であり、今後の拡充策については、高齢者及び障がい者のニーズを把握し、関係機関と連携を図りながら必要な支援をしてまいります。

なお、課題としては、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が進まないことに加え、利用希望者が増加するも、支援専門員が不足している状況にあります。

2点目についてですが、昨年12月31日現在の盛岡家庭裁判所における矢巾町住民の成年後見制度利用者数は62名であり、さらに利用促進を図るため、地域包括支援センターを初め福祉関係事業所等からも制度の周知は行っておりますが、今後とも連携を図り、普及啓発に努めてまいります。

3点目についてですが、相談体制については、現在盛岡広域市町において、広域成年後見センターの設置と盛岡広域市町負担金及び県補助金を財源として運営する形態を検討しているところであります。

なお、人材育成については、今年度から盛岡広域市町共催で盛岡地城市民後見人養成講座を開催し、専門職以外が市民後見人として活躍できるよう研修を開催し、取り組んでいるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 福祉制度は、社会的弱者を保護して救済するという理念で進められてきているものでありますけれども、過去には措置制度であった福祉サービスが本人の意思によって契約するサービスへと変わってきています。そのような理念のもと介護保険制度が始まりました。一方、その契約に当たっては、利用者の意思の尊重という観念から自己決定権の保

障、権利擁護、ノーマライゼーションといったものを実現するための制度として生まれたのが成年後見制度であるわけですけれども、成年後見制度は、2000年4月に介護保険とともに車の両輪として超高齢化社会を支える仕組みとなっております。支援の緊急性が高く、身寄りのない認知症の方たちのセーフティーネットの一定の役割を果たしている成年後見制度ではありますけれども、2025年は高齢者の5人に1人、全国で実に500万人を超すとされる認知症高齢者がいるようになるとする中、成年後見の利用は、2017年で約21万人と大変伸び悩んでおります。両輪のもう一方の介護保険は、広く一般に活用していると思うのですけれども、両輪のもう一方の成年後見制度は、なかなか伸び悩むということで、その後利用促進法も施行されて、運用の見直しなど、利用者がメリットを感じられるように制度の改善が図られているのですけれども、そのような事情をかんがみて、町としても関係機関と連携して利用の支援をしていくということですけれども、再度その利用についての必要性等お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

成年後見制度、副町長からの答弁でもございました。矢巾町では、個人で利用されている方62名ということで、その中では、成年後見そのもの制度と、それから補佐、それから補助制度という3つの制度を使われた方が合計で62名ということでございます。

ご質問、ご指摘のとおり、なかなか制度の利用が伸び悩んでいるという原因の一つといたしますのは、まず成年後見を受ける方が、いわゆる三士会と言われる方、専門の方がその成年後見補佐補助人となるわけですが、その三士会というのが弁護士、それから司法書士、社会福祉士、この方々が主にその成年後見の役割を担って対応されるとということで、なかなか成年後見になるなり手が決められているという部分で伸び悩んでいるというのが一つの原因ということでもあります。そういう中でつけ加えて申し上げますと、こういった方々の役割の幅を広げるために現在は市民後見人ということで、その制度改革になりまして、市民後見人の皆様を養成して、そういう役割ができる方々をふやしていきましょうといったような制度改革もされているのがそういった若干伸び悩んでいる状況なのかなということで考えられるところでございます。

また、この成年後見制度については、介護、それから福祉にかかる施設関係の職員の皆様は十分熟知されておりますので、いろんな相談、それから必要な方の相談があったときには役場につなぐこともありますし、直接手続に係る弁護士さんとか、あるいは手続に係るこ

とすぐに家庭裁判所のほうにつないでいただくような、事業所の皆さんのが精通されておりますので、非常に我々も助けられているという状況でございます。

そういう中で、殊さらにどうしても権利擁護あるいは財産管理のためにどうしても高齢者あるいは障がいの方が成年後見制度を使わなければならないといったものでもないと我々は考えております。その中には、やはり本来の後見人というのは、そのご家族であり、財産等を引き継がれる息子さんなり、親御さんなりといった方々が本来であれば、家族の役割としてしていただければいいのですが、そういう方々がいらっしゃらない、例えば高齢者世帯とか、あるいは知的障がいの方で高齢の親御さんといった方々に対する制度のご紹介として我々も制度は周知させていただいているというところでございます。そういう中でなかなか伸び悩んでいるというところはございますが、我々といたしましても必要な方に必要な制度、必要な内容をご紹介できるように努力してまいりたいところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）そこで問題になってくるのが費用についてなのですが、まず後見人申し立てに関しては、費用的には弁護士に依頼すれば、そんなにも高額ではないのですけれども、かかります。これは申し立ては最初にかかるだけの負担なので、そうでもないのですけれども、次に成年後見人への報酬に関してということが毎月2万円からの負担がかかる現状があるようですけれども、これは弁護士や三士会の方々に頼んだ場合、これら申し立てや後見人への報酬に対する町の助成制度というのは、本町では調べたところ、高齢者は町長申し立ての者には報酬の助成があるということ。あと障がい者に関しては、町長の申し立て以外も対象となっているようですけれども、それ以外の方への助成も厚労省では全てするようにというふうになっておるようですけれども、町としては、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員）田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）お答えいたします。

ご指摘の町の障がい者、それから高齢者の成年後見制度については、対象者は限定されておりました。そういう中で毎月の利用料、後見人が設定された場合、登記された場合の利用料は決められております。しかしながら、この要綱の中でもご本人に資力がある場合、それに支払い能力がある場合は、ご本人の負担ですよという規定になってございます。

もう一つ、先ほど一般の方、要するにご自分で手続された方については、最初の申し立て

は、まず収入印紙分、それから登記手数料2,000円で済むわけですが、ご指摘のとおりご本人の財産なり、ご本人の権利を擁護するためにご本人が手続しているもので、ご本人の負担という考え方には変わってございません。そういう中で町のほうではまだご本人の財産を守るための権利擁護の費用というふうにはまだそこまでは費用負担というふうには考えてございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）ほかの自治体においては、身寄りがない高齢者については、首長が申し立てをした場合に報酬の助成がされるというのがほとんど。親族が申し立てても助成にならないというのもほとんどです。そこで支援団体で無報酬で後見人の仕事をなさっているところもあるようで、このままではお金のある人ができるという制度になってしまいかねないのですけれども、その辺、助成について今後真剣にもうちょっと考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、今後についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）お答えいたします。

町の要綱では、参考までにご紹介いたします。対象者でございますが、町内に住所があること、それから高齢者、認知症により判断能力が不十分、配偶者及び4親等内の親族がいない。それから、親族等がある場合にあっては、親族等による成年後見等の申し立てを見込まないものということで、それから費用負担については、本人の費用が負担が見込めないという場合については、公費で負担するというふうに定めてございます。ただそこについては、本来的に本当にその負担ができるかどうかというのは、我々の町のほうで判断させていただくということで、そこは全く全部負担させますよということではないので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）その点はわかりましたけれども、次に、後見制度扱い手について、先ほど後見人の家族になる割合というのがだんだんこれが第三者の後見人のほうに割合が高くなっているようですけれども、親族だとトラブルにつながる場合も多くて、専門職を裁

判官が選任するということが多くなっているのだそうです。いずれ選定された専門職に対しての不満も多いようで一度選任されてしまえば、後見人の交代が難しいのが現状のようです。その改善策については、全国で6割の自治体と家裁との間で意見交換を始めて改善策を模索しているようですけれども、本町においては、意見交換、定期的に話をもって改善策を考えているのか、その話し合いについてはどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

平成32年4月の立ち上げを目指して3市5町、盛岡広域の市町村、ちょっとまだ全体の足並みはそろっていないのですけれども、32年4月に3市5町で成年後見センターというものを立ち上げたいというふうに考えております。その中で市民後見人のなり手の養成あるいは一般市民への講習、あるいはその専門職も市町で持ち寄って後見につなげるような専門職もお願いしまして対応したいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） その市民後見人については、つまり後見人になる目的のほかにも、身上監護の後見支援員としての担い手になってもらったり、例えば法人後見としてのサポート役というのもありますし、養成した市民にそのようなことをやってもらえるというメリットもありますし、理解啓発にもつながると思いますので、このような市民後見人についてもっともっと活躍できる仕組みをこれから検討を3市でされるということなお願いしたいと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

そのような方向でやらせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 最後に、成年後見制度のところの制度というのは、非常に複雑でわかりづらいというところがあると思います。先ほど法務省の出しているパンフレットで問い合わせ先を見ると、法務省、法テラス、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社

会福祉士会、社会福祉協議会と羅列して、一体どこに問い合わせればいいのかとはっきりしないので、ここをまずワンストップで指定をもらいたいというのが一つあるのですけれども、本来であれば、介護保険と障がい者総合支援法の中にしっかりと組み込んだ形にすれば、もう少し使い勝手のよい制度になると思うのですけれども、この制度、財産管理というものが含まれてくるので、ちょっと法務省の管轄が多いのかなというふうに思うのですけれども、制度全体が使いにくければ仕方ないので、その行政の側で町民の視点に立って介護保険や総合支援法の各種事業とリンクさせながら使い勝手のよいものにしていくことが求められるのですけれども、まず行政が主導権を持って地域の総合的サービスを支援体制の拠点としてやっていただくということで、この設置の考えはいいと思うので、そこら辺をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

国のパンフレットでやはり成年後見の相談をした際に、権利のこととかかなり突っ込んだ相談もされるということで、かなり専門的な場所のご紹介もさせていただいていると思いますが、軽易な成年後見の制度の紹介とか、それからどこに相談したらいいのでしょうかねというような簡易な相談については、町や包括支援センター、福祉の事業所でも受けますので、そういった紹介ができるように工夫させていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、昆秀一議員の次の質問、3問目の質問を許します。

○7番（昆秀一議員） 次に、住民自治推進の考え方についてご質問いたします。

自治体運営においては、住民自治が基本であり、住民みずからが地域づくりの理念や方向性を決め、住民みずからの手で地域をつくっていくべきだと考えております。そして、住民などの民間でできないことを行政に支援を受けてやってもらうことではないでしょうか。これが原則であると思います。ですが、これが逆転してしまっているのが現状です。そこで本来の住民自治を取り戻す必要性を感じることから以下お伺いいたします。

1点目、行財政についての住民への見える化についてのご見解をお伺いいたします。

2点目、住民の行政運営参加についてのご見解をお伺いいたします。

3点目、第7次総合計画後期基本計画策定についての住民主体の進め方はどうなっている

のかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 住民自治推進の考えはについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町に関する情報につきましては、広報紙やホームページ、やはラヂ！、わたまるメール等を通じて定期的に公表、発信するとともに、町民懇談会、出前講座、町政懇談会や御用聞き隊などで地域に出向き、直接説明する機会をいただきながら行財政の見える化を図っております。

しかしながら、住民全てにその情報が浸透しているとは言いがたく、より多くの皆様に町の施策などに关心を持っていただけるよう幅広く網羅した情報をそれぞれの媒体に工夫を加えながら素早く発信できるように努めてまいります。

また、今後導入するまちづくりサポーターなど、町政に対する関心が比較的高い方々を対象に各テーマをより詳しく理解していただけるような機会を設けてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、住民の皆様が直接行政運営に参加されることは、民主主義や住民自治の考え方において、一つの理想的な姿ではありますが、実際問題として住民の皆様がそれぞれ生活や生業を抱えながら日常的に行政運営に参加することは、多くの方にとって相当の負担となり困難であることから、選挙によって代表者を選ぶ間接民主制が採用されているものと認識しております。

町といったしましては、日ごろから適切な行政運営を心がけるとともに、重要な行政計画策定などの場面では、公募委員などの形で直接住民の方に参画していただき、皆様の考えができるだけ行政に反映されるよう努めています。

3点目についてですが、第7次総合計画後期基本計画におきましては、住民の皆様の声は最も重要な基礎的情報と位置づけ、アンケートや住民参加型ワークショップなどを通じて伺った町政への評価や要望などをもとに、住民を代表する60人の総合開発委員会で原案を作成し、その後パブリックコメントと町議会での議決を経て、住民の皆様の総意と言えるような基本計画の策定を目指したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○ 7番（昆 秀一議員）　自治体にとって予算は大変重要なものであります。平成31年度の当初予算については、これから審議をしていくわけですけれども、町民に対しては決まった予算が後日示されるということになるのですけれども、その予算の編成過程は、ほとんど町民は知られていないというところがあります。予算はもとより各議案について町民に知らせることなく、間接民主主義だからと住民の代表とはいえ議員だけが審議しているからというスタンスでなく、決まった後のことだけではなく、できるだけ提案されたものも明示できるように大事なことは一般の町民にも見えるようにすべきだと思うのですけれども、そこで今まで同じこともやられていたようですが、今後導入するまちづくりサポーターとかワークショップ等住民協議会のようなものを開催することによって町民に自由に討議してもらって、新しい発想をそこから引き出せるようにすべきではないかと思うのですけれども、協議する委員は公募ということでありましたけれども、無作為に抽出して呼び出しに応じた方たちになってもらうという方法もいいかと思うのですけれども、これを事あるごとに数回何度も聞くということによって、その方たちがもしかしたら地域の課題解決などに興味を示して自治会の役員等なっていただくというようななり手になるかもしれません。そういうふうにつながっていく可能性もあると思うのですけれども、この協議会について、最初、その運営には町職員がかかわってくるとは思うのですけれども、またはシンクタンクの方とかをお願いするということもあるかもしれないのですけれども、後々は住民みずからが開催できるような、そういうふうに持つていければいいなというふうに考えるのですけれども、もしお考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）　今昆議員がお話ししたとおりが確かにそのとおり住民の声を広く拾って、行財政運営につきましても広く皆さんに知つていただくということは重要なことでございますので、その辺、取り組み方につきましては、さまざま先ほど答弁の中にもありましたメディアなり、方法なり、講座、懇談会、いろいろございますので、その辺はいろいろ駆使しながら努めてまいりたいと思いますし、先ほどお話がありました自由討議ということもございましたので、その辺もこれまで一方的にこちらからテーマを決めてやってきた部分、確かにありますけれども、そこは住民発案のもとでやることも必要ではないかと思いますので、それは柔軟に取り入れながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　予算編成に関して、以前情報開示を町民に対してできるだけするようにというふうなご提案したところ、町長の専権事項ということで町民の中に自分の出した意見とか要望がどのように予算案に反映されたのか全くわからないまま予算が毎年決まってしまうというところに問題があるのではないかというふうに思っていたのですけれども、この予算の作成過程を町民に対して公表するのは、非常に難しく大変なことなようですがれども、このように大変であっても、町民へ見える化を示す努力をすることでそのような公表していくことで町民の関心も高くなってくることにつながるのではないかと思うのですけれども、そのような以前も検討されたということだったので、ぜひ実行のほうをお願いしたいのですけれども、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）　予算編成というものは限られた時間で集中的に行うものですから、その経過を皆さんの方にお知らせするというのはなかなか難しいことではございますけれども、どういう形で公表していったら住民の方の意見がどのように予算に生かされているかということをお知らせできるかということを踏まえまして、ここは研究しながら今議員がおっしゃったとおりの方向で進めさせていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　そこで予算の全体ということでなくともいいので、町民に対して自分たちの払っている税金で何が行われているかということを一部でもこういうものに使っていたというもの、提案が通ったというものがあればいいかなと思って、予算過程では難しいというところもあるでしょうけれども、これから先、町民が自分たちの払っている税金に対して興味を持つてもらうようにするためにぜひ自分の払った税金をどのようにということを考えていきたいというふうに思うのですけれども、その仕組みをこれから考えてほししいと思うのですけれども。まず、財政面での町民参加ということで、例えば旧町民センター食堂の改修について町民債を発行するとか、その資金を募るなどしてもいいかなと思いますし、それでなければ、以前も言ったようにクラウドファンディングなどで資金を集

めて、そういうことによって利用の興味を示す、持ってもらえることがあるのではないかと思いますし、町内外に対してもPRできるようになるのではないかと思うので、この町民債と間接的にでも町民による事業の選択も行えると思うので、今後自治体としてもより丁寧に町民との合意形成をとっていく必要もあるところから、いろんな形で資金の調達確保をしていく可能性も開くきっかけになるのではないかと思うのですけれども、もし見解があればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今町民債とクラウドファンディングというお話をございましたけれども、クラウドファンディングのほうが町民に限らず広く趣旨に賛同していただけの方から資金を調達するというような内容でございますけれども、この辺につきましてもただいま研究中でございますので、今センター食堂の話もございましたけれども、いろんな場面で資金不足が出てくるかと思いますので、その時々でそういった一般的な資金を募りながら事業を推進できるように進めてまいりたいというふうに思います。今後ともいろいろなところでご助言いただければ幸いでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） そこで、いろいろ地方分権と言われて久しいわけですけれども、仮に幾ら自治体に権限やお金が移ったとしても、主権者である町民の側に向いた自治体運営をする仕組みがない限り余り意味がなくなってしまうと思うのです。町民を主役にした本来町民主体の自治体にしていかなければならぬと思います。そのために全国一律の自治法よりももう一步踏み込んだ形で自治体独自の憲法となる自治基本条例というのが必要になってくるのではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺の検討は行っておるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。自治基本条例の話出しているので。

携帯電話だめです。退席してください。何回注意してもあれですから、なぜ鳴るのですか。でなかつたら持ち込みしないでください。どうしますか。退席してください。議場整理お願いします。速やかにお願いします。

それでは、基本的な話になりましたので、財政課長だけの答弁では辛いと思いますので、自治基本条例の話もありますから、水本副町長、所見があればお答えください。

水本副町長。

○副町長（水本良則君） 今議員がおっしゃられた基本条例については、現在検討しております。

（何事か声あり）

○副町長（水本良則君） 議員が先ほどおっしゃいました、ご提言いたしました基本条例については、現在は検討しておりません。今後どうするかについては、この場で即答はできかねますが、そういう発言、ご提言あったということは、町長には伝えます。

それから、予算編成の過程の話がありましたけれども、まさに予算編成は町長専決で、それをもって議会にかけて皆様方にご審議いただいている。このルールは変えるわけにはいかないし、当然だというふうに思っております。それで過程においてどういうふうに何らかの形で吸収するかというと、予算の編成過程において各部局、部署からいろいろヒアリングするわけでありますから、そこを通じてならいろいろ町民の方々の要望が伝わる仕組みにはなっております。

したがって、そこの過程で、いわゆる編成査定行為の中で一々開示するものではないというふうに私は思っております。その結果について専権事項としてでき上がった予算は、これは開示するのは当然な話。その中でいろいろ内容について審議いただく中でご質問があれば、それについても答えていく、そういう形で見える化を図られているというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、共生社会の実現に向けて質問いたします。

社会が多様化する中、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、支え合い、その多様なあり方を認め合える……済みません、ちょっとうるさいので静かにしてもらえませんか。

○議長（廣田光男議員） 議員、私語は慎んで。

○7番（昆秀一議員） その多様なあり方を認め合える全員参加型の社会形成を目指すことが今必要に思います。そのような取り組みを積極的に推進していく必要性があることから以下お伺いいたします。

1点目、町としてインクルーシブな社会を構築するためにどのようなことを行っているのでしょうか。

2点目、特別支援教育コーディネーターによる支援の連続性の確保はどう行われているのでしょうか。

3点目、共生社会の形成には、学校を中心としてコミュニティづくりを進めが必要と考えますが、地域での共生社会構築の推進をどう図っているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 共生社会の実現に向けてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、共生社会は、誰もが相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、相手を相互に認め合える社会であるという認識のもとに町の事業やイベント等にその視点を盛り込んでおります。具体的には、福祉施設や家族会、当事者団体の皆様に健康福祉まつりを初めとした町のイベントに参加していただいているほか、最近では楽々介助体験会を実施したところであります。

また、社会教育においては、障がい者スポーツ体験として卓球バレー・シッティングバレーなどの出前講座を実施しており、ほかにも障がい者の就労支援を学ぶ住民提案型講座を開催し、地域で障がいについて学ぶ機会を設けております。今後も関係者の皆様からの声を伺いながら全員参加型の社会づくりを広げてまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き共生社会の実現に向けてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、各学校において特別支援コーディネーターが中心になり、個別の支援が必要な児童・生徒について継続して見守りや支援を行い、次の学年や進学先の学校へと切れ目のない支援につなげていくため校内における支援会議を開催し、個々の状況に応じた対応の検討、専門機関との連携などに取り組んでおります。

また、盛岡教育事務所に配置されている特別支援教育エリアコーディネーターにより、学校で課題解決のためのアドバイスが必要なときの支援を受けるほか、特別支援担当向けの訪問型研修会、個別の支援が必要な児童・生徒への指導について、担任等への個別指導、教員全員を対象とした研修会等を実施して知識、経験の向上に努めております。

3点目についてですが、教育行政方針でお示ししました矢巾型コミュニティ・スクールは、

地域と学校が連携して学校運営を進めていくものであることから、地域とともに存続していくものと考えておりますので、矢巾型コミュニティ・スクールの検討に際しまして、学校が地域の中核の一つとしての役割を果たすことを含めて検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員の質問中でございますけれども、ここで休憩をとりたいと思いますので、再開を3時15分とします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

先ほど傍聴者に忠告しまして退席しましたが、携帯電話を事務局で預かりましたので、再度傍聴を許します。

ただいまから昆秀一議員の再質問を受けます。再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まず初めに、共生社会の実現に向けては、世代間や障がいはもちろんあらゆる社会に存在する誰もがともにつくり上げていくものであって、厚労省においては、その改革のコンセプトに地域共生社会の実現を掲げております。地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割り、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてまるごとつなぐことで住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく社会のことです。また、真の共生社会とは何なのか。大事なことは、障がいのある人も具体的に接し、語り合う中で全ての人の尊厳が守られる社会でなければならないということです。

そこで、今後取り組んでいくこととして学校教育の中で障がい者や障がいの社会モデルについて学ぶ環境をつくっていくことが重要であると考えるのですけれども、本町の学校教育でこのような取り組みはさらに前進させていく形をとる必要があると思うのですけれども、そこら辺の進め方についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まず各学校に特別支援学級がございます。その特別支援学級の子どもたちと、いわゆる通

級という形で自分の通級する学級と交流がございます。あとは、例えば東小学校の場合、隣の都南支援学校と交流をしております。あとは、各、例えば小学校、中学校で在籍している、特別支援学校に通学している子どもで矢巾町の出身の子どもたち、その子どもたちが学校籍ということで学校に来て交流をする。例えば文化祭に呼ぶ、学習発表会に呼ぶというふうな形で、いわゆる障がいを持った子どもたちとの交流という場は今も続けております。そして、これを続けていくことでノーマライゼーションとか、そういったことについての教育につなげてまいりたいと思います。

ちょっと走ってきたので、息が上がっております。大丈夫です、発作ではありませんので、申しわけありません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まず、これは何回も聞いているのですが、継続してお願ひしたいと思いますので、多様性という観点からなのですけれども、最近になってLGBTという言葉をよく聞くのですけれども、皆さんご存じだとは思うのですけれども、Lというのはレズビアン、女性同性愛者。Gはゲイ、男性同性愛者。Bはバイセクシャル、両性愛者。Tはトランスジェンダーと身体と心の性の不一致の方の頭文字をとってLGBTというのですけれども、この数なのですけれども、この方たちの数が日本人の人口の約8%という統計もあります。この割合はわかりやすい数値の例えで調べてみると、左ききの日本人と大体同じ数。血液型AB型の日本人とほぼ同じ割合であるそうですけれども、これだけの人数がいるというLGBTの方々に対して町としては、どのように配慮をされていくということなのでしょう。

その一つ例を挙げてみますけれども、例えば女子学生の制服に今スラックスというのを寒さ対策もあるのでしょうかけれども、そういうふうな配慮というものを考えている、実行されているところもあるのですけれども、そのLGBTに対しての配慮については、町としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まず教育の現場において、さまざまな子どもたちがおります。その一つとして今議員がおっしゃったとおりのLGBTがいらっしゃるということになります。ただ子どもが気づいて

いない場合もあります。気づかずそういうふうな対応を周りにされてしまうということでお傷ついてしまう。自分はそんな、女の子だけれども、男みたいに過ごしたいのだと、そういうことが主張がなかなか通らずに女の子の格好をしなければいけない、家庭でもそういうふうに言われる、それで悩んでしまう。そういうふうな子どもがいる。これはもう発達障がいだったりさまざまな障がいと同じです。ただそれぞれの個性に合わせて対応していかなければいけない。それが今学校現場で求められていると、そういうふうに思います。これは、さまざまな形で今議員がおっしゃったとおりスラックスを認めるとか、あるいはただ逆にそれを認めることによって、その子だけはいってしまうとか、さまざまな問題が出てくるので、その配慮。要するに学校側がそれをわかっているのか。それから、保護者がそれをわかっているのか、その子にどれだけ寄り添えるのか、そのほうが大事だと思っております。

ですから、さまざまな子どもがいるということを職員みんなが理解をして、子どもたちに個々に対応できるようなそういうふうな組織づくりのほうがまず第一ではないかなと、そう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）間もなく新入学、進学シーズンになります。そういうことを配慮されてお願いしたいと思うのですけれども、新しい学校や学級や担任、仲間の中で、それこそ学習につまずいてしまう子どもも少なからず出てきてしまうと思います。その中には、先ほど申し上げられたように発達障がいを疑われる子もいると思いますけれども、そういう子どもの支援に対しては、学校でもしっかりされているとは思うのですけれども、そういう子どもを最初に持った場合の親の理解とか、需要というものが追いつかない実情もあると思うのですけれども、そこで親に対しての支援というのは、話し合いに関しては教師の方もいますし、特別支援コーディネーターの方と連携をとりながら、何よりもいずれ重要なのは、子どもの困り感にどう寄り添っていくかということありますし、その子どもの親と支援するもつと支援するものの信頼関係の構築というのが非常に大事になってくると思うのですが、その信頼関係の構築について気をつけているというようなことがおありでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）和田教育長。

○教育長（和田修君）お答えいたします。

まず信頼関係というのは、非常に大切です。これはもうどんなことを話しても、信頼関係がなければ、保護者の皆さん聞く耳を持たずになってしまいます。でも、一番に考えなければならないのは、子どもの将来です。子どもの将来のために今大人たちが何ができるか、保護者として学校現場の職員として、教員として何ができるか、それをしっかりとお話をすると、そしてそのために関係機関の連携があつたりとか、どういったところと相談すればいいのかというふうなこと、いろんな知識とそれから経験で話をしていかなければいけないと思います。これは、担任だけではできることではありません。できれば管理職が、責任を持った管理職がちゃんと説明をし、お話をし、そして関係機関を紹介したり、そしてその相談を継続していくことだと思います。その一つとして教育研究所の相談があつたりとか、あるいは支援センターがあつたりとか、福祉子があつたりとか、さまざまなところを紹介していくということが大事だと思います。そういう中でまた信頼関係が構築されていくのだと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 去年の卒業式のとき感じたのですけれども、学校のクラスの名簿順のことですけれども、現在男女別もなくなっているようですけれども、昨年の中学校の卒業生の名簿を見てみると、男女別はありましたけれども、特別支援学級の生徒は、通常学級のおまけのように番号を与えられているようとして、たかが番号と思われるかもしれないのですけれども、ほかのみんなの中に入れてもらうことが基本であってほしいと思います。子どもやその親はそういうところを気にしているのだと思いますので、そういう細かい気配りが必要であると考えるのですけれども、特別支援学級の生徒は、本来みんなの中の一人に過ぎない存在であるわけですけれども、学校に障がいのある子が当たり前にいるということは、学校は子どもにとっての社会であります。その学校に多様性を認め合える社会を入り口として考えてもらいたいのですけれども、慣習や例えば業務上の都合なので最後尾に番号をふられた特別支援学級の生徒がいることは、これは見直すべきではないかと思うのですけれども、その見解についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まずその実態をこちらのほうで再度確認をさせていただきたいと思います。確かに議員が

おっしゃるとおり、これまで私も卒業式、入学式等出ましたけれども、そういう形のものが多かったと思います。やはりこれからのことを考えていくと、その点について十分に配慮しなければいけないことだと私も思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）ぜひその点はお願ひしたいと思います。

共生社会を形成するためには、障がいのある方がどれだけ社会に貢献できるかということが問われると思うのですけれども、ふだんから地域に障がいのある方がいるということが認知されて、障がいのある方と地域住民と保護者との相互理解が得られることが重要であって、コミュニティ・スクールというのもつくる予定だそうですけれども、また学校だけでなく、地域のさまざまの場面で総合的に参加できる仕組みをつくるという上で、そのコミュニティ・スクールは大変有効なのではないかなと思うのですけれども、その存在をお互いに認め合われる機会を今以上にそれでつくっていただくようにお願いしたいと思いませんけれども、各種開催されている行事についても常に参加者からの声も聞きながら画一的なものにならないように進めてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）和田教育長。

○教育長（和田修君）お答えいたします。

各学校では、それぞれの行事が終わったときにアンケートをとったり、あるいは自分たちで自己評価をしながら次にどうしたらいいかということをしていると思いますが、改めてその辺も確認しながら方向性を出していきたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）共生社会をつくることは大事だと思うのですけれども、まずそのバリアに気づくこと、そしてそのバリアに気づくことによって、そのバリアを取り除くにはどうしたらいいかと考えることが大切であって、あとはそれを行動に移すというだけなのですけれども、皆さん自身周りに気を配ってみて、さまざまな人々の困り事や痛みを感じる心、力があると思うのですけれども、障がいがある方と話をする機会というのは余りないような気がします。その方たちとぜひ積極的に話をして、その方たちがどんなことを求めているの

か、それを理解することが重要なのだと思いますし、特に障がいを持っている人と触れ合ったことがない人と話をする機会をつくってほしいと思います。日本人は、困っている人やその痛みに気づいたとしても無関心であったり、遠慮してしまったりという性格がある方が多いようです。そのように自然にバリアをつくってしまう傾向があるので、具体的行動を起こさない人が多いのではないかでしょうか。しかし、一人一人が心のバリアを取り除く行動を起こしていくことで心のバリアフリーを目指している共生社会が実現できるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の見解についてもしおありになれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まさに心のバリアフリーということ、それが大事だと思います。そして、考えているだけではなくて行動に移せる、そういうふうな子どもたち、そして大人になっていってほしいなと思います。そのためには、やっぱりふだんからも学校教育、家庭教育、地域での教育、さまざまな場面での大人たちの行動が子どもの一番の教育だと私は思っています。

先日私の校長時代、みんな小学生だった子が一緒に電車になりました、それを出たときに私と話をしていたのですが、小走りに階段を駆け上がっていきました。何をしたかというと、目の見えない方のそばに寄って、どちらに行かれるのですかと声をかけたのです。それで一緒に歩いていった。やんちゃな子でしたが、こうやって育ってくれていると。私が小学校時代に話したことは無駄ではなかったのだなと思いました。こういうことこそが大事だと思います。そういうふうな大人の教育、大人の周りのそういうふうな配慮、考え方、それを伝えることが大事だと思っています。みんなで頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、もっと若者が活躍できる町について質問いたします。

現在日本は人口減少と超高齢化が加速しており、かつて経験したことのない時代へと突入しております。そこで改めて重要になってくるのがこれからの未来を牽引していく若者の存在であり、その若者が活躍できる町をつくることにあります。その若者を取り巻く社会状況

も多様化しています。今後若者がさらに活躍できる政策をしっかりと推進していくことが必要ありますことから、以下お伺いいたします。

1点目、若年層の人口の動向をどのように考え、今後の対策はどうなっているのでしょうか。

2点目、若者が主体としてかかわる事業などの考え方と取り組みはどうなっているのでしょうか。

3点目、包括的な若者政策が必要と考えるが、その見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） もっと若者が活躍できる町に、のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の若年層の人口の動向は、平成17年から22年までの5年間のデータを見ますと、15歳から29歳の間で転出者が転入者の2倍以上となっており、全国の多くの地方都市と同様に進学や就職に伴う転出が特に多い傾向にあると認識しております。

町といたしましては、本町で育った子どもたちが大志を抱き広い世界に出てみたいという思いを無理に引きとどめることはできませんが、将来人生のさまざまな転機にふるさとを思い出して帰っててくれるよう子どものころから町に愛着を持つてもらえるような施策を各分野で展開するとともに、地方創生などの施策を通じて町の魅力を高め、また企業誘致により町内の雇用創出を図るなどし、町外から若年層を含む転入者をふやす取り組みを継続してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、現在地域おこし協力隊が町内の熱意ある若者を発掘して一緒にワークショップやイベントを開催するほか、岩手大学生とフリーマガジンを共同製作するなどの実験的な事業に取り組んでおり、参加した若者たちから好評を得ております。町としてもこれを手がかりにさまざまな分野で若者が参加しやすい事業を検討してまいりたいと考えております。また、今後若者たちが自主的に行うまちづくり活動を促進するため、町としても補助金制度の導入を検討するなど、さまざまな支援策を講じてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、若者がもっと活躍できるまちづくりに向けた政策は、今後の本町にとって必要なものと認識しております。町としましてもさまざまな事業を通じて若者との接点をふやしてまいりたいと考えておりますので、そのような機会を通じて若者たちの声や地域社会の若者に対するニーズ、行政に望まれる役割などの課題を把握し、解決に向け必要

な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 本年の1月に子ども議会が開催されております。毎回子どもならではの視点から現職の議員にまさる質問をなさる方もいて感心させられます。しかし、その裏には準備などをしていただいた教職員の方のご苦労もあられたのだと想像いたします。大変ご苦労さまでございます。その陰では、子ども議会なんて勘弁してくれという気持ちもあるのかもしれません、この子ども議会、中学生議会も含めて数回開催されておりますけれども、今までの小中学生の議員の方たちからいろいろ提案を交えて質問なさっておるわけですけれども、せっかくの提案について具体的に取り上げられたり、採用されたり、町が変わったことがあるのでしょうか。あればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今子ども議会の小中学生からのご提案、たくさんいただきしておりますけれども、申しわけありませんが、まだその辺の検証、どのように生かしたかということをちょっと今現在ここでお話しすることはできませんが、後ほどどういった形で反映できたかどうか、その辺検証を踏まえまして何かの機会にご報告させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えさせていただきます。

まず今までの今年度、以前の子ども議会、中学生議会については、夢を語る部分がたくさんございました。ということで実現ということではなくて、この先どうしたらいいかということ、ところが今年度の子ども議会は、より具体的なもの、提案型になりました。これは、形を変えたことが一番の原因です。各学校ごとにしたのです。今まででは、小学生と中学生と一緒にしていました。それを各小中学校それぞれで考えるということにして、考える時間が非常にあります。そして、話しやすい場があります。そこに教員も働きかけて、そういうふうな環境の中でより具体的な提案型ということを取り組んでくれました。ですから、今年度のことを踏まえてどうするかということを検証していくかなければいけない。あの中から1つでも2つでも実現させていく、あるいはそれに応えていくことができればなど、そう思って

います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） その点、大変いいことだと思うのですけれども、答弁においては、大変いい提案ありがとうございますというのが結構多かったのです。そこを提案をやはり形にしていくということも責任でもあると思いますので、お願いしたいと思います。そして、単なるセレモニーではなくなっているという実感があるのですけれども、今度はまず子どもから始めて、ゆくゆくはぜひ高校生、新成人の鋭い質問に対して執行者の方々の答弁を見てみたいということがあるのですけれども、そういうふうなゆくゆくの新成人だったり、高校生の議会というのを考えてみていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

ご提言ありました内容、検討はいたしますけれども、きょうは町長見えておりませんけれども、子ども議会以外にも婦人議会も行いたいと、いろいろな形でやっぱり提言をいただく、いわゆるフリーに提言をいただきたいという本心がありますので、そこら辺、今後検討させて取り組ませていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 途中でございますけれども、私議長としても議会でもやっぱり主導権を握って、その他議会をやるべきだというふうに考えておりますので、次回から議員みんなのご意見を賜りたいと思います。

他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 現在の若者を考えてみて、さっきも日本人のことを言ったのですけれども、全体的に見て、若者がおとなしいなというふうに私は印象を受けるのですけれども、それがいいことなのか、悪いことなのかはわからないのですけれども、みずから立ち上がって何かを事を起こそうという人が少なくなってきたているのではないかでしょうか。でも、中には若い人で積極的にまちづくりのために意見を言ったりすることができる人もいると思うのですけれども、やはり少ないような気がします。ただそういう若い人の意見はどんどん取り入れていって、活動もそういう若い人にやってもらうような仕組みをつくっていかなければ

ばならないと思います。そうでないと、町は衰退しかねません。ですから、新しいことを取り入れていくために新しい施策を新しいやり方で若い人に実行してもらう方法を考えいく必要もあると思うのですけれども、ですから、これから特に若い人の育成というのも必要になってくると思うのですけれども、小中学校もそうですけれども、この育成について町としてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 答弁の中にもありましたとおり、今地域おこし隊が少しあは起爆剤になって若者の取り入れに貢献しているのかなというふうに捉えてございます。岩手大学生と実際一緒にフリーペーパーをつくったりとかもしてございますし、あとは町長と私企画財政課の職員が一緒になって若い事業者と懇談する機会が、限られた中なのですけれども、若い事業者と懇談する機会がありました。その中でやはりいろんな若者らしいアイデアというか、要望というか、そういうものを持っているなというのを感じることができましたので、今度はそれを、では若者が主体となってどういったことができるかというのもこちらから提案させていただきながら一緒になってまちづくりができればいいなというふうに考えておりますので、そういった若者と触れ合う機会、そういったものを徐々にふやしながらまちづくりサポーターではないのですけれども、みずからまちづくりのために動いてくれる若者をふやしていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

以前であれば青年会という形で若者の人たちの集う団体等が以前はあったのかなと思っております。ただ今の人たちは非常にいろいろな面で忙しい関係で自分の時間を大切にしているのかなと。なので、そういった団体に加わるということが非常に少なくなっていると思われますが、そういった団体に少しでも加入していただいて、いろんな形でみんなで活動する場があればいいのかなと思いますし、地域に根ざしたという意味では、郷土芸能とか、そういった地元の人たちと一緒にになって活動できるところからスタートできれば、若い人たちも少しずつ地元の活動に参加していただけるのかなということで非常に郷土芸能も高齢化というか、非常に存続が難しい状況になっているのですけれども、地域ならではの特色あるものですので、そういったところに若い人たちも加わっていただければということで、そういったところから社会教育のほうでは取り組んでいければなと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 一つ事例を挙げたいのですけれども、宮城県の女川では、震災1週間後にキーパーソンが集まった際に、女川の商工会長が、これからまちづくりは若い者やらなくてはいけない、還暦以上は口を出すなど、これがキーワードだったということです。上の世代の猛威をどう継承して現役世代がやっていくかがポイントだということなのです。女川は、震災前から比較的そういう気風があったようですけれども、震災後の状態では還暦以上は口を出さないで、俺らは責任をとれない、君らは生きているはずだ、俺らは君らが考えたものに金策もするし、鉄砲が飛んできたら弾よけにもなる。だから、君らがつくれと会長はおっしゃったそうです。そんな町だからこそ復興も早く進み、注目されているのだと思うのですけれども、本町においてもこのようなことはできないかもしれませんけれども、若者を中心としたまちづくりを中心に据えるべきだと思うのですけれども、今注目されているというフューチャーデザインの中でも、そのところはどのように若者を捉えているのでしょうか。その活躍の捉え方についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまフューチャーデザインの話がありました。まさにフューチャーデザインは、未来の世代が考えて未来志向型の施策を考えていくということですので、当然20年、30年先の自分のことを考えながらまちづくりを考えいかなければならぬということに尽きるわけでございますので、ぜひ若い方にこういったワークショップを始めいろんな場で参加していただいて、若者の立場に立ってまちづくりを考えていただく機会をつくっていきたいなというふうに思ってございます。

ちなみに矢巾町には、いろんな学校があります。不來方高校もございますし、産業技術短期大学もあります。今度は岩手医科大学が病院も含めて本格的に移転されるということもございます。若者のまちにふさわしい矢巾町ということで、その辺は事あるごとにまちづくりにかかわるような場をつくっていきたいなというふうに思っておりますので、産業技術短期大学とかには今も継続していろいろ秋まつりのデザインとか、そういうものも直接かかわってもらっていることもありますし、不來方高校にもいろんなイベントに参加していただいていることもありますので、今までのことも継続していきながら、また別な形で機会を捉えて参画していただくような場を設けていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません。以上です」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、1問目としまして、地域公共交通についてお伺いをいたします。

高齢化社会が進む中、今後ますます需要が高まるデマンド型タクシーでありますけれども、実施に当たりましては、町民の要望にこたえる公共交通にしていく必要があると考えます。また、さわやか号にかわるコミュニティバスについても伺います。

1番目、デマンド型タクシーの具体的な計画はいつ公表し、周知するのか。

2番目、町民は玄関までの送迎を望んでおり、実施後の速やかなシステム変更が必要と考えるが、その計画はあるか。

3番目、町広報では、利用料金が示されなかつたが、その考え方について。

4番目、コミュニティバスの具体的な計画はまだ示されていないが、バス停の撤去等の予算が計上されていることから、その考え方を伺う。

この質問を出す段階ではまだ広報等では示されておりませんでしたので、私の質問を出す段階ではちょっとちぐはぐな質問になっておりますことをご了承ください。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 14番、小川文子議員の地域公共交通についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、デマンド型乗り合いタクシーの事業実施内容につきましては、広報3月号に掲載し、公表、周知を行っており、また今月中旬から4月上旬にかけて各地域に入って説明会の開催を予定しているところであります。

2点目についてですが、デマンド型乗り合いタクシー事業については、試験運行として実施するものであります。また、玄関までの送迎が必要な方につきましては、福祉及び介護分

野におけるタクシーサービスなどがございますので、各種施策の役割分担を明確にしながら今回試験運行を行うデマンド型乗り合いタクシーの事業内容について、約半年程度の運行状況を見て判断した上でデマンド型交通システムの運行内容を改善してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、公共交通については、広報2月号と3月号で連載し、利用料金は3月号で掲載し、周知を図っているところであります。

4点目についてですが、今後の計画では、新たなコミュニティバスの方針が定まるまでの経過措置としてデマンド型乗り合いタクシーにおける乗降場所としてさわやか号の停留所を設定しております。デマンド型乗り合いタクシー事業の利用状況や事業運営が安定した段階をもって現在のさわやか号の停留所を撤去する予定としております。

なお、コミュニティバスの運行につきましては、地域公共交通会議の審議を経まして、新しいコミュニティバスの移行を目指しているところであり、岩手医科大学附属病院の開院時期を目処に実施できるよう努力してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まずこのデマンド型タクシーでございますけれども、今までバスの停留所を利用したバスの輸送が主な公共交通でした。しかし、だんだんに停留所まで歩くのが大変という、そういうふうな高齢者がふえた、社会情勢が変わったことによってタクシーという形が生まれてきたのでございます。この流れの中で全国のデマンド型タクシーのほとんどが戸口から戸口、いわゆる玄関口を始点としております。そのような中で本町がそういうふうな方は介護タクシーなり、福祉タクシーを使ってください。そういう人ではない人を対象にしているのだというような考え方でまずスタートしているわけでございますけれども、これがそもそも私ども議会と大きな違いでございました。議会は一致して交通弱者に配慮した内容にするべきだ、そのためには停留所ではなく玄関口が必要なのだ。そもそもこのデマンドタクシーの最も、いわゆるタクシーであるがゆえの最もキーポイントと申しますか、この第一の利便性、利点は、このタクシーであるということなのです。そして、玄関まで来てくれるということなのです。これがデマンドタクシーを利用する上での最も大きな利点だと考えて議会側は一致して要求したわけでございますが、これが最後まで聞き入れられなかった。

そしてまず試験運行ありで町民の中からいっぱい意見が出たら変えますよということなのですが、最初からこれは町民から意見が出ていました。なので、今の感じでいきますと、そういう玄関まで来てほしい人は福祉タクシー使ってください、介護タクシー使ってください。それ以外の人だけがこれに乘りますよという感じで、どこまでいっても平行線になる可能性があります。そうしますと、幾ら町民あるいは議会が要望しても、変える気がなければ変わらない。そのところが大変まず危惧をしているところでございます。これも選択肢の一つとして変える気があるかどうかをまずお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） これから行いますデマンド型タクシーにつきましては、先ほどお話があったとおりでございますけれども、歩けない人を想定しているものではないということを捉えていただきたいと思います。歩けない人は、やはり当然介護士なり、当然そういう資格を持っている人でないと、タクシーに乗せることはできないですし、介助できませんので、そういうことを踏まえて福祉タクシーなり、介護タクシー、目的に合わせた使い方をしていただきたいということの流れでこのデマンド型交通が進んでいることを理解していただきたいというふうに思います。

変える予定はあるかということなのですけれども、それはやはり今後いろんな方がいらっしゃるかと思います。歩けない人ばかりではなくて、乗り合いの場所に行けない理由が、いろんな理由があるかと思いますので、そこは利用者の利用形態に応じて対応してまいりたいと思いますので、今後もこのデマンド型交通の進め方というものは今後変化していくと、利用形態に応じて変化していくものだということの理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そういうことを聞いて少しは安心をいたしましたけれども、実際にこれからふえてくる高齢者、そして福祉タクシーの場合には、障がい者のいわゆる認定を受けなければ福祉タクシーの利用はできません。障がい者の認定を受けるまでもなくひざが痛い、腰が痛い、あるいは小さな子どもさんを連れた妊婦さん等、障がい者ではないけれども、実際には運転が不安がある。こういう方たちが、いわゆる最も対象とされるべき対象者だと考えます。したがいまして、やはり玄関まで来てもらいたい人は介護タクシー、福祉タクシ

一というふうに区切れないというのが今の現状の社会の状況です。そのところをしっかりとやはり町民の声を聞きながら今後検証していただきたいところでございます。

このタクシーは、いわゆる私どもは登録制を当初から主張しておりました。本当に使える人がまず登録をして、そして使っていただきたい。そして、そういう方たちに寄り添った、いわゆる交通弱者に寄り添った制度にするべきだという主張でございましたけれども、町の場合は、先ほどからそういう方は、もう介護タクシー、福祉タクシーなのだということで、いわゆる歩ける人、まずはほぼ歩ける人を対象にしているものでございますから、この範囲が町民だけではなく、いわゆる観光客、そして町外の人も対応になっている。つまり登録の必要がない、そういうふうな想定でしているということをお聞きしましたけれども、税金でやる以上、観光客や町外の人を対象にするのはおかしいと考えますが、のことについての2点を伺います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 町民以外の観光客もこのデマンド型交通を利用できるという点についての今お話だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、当然町内の施設を利用されるということで交流人口の拡大も含めまして、これは町の税金は確かに負担はかかるものではございますけれども、交流人口の拡大を踏まえまして、この辺は町においてになってきていただいた方という捉え方で、これも一つのサービス、町のサービスとしてこの対象に加えたものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 最初のところでなぜ停留所を設けたか、戸口から戸口にしなかったかということに対して、タクシー会社に対して、いわゆるみんなみんな戸口にしてしまったらタクシーと同じになってしまふから、タクシー会社の利益を擁護するためには停留所が必要だというような答えも説明の中でいただいたことがございますが、まさしくこれでは観光客とか町外の人にまで配慮するということは、タクシー会社は通常の料金で観光客からいただけるのに、このデマンドを使うことによってタクシー会社は、デマンドのいわゆる不便をおかけしてしまうわけです。1本で済むところが一応予約を受けて、そしてシステムの中に組み入れて、そしてまたやらなければならぬ。いわゆる事務的な不便をこうむるわけでございます。そういうこともあっても、さらにそれがいわゆるタクシー会社の損失にならない

といいますか、もっと高いお金で観光客からもらえるかもしれないのに、そういうことを思いますけれども、そういうふうなお考えはありませんか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） あくまでも運行範囲というのは、町内でございます。観光客というのは、どこから来るかわかりませんけれども、やはり町外から来た方でも、例えば実家に帰ってきた、帰省して帰ってきた、そういう方がデマンド交通を利用するのも想定してございます。その人は、町民ではないので、帰省した方というのは、観光客の中には含まれるかもしれませんけれども、そういった使い方も考慮した中で考えておりますので、一概にタクシー会社とかの利害に反するものではないと思っていますし、矢巾町に来ていただいた方の矢巾町、中心部から周辺部、周辺部から中心部に向かう方の利用が今回のデマンド交通の根本的な考え方ですので、それに関しては、十分配慮されているのかなというふうに考えて捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、次の再質問ですけれども、項目は同じですが、このデマンドの中で西回りと東回りが設定されました。これは、議会には全く、この3月1日の広報に出るまで説明がなかったという状況です。総務でも末に説明は受けましたけれども、もっと早く説明を受けたかったのだけれども、いわゆる認可がおりなかつたために間に合わなかつたということでございますが、結局こういう新しい、新たな形態が示されましたけれども、その中に煙山の人人が直接東徳田に行くことはできません。そういうふうに書いてあります。ですので、予約としては往復もしくは片道、これの予約しかできませんので、例えば煙山の人人が東徳田に行きたいというときには、一旦駅まで行って、そこで新たな予約をしなければならないということになります。そうしますと、料金がプラス500円で倍になるばかりではなく、新たな予約をしたならば、最低でも1時間は待たなければならぬということになります。そういう不便を生じるようなシステムであるということでございます。ですので、この小さな町であえて東と西に分ける必要があるのか、かえってこれが混乱を招くのではないか。東から西に1回で行けないというのが、これは最大の利用上のまた難点だと思いますけれども、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）　さわやか号の運行の仕方もやはりこういったものを参考にして今回の東西の分け方ということで進めさせているわけでございますけれども、あくまでもそこは効率的な運行ということでこういった形が一番スムーズなやり方になるのかなということで進めてきたものでございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　これがバスであれば、左のほうにぐるっと回る、あるいは矢巾温泉を回ると、それはあるかもしれません。しかし、タクシーの場合は、効率だけで考えられないということから始まってできているところでございます。乗る人が不便であれば困るわけで、まずは利用者がどうなのかということが第1番で効率は2番目だと思います。その考え方方が、まず効率ありきということに聞こえてきますけれども、そういうところをしっかりと改善しないと、誰も利用できなくなります。そのことについて伺います。

○議長（廣田光男議員）　佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）　最初に、今効率のお話をさせていただきましたけれども、確かに議員が仰せのとおり乗る人が第一でございますので、その辺は今後の運行状況、利用状況を見ながら変更していきたいと思いますので、いろいろな要望、そこは捉えていきたいと思います。その辺だけはご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　ちょっと前問から堂々めぐりが続いておりますが、少し違った切り口はありませんか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、料金に移りますが、料金がいわゆる大人500円、子ども300円、障がい者の方は、その証明するものがあれば100円引きという内容でございますけれども、本町の場合には、初乗りが500円台ですので、町なかの方があえてデマンドを使う必要がない状況です。デマンドを使って停留所までわざわざ歩いていかなければならぬ。そして、目的地に行くのには、乗り合わせた人の都合で何カ所か寄ってから目的地に行かなければならぬ。そういう状況で500円払うよりは、1回で540円で目的地に行ったほうがまず便利ということになりますので、この500円という設定がそもそも町なかの人たちを対象にしている設定であるというふうに考えていますけれども、これを下げる、何度もこれは下げるよ

うに議会としても要望しましたけれども、最後まで下げなかった、この理由について伺います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 町なかの人の利用とお話ありましたが、町なかの人の利用は、今のところこのデマンド型交通では考えてございません。町なかの利用の方は、今後コミュニティバス、今動いているさわやか号を答弁の中でも何回かお話しさせていただいておりますけれども、岩手医科大学附属病院の移転とあわせてその辺新しいコミュニティバス、町の中心部を歩くコミュニティバス、盛岡で走っているでんでんむし号を想像していただければよろしいかと思いますけれども、そういったもので町なかについてはカバーしていきたいと思いますし、500円という初乗り料金、これにつきましては、当初はこの料金で進めさせていただきますけれども、どうしてもかかる料金が1回り最大1便、矢巾町内西回り、東回り、それぞれ歩くとなると6,000円ぐらい1便でかかることも最大で予定していますので、6,000円をぐるっと回って、例えば南昌台団地から例えば岩清水までぐるっと回りながら1便回るとなると、やはりそのくらいの6,000円ぐらいの料金はかかると。最大でそういうことですので、距離が短ければ、そういった金額はかかるわけござりますけれども、その辺の実際の動き始めてからのコスト状況を見ながら、その500円という金額も変更ありきで考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） あとは、利用の状況ですけれども、あらかじめ余裕を持って停留所に来ていてほしいと。もし、その時間に来ていなければ、タクシーは次の目的地に行ってしまいますと説明があります。したがって、必ずその時間にいてくださいと、こう書いてありますけれども、この高齢者が余裕を持って出ても、それでも足はなかなか不便があるかと思います。そして、たどり着いたら、もう行ってしまっていたというのでは、大変残念な話だと思うのです。そういう状況の中で、玄関口から玄関口であれば、1分や2分は待てると思うのだけれども、結局停留所であることによって待てないという状況が生じてしまうし、ちょっとおくれた人にはもう置いていくという症状が生じてしまいますけれども、これらはせっかく始めるのに置いていかれてしまったというのは、本当にバス感覚で行ってしまいますので、例えば1分、2分は待つとか、そういう配慮が必要かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） どうも議論がすごく一般質問になじまなくなってきたが、もう少し大局的なことというか根本的な議論をお願いしたいのですが、佐藤課長も困っていたでしよう。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 乗り合い型でございますので、個人というわけではございません。乗り合い、バスの延長でそれらがたまたまタクシーが動いているということでございますので、行ってしまったというのは、ある程度そこは柔軟に、事前に連絡してもらえば、そこは登録して電話番号はもう登録されてございますので、その電話番号で例えば5分おくれるとかということになれば、そこは柔軟にタクシー事業者の方に対応してもらえるような形でこちらのほうとしても決まり切った運行ではなくて、そこは柔軟な対応をしていただくような要望はしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

○14番（小川文子議員） 今のを聞いて、少し安心しました。ございません。

○議長（廣田光男議員） 大変済みません。それでは、小川議員の質問の途中でございますけれども、休憩をとりたいと思います。

再開を少し細かくいきます。4時17分とします。

午後 4時12分 休憩

午後 4時22分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、小川文子議員の2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2問目は、保育事業について町長にお伺いをいたします。

子育て世帯の定住を進める上でも、また町民が安心して子育てをし、就労するためにも保育環境の整備は重要であることから以下お伺いをいたします。

1番、現在の待機児童の状況について伺います。

2番、保育士への支援の計画について伺います。

3番、町内の小児科医院での病児保育の計画について伺います。

4番、岩手医科大学内の保育園に町民の入園が可能かどうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 保育事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ことし3月現在の待機児童の状況は、ゼロ歳児23人、1歳児10人、2歳児1人、3歳児1人、4歳児1人、計36人となっております。

2点目についてですが、保育士の確保のため保育士となるための負担が軽減されるよう保育士資格取得に係る費用や就学資金貸し付けの返済に係る補助について引き続き検討を進めてまいります。

3点目についてですが、町内の小児科医院での病児保育は、実施に向けた交渉を行ってきましたが、実現できていない状況にあります。そのため紫波町との広域実施を実現し、さらに新年度から盛岡市との広域実施の実現に向けた調整を進めてまいります。今後も関係機関と協議を行い、病児保育の確保については、引き続き努力をしてまいります。

4点目についてですが、岩手医科大学内の保育園は、企業が従業員用に設置するため、公益財団法人児童育成協会に申請し、助成を受け運営している企業主導型保育施設となっており、岩手医科大学または附属病院等に勤務している保護者または通学している保護者の児童が入園できることとなっております。それ以外の保護者の児童については、入園することができないこととなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3月時点で特にゼロ歳児23人、1歳児10人と待機児童が大きく発生をしておりますけれども、恐らく4月、5月になると、もっと発生するかと思われますが、この対応についてお考えになっていることがあつたらお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 3月時点での待機児童の現状はそのとおりでございますが、昨年に比べてかなり定員をふやしてきたことから、半数近くまで抑えてきているところでございますが、今まさに4月に向けた調整を行っておりますし、現在も2月の末に新規の希望者の方々には通知というか、調整をとのえましたというあたりの回答を出しているところでございます。それでそのときに23名ほど調整できなかったわけでございますが、さらなる努力していくとして、園側でも5月以降であればとか、やっぱり4月はかなり新しいお子

さんを迎えることで大変混乱しますので、落ちついた5月であればとか、あるいは随時少しずつ拡大していくというところも回答を得ていますので、一人一人、その方、町というか、希望している保育園に入りたいというところを調整している状況があります。それで、そのことも含めていまだに見通しがつかない方は2人でございますが、それは町内だけではなく、町外の何々市にというところがありますので、そうすると向こう側の都合もありますので、その方につきましては、さらなる調整を今後していくところでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町内にやはり施設も足りないこともあるかと思いますが、保育士が実際に足りないということが大きな要因になっているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 保育士職の足りないかどうかといったら、全体的にはやはり専門職は足りない傾向にありますが、各園の努力、そしてまた国も処遇加算をかなり手厚くしてきているところでございますので、29年度から処遇加算がまたアップされていますので、29年度、30年度、そのことを確実に取り入れるというところを手続を踏んでおります。そしてまた、人材不足につきましては、保険と医療と福祉を考えたときに、介護のほうの現状もありますし、ともに考えていこうということで庁舎内でもいろいろ関係課と協議してきたところですが、今新しい仕組みのエン（縁）ジョイやはばのほうを進めてきているところがありますが、引き続きこの保育士不足、介護士さんも看護師等も含めた専門職の人材確保のところは進めていきたいというところは、いろいろ協議の中にはあります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 施設面での足りないことはないのかということと、新たな保育園等の進出は予定されているかについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 施設面につきましては、今30年度、4月のところで小規模を含めて10園でスタートしております、1,085というところの定員でございます。そこに31年4月からは、もう一つ小規模を解消できるように今まさにさまざまな協議を重ねているところで、そのところも含めまして11の施設となっていくように努力しているところです。

さらに、保育所から認定こども園にしていきたいということで準備をしている施設が2カ所ありますので、量、質ともにいろいろふやしていきたい、充実させていきたいというところを準備しておりますが、定員につきましては55人増加を目指しているところでございます。そしてまた、2月から企業型の医大の保育園が開所、プレオープンしていますので、そこも矢巾町の方々がやっぱり利用している方の半分は矢巾町の方々ということで恵まれた環境の中にあるのではないかなということですが、さらに医大が本格的に開所したときには、病院が開所したときには、さらなる努力をしていかなければならないので、今後もそのあたりは努力していきたいということを答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 小規模、今後盛岡市等でも小規模を4つくらいつくるというようなことが示されておりますけれども、やはり小規模のほうが現実的に対応していくのかなと思いますし、あと保育ママ制度とか、そういうものについて足りない、結局入れない方たちの対応としてさらに詳細な対応というのはあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 保護者様あるいはニーズに沿った多様な保育環境の整備は必要だと考えております。ただ育成も人材育成、小規模を開所するに当たりましては、子育て支援員等の育成も伴いますので、やっぱり町で平成30年度は5回コースで町が独自に育成してきた経緯がありますが、20人に定員に対しまして12人の育成になりましたので、なかなかこれを継続、一つの町が継続していくことのやっぱり大変さもありますので、その仕組みを小規模を取り組みについては、広域でできる仕組みがないかということで秋以降振興局には働きかけまして具体的にいろいろ協議しておりますが、多様な保育の環境整備は、今後もニーズに応じていろいろ努力していきたいということを答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3問目は、若者の単身者の町営住宅への入居についてお伺いをいたします。

地方経済の悪化が指摘されて親しいけれども、多くの若者が非正規で働くなど、低賃金の

状況にあることが懸念されております。国では、公営住宅に若者の単身者への入居を認めておりますが、本町では認めておりません。以前の質問では、入居倍率が高いことや部屋が家庭向きとなっていることから新たな建設段階で検討することとしております。しかし、若者の町外流出を食いとめる、そしてまた若者が安心して町内で暮らしていくためには、単身者の入居を可能とする対策を早急にとるべきではないでしょうか。そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 若者の単身者の町営住宅への入居についてのご質問にお答えいたします。

若者の単身の入居を認めることは、住宅に困窮する低所得者世帯の入居が困難になってしまふことから、現在のところ町営住宅への若者の単身の入居を可能とすることは考えておらないところであります。

なお、人口減少問題に対する政策として子育て世代を対象とした定住促進住宅と同様に低所得者向けの単身者住宅についても、その実施の是非について検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの昆秀一議員の質問にもありましたように包括的な若者支援が今求められております。そして、この町を担っていくのは若者です。町内で若者が定住できるようにするために、まず住居の確保が必要です。町内は、新しいアパートが多いために4万円以下の民間住宅、アパートというのがほとんどありません。そういう中にあって5万円、6万円とかというのがまず普通です。今若者が非正規で働いて、手取り十二、三万円ぐらいの給料を受け取っても五、六万円の家賃を払って町内では暮らしていけない現実があります。そういう中で若者には特段のまづ配慮が必要だということであえて若者といたしました。そういう中であっても、若者にはまづそういうことはしないけれども、低所得者向けの単身者住宅については、検討していくということで若者も低所得者単身の中にも入りますので、このことについてていっていただきたいと思います。

実際に今単身者で入られる方は60歳以上の高齢者と障がい者に限られています。しかし、60歳以上の高齢者は、いろんな点で社会的、経済的弱者という扱いでなっていると思いますけれども、今の若者も同じような状況にあるのではないかと思います。そこで新しい町営住

宅をつくったときにといいますと、少なくとも今からまず二、三年はかかるかと思いますので、その間に今の段階でも若者枠というものをやはり設けてほしいと思うのです。

例えば三棟住宅等も最近はちらほらと空きが目立ってきてまして、部屋が3つあるとすると、1つは若者枠にします。2つは従来どおりの募集といたしますというふうに、せめて3つのうち1つを若者単身者にできないかというような、条例改正とか、要綱の改正とかあるかもしませんが、こういうふうな対応ができないものかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

確かに若者で低所得の方で住宅困窮している方もあるかと思いますけれども、いずれ今町の場合は、たまたま今回ちょっと1件、2件募集をかけているところありますけれども、こしも募集をかけますと、やっぱり公募に対して1.5倍ぐらいの応募ということで、やはり町営住宅の一番の趣旨といいますか、根本につきましては、やはり根本の住宅に困窮する低所得者に対しての低廉な家賃で貸借するということが一番の大前提でございます。確かに若者につきまして非正規とかということで収入がない方があるかと思いますけれども、いずれ大前提是先ほど申しましたように60歳以上ということになってございます。ですから、これから的人口減少問題に向けて、やはり町営住宅は町営住宅の役割、そして人口減少問題については、子育て世帯への住宅の供給とか、それから今言った若者への供給というのは、ちょっと別な政策として考えていかなければならないなというふうに思います。これは同じ町でやることでありますけれども、そこは政策として考えていくものというふうに思ってございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　盛岡市では、青山の新しい市営住宅の一部に若者単身者をまず設定して大変好評だということを聞いております。本町もいずれ建てかえをしなければならない時期が来ますので、その段階では若者が入れる枠をしっかりととっていく、そしていわゆる低所得者向け単身者ということになりますけれども、やはりそういうことをしていかないと若者が地元に定着できない、そういうことがあります。そしてまた、例えばいつまでたっても親元から離れられない、それが家にいれば御飯も出てくる、お風呂もある、あえて高いお金を出してアパートに行って苦労するよりも家にいたほうが簡単だということで、それが一つ

の結婚に結び、寂しい思いをしないで済む、満たされているということもあって、結婚がなかなか進まないこの一つのものになっているかのように私は考えることがあります。なので、しっかりとアパートなりに出て、いわゆるそういう居住的な自立をした段階で結婚とか、そういうことも考えるきっかけになるのではないかなということもありますので、やはり若者にはそういう自立して出ていける環境をぜひつくっていただきたいと思っております。

町営住宅だけでは無理だというお話もございますけれども、確かに限りはあるかと思いますけれども、ビレッジハウスが最近旧雇用促進住宅で入居を始めておりまして、あそこがまず3万円とか2万2,000円とかということで少し低価格でも入られるようになっておりますけれども、こういう民間のものを利用するというのも一つの方法ですけれども、やはり町としてしっかりと若者を食いとめる対策を今後とも町営住宅に限らず住居の安定的な供給という点で展望をお示ししていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　今小川議員さんのほうからちょっとビレッジハウスのお話があつたわけなのですけれども、例えば町営住宅を建てる、いっぱいお金がかかるわけなのですけれども、例えばそういうビレッジハウスなり民間の住宅を町で借り上げるとか、そういう選択肢ももしかしてあるのかなと思っております。そこで家賃補助をするとか、そういうような政策もこれから考えていかなければならないなというふうに考えてございますので、建てかえも含めましてその辺は今後考えていかなければならぬのかなというふうに思つてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問いいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後　4時43分　散会

平成31年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第4号）

平成31年3月8日（金）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

副町長	水本良則君	総務課長	山本良司君
企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤健一君	会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	稻垣譲治君
住民課長	浅沼仁君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀君
健康長寿課長	田村英典君	産業振興課長	菅原弘範君

道路都市課長	村 松 亮 君	農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君	特命担当課長	藤 原 道 明 君
特命担当課長	村 松 徹 君	教 育 長	和 田 修 君
学 務 課 長	田中館 和 昭 君	社会教育課長	野 中 伸 悅 君
学校給食共同 調理場所長	村 松 康 志 君	代表監査委員	吉 田 功 君
農業委員会会长	米 倉 孝 一 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

なお、昨日もお話ししましたとおり、きょうは一般質問は最後の日になりますので、内容を精度の高いものにして有意義な質問が交わされるように双方ともにお願いを申し上げまして入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告があるので、順次質問を許します。

8番、藤原梅昭議員。

1問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、藤原梅昭、一心会です。初めに、高橋町長の入院の報告をいただきまして、早く回復をして出ていただければいいかなというふうに願っております。また、水本副町長はじめ和田教育長、町幹部の方々の丁寧な対応、本当にありがとうございます。きょうもよろしくお願ひします。

まずは、町政として最も大事な町民の命と財産を守る安全、安心なまちづくりについて質問いたします。

この3月11日で東日本大震災より8年、さらに8.9豪雨災害より6年になろうとしています。昨年も西日本豪雨、北海道胆振地震と続いております自然災害、また今後30年以内に発生が予想される南海トラフ巨大地震を初め岩手北部沖90%の確率と、南部で30%と、北海道東部沖の超巨大地震等の発生確率も年々高まっている中で、いつ発生してもおかしくない自然災害への安全、安心の対応について以下伺います。

1つ、3.11東日本大震災から8年になるわけですが、現在の被災者及び被災地支援状況と今後の対応をお伺いいたします。

次に、原発への考え方と原発事故による農産物等放射能風評被害対応及び生産者への支援状況をお伺いします。

8.9の大雨災害からことで6年になろうとしていますが、当町1級4河川の災害対応進捗状況と今後の計画をお伺いいたします。

41自治体全てに組織された自主防災組織の活動状況及び避難行動要支援者名簿の進捗状況をお伺いします。

町内在住約80名と言われている外国人居住者及び今後ふえるであろう旅行者への災害時支援及び防災訓練等の対応状況をお伺いします。

自然災害は、地球温暖化が大きな要因と言われているわけですが、CO₂削減への取り組み状況と今後の取り組みをお伺いいたします。

地球環境破壊の一つとして海洋汚染を招くプラスチックごみ問題が世界的に感心を高めております。これは、川から海へ流出するのが約80%と言われておりますが、当町の対応をお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 8番、藤原梅昭議員の自然災害への安全、安心対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手県復興局生活再建課に東日本大震災津波の被害者等の状況で報告している当町に住民登録されている被災者数は、本年1月31日時点で17世帯、37名となります。現在の被災者及び被災地支援は、人的支援が中心となっており、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として、平成30年度は、大槌町に1名の土木技師職員を派遣しているところであります。平成31年度におきましても引き続き可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

2点目についてですが、事故による放射能汚染の危険性を廃止し、化石燃料の消費を抑制するため、本町としても再生可能エネルギー発電を推進し、原子力発電に依存しない社会を実現すべきと考えるところであります。

風評被害対策として、岩手農林水産物消費者理解促進事業を活用し、昨年11月6日から

11日まで銀河プラザ及びイトーヨーカドー大森店において試食販売会を実施し、生産者みずからが原木シイタケの安全性をPRしております。生産者支援として、岩手県特用林産施設等体制整備事業を活用し、町内の原木シイタケ生産者への原木及び種菌の導入を進めているほか、町内の生産者等からの要望がある場合には、町産農産物の放射能物質濃度を測定しております。また、昨年12月には、一般社団法人東日本原木シイタケ協議会とともに、東京電力ホールディングス株式会社を訪問し、損害賠償の継続について要望しており、今後も引き続き生産者等の意向を踏まえ、要望を行ってまいります。

3点目についてですが、町内で岩手県が管理しております1級河川4河川のうち岩崎川につきましては、東北本線から下流側は改修済みとなっており、現在床上浸水対策特別緊急事業として、県道不動盛岡線までの区間の矢次公民館周辺の改修工事を行っている状況でありますが、一部に埋蔵文化財の遺跡が確認されたことから、この区間は平成32年度の事業完了見込みとなっております。

県道不動盛岡線の上流につきましては、岩手県の単独事業において、水衝部や被災の可能性がある箇所への護岸改修などを予定しており、測量設計及び用地測量が完了し、現在用地買収を進めており、今後順次整備を行う予定となっております。

太田川につきましては、基幹河川改修事業として、岩崎川合流点から東北本線までの区間を昨年度現地測量を行い、今年度は、その区間にある橋梁及び河道計画の設計を行っており、来年度も引き続き設計等を行う予定となっております。

東北本線より上流については、平成25年の大雨で被災した箇所を重点的に護岸のかさ上げ工事など、順次対応していただいているところであります。

芋沢川につきましては、太田川と同様に基幹河川改修事業として位置づけられており、岩崎川合流点から東北本線までの区間を順次整備を行う予定となっております。ただし、大雨のたびに被災しております下矢次地内の鹿妻上堰との交差部に関しましては、本年度用地買収等が進みましたので、今後は整備を行う予定となっております。

大白沢川につきましては、現在北伝法寺地内の改修事業を行っており、今後は東北自動車道上流側について改修工事を実施する予定となっております。このほか改修予定になつていない箇所においても土砂が堆積している箇所のしゅんせつなど鋭意対応していただいているところであります。

また、県では、水位周知河川指定5カ年計画を策定しており、近年中に岩崎川を避難判断水位や氾濫危険水位を設定する水位周知河川として指定する予定となっておりますし、

県管理河川に設置を進めている危機管理型水位計は、年度内に設置が完了する見込みであります。

4点目についてですが、本年度は上赤林自主防災会と北郡山自治会自主防災会の2自主防災会の要望により、岩手県地域防災サポーターの派遣を行い、講習会や研修会を行っております。また、岩手県の自主防災会モデル事業として、高田3区自主防災会を選定し、岩手大学の教授から指導を受け、地元のひとり暮らし高齢者の現況確認や避難する際、道路の冠水場所等危険箇所の把握を矢巾町防災マップをもとに確認し、地元に応じた避難体制等を確認したところであります。新年度から計画的に各自主防災会に対し、地元の現況の確認を地元の皆さんとともに考え、その内容を網羅したマップを作成してまいりたいと考えております。

避難行動要支援者名簿の取り組みの進捗状況は、防災ラジオの取り組みに合わせて登録者の増加を図り、昨年9月から10月にかけて民生委員、行政区長、コミュニティ会長、矢巾町消防団、盛岡南消防署矢巾分署、矢巾町社会福祉協議会に対して登録済みの232名について、それぞれが管轄する地域にお住まいの方の登録情報を提供したところであります。

また、今後の取り組みといったしましては、各種広報媒体や研修会等を活用した制度周知を継続するとともに、業務フローの見直しを図りながら、より円滑に避難支援できる仕組みについて名簿登録に関する条例制定も含めて検討してまいります。

5点目についてですが、災害時における外国人の方への対応については、自主防災組織への岩手県地域防災サポーターの派遣や新年度に実施する自主防災組織育成事業を通じながら外国人避難者の方への対応力についてまいりたいと考えております。また、訓練の参加につきましては、町防災訓練のほか、各自主防災組織が実施する訓練へも参加を呼びかけるなど、自主防災組織と連携しながら取り組んでまいります。

6点目についてですが、本町では温室効果ガスの削減に向け、公共施設への太陽光発電システムの導入や公用車のハイブリッド自動車導入のほか、公共施設等先進的CO₂排出削減モデル事業において、照明器具のLED化と太陽光発電の再生可能エネルギーとごみ焼却による発電の余剰電力を活用する自立分散型エネルギーシステム構築により、エネルギー消費量の削減及び再生可能エネルギー活用の両面から取り組んでまいりました。一般家庭に対しては、太陽光発電システム設置時の助成のほか、クールシェア、ウォームシェアなど、省エネルギーに対する意識の醸成のため広報活動を行っております。これらの取り組みにより、本町の電力消費による年間CO₂排出量は、平成28年度推計値9万3,000トン

余に対し、おおよそ2,000トンほど削減になったと推計しております。国による森林環境税の施工などもあり、県なども含め新たな施策の動向を注視して温暖化防止に取り組むとともに、引き続き公共施設等先進地CO₂排出削減モデル事業では、関係施設の空調などの熱源設備について環境負荷の少ない設備への改修や効率的に運用するため、管理システムを整備し、町民に対しても太陽光発電システムの設置促進のほか、身近にできる温室効果ガスの削減の事例を示し、ともに取り組んでまいります。

7点目についてですが、プラスチックごみの問題に関しましては、海洋汚染の問題等で国際的な関心の高まりもあり、国においても今後使い捨てストローなどの削減や効率的な回収、再利用、環境に優しい新素材の普及に注力するほか、小売店へのレジ袋有料化義務づけを検討することでプラスチックごみを削減しようとしているところであります。

本町としては、買い物時におけるマイバッグ活用の普及促進啓発によるレジ袋使用削減やごみの分別の徹底によるプラスチックごみ削減に取り組んでまいります。また、町をきれいにする運動のほか、北上川の河川清掃活動など、各種団体が行うごみ拾いなども含めて環境美化活動に関し積極的に周知し、参加を呼びかけることでプラスチックごみの回収と海洋汚染防止の意識高揚を図ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 当町在住の被災者は、年々少なくなってきておりますが、復興状況は、沿岸のほうで40%から80%と、非常にまだばらつきがあつて道半ばというような状況だと伺っております。ことしは釜石でラグビーのワールドカップが開催され、復興をアピールする場を設けていただいているわけですけれども、当町も課題が山積して大変な中ですが、引き続き被災地支援の応援をよろしくお願ひしたいと思います。

また、原木シイタケについても風評被害がまだあり、いまだに放射線量の測定を続けていると、そういうような状況なようです。さらに最近は、働き方改革の影響で配達運賃の値上げ要請が来ているということでJAと連携し、生産者支援を引き続きお願ひしたいわけですが、その辺の情報についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えしたいと思います。

原木シイタケに関しては、今議員が仰せのとおり単価といいますか、単価が安く資

材の高騰でかなり窮しているというお話を伺っております。そこでまだまだ、一番やっぱり影響があるのは原木シイタケの部分ということで捉えております。といいますのは、配達運賃もそうなのですけれども、原木の調達が一番問題になっているというところでございます。といいますのは、これまでの原木は、主に福島、宮城あたりから調達していたものですから、原発の影響をもろに受けまして、今岩手県北のほうを中心に調達しておりますが、なかなかその調達が思うように進んでいないというところがございまして、なつかつその価格も高騰しているということで窮しているというお話でございます。それで、これにつきましては、この答弁にも書いているとおり、販売のほうにやっぱりその生産者の意欲を持たせるためにイトーヨーカドーとか、あるいは都内のある出向いて安全をアピールするという形で、これは生産者からの希望があって、こういう取り組みをしておりますので、今後も引き続きこういった取り組みにつきましては、支援してまいりたいということで新年度以降もそういう予算化をしながら取り組んでいきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 状況はよくつかんでいるようなので、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

それでことしから森林環境税というものが譲与税ですか、35年までは税金は取らないわけですけれども、それを利用しながらわゆる山林の維持管理あるいはこれから山林の使い方を模索していくかなければいけないわけですけれども、以前から話があった原木シイタケの植林というか、今言った厳しい状況の中で地元で調達できるような環境にしたいということで取り組み始めてきているわけですけれども、それと同時に、山形村というのは非常にそれこそ原木がそのとおり大変豊富な地域なわけです。そういうところとの連携も図りながらよくうまく環境譲与税を活用してほしいわけですが、その辺の考え方についてお伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

町内に関しましては、全員協議会等でもお話ししたとおり環境譲与税につきましては、年間大体170万円ちょっとということで試算しております、なかなか単年度の金額では、整備するというのは難しいということで新年度につきましては、とりあえずは基金に置い

て、どのような形で進めていくかというのをこれから検討していきたいと思います。場所的な問題もございますので、これにつきましては、森林の所有者の方々とも相談しながらどこの場所がいいかということを考えながら進めたいと思います。

それから、今お話をありました山形村、確かに県北のほうでそういったナラの木とか、そういった原木に適するような森林がいっぱいあるわけでございますが、やはり矢巾以外にも調達をしているということで、もしくはちょっと山奥のほうにもあるということで切り出しのほうでかなり苦戦しているという話をお聞きしておりますので、こういった部分につきましては、そちらの県北のほうの関係のところとも情報交換しながら、できるだけ矢巾町内にうまく調達できるような形で生産者の皆さんと一緒にになって取り組んでいければと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）　課長、山形村というのはないから。

○産業振興課長（菅原弘範君）　失礼しました。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　失礼しました。私が山形村と言ったものですから、それに合わせてくれたと思います。

そういうことでいろんな可能性を秘めながら対応をお願いしたいなというふうに思います。

次に、岩崎川の改修なのですが、矢次公民館のところまで順次きているわけですけれども、さらに上流の煙山ダムまでやってほしいと、こういう要望が特に煙山地区から強いわけですが、その辺に対する対応については、引き続き県との連携をしていきたいという話をしているわけですが、何か具体的に決まっていることがあれば、お教えしていただきたいなと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　広域農道のところまでは、今の事業で行っておりますけれども、それより上流部については、県単ということで順次やってはいるのですけれども、ここにも書いてございますけれども、一部盛岡和賀線付近とか、あそこがかなり森林が倒れて大雨のときにひっかかったということで、その辺のところについては、今書いておりますとおり測量等余事防止が完了しておりますので、そこをまず進めていくというふうに

聞いてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 上流部を見ると、まだ土側溝で本当に大雨が降ると、また流されそうな場所が多くあるわけですけれども、ひとつその辺のところについても引き続き対応をお願いしたいなと思います。

それから、岩崎川の水位周知河川指定とは、具体的にもう少し知りたいわけなのですが、その件とさっき埋蔵文化財、これが何か見つかったという話を初めて聞いたわけですけれども、その辺の詳しい情報があればお伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

水位周知河川というのは、今は大きな川、例えば北上川とか、そういうものですぐグラフで危険水位とかというのがわかるのがありますけれども、それを岩崎川でも周知河川として指定をいたしまして、例えば氾濫注意水位であれば水防団の出動、それから避難判断水位になりますと避難準備開始とか、そういう発令の目安になる水位をきちんと把握できるような形の河川に指定になるということでございます。

それから、文化財につきましては、本当は31年度で工事が終わる予定でございましたけれども、その文化財が出たということでちょっと若干調査にかかるわるということでここにも答弁でありますけれども、工事が32年度までかかると。ただこれにつきましては、予算のほうはありますので、多分繰り越し事業として31年度事業で32年度までに終わる予定というふうに聞いてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 場所、どこから。

○道路都市課長（村松 亮君） 場所については、煙山小学校の西側といいますか、今現在工事している六助橋のあたりでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） もう少し詳しく聞いているのだから。

○道路都市課長（村松 亮君） 岩崎川の位置でございますけれども、南谷地不動線の落合橋のところでございます。水位は。

○議長（廣田光男議員） 六助橋の。

○道路都市課長（村松 亮君） 済みません。六助橋の話は、文化財が出た分でございます。

それから、今の落合橋というのは、水位を測定する場所ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 埋蔵文化財については専門でないからなかなか答えられないと思うのですけれども、わかっている方いないですか、何の埋蔵文化財なのか、全然情報入っていない。そういうところが共有できていないというふうに言われるから、少し共有して、後でもいいですから。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） お答えします。

中途半端な知識なので間違っているかもしれません、住居跡だったと思います。土器か何かが出て、住居跡だったというふうに新聞報道があったような感じが、中途半端で申しわけありません。

○議長（廣田光男議員） 矢巾町の文化財はどうなの、知らないか。では、後で覚えたたら教えて。

他に再質問ありますか。

はい。

○8番（藤原梅昭議員） まず後でわかったら、徳丹城とか、そういうもののつながりがあるのかないのかわかりませんけれども、いろんな昔からのやつというのはどこかにあると思うのですけれども、そういうものは大事にしながら何もない矢巾と言われていますので、せっかく出てきたわけですから、大切にしていきたいなと思います。

それから、水位周知河川の指定というのは、結局今落合橋のたもとか何かにつけると思うのですけれども、それはあれですか、役場のほうで常に把握できのようなシステムなのでしょうか。それとも県のほうに情報がいくシステムなのか、そういうところをちょっと詳しく知りたいわけです。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） これは誰でも見られるということでスマートフォンとかでも確認できるというものでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

○8番（藤原梅昭議員） はい、わかりました。スマホでも見られるということで、そういうところはやっぱりPRしていただきたいなと思います。

それから、芋沢川の鹿妻上堰との交流点、ここはいろいろ前から話題になってきているわけですけれども、ここの交差部の工事というのは、31年度に完成するような予定ですか。予定をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） 芋沢川の上堰との交差部につきましては、用地交渉が終わったということで31年度工事が始まるものと聞いてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 31年度中に完成すると、そうではなく工事を着工するというだけですか、今わかっているのは。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） 今年度着工するということで、多分1年で完成すると思いますけれども、ただ川の工事ですので、多分冬というか、工事になると思いますので、順調に進めば今年度終わるものと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いつそれこそ災害は起きてもおかしくないと言われているわけですから、いつから工事が始まつたらいつ終わって、いつからは安心して暮らせるよとか、そういう情報というのは、きちっとつかんでやっぱり発信していくかないとダメだと思いまますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、避難行動要支援者名簿なのですけれども、これはこの前も話に出たわけですが、今約20%の登録だという話をされているわけですが、非常に条例制定に向けて動いているというのは非常に大きな前進だと思います。個人情報の問題もあって、なかなか全国でも進んでいないという話を聞いているわけですけれども、いざとなったときに、どこの誰が動けるのか動けないのか、そういう情報がないと、いわゆる助けようがないと

いうことがはっきりしているわけですから、本当にそこの進捗については早く進めてほしいなと思うわけですけれども、それでその条例制定については、いつ、どのような形で考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

災害の取り組みは、さまざまな方向から考えていかなければならぬところですが、今どうしてもやっぱり公助のところに期待が大きいところで、なかなか公助だけでは進められない状況があります。ただこのように個人情報の壁がありますので、その条例を制定することによって情報の取り扱いを細やかに決めて、どのように対応するかですが、今自主防災組織も動いていますので、かなりいい取り組みも動いておりますので、具体的に総合的に勘案しながら必要に応じて条例に持っていくかというところまで検討しながら進めていきたいということです。

ただ基本的には、災害対策基本法のところで基礎的な、基本的な名簿は、市町村が策定の義務、そしてまた甚大な被害が予想されるときには、名簿を使った取り組みが進められるわけでございますが、日ごろからの取り組みに条例を生かしていくことができないかということについて検討をしながら進めていきたいというところをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　それこそいろいろ障害はあると思うのですけれども、ひとつそれを一つずつクリアしながら最終的には町民の命を守ると、助けると、そういう大前提を掲げながら進めていただければなと思います。

そういう中で、今避難行動要支援者の支援について民生児童委員のアンケートをとった経緯があるようなのですけれども、非常に民生児童委員としては、いわゆる負担感というか、それが非常に強いというふうに言われておりますし、かなり強いのと、そこそこ強いのと合わせて約七十四、五%の方がそう感じていると。これは全くそのとおりだと思います。私がそういう立場になってもそうだと思いますけれども、だからこそ一人一人に民生児童委員だけに頼ることなく、自主防災会全体でカバーすると、そういうような地域の共助といいますか、そういう中で進めていくということが大事になってくると、そう思うわけですが、その辺の何か考え方についてあればお伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

民生委員は、本当に使命感を持って弱者の方々へ日ごろから寄り添っていただいているが、やはり災害時もそういうふうな思いあるいは全国の民事協の取り組みの中からそのような手を差し伸べたい、そしてまた実際に訪問するようなところがありまして、東日本大震災におきましても、民生委員の犠牲もあったわけでございます。その反省も踏まえまして、やっぱり共助のところに自主防災会の自主防災組織の動きが出ておりますので、矢巾町でもモデル地区、モデルを実践した経緯がありますので、その学びを全町に広げていくようなことが大事ではないかなと思っておりますので、これからも防災と福祉の部門で連携をとりながら進めていきたいということを考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ひとついろいろ大変な中ですけれども、民生児童委員だけに負荷をかけないような、これはもう行政というよりも地域絡みで取り組まなければいけない課題なわけですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

それで外国人材の対応の件なのですが、4月から法律が緩和されて外国人材が34万人ほど日本に受け入れると、そういう枠を広げるということで法律が変わってきているわけですけれども、ここ中央から遠い岩手にしても、例えば医大が移転することによっていろんなやっぱりそういう交流が深まってくる可能性はもう大でありますし、そういう意味でも外国人、いろんな外国人いますけれども、それに対して全て対応するというのは、非常に困難なところもあるかもしれませんけれども、そういう人たちに自分からそういう意識を持つてもらうということが一番大事かなと思いますけれども、その中でも以前から、例えば看板についても、そういう町外から入ってくる方たちに対する表示とか、スマートインターもできて、もう立派な玄関ができたわけですから、そういうところにもどんどん、そういう対応が必要になってくるでしょうし、ましてや災害となると、一番不安な部分になってくるのではないかなと思いますので、ひとつそういうこでも対応はしていくという形になっているわけですけれども、具体的なそういう行動に移していくかないと、いざ発生したときに右往左往するという状況にならないように対応していかなければいけないわけですけれども、それについて何か今後の医大附属病院の移転に伴うそういう対応等々を含めて何か具体的なお考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

外国人の方への対応ということで、特に医大に特化した部分という考え方は、今のところは持ってございませんけれども、確かに医大が開院すれば、当然そういうふうな形の多さが出てくると思いますけれども、今町のほうで一番力を入れて取り組みます、取り組んでいきますというのは、たしか藤原由巳議員さんにも話しましたのですけれども、地元、いわゆる自主防の体力強化を図りたいなということでいろいろ施策と申しますか、対応を考えております。その中には、答弁したとおり、いろんな形での研修、それからもう具体的に防災マップの作成を含めましてやっているわけでございますけれども、それを含めまして、地域の方々の協力をいただいてご質問がございました居住されている、いわゆる外国人、これは当然ながら地域でもうお住いですので、地域での助け合いという形のものも強烈に自主防組織の部分には対応していただきたいということで体力を強めて研修を強めていきたいというふうに考えてございます。

それから、旅行者の部分、これにつきましては、今年度、来年度予算要求事業の中でとり進めてございますけれども、話がございましたスマートインターフェースからおりた部分の看板関係、こちらの部分については、表示を含めまして、これは全ての外国人に対応するかどうかはちょっとあれなのですけれども、横文字ベースの部分の対応については取り組んでまいります。今年度と来年度でそれぞれ看板設置を行いたいというふうに考えております。

それから、それ以外の部分の中で外国人云々かんぬん、今年度外国人向けに防災マップ、避難行動のマップというか行動のガイドラインをつくりました。この中で英語バージョンのみだったので、これがまたこれから課題なわけですけれども、ご質問、ご指摘ございました岩手医科大学、それから不來方高校、矢巾分署、役場を含めた町の施設の部分、こちらのほうに配布して、本当に微力のところではございますけれども、そういう形の中での取り組みもこれからやったものも含めまして進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いろいろ順次取り組んでいただいているようなのですが、外国人で一番多いのは中国人だし、ベトナムだし、そういうところのいろんな旅行者は台湾人が多いでしょうし、いろんな対応は全て難しいかもしれませんけれども、例えばさつき共助

の話、ずっとあるわけですけれども、要は一緒に入ってもらって、そこの中でいろんな意見をいただいくと。若者の意見とか、女性の意見とか、子どもの意見とか、いろんな意見があるわけですけれども、やっぱりこれからの先を見ると、そういう外国人と言われる方たちの意見をどう取り入れていくかということもまちづくりの大事なところになると思うのです。特に、例えば消防演習があれば、そこに案内、80人全員に案内するとか、あるいは消防団に入っていただいくとか何かそういうきっかけをつくってやって、一緒に入ってもらうことによって、例えば言葉のわからない人たちがそのグループでいろいろわかっている人たちと交流するとか、いろんな形で交流ができると思いますので、ひとつそういう観点からも検討をされてほしいなと思います。

次に、異常気象の要因なのですが、これについては、当町はいろんな形で鋭意取り組んでいただいている。他市町に先駆けていろんな太陽光はもちろんですけれども、LEDの交換だとか、あるいはさっき話していましたこれからEV車も導入したいと、そういう話もしていますし、省エネあるいは温暖化に対する対応ということでひとつこれからも他に先駆けて取り組んでいただきたいわけなのですけれども、そのEV車というのは、非常に今ヨーロッパではガソリン車はつくらないとか、軽油のディーゼル車は走らせないと、いろんな取り組みを強化しております。日本は、かなりまだまだ甘い取り組みなわけですけれども、そういう中でいち早く取り組んで、例えばEV車というのは、いわゆる蓄電池なのです。ここにもあるように蓄電することによって、それを災害のときに活用できると。何か聞くところによると、冷蔵庫であれば10日間ぐらいもつぐらいの電力はもう十分確保できると、そのような話もありますし、一番災害のときに欲しいのとは何だといったら、結局スマホの電源なのです、スマホ、携帯の。どこかに連絡をとるにも電源がなくて連絡とれないと。そのためにお互いの安否がわからないと、それが一番、特にいわゆる都会のほうになるわけですけれども、この辺だって一時停電して動かなくなったりするけれども、そういう意味合いでもいろんなやっぱり車ついていますから、どこにでも行けると、そういうことも含めて単なる公用車という考え方だけでなく、そういう災害時の対応に非常に利用できる、活用できるという観点から、これはもちろん予算の許す範囲になるわけですけれども、そういう進め方をどんどんしてほしいわけですけれども、その辺の考え方についてもう一度確認したいのですが。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

E V 車の導入ということで、この導入については先進的施設と公共施設、先進的CO₂排出モデル事業で今後検討、導入することになりますけれども、環境面からもこういったハイブリッド車であるとか、E V自動車、非常にCO₂削減に有効なものと捉えております。環境係としても、そういうものの導入については、検討しておるところでございますけれども、なかなかE V車については、まだ走行距離の面、充電施設の面等もありまして、なかなか公用車というところでは、災害時に非常に電気としては役に立つのですけれども、いざ、充電の時間が長いものですから、災害時に公用車として動かす分にはちょっとなかなか適さない部分もあるということで、まだ少しそういったところの車としての性能的なものの状況を判断しながら、また値段のこともありますし、補助等もありますけれども、そういう部分も勘案して導入を進めてまいりたいと。今のところはまずハイブリッド車のほうが優先されるのかなということで考えておりました。ちょっと導入の件については企画のほうからお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）他に所見があれば。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）ただいまE V車を蓄電として使えるということで今藤原梅昭議員のほうからお話があったとおりなのでございますけれども、この件につきましては、当課のほうで岩手県立分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金、県の補助金を使いまして、ただいま設計なり、検討をしておるところでございます。太陽光発電とこういったE V車、ここを複合させて使うということでただいま先進地が長崎のほうにありますて、こちらも視察しながら矢巾町に合った取り組みができるかどうかということを今模索している最中でございますので、かなり実現性の高いものとしてこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）これだけ時間をとっているわけにはいかないのですけれども、今蓄電池の話ありましたので、ちょっとだけ言っておくと、今度6分で320キロ走られるくらいの蓄電池が開発されると、今やっているのですけれども、そういうどんどん世の中進歩していますので、できない理由はいっぱいあるのでしょうかけれども、できない理由ではなく、やるためににはどうするかということを考えていかないと、世の中変わっていきません

ので、ひとつこの辺も含めながら対応は検討してほしいなと。

それから、災害時、さっき携帯電話の電源が、スマホの電源が一番欲しいと、こういう話があったわけですけれども、あと困っているのは、自分の、我々もどこか移動していることもありますので、自分がどこにいるかとか、そういう位置情報とか、そういうものがなかなか連絡というか見えないということで、今政府のほうでいろいろ動いて、例えば171というのは伝言ダイヤルであるわけですけれども、今どこにいて生きているよとか、そういうものを伝えれば、それにアクセスすれば聞けるとか、あるいはファイブゼロジャパンといつて、ゼロを5つ押してジャパンで登録すると、スマホの回線、スマホ今ドコモだとか、auだとか、ソフトバンクだとかあるわけですけれども、それが全部取っ払われて、全部共通回線になる。だから、どこかのメーカーの回線が使えなくても、いわゆるトータルで使えると、そういうような回線の使い方もできるとか、あとラインで今自分がどこにいるかわからないという人はすぐ地図を出せるとか、いろんな今度スマホの話、次しなければいけないですけれども、そういうような情報があるので、情報というか、使い方があるので、これはもちろん我々が勉強してどんどんPRしなければいけないですけれども、それを町民の方たちのところにどんどんPRしていくというのも防災の意識づけの一つになると思いますので、ぜひ広報のほうで検討していただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 防災関連で話をしたほうがいいのではないか、1回は。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

防災の観点からの部分になれば、皆さんご存じのように緊急関係の部分については、これはもう既に発信してございます。緊急の際の避難準備含めましての情報、ここら辺の部分はもう既に行っているわけですけれども、どうしても情報を仕入れたりなんかするという部分については、民間の現在の部分の出されている情報というのは、やっぱりベースになっているところでございますので、こちら辺もう少し整備するあれがあるわけですけれども、例えば先ほど道路都市課長、話してございましたけれども、河川の避難水位と申しますか、水準、これももう既にスマホ、携帯のほうで確認できるような形のものになってございますので、こちら辺も今現在は関係者ベース、消防関係、警察関係等になってございますので、こちら辺も広げていく形のものも検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいま災害情報とか、そういったものにつきましては、身近なところではわたまるメールというものがありまして、そちらで情報発信をさせていただいているところでございますけれども、それ以外のメディアというか、情報の扱い方につきましては、いろんなものを模索しながら皆さんに広く浸透できるような形で今後も研究しながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれ今町内の話はいろいろ出ているわけですけれども、我々町民が町内にいるとは限らないのです。町外にいるかもしれないし、あるいは海外にいるかもしれないし、いろんな形のやっぱり町民の命を守るというのは、そういうところも含めながらそういうときの対応というのはどうすればいいのかということもあわせてやっぱり検討しておかないと、いざとなったときに対応できないということになると思いますので、広くそういうようなものの見方もしてほしいなど。

それから、最後になりますが、今度天皇の退位と即位ということで10連休になります。この10連休の際のそういう災害対応とか、あるいは医療の緊急対応とか、いろんな対応があると思うのですけれども、今各市町村でいろんな検討をされているようです。当町としても10日も休みがあるということは、その間に何があるかわからないわけです。そういうときにどのような対応をしようとして考えているのか、その考え方だけお伺いしておきます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

10連休の部分の対応につきましては、ここ何カ月、数カ月前から町長を含めました管理職会議を含めまして内容、いわゆる連休中の話が出ました災害、これはもちろんです。それから、福祉関係、それからあとは窓口の関係、それから公共施設での料金の扱い、いわゆる休日にするのか、平日扱いにするのかも含めまして今協議のもうちょっと煮詰めの段階でございますけれども、そういう形の中で町のほうでは、休みの期間の部分の対応について所管ベースとしまして対応することで今進めているというか、検討していることでご

ざいます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 先ほどの岩崎川の文化財の関係でございますけれども、場所につきましては、岩崎川橋の上流から六助橋の間の左岸の改修区域に調査をした結果、遺物の出土を確認したということでございます。そしてそれは、平安時代の土器ではないかということでのこれから約1,700平米の場所を発掘調査をするということで発掘調査は31年4月から予定されているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時10分とします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

なお、先ほどマイクの調子が悪いということですが、途中でも少し調子が悪いと感じたならば、手を挙げてください。途中で話されても結構ですから、どういうふうに聞こえないのか教えてください。

それから、きょうは今何ぼ頑張ってもお医者さんいないので、まずこのままいきますが、少し高目でお話ししてもらって、よろしくお願ひします。マイクをうまく使ってください。お願ひいたします。

それでは、再開をいたします。

次に、2問目の質問をお願いします。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 本年1月、千葉県野田市の小学4年生、栗原心愛ちゃんの虐待死。

1年前には東京都目黒区船戸結愛ちゃん、虐待死。横浜市、生後3ヶ月の虐待死。北上の事件とか、虐待のニュースが耐えられないわけですが、未来を託す子どもたちの命が危険にさらされている中で当町の人的災害への安全、安心対応についてお伺いいたします。

まず1つは、小中学校のいじめの実態把握状況及び対応状況についてお伺いいたします。

次に、当町でのDV、ドメスティック・バイオレンス及び虐待についての実態把握状況とDVと虐待との因果関係についての考え方と対応についてお伺いいたします。

3つ目に、しつけと虐待との因果関係についての考え方と対応についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　人的災害への安全、安心対応についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、本町におけるDV及び虐待の実態把握状況は、平成31年2月末現在のDV相談実数は13件であり、児童虐待通告として本町が受理した児童は37人、岩手県児童相談所が受理した児童は22人であり、合わせて59人になっております。DVが児童へ及ぼす影響は大きく、児童がDVの直接的な被害者となることや児童が暴力を目撃して受ける心的外傷の影響もあり、児童の安全な生活や発達が保証されないなどの課題を抱えています。また、そのような影響下で育つ児童の成長過程に影響する世代間連鎖まで考えた対応が求められ、DVと児童虐待は密接に関連していると捉えて対応しております。具体的には、本町が通告を受理した場合は、速やかに関係課による受理会議を開催し、支援方法と役割分担を決めて、県福祉総合相談センターや児童相談所等の専門機関と連携しながら児童の安全確保と被害の防止に努めております。

3点目についてですが、児童虐待防止法第14条では、親権を行うものは、児童のしつけに際して監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないとしていることから、過剰な教育や厳しいしつけにより児童の心や体の発達が阻害される行為は、児童の立場を重視して児童が耐え難い苦痛を感じるのであれば、それは虐待であると捉えた対応が必要と考えております。

その対応は、児童が支援を求めているという観点に立ち、児童の安全と健全な養育が図られているか情報を把握し、児童虐待アセスメントシートに基づく調査を実施し、迅速な対応を行っております。

また、本町といたしましても、虐待の防止及び体罰等によらない子育てを推進するため、保護者へ情報提供、そして相談や研修を行い、より一層児童の虐待防止に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、人的災害への安全、安心対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各学校では教育相談を通した児童・生徒からの聞き取りや児童・生徒及び保護者へのアンケートの実施により実態把握に努めているほか、教職員が授業中、休み時間中等でも児童生徒の様子に目を配ることでいじめの早期発見に努めております。また、いじめを認知したときには、各学校のいじめ問題対策推進委員会を開催して、教職員が情報を共有し、児童生徒への指導と保護者への助言等、組織的に対応することで解決につなげているほか、教育研究所に配置しているいじめ問題等相談員が各学校を訪問し、児童生徒及びその保護者との面談や学校に対する助言を行い、初期段階から教育委員会が学校とかかわることで早期対応に努めております。そして、各学校での案件を教育委員会のいじめ相談員連絡会において情報を共有し、事案の解消に向けての指導方針を確認した上で、さらに学校に対する指導へ反映しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 今のところは支障はございませんか。わかりました。

藤原梅昭議員の再質問はありますか。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、再質問いたしますが、いじめの問題については、非常に神経を尖らせながら対応しているということで学校関係者におかれても大変ありがたいなと思っております。その後、見方が厳しくなったということもあって件数はかなりふえているようなのですが、そういう中で初期に対応すると、そういうことが非常に肝心かなというふうに思われますが、その中でも今回スマホの関係で文科省から今原則禁じられている携帯、スマホの持ち込み、これが緩和されると、そういうような検討がされているわけですけれども、先日の子ども議会でも携帯電話、スマホの所持、原則禁じられているとはいえ、そのとおり利用されているところが多いということで、それよりも一定のルールをきちっとつくったほうがいいのではないかということでルールについての話があったわけですけれども、これからのお話になると思いますけれども、携帯、スマホの持ち込みが緩和されるという方向の検討について何か今文科省のほうからそういう話があつて検討されているのか、これからのお話になるのか、あるいはどのような方向になると思われるのかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず文科省のほうからの方向性というのは、新聞報道あるいは文書で来ておりますけれども、それについて具体的にこういうふうにしなさいという指示が来ているわけではまだございません。ただ本町において、学校への持ち込みを禁止している、これは私は続けてまいりたいと思います。

それはどういうことかというと、例えば以前インターネットが普及した場合、学校現場で大変普及してまいりました。しかし、その後どうなったかというと、ウイルス対策をしていなかったためにウイルスによって大変な情報が流れたりとか、大変なことがありました。まず最初に、やるべきことはルールづくりです。それをしないでただ持ってくる、持っている子どもが多いからそれを認めましょうということにはならないと、私は前のそういうふうなことを踏まえて、とにかく矢巾町としては、まず持ち込み禁止だよと、その中で持っている子どもたちがいるという実態を踏まえてこの間の子ども議会でもありましたルールをみんなで考えよう、子どもたちと学校と、そしてそこに保護者が入るかもしれません、たくさんの人たちでルールをまず確認しようと。これは、子どもたちの命、安全を守るためです。実際被害に遭っている、そしていろんな部分で犯罪に巻き込まれているのは子どもたちです。その子どもたちを守るために、これはぜひそういうふうな形で取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 全く教育的な立場からいくと、そのような見解に私も賛成ですが、今なぜ持ち込みを解禁するかという方向の話は、災害時の対応がやっぱり出てきています。そういうときに、災害対応のときに、この辺の状況と、あるいは都会の状況と沿岸の状況と、いろんな地域的な違いは出でてきていると思います。そういう意味で、では全国一律に同じ方向でいいのかというと、なかなかそうでもないなというふうには感じるわけですけれども、一応災害対応のときに親と連絡がとれないとか、あるいは知人と連絡がとれないとか、そういういろんな観点から今回やむなくそのような緩和に踏み切ろうとしているようなのですけれども、その辺も含めながら今後いろいろ詰めていただければいいのかなというふうに思います。

ただ、先ほどおっしゃったように、いろんなウイルスの話もありましたし、スマホでの嫌がらせメール、そういう問題もあります。この前年齢別の死因ということで統計が発表され

ましたけれども、10歳から39歳の死因というのは、第1位が自殺者なのです、10歳から39歳。40歳以降になるとがんが死因の第1位ということになって報道されていますけれども、いざれそういうネット関連の自殺者も多数出ているということも事実なようです。これについては、今ネットでSOSということで私はこうこうこういうことで死にたいとか、あるいは学校に行きたくないとか、いろんなのがネットで流れているのです。どんどん流れています。そういうことに対して、それをそれこそキャッチして、それを対応していこうというような動きも出ておりますので、その辺のところも含めて一応ルールづくりというものをこれから詰めていただきたいなというふうに思います。

いずれ文明の利器ですので、使うなとはもう誰も言えない状況ですので、使った際にこういうことは気をつけなさいと、あるいはそれに対して何かのさっき言ったSOSをどうやってキャッチして、それを実際の対応現場に反映させていくかということが今後大きな課題になると思いますので、ひとつその辺も含めてルールづくりに対して検討していただきたいと思いますが、この辺について何かもう一言あれば。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まずスマホの功罪については、そのとおり当然あると思います。その便利さと、それから先ほど申し上げたとおりの犯罪に巻き込まれる可能性があるということを含めて功罪があると思います。

ただ例えば国として子どもに持たせるスマホは、こういう機種ですというふうな統一するとか、そういうふうな具体的なものを示していただければ、それでもって保護者の方に説明ができます。しかし、それを自治体に任せるとか、保護者の判断に任せることでは、私はできないと思います。今保護者の判断で子どもたちに持たせていますけれども、その保護者の判断によって持っている子どもが犯罪に巻き込まれているのです。そのときに、ちゃんと持たせている保護者もいるかもしれません、子どもがそうやって死を選んでしまう、死んでしまうそういうふうな状況があるということがあれば、やはり持たせてはいけないと私は思います。その辺の議論だと思います。これはやっぱりこれからの子どもたちと一緒になって考えていかなければいけない大きな課題だと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○ 8 番（藤原梅昭議員） いろんな観点から含めて持つなと言っても持ちたいのが逆に私もそういうですけれども、子どもたちも同じだと思いますので、持った場合に、ではどうすればいいのかというルールが肝要かなというふうに思います。

虐待の話になりますけれども、虐待については、さっきここに出たとおりDV関連とか、いろんな関係性が言われているわけですけれども、虐待には4種類あると言われています。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトと。ネグレクトというのは児童虐待、育児放棄とか、いろんなそういう形になるわけですけれども、今相談件数が以前に比べたら児童相談所で7.5倍、児童福祉士で2.2倍ということで、あの事件以来かなりやはり相談件数がふえていると、これが実態なようでございます。それに対してそれに対応する相談員、児童福祉士にしても、相談所の対応にしても、大体1カ月1人50人ぐらいがせいぜいではないかと、今の実態です。それがせいぜい40人以下でないと対応できないという、そういう相談件数がふえている実態があるようなのですけれども、それに対して当町の状況というのは、どのような状況なのかちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

件数につきましては、答弁のとおりでございますが、どのように職員が対応しているかということですが、専門職、保育士及び保健師を配置しておりますが、国はさまざま全国的な深刻な事案、そしてまた県内でも同じ状況にありますので、さらなる専門職の能力を発揮するための研修等も進めてきておりますので、社会福祉士の配置等も言われてきておりますので、矢巾町におきましても福祉担当課と、あるいは母子保健担当課、そしてまた教育委員会と連携をとりながらさらにということです。

そしてまた、国でも警察との関係をかなり強化しております、この児童虐待につきましては、1カ所のみならずそれぞれの関係部署で関係機関が責務を最大限発揮した連携というところを強めた指導というか、市町村に対しても出してきておりますので、さらなる強化は必要かなというところをいろいろ協議しながら進めて対応しているところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○ 8 番（藤原梅昭議員） 学校を1週間以上欠席した場合、学校側と児童相談所がすみやかに情報を共有するルールをつくっていると、そういう市町村もあるようなのですが、それから貧困と虐待の関係も大いにあるということで、子どもの貧困率、この前出ていましたけれど

も、13.9%で7人に1人が貧困ではないかというふうに言われていると、そういう世の中の中で貧困を判断するというか、見る見方として虫歯の検診というのを見ているところがあるのです。これが貧困との因果関係が非常に高いと。要は虫歯が多くて、それが治療がなかなか進まないというのが、要は治療費が出せない、あるいはそういう虫歯の治療をしている場合ではないということで非常に虫歯の多い子は貧困になっている確率が高いというような見方をされているわけですけれども、そういうものの見方というか、学校の中で、例えば虫歯の検診をしたら、そのデータをもとに、いわゆる事前対応です。全部が全部虐待につながっているとは言えないわけですけれども、やっぱりそういうような事前的なキャッチする方法も大事だと思うのですけれども、発生してからだけでなく、そのような対応についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

確かに虫歯と貧困、そしてまた虐待との関連性は言われておりますので、矢巾町での母子保健の分野で乳児健診、そしてまた1歳6ヶ月健診、2歳児の子どもの教室、そしてまた3歳児健診で齶歯が、虫歯が多い子どもさんに関しましては、やっぱり何か家庭的な事情があるのではないかというところまで踏み込んだいろいろ配慮が必要だということは認識しておりますので、その対応は既にいろいろ考慮して行われているところをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 教育委員会としてのお話をさせていただきます。

今福祉・子ども課の菊池課長のほうから話がありました。そういうことに対応できるように学校現場でも観察をしておりましすし、対応できるようにすぐ観察の状況を担任のほう、それから養護教諭から聞くような、そういう体制になっております。

ただ虐待ということについて、これは一つの情報としてですけれども、虐待というのは、非常に言葉が強いです。でも、今ある学者が提唱しているのは、マルトリートメントという言い方をしています。このマルトリートメントというのは、不適切な養育というふうな言い方です。ですから、その不適切な養育といった場合には、子どもの目の前で女性の裸の写真を見せる、そういうふうな画像を見せる、夫婦げんかをする、子どもの脳に障害を与えるようなショックを与えるようなことを見せる、させるということも含めて、今マルトリートメント、これも含めて虐待なのだというふうになっています。

なかなかそのことが保護者の方々わかっていない部分があると思います。ですから、しつけだと言って子どもを外に立たせる、これはマルトリートメントです。というふうになるのです。そういう説明をしていかないと、これからはだめなのではないかなと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 全くそのとおりで虫歯というのも体に外傷はないけれども、虫歯を見れば、それが推察できるというのが虫歯の見方なわけですけれども、そういうような形で今それこそ夫婦げんかとか、いわゆるDV的な話もあったわけですけれども、今しつけと称して体罰を与えていた、我々の昔のころは当たり前のような、そういう時代もあったわけですけれども、それが今の時代は許されないと、これはもちろんそのとおりなわけですけれども、子どもは親の所有物ではないということで2018年、現在54カ国でそういう体罰禁止法というのが出されているということで、今国会でも今盛んとやられているわけですけれども、そういうところも含めながらしつけと称した保護者の体罰禁止法に対して今検討されているわけですけれども、それに対して何か今国のはうからの話があれば、ひとつお聞きしたいわけですけれども。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まだ新聞報道された部分、それだけですけれども、いずれこのことについては、子どもの生活実態も含めていろんな観点で見ていかなければいけない、子どもを見守っていかなければいけない、子どもの安全を守らなければいけないという観点でみんな関係機関で取り組んでいかなければいけないことだと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 次に、交通災害への安全、安心についてお伺いします。

昨年西部開拓道路にて死亡事故が発生しましたが、以前から危険であると言われております。

す。これについて今後の対応をお伺いします。

岩手医大の移転、附属病院の移転開院を9月に控え、交通量がふえ、事故が多くなってきております。特にも通学路の整備が急がれるが、対応についてお伺いします。

警察より2018年、75歳以上の高齢者死亡事故、これは高齢者運転死亡事故だったのですが、前年よりふえたと発表されました、対応状況をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 交通災害への安全、安心対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、交通事故防止対策の一環として町として注意喚起の看板設置を検討しているほか、走行速度の抑制のための規制の強化とパトロール巡回の徹底を紫波警察署に要望するとともに、今後も引き続き関係機関と連携しながら交通安全対策強化に努めてまいります。

2点目についてですが、通学路の整備は、矢巾町交通安全対策協議会で策定した矢巾町通学路交通安全プログラムをもとに進めており、町道赤林室岡線、町道安庭線、町道島線、町道下海老沼線、町道田中縦道線、町道西前線、町道宮田線への歩道設置等、対策の必要性が高まっていることから、踏切道拡幅事業等、他の道路関連事業との調整を図りながら計画的に進めてまいります。

町道中央1号線については、今後交通量のみならず歩行者も多くなると見込まれることから、標識設置や路面表示等の交通安全対策を行うなど、児童・生徒の安全確保に向けた対策について検討しております。ここにはまいりますとこれから取り組むように書いておりますが、取り組んでおりますので、検討しておりますということで申し上げたいというふうに思います。

3点目についてですが、反射材用品を着用し、運転者から目立つ格好をして外出することが高齢者の交通事故防止対策に非常に有効な方法となります、当町では本年度から紫波警察署と連携し、町内の7つの老人クラブを指定し、反射材つきたすきを配布しております。指定を受けた老人クラブの会長が反射材着用推進リーダーピカッポ推進隊長、老人クラブの会員が反射材着用推進員ピカッポ推進隊となり、外出する際等に積極的に反射材たすきを着用していただくことで着用することが当たり前となる環境をつくり、高齢者の交通事故防止対策を図っております。また、今後も各年度ごとに老人クラブを指定し、指定を受けた老人クラブの会員の方々に反射材つきたすきを配布してまいります。

さらに、歩行環境シミュレーターわたりジョーズ君を使用した交通安全教室の開催、温泉

施設での反射材の直接添付、交通安全推進モデル地区の指定等を継続実施し、紫波警察署等と連携した高齢者の交通事故防止活動を積極的に推進してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、4問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 観光産業の振興についてお伺いします。

町政は、農商工の産業振興が基盤ですが、特にも関与人口である矢巾のファンの増加につながると見込まれる観光産業の振興が重要と思われる所以、以下お伺いします。

矢巾スマートインターチェンジを起点に西側の南昌山、弊懸の滝、城内山、国民保養センターを中心とした観光開発がこれから矢巾町に特に重要と思われるが、考えをお伺いします。そのためにも単発ではなく、当町全体の将来観光ビジョンを作成し、着実に進めるべきと思うが、考え方をお伺いします。

2019年度から交付される森林環境譲与税、従来からの岩手県のいわての森林づくり県民税、森林・山村多面的機能發揮対策交付金等を駆使し、観光開発と一体とした開発が望まれるが、考え方をお伺いします。

矢巾スマートインターチェンジから南昌山までの間には、田園風景、果樹園、原木シイタケ栽培、ひまわり畑、煙山ダム、水辺の里、さらにスミつけ祭りと、キャンプ場、ゲートボール場、温泉と話題がいっぱいありますが、農業体験も加味した観光ルートとしての考え方をお伺いします。

観光振興として環境美化が最重要になってくるわけですが、花いっぱい運動も大事ですが、ポイ捨てのごみが多くなる。音楽のまち、スポーツのまち宣言の次は、クリーンなまち宣言についての考え方をお伺いします。

春の一斎清掃時のごみ拾いでは、たばこの吸い殻が非常に多いが、健康に対するさまざまな害を及ぼす喫煙に対し、東京五輪でも決断され、以前も提唱したスマートフリータウンの考え方についてお伺いします。

今期のふるさと納税実績は、大変な努力と期待以上の成果だったと思います。さらに関与人口である矢巾のファンをふやすための返礼品としての観光、散策、登山、キャンプ、農業体験ツアーや方策もあわせてお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 観光産業の振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾スマートインターチェンジの西側に位置する南昌自然公園を中心とした観光開発の重要性については、十分に認識しており、特に煙山ひまわりパークは、期間中2万人を超える集客があり、これを中心に据え観光開発を行ってまいります。

2点目についてですが、当町の観光の将来像を見据え、平成31年度に観光ビジョンを作成し、その内容を第7次矢巾町総合計画の後期計画に反映させ、着実に進めてまいります。

3点目についてですが、整備が行き届いた森林は、多種多様な野生動植物のすみかであり、町民の保健、休養の場でもあることから、当該森林は、本町の重要な観光資源であると考えております。森林環境譲与税、いわての森林づくり県民税及び森林山村多面的機能発揮対策交付金は、森林整備の実施、整備後の森林における体験学習等に活用できることから、これらの事業を活用し、親子で参加できる自然体験教室や南昌自然公園内の弊懸の滝や水辺の里を歩く散策会等、四季折々楽しめる企画を検討してまいります。

4点目についてですが、農業体験と観光の連携については、全国的にも注目されております。当町といたしましても、豊富な農業資源を有効に活用することになるとともに、観光資源を補うことにもなるため、農家と連携しながら実現に向け進めてまいります。

5点目についてですが、ごみのポイ捨てや不法投棄は、環境に対するモラルの欠如や認識不足などが大きな原因と考えられ、環境保全、環境美化に対する意識の高揚に重点を置いた取り組みが重要であると考えております。このことから、環境に対するモラルの向上に向け、わかりやすい取り組みやすい内容を身近な表現で周知啓発できないか、ご提案のクリーンなまち宣言なども含め今後検討してまいります。

6点目についてですが、スマートフリータウンの考えについてですが、東京五輪を迎えるに当たり健康増進法が一部改正され、受動喫煙の規制などにより、学校、病院、児童福祉施設等行政機関は、原則敷地内禁煙、屋外で受動喫煙の防止に必要な措置が取り入れられた場所での喫煙は可能、それ以外の多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙、喫煙室に限り認められる規定となり、喫煙場所が限定されることになることから、本町においても必要な対策を検討してまいります。

なお、新年度において喫煙に伴う肺がん、慢性閉塞性肺疾患などの予防のため、たばこを吸わない町、スマートフリータウンを目指し、禁煙チャレンジと称して喫煙者で禁煙を目指

している住民への研修や指導等を積極的に進めてまいります。

7点目についてですが、本町のふるさと納税の返礼品につきましては、現在品物のみ扱っておりますが、来年度は、いわゆる町内事業者が行うサービスを返礼品として扱えるよう準備を進めているところであり、今月中に説明会を開催する予定であります。

観光や農業体験等を通じ、本町の魅力を知っていただき、矢巾町のファンとなっていただけるよう関係人口の増加策としてふるさと納税の返礼品開発を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　岩手県警、青森県警は、関係部署は全部禁煙にしたというふうにお聞きしております。クリーンなまち宣言と同時に、医大附属病院がある町としてスマーカフリータウン宣言もぜひ進めてほしいものだと思います。たばこのないオリンピックにぜひ協力をしたいと思っております。

城内山と南昌山の整備も急がれているわけですが、先日の議会懇談会で山好きの女性の方から、南昌山の頂上から眺めても木が邪魔で見えないというふうな指摘をいただいております。私も四、五年前に登ったときには見えませんでした、邪魔で。それに対する対応について何か考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　時間も大分押していますので、簡潔にお願いします。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

南昌山の頂上につきましては、ブナが原生しております、なかなか自然保護団体との絡みもあって伐採というのは、管理所との協議が難しいという話になっておりますので、枝払いみたいな形の中で取り組んでいきたいと。現在幾らかはやっておりますが、今後も管理所と相談しながらできるだけ広い範囲で見られるような形で取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　次に、5問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 職員力を活かした町政についてお伺いいたします。

町政経営は、町長のリーダーシップはもちろんですが、一人一人の職員がそれぞれの役割の中で伸び伸びと持っている力を十二分に發揮していただくのが一番の大前提だと思います。職員力を生かしたチームやはばとして成果を上げるための考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 職員力を活かした町政についてのご質問にお答えいたします。

職員研修の実施など、さまざま行政課題に対応するために必要な職員の個々の能力開発に努めることはもちろんのこと、職員提案制度や提案型職員研修など自発的な行動を促す仕組みを実践しているところであります。また、社会経験が豊富であり、即戦力としても期待できる中途採用職員や他職種人材の登用、特に平成31年度には当町として初の社会福祉士職員を採用するなど、多様な人材を生かしながら職員が一丸となり、チームやはばとして住民サービスの向上に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 持ち時間を過ぎておりますので、再質問は認めません。

以上をもちまして藤原梅昭議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のために休憩をとります。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ただいまの時間オーバー、先ほど来質問議員はいろんなルールの厳守等をかなりきつく質問しておりました。その辺のところ、今後このことについて議運で協議を私は求めます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 後日議運を開き協議いたします。

休憩に入ります。

再開を1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

再開の前に、先ほど昼食休憩に入った後、藤原由巳議員より議長に申し入れのありました藤原梅昭議員の一般質問の持ち時間問題について議会運営委員会に取り扱いを協議しまし

た。この件については、議長の議場整理権の裁量範囲であるとのことから、今後十分に注意をすることとしたということで取り扱いを決めました。

そこで私は、当事者である藤原梅昭議員から遺憾である旨の議長に陳謝がありましたので、議長が藤原梅昭議員に注意をしました。今後このような取り扱いについては、お互いに取り決めを大事にしていかなければならないと思いますので、よろしくどうぞお願ひを申し上げます。

それでは、再開をいたします。

次に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

消費税増税による町民の消費減退についてお伺いします。

私たち日本共産党は、昨年の12月から1月上旬にかけて町民にアンケートを行いました。250通ほど帰ってきました。暮らししが苦しいが57%、消費税10%に反対が72%、平和条項9条を含む憲法を改正する必要がないが65%などの回答がありました。また、年金、給料が上がっていないのに食料品が高くて大変、給料が上がらないのに子育てにお金がかかるなど、町民の切実な声が寄せられました。

安倍政権は、10月から消費税を10%にするといって来年度予算に組み込んでおりますが、2014年消費税が5%から8%になり消費支出が低迷し、2013年以前の景気回復が見られていないことがはっきりしてきました。このような状況の中で10%消費税は中止すべきと考え、消費税増税が町民の消費減退につながると考えますが、以下5点についてお伺いします。

1点目、2013年度から2017年度まで町内の小売業は、どのような状況であったと認識しているか伺います。

2点目、2013年度から2017年度までの水道事業の給水停止件数はどう変化しているか。昨年4月から上下水道料金の値上げを行いましたが、給水停止の状況はどうかお伺いします。

3点目、町内には建設関係事業所が多いですが、町発注の公共事業にはどのような影響があったのか把握しているのかお伺いします。

4点目、福祉施設における維持費や介護支援への影響はどう把握されているのかお伺いします。

5点目、町民の多くが暮らしに希望を抱けない状況の中で所得の低い方々への支援はどの

ように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 皆さんにちょっと伺いますが、マイクは業者が可及的速やかに対応していただきまして回復したということですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ありがとうございました。

水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 13番、川村よし子議員の消費税増税による町民の消費減退についての質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内の小売業の状況について、個別の調査は行っておりませんが、聞き取り等により把握している状況では、税率変更前後には、一時的に大きな消費の動きはあったものの、これにより売り上げの激減等による経営悪化から廃業に至るような影響は見られなかつたものと認識しております。

2点目についてですが、給水停止は、水道料金を4カ月以上滞納しているものを対象とし、現在2カ月に1回行っております。給水停止件数につきましては、2013年度206件、2014年度195件、2015年度168件、2016年度112件、2017年度124件であり、給水停止前の納付や支払い相談により毎年減少傾向にあります。

また、昨年度4月に上下水道料金の値上げを行いましたが、料金値上げ前後の給水停止件数を比較しても1回当たり20件前後で推移しており、料金値上げに伴う影響はないものと捉えております。

3点目についてですが、町発注の公共工事への影響は、毎年矢巾町建設協議会と公共工事に係る合同打ち合わせ会を開催しておりますが、増税への対策に関する要望等がないことから、町発注の公共工事に影響はないものと認識しております。

4点目についてですが、福祉施設の経営状況等を把握するための調査として、厚生労働省により介護事業経営実態調査、障がい福祉サービス等従事者処遇状況等調査などが行われており、消費税率引き上げに当たっては、事業者における課税経費の割合や消費税率の引き上げ率に応じて報酬改定が行われるなど、事業所運営に影響が出ないよう対応されているところであります。町としては、各事業所の経営状況の詳細を把握しているわけではございませんが、事業所運営や施設修繕等に関する相談については個別に応じているところであり、今後とも事業者との情報交換を密に行ってまいります。

5点目についてですが、町や関係機関に寄せられる相談には、健康問題や勤労問題、人間関係の問題などが複雑に絡み合った末に経済的な問題として露呈している事例が多く見受けられます。これらの事例は、必ずしも所得が低い方に限られるものではありませんが、町としては、それぞれの分野の専門機関と協力して個別の課題やそれぞれの希望にできる限り沿った支援を実施しているところであり、今後もこの体制を堅持してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問は何点かありますので、順次伺ってまいります。

まず1問目は、総務省が2018年10月に家計調査を行いましたが、その調査結果で2014年4月、消費税が5%から8%に引き上げられてから家計消費が増税前の水準に上回ったことはないことがはっきりしました。年間の1人当たり家計消費は1万円以上です。4人世帯では、年間約6万円は税金を払っているような状況です。答弁で一時的に大きな消費の動きはあったものの、それにより売り上げの激減等による経営悪化が廃業に至るような影響はみられなかったと答弁されましたが、消費税5%から8%の増税による町民の消費の状況はどうだったでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

こちらにつきましても、町としましては特別個人からの調査はしておりませんが、先ほど答弁しました部分につきましては、商工会等からの聞き取りで商工会、中小企業サイドの部分として賜っていたものでございますが、ちょっと消費者側の部分については、町としては把握していないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 消費税が原因かどうかわかりませんけれども、矢巾町内には企業が900件ぐらいはありますけれども、その中でもここ数年、そして1カ月前にも流通センター内の企業が倒産しておりますけれども、そのような状況はどう把握されているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えします。

確かに流通センター等の企業さんについては、数件倒産しているというのは把握しておりますが、基本的に消費税増税云々というよりは、やっぱりその職業のといいますか、職種の内容によってだと理解しております。ですから、消費税増税で倒産したとかという部分に関しては、うちのほうではそれもないとは断言できませんけれども、あくまでも職種の内容によって、例えば他企業との競争の部分で減退したとか、そういういった部分であるのかなということで理解をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）最近では、寝具業者が倒産しております。消費者は、やはり安い商品を購入するというような傾向が見られて、新聞広告も安い商品というところが目につくような報道があります。ですので、やはり消費者が一番ネックになっているのではないかなと私は考えているのですけれども、消費者の中に高いものを買うという、そういうのはどのように考えていますか。

○議長（廣田光男議員）ちょっともう一回、もう少し具体的に、何を言っているの。はい。

○13番（川村よし子議員）例えば食料品ではなく、装飾品とか、高い寝具とか、それから家を購入するとか、そういう件数で見ると、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員）菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えします。

答えになっているかどうかわかりませんが、基本的には、今お話ししたとおり消費者の皆さんはどうしても安いものに向かうのは間違いないと思います。ただやっぱりものによっては、例えばブランド品とか、例えば先ほど言いました羽毛布団みたいな高級なものもやっぱり欲しいという方もおると思いますので、一概に消費税が上がったからといって、あるいはそれで安いものだけではなくて、やっぱりそれぞれの皆さんの嗜好によって購入していると思いますので、これにつきましては、基本的に消費税とはまた別な形なのかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点目の質問をさせていただきます。給水停止状況について2013年から2017年について水道料金の給水停止、毎年減少傾向にあるという答弁でしたけれども、消費税が5%から8%になって、各個人の各戸の平均の消費税、どのくらい支払っていると計算されているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

消費税の支払いに関しては、5%は使用者の5%ということでなっていますし、8%になれば使用者に対する8%、どのように捉えているかというのは、その分の3%の値上げということで捉えておりますが、よろしいでしょうか。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） わからないと思うのだよね、いいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） わからないですね、消費者が、町民がどのくらい消費税を払っているかわからないということですね。今まで3%、5%になって、5%から8%になったのですけれども、消費者というか世帯ではどのくらいの消費税を払っているのかという平均とかは出していないのですねということで質問します。

○議長（廣田光男議員） 今上下水道の話ばかりしていたけれども、全体的な話ですよね、消費税の。

○13番（川村よし子議員） いえいえ。

○議長（廣田光男議員） 上下水道だけ限って。それでは、山本課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

水道料金に関しましては、年間でまずもって1億5,000万円ほどの売り上げがございます。消費税はそのうちの8%に当たりまして、その分が実質的に支払いの形でうちのほうには収入として上がってきますが、これは国税でございますので、国に納めるお金でございます。なので、うちのほうで売り上げとして上がっているというふうな解釈ではございませんので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 把握はしているということ、そこのところだ。

○上下水道課長（山本勝美君） 把握はしていないところでございます。

○議長（廣田光男議員） わかるのでしょうか、だって。

○上下水道課長（山本勝美君） その売り上げに関しての8%ということでは把握はしてござ

いますが、金額としての把握はしていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 掛ければわかる。何もそんな難しい話。ちょっと待って、後でちょっと精査して。

川村よし子議員、後で答えさせるから。再質問。

○13番（川村よし子議員） 我が家では3人家族ですが、消費税を、年間税金として支払っているのが大体22万円ぐらいです。その中で水道料金が年間で1万円は支払っているような計算になります。ですので、矢巾町内の町民の平均、それもちょっと出していただきたいと思います。

それから、8%から10%になったら、消費税は、どのくらい町民に負担になるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） もう2%分負担になる。それでいいのかな、それは。

○13番（川村よし子議員） そうです。

○議長（廣田光男議員） あとは、ちょっと精査して、そこのところ数字。もらっていることは確かだけれども、わからないという話ではないから。

そのほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点目です。建設協議会と公共工事に係る打ち合わせ会を開催しているということですけれども、矢巾町では、道路整備、それからいろいろやっていますけれども、2013年から2017年の各年度の公共事業がありますが、消費税はどのくらい納めていったのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

30年度の部分の資料しかございませんけれども、30年度工事総額契約分で25億7,886万1,260円、これは2月22日現在、工事関係、委託関係、これ全部入ってという意味です。先ほど申しました契約金額25億7,886万1,260円、これに対しての消費税額8%でございますので……

○議長（廣田光男議員） 本当は、工事請負契約するときに町長がしゃべるじゃ、あれの中に内消費税何ぼといっているから、それを足したくらいなの、本当は。だから、そいつを答えられないから、今ちょっと慌ててたの、ちょっと待って。

それでは、また後でね。

次、再質問。

○13番（川村よし子議員） 福祉施設とか、障がい者施設もありますが、その消費税は、労働者の労賃とか報酬とか、いろいろあると思いますが、利用者の消費税分にはどのようにになっているのかお伺いします。

福祉施設を利用した利用料には、消費税が入っていませんけれども、食事代の値上げとか、利用料の改定で今まで丸めて1日幾らとかという感じになっていたと思うのですけれども、1時間当たりになっているところもあるので、その辺はどのように把握しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

介護報酬、障がい福祉サービス費については、仰せのとおり報酬については非課税ということでございまして、しかしながら例えば住宅改修費とか、福祉用具購入費については、普通に8%、10月から10%加算されるということは変更ございません。

なお、介護職員、福祉事業所の要するにローンに対する消費税、どれくらいかかるかというものについて我々も把握してございませんので、そこら辺についてお答えすることはできません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 利用料については把握していないということですね。利用料の改定をされたと、消費税は取られていませんけれども、支払っていないですけれども、利用料が改定されて、今まで1日デイサービスを利用した場合は、このくらいの料金という各事業所ごとにありました。それが改定されてきていると思うのですけれども、改定されたところも私知っているのですけれども、どういうふうに把握しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） それもどうも抽象的な話……。はい。

○13番（川村よし子議員） 消費税増税になって5%から8%になって利用料が値上げされた施設はどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） それならわかる。

田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）お答えいたします。

利用料というのは、1割負担あるいは介護保険における1割負担の部分ということでお答えいたしますが、施設ごとに、あるいはサービスごとに施設基準がございます。その中で施設が定めた、例えば施設入所の際の居住費とか、食事あるいはかかる費用については、消費税は当然かかりますので、そこは施設補助に定めた基準によって徴収されることになります。

それから、ちょっと私先ほど申し上げましたけれども、労働基準のほうの労働基準監督署のほうでしっかりした基準が、要するに勤務体系、それから勤務にかかる報酬も定められてございますので、そちらのほうの基準で支払いするという形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）5点目に質問したところが健康問題とか、勤労問題、人間関係の問題など複雑に絡み合って経済的な問題として露呈している事例が多く見受けられると答弁されましたが、件数的には何件ほど寄せられているのかお伺いします。

社会福祉協議会等で相談に応じてこの間消費税ができるから5%から8%になって5年になりますが、自己破産したとか、そういうケースとかが何件ぐらいあるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）お答えいたします。

相談でこの5点目にかかわる相談等に関する内容でございますが、福祉・子ども課のほうで生活の困窮にかかわるあるいは健康問題も絡んでですが、今年度におきましても66件ほど相談を受けております。そのうちの一番多いのがやっぱり収入、生活費でございまして、次が子育てにかかわる子どもの育て方とか、いろいろ子どもの健康とか、さまざま子育ての苦悩に関するものでございました。そしてまた、公共料金にかかわるものというところが多い相談でございますが、自己破産につきましては、正確な件数はわかりかねますので、ただ助言の中には、そのようなことの対応も必要ではないかなというところを相談を支援したりしていますので、弁護士の先生につなげたりとかという対応はしております。

正確な全町にかかわる件数等については、把握しておりませんことをお答えとします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）今まで5点ほど質問したのですけれども、消費税が値上げされて

町民の実態、把握していないところもあるのですけれども、水道料金、それから福祉課に寄せられた相談とかもだんだんわかってきましたけれども、今度は10%にするということなのですけれども、役場の税金ではないので、国税ですので、これは仕方ないと言えば仕方ないかもしれないのですけれども、町民は身近なところにいるわけです。ですので、町民の生活実態をもっともっと職員の中でリアルに出していくべきなと思っております。

特にも企業の方たちも大変な状況、それからもちろん町民の方も大変、中流家庭の方たちも大変、それが虐待とかDVとか、いろんなことに波及して子どもたちにしづ寄せが来ているのではないかと私はいつも考えているのですけれども、今度10%になれば、もっともっと大変だと私は考えています。

特にもポイント還元とか、それから複数税率とか、大企業の、矢巾町にも大企業がありますけれども、そういうところの人たちには機械を購入して対応できるのですけれども、中小の企業は、それに対応できない、廃業せざるを得ないとか、縮小せざるを得ない、従業員の首を切るとか、そういうこともあると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

なかなか難しいご質問でございますが、確かに今度10月以降は、今お話しのとおり一律ではなくて食糧品等についてはそのまま8%、あるいは例えば物をその場所で食べる、持ち帰りするといって、それぞれ同じものでも2通りの税率がかかるということでいろんな混乱があると思います。これにつきましては、町としてもどのような形になるかというのは、やっぱり予測がつかないところでございますが、できるだけ10月のポイントの関係に向けては、これから関係するところと協議しながら進むこととしておりますので、こういった部分につきましては、しっかりと関係する商工の受け入れの業者さんともありますから、商工会等とも相談しながらやる形にはなりますが、いずれどういう方向になるのかという部分に関しては、なかなかお答えしづらいなというところで答弁とさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　お答えいたします。

消費税が増税したことに伴ってどのような影響があるのかということについてどう対応するのかということでございますけれども、まず政府のほうにおきましてさまざまな施策を講

じることとしておりますので、まずはこれの円滑な執行、町として執行しなければならないものもございますので、これの円滑な執行がまず第一であります。それに含めて町内でどういう状況になるか、これについては可能な限りアンテナを高くしていかなければいけないと思いますし、それで何か町の施策として現在持っているものでできるものがあれば、その活用するというものはとりあえずの対応であろうと思います。この件については、国において議論されて、どのようにするかということで各種の施策が用意されております。まずはこれを確実に円滑に執行していかなければならない、そのように思っております。

以上。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 副町長の答弁の中で国の施策ということですけれども、国の施策もたった9ヶ月の低所得者対策、それも公立保育料の無料化は公立保育園に入所の乳幼児には対象にならないとか、本当に複雑な対応というか、9ヶ月過ぎれば、町の今までどおりに今の状況ではなるわけです。公立保育園は最初からもう対象にはならないということですけれども、そのことはどれくらいの金額になるのでしょうかお伺いします。消費税を増税しなくても増税しても、今までどおり公立保育園の入所の3歳以上は町で負担しなければならないので、そのことはどのくらいの金額なのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

幼児教育の無償化は10月から国が進めていきますが、平成30年度につきましては、まず国の主導の中で進められますが、31年度の10月からは国の負担、2年目からは、それぞれ持ち分が発生していくということですが、町立保育園、私立保育園に構わず子どもさんには、それぞれ恩恵があるということがありますので、ただその具体的な町の試算につきましては、今後いろいろ明らかに、どの部分がということ限らずに3歳以上の無償化、そして3歳未満の非課税世帯の無償化というところは進められていくところでございますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 公共事業に関して消費税分の額、お答えしてございませんでした。

この分については、額は1億9,102万6,760円、これが消費税額になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

給水収益ですが、平成27年度で給水収益6億4,000万円ほどありますので、そのうちの4,700万円が消費税となってございます。一般家庭で申しますと、20トン使ったあたりでまでもって消費税込みで4,200円ほどの支払いになります。これが5%から8%になった段階で114円ほどの値上げになっていまして、年間で1,400円ほどの金額となるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、川村よし子議員、2問目に行っていいですか。

次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） いじめ防止対策について教育長にお伺いします。

当町に発生した痛ましい事象により、矢巾町はいじめ防止対策に関する条例が制定され、取り組みが行われてきています。このことは、岩手県内でも注目されるところでございます。千葉県野田市の悲惨な事件があり、家庭内の虐待事件についても学校がかかわっていたことがはっきりしているので、以下6点についてお伺いします。

1点目、町内の児童・生徒から寄せられているいじめに関する件数、また学校で把握しているいじめに関する件数は、どう変化しているかお伺いします。

2点目、人権について学習機会がありますが、子どもの権利についてはどのような方法で教育されているのか伺います。

3点目、条例では、保護者の責務、児童等の対応を明記しておりますが、いじめに関する調査の中でどう区分され、諸会議で議論されているのかお伺いします。

4点目、条例では、学校の責務が明記されておりますが、教員の言葉を含めた態度や行動については、どのように研修しているのか伺います。

5点目、社会状況に応じて教員が子どもの安全を守る立場から増員が必要ではないかお伺いします。

6点目、子どもの相談について、大津市では教育委員会とは別の組織で行われておりますが、当町でも取り入れることが必要ではないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長（和田 修君） いじめ防止対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、いじめの認知件数は、平成28年度が170件、平成29年度が512件、平成30年度は1月末時点で519件となっており、年々増加している状況ですが、これはいじめの定義の見直しにより、被害者本人が苦痛と感じる行為全てをいじめと認知していることや見逃しゼロを目指として、小さな事案であっても認知していることが主な要因となっております。

2点目についてですが、人権に関する学習機会としては、各小学校において人権擁護委員による勉強会を開催しているほか、矢巾北中学校では、命の授業の開催、矢巾中学校では、平成30年度及び31年度の2カ年度で人権教育研究指定校に指定されましたので、インターネットによる人権侵害についての講演会等を実施し、生徒が主体となって相手を大切にする気持ちを高める人権尊重の取り組みを進めております。

3点目についてですが、学校で実施するアンケートでは、保護者の責務及び児童等の対応について聞いてはおりませんが、各学校のいじめ問題対策推進委員会において、保護者は子どもの様子に変化があったときには、学校に連絡すること、児童・生徒はいじめの傍観者とならずに発見したときは、教職員や保護者に知らせることを基本として取り組んでおります。

4点目についてですが、各学校でアンガーマネジメント研修やコンプライアンス研修を実施し、怒りの感情と上手につきあうための心理教育、心理トレーニング等を行って児童・生徒の指導方法に活用しております。

5点目についてですが、学習支援のためにも教職員の増員を県教育委員会に対し要望しておりますが、直ちに増員は難しい状況でありますので、引き続き県教育委員会に対して増員の要望を行ってまいります。

なお、平成31年度では、本町の特別支援教育支援員及び適応支援員を増員することとしております。

6点目についてですが、いじめに対する相談は、各学校の教職員が中心に行っておりますが、本町独自の取り組みとして教育研究所に配置しているいじめ問題相談員が各学校を訪問して児童・生徒及びその保護者との面談も行っており、案件について福祉担当とも情報共有し、連携して対応しておりますので、本町ではこの方法により対応したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） いじめについての質問は私で何人目かになりますので、教育長の考え方がだんだんわかつてきましたけれども、その中で特にいじめはあります、なくなりませんという言葉が、やはりそうだったという思い、私が考えていたところと同じ思いにさせられました。特に私も3人子どもを育ててみて、いじめられた子どももいます。いじめた子はどうかわからないのですけれども、私が知らないところで自分の子どもがいじめていたかもしれません。ですので、親が知らないうちに子どもたちの世界で何が起きているかわからない、そこを今矢巾町では、教育研究所の中で一生懸命やっているのだなというのがよくわかりました。そこで質問させていただきます。

いじめはなくならない、いじめをテーマに学習発表会を開催しているとか、そういう答弁がさきの議員の方の答弁でありましたが、子どもたちの反応、感想、どのように捉えているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず前段のほうでいじめについて、いじめはなくないと、これは人間社会の中で大なり小なりそれは絶対にあると。そして、その感情として、これは嫌だなと思うことがもういじめというふうに感じるわけです。ですから、絶対なくならない。でも、それを周りの大人が気づいてあげる、あるいは発信してもらえる、子どもから発信できる、そういう環境をつくるというのが私たちが今やっていることですので、そこからです。

今後段のほうで議員のほうからご質問があった劇についてですけれども、例えば矢巾中学校で昨年いじめゼロ宣言をしました。そのときに演劇をしました。2ヵ年連続そういうふうな形で演劇をしました。子どもたち自身での考え、そして脚本づくり、これが大事なところです。ですから、全生徒がその方向に向いているかと言わいたら、それはなかなか難しいです。でも、そうやって生徒たちが動いている、そして動いていることが見える形で、あの文化祭でやるということが大事です。

というふうなことを発信し続けること、そういうふうな取り組みをすることがいじめゼロということに、私が提案しているいじめゼロを目指すということでの見逃しゼロということにつながっていくと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問の2点目ですけれども、アンガーマネジメント研修、コンプライアンス研修を実施して、心理教育と心理トレーニングを行っているということですが、私のところにこれはもう前の教育長さんのときに経験したことをちょっとここでお話しさせていただきますので、これは中学校2年生の方なのですけれども、朝9時半ごろたまたま上矢次のトンネルの暗いところでうずくまっている中学生に会いました。その子の理由を聞いたら、ヘルメットをかぶっていなくて門のところで先生に注意された。それでも家に帰れないということで、私と出会ったわけですけれども、その子どもさんの、いいよ学校に行かなくてもいいのだからってそのときは言いましたけれども、その子どもさんの問題もありますけれども、やっぱりそのときに校門で注意した先生、転勤したと思いますけれども、その先生に問題があったのではないかというか、学校の取り扱いが問題だったのではないかなどいうことがまず1点目。

それから、もう一つの事例は、これは矢巾町内では話したくないということで県教委のほうまで行って話したわけですけれども、その子どもさんも中2の女性の中学生でしたけれども、先生の態度、自分は特にいじめられるとかではなくて、賢い子どもさんだったから自分の担任の先生の動作を見て、その先生のことを見るのが嫌で学校を休んでいるということでおばあちゃんから相談を受けました。ですので、その研修というのは生徒の心理教育なのか、その先生方の心理教育なのか、どういうふうに捉えればいいのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

やはり先生方も人ですので、子どもたちを見る目、それを養わなければならぬと思しますし、当然子どもさんからいろんな言葉を受けたときに、先生が受け応えするときに、先生自身も例えばかっとならないように、気持ちを抑えて子どもたちとちゃんと接していくと、そういうふうなトレーニングといいますか、そういった研修も行っております。さまざまな角度からの研修を各学校でコンプライアンスとかを含めて研修しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先生は、本当に大変な、矢巾町では35人学級を守っているとは思

いますけれども、35人の目から2つの目で先生は見られていて、それをまた専門の教育をしなければならない、そういう研修とかもやっていかなければならぬ、本当に大変なお仕事だと思います。そういう中で、やはり教員だけではなく、先ほど答弁の中にもありました、支援学級の先生を増員すると、いいことだと思います。スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーの増員は考えていないのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず今前段でお話しいただいた町のほうで雇うのは支援員ということで、特別支援教育、そっちのほうに携わる支援員と、それから適応支援員ということで学校に不適応を起こして、相談室とか保健室登校をしている子どもに対応する、そういう支援員も含めて増員をしているということでございます。

それから、後段のほうのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの増員について、これは県教委の問題ですので、とにかく毎回要望はしています。ただそういうふうないわゆる取得、そういうふうなものを持っている方というのがなかなか数がいらないということもあります。いずれどの学校でも必要大切とされていることですので、全部の自治体のほうで希望していると思います。これはいつまでも希望してまいりたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） スクールソーシャルワーカーとか、ソーシャルワーカーに直接父母が電話して相談したり、それから子どもが相談するような体制にはなっているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えします。

まずスクールソーシャルワーカーというのは、家庭訪問をして、その家庭に入って保護者の方あるいは子どもとの接し方です。スクールカウンセラーは、学校にいて学校で子どもたちあるいは保護者の方の相談を受けますという形でのちょっと違いがあります。その窓口は、やはり学校です。直接スクールカウンセラーと話をしたいということで電話をかわることもできますし、スクールソーシャルワーカーと連絡をとって、いついつ家庭訪問大丈夫ですか、こういうことで悩んでいますということを電話で聞いて家庭訪問することは、それはあります。いずれとにかく学校が窓口になって、そういうふうな形をとっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そうすると、矢巾町内は、平成29年度が五百何件あるのですけれども、その五百何件の対応とかもソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの方たちと一緒にいろいろやっているわけですね。どうなっているのか、そこを教えてください。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） この認知件数というのは、あくまでも子どもたちのアンケート、先生方の観察、それから保護者からの情報、そういうものを含めて全部がその数ということです。それに何件かはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そちらと共同で動いたこともありますけれども、その具体的な何件だったかというのは、ここではわかりません。すぐにはお知らせできないと思います。いずれそういうふうな形でかかわっていることもありますということです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 教育現場では、いろいろな家庭の方が起きる、いろいろ虐待とかも、そういう中でもひとり親の世帯も多いですでのいろんな目が、私たちの矢巾町ではひとり親も多いし、虐待件数も先ほどの梅昭議員さんの質問の中では59件とか、そういう形で複雑に絡み合ってきているのではないかと思いますが、教員の多忙化が一番問題だと思っているのです。特に正職員というか、担任が受け持つ人数が35人以下のクラスというのは、全部がなっているのか。そして、それ以上の人数を持っているクラスもあるのか、そういうところでやはり教員の増員が必要ではないかというのが一番のネックになるのではないかと思いますが、教員からアンケートとかの中では、増員してほしいとか、そういう結果は出でいるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず35人学級については、国のはうでは、小学校2年生まで、でも岩手県では小学校3年生から中学校3年生までを35人学級ということでやっていますので、本町においても当然35人以下で学級運営がされております。

それから、教員のほうからの要望ということですけれども、それは学校長を通して要望として、どの学校からも出ています。1人でも2人でも、本当に猫の手も借りたいというぐらいのそういうふうな声を聞いております。ただ、こればかりは県との交渉もありますし、それから町のほうでも支援員をこうやって増員をしながら対応しています。まだまだ足りないとは思いますけれども、努力してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、川村よし子議員に次に3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） それでは、3問目に入らせていただきます。高齢者の生活相談対応についてお伺いします。

1点目、高齢者の単身世帯が多くなっておりますが、コミュニティによって自治会費などの対応や支援体制が異なりますが、町として対応策は何か考えているのかお伺いします。

2点目、介護保険料や後期高齢者保険料は改定されるたびに値上げされ、年金から天引きされ、水道、電気、ガス、自治会費、お寺の会費など等を含めた生活維持費を納めるのが大変という声がありますが、そのような声や相談は窓口に寄せられているのかどうか。その対応はどうしているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 高齢者の生活相談対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、コミュニティの自治会費等は、各自治会の活動や事情により異なり、それぞれの自治会により高齢者単独世帯や公的生活扶助などを受けている世帯の自治会費を免除している自治会もあるとのことですので、各自治会の判断によるものと捉えております。また、各自治会独自のボランティアとして活動している支援などについても、各自治会の判断で取り組んでいただいておりますので、新しい取り組みのご相談や説明会などには職員がお伺いしているところであります。

2点目についてですが、現時点では、介護保険料や後期高齢者保険料の改定が直接の理由となる納付相談は寄せられていないところであります。各窓口において災害や失業、疾病などで収入が減少したことにより生活困窮となった旨の相談があった場合には、それぞれの減免制度等について考慮するほか、生活全般の改善を目的として生活保護申請につなげるなど、個々の相談内容に合わせた支援を実施しております。

なお、保険料の納付に係る相談は、税務課窓口で相談を受けることや生活費の相談等について直接窓口に寄せられることはあります。しかし、一時的な生活資金の借り入れなどの相談については、社会福祉協議会で対応しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 第7次総合計画後期計画のためのアンケートを実施している最中ですが、かねてから行政に対する質問、投書箱等がありました。現在その投書箱等は、庁舎内含めて何カ所ぐらいに設置しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） まず役場庁舎、さわやかハウス、町民総合体育館、あとやはぱーくにも今度設置することを今やっているはずですし、公民館の5カ所でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2年ぐらい前に、その投書箱に投書したのですけれどもという方からお手紙をいただきておるのであります。その投書したこととは、どのように組織の中で総合計画とか、そういうふうなところに反映されているのでしょうかお伺い、話し合われている経過とともに含めてどうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） その寄せられた内容が具体的なものではないので、ここでは予想でしかお話はできませんが、それが今後の計画に関するご提言であれば、それは生かしてまいりたいと思いますし、それ以外のものについては、例えば町に対する問題等あれば当然庁舎内で情報を共有して、それに対応していくといったスタイルで臨んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 投書箱に投書して、何か投書箱が二、三カ所したみたいなのですけれども、ちょっと私も具体的にはっきりわからないのですけれども、生活が大変だという

ことで自治会から抜けたいとか、お寺の寄附が大変だとか、そういうことを書いていたみたいなのですが、そういうことについては庁舎内で話し合ったのですね、何人ぐらいで話し合われるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 個別にお名前を書いた上で、要するにこちらから連絡先がわかるような形を書いているのであれば、こちらからそういう相談についてはこちらで承りますとかということはできるのですけれども、今具体的なお話があった自治会費が納められないとか、お寺の分お支払いできないというのは、そちらは生活のご相談になるかと思いますので、そちらについては社会福祉協議会なり、福祉のほうで相談を承っておりますので、そちらのほうに流すといった形になるかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 投書があつたら流しているの、ほかに。受けたほう誰だ。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

生活相談にかかわる内容あるいは子どものこと等につきましては、お名前が書いている場合は、その回答をするように、回答策まで考えてどう対応するかというところまで考えてその上にまた返していますし、実際に現場の対応に当たっております。ただお名前が書いていないものに関しては、直接答える状況ではなく、いろんなその後の対応策について生かしていくということで職員の共有は図っているところでございますということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の投書箱からの意見というか、要望とか、悩みとかは、職員のどの辺までが対応されているのでしょうか。課長級とか、課長補佐とか、全職員が対応しているのでしょうか。

そして、名前を書いていない場合は、対応はどういうふうになっているのですか。名前書いていないから対応しませんという形なのですか。

○議長（廣田光男議員） 今対応していると言ったな。もう一回、山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

投書、要望、ご意見、いろいろ形であるわけですけれども、その分につきましては、先ほ

ど話しているとおり、お名前のある分、ない分もそうですけれども、出た分については、すべて1回、町長から全部回覧をかけます。その後、回答が必要になりますので、その分につきましては、内容によって所管課でそれぞれ回答文をつくりますので、その分につきましては、所管課課長以下職員が対応しているというふうな、所管課の部分です、という対応で名前、住所等々あった部分については、文書回答かメールで欲しいという方でくるのであれば、そのような形で回答を出しております。

それから、出してもお名前のない方、内容は書いているわけですけれども、これも所管課のほうには回します。先ほどの流れと一緒に、ただ回答を出すところまでいきませんので、例えば総合計画に生かすとか、何かの事業に生かさなければならない、ここの部分については、回答はしておりませんけれども、参考にという形の中でご意見を承っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）先ほどの答弁の中に自治会費が高いとか、自治会の判断にということですけれども、悩みを投書して、それがコミュニティ条例に沿って各自治会に指導というか、話し合いの流れにいく。矢巾町は41自治会がありますけれども、その中でも何か私の調べたところでは、2自治会が一人の高齢者のところからも同じように自治会費を取るとか、そういうところがあるようなのですけれども、そういうところはどのようにされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君）自治会のお話がありましたけれども、コミュニティ条例では、自治会費のことまではうたっておりませんので、それはあくまでもコミュニティで自主的に取り組むことでございますので、例えば極端に自治会費が高いとか、そういった苦情が寄せられた場合には、そういったお話があったということは、そのコミュニティにはお伝えはしますけれども、こちらから直接指導ということはありませんので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）自治会の役員になれば、大変な状況、特にも密集地帯の自治会は

いいと思いますけれども、過疎に近いところの自治会は世帯数も少ないので大変だとは思います。しかし、ひとり暮らし、年金が少ない方、そういう方たちに対しての自治会の配慮がないところにやはり町としても支援が必要だと考えるのですけれども、その点はどうにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 少し堂々めぐりになっていた、議論が。それで、少しひしつとまとめて答えられないかな。

佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 自治会の状況から見て、そういった自治会のほうからご相談があれば、それはそれとしてこちらのほうではご相談を承りながら対応を考えたいと思いますけれども、個人的にそういった話がある部分については、それは自治会のほうで考えるべきことだと思いますので、こちらとしては特に支援ということは、直接的な支援ということは考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと話を変えまして、矢巾1区のことをちょっとお話しさせていただきます。矢巾1区では、自治会費が月500円ですけれども、それでもちょっと大変な方がいまして、自治会の中で100円ぐらい下げてほしいなという発言をするのは私のですけれども、最近区画整理が終わりまして、精算金の話が出まして、たまたまひとり暮らしの方から相談を受けました。その中で精算金が15万円支払わなければならない、どうしたらいいのでしょうかと、分割で大丈夫ですよ、利子はつかないですよねというようなことも話されました。そのように各自治会で悩んでいながらも自治会役員には話せない、そういう方がいると思います。ですので、投書箱に投書されたものをやっぱり各自治会、2つの行政区がひとり暮らしの方たちに配慮していない自治会があるみたいなのですけれども、全体的に流す必要があるのではないかと思いますが、どうでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

自治会費かどうかはちょっと別としまして、例えば何々行政区こうだ、いわゆるコミュニティ地区にかかるものの中で来た部分については、区長さんなり、コミュニティ会長さん、こちらのほうには、こういう要望、内容、提言がありましたよという形の中でこちらでは回

答はつくりませんけれども、先ほど言ったように、中身によってはこっちだったり、自治会、当然関するものについては、行政区長さん、コミュニティ会長さんを通じて、これはお渡し、お流ししているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○13番（川村よし子議員） 投書箱のところでも、やはり私たち議員には、投書内容とかは明示されていませんけれども、やはり明示してほしいなという、名前までは要りませんけれども、どのようなところが投書されているのか私は知りたいと思いますが、そのことはできないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

投書の方法についてもまずいろいろございます。直接投書箱に入れる方、それからあとはメール、これはどっちも受けていますので、これはいいわけですけれども、今ご質問、ご提言ございました議員さんも含めてという形の中で、いわゆる内容の周知という形の部分については、まとめて区長さんに全部お渡ししているものもございますし、あとはたしか町の広報でもごらんになったかどうか、全てではないです。ないですけれども、そういうふうな形で周知していると言えばちょっとあれがあるのですけれども、そういう形での皆さんの中にとまることになるようにしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 情報を共有しているということですね。わかりました。

他に再質問はありませんね。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時10分とします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、2番、水本淳一議員。

1問目の質問を許します。

(2番 水本淳一議員 登壇)

○2番(水本淳一議員) 議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、産学官民の連携とふるさと納税の取り組みについてお伺いします。

先日視察してまいりました北海道美幌町を例に挙げますと、当該地では、農家戸数が380戸、農地が約1万ヘクタール、1戸当たりの農地面積が25ヘクタールの畑作地帯で長年積み重ねられてきた経験や技術により地産の根菜類や小麦による6次産業化が進んでおりました。例えばバレイショの選外品、格外品を活用したカップグラタンの開発と販売事業や規格外エンジンを活用した1次加工品の開発、製造、販売事業を行っておるようです。そしてJA美幌町では、地元農産物の付加価値向上や地産地消などに取り組んでおり、組合員が生産した小麦のブランド化を図り、生ラーメン、乾燥ラーメンを開発し、道の駅や空港ショップ、札幌市内の特産品店などで販売しております。

また、その美幌町のある民間会社では、自社で生産した小麦を活用した新商品を町内の製麺会社と連携して開発し、開発された乾燥うどんは、小売店やネットショップで販売されているということで新商品の開発と消費拡大に積極的に取り組んでおります。

それから、美幌町は北海道大学と研究協定を締結し、特産野菜であるアスパラガスの新しい栽培方法の確立等に取り組み、年間の栽培期間を延ばすとともに、普及センターとJAとも連携し、試験研究や普及、推進により成果を上げております。また、矢巾町においては、ふるさと納税を含み、ことしは14億円を超える寄附金が平成30年度寄せられており、ふるさと納税返礼品の開発により矢巾町産農産物の消費拡大につなげていくことができればと思い、このことも踏まえまして以下についてお伺いします。

1点目、本町においても岩手大学やJA普及センター、民間企業等とも連携を図り、本町の土壤や農業形態に合った主力となる作物の試験研究や普及推進を行う考えについて。

2点目、寄附金の内訳について、これはふるさと納税とその他の寄附金についてです。

3点目、ふるさと納税の使い道に対する要望割合は、またこれは予算にどのように反映されているか。

4点目、平成30年度のふるさと納税額の多い自治体はどこか。また、やはばビールYBの製造は、横浜ビールと聞いておりますが、関東方面からの納税の状況、特に横浜市からの納税状況はどのようになっているか。

5点目、地場産品及びやはばビールYBの返礼品全体に占める割合は。

6点目、矢巾町産モチ米などを含めた地元農産物を6次産業化の推進により、ふるさと納税返礼品として開発することはどうか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

（副町長 水本良則君 登壇）

○副町長（水本良則君） 2番、水本淳一議員の産学官民の連携とふるさと納税の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手中央農業協同組合、盛岡農業改良普及センター、町内営農組合等を構成員とする矢巾地域集落営農園芸協議会では、加工トマト、キャベツ、ズッキーニ等を栽培する上での注意事項等の指導を行い、これらの作物の品質及び収量の向上を支援しております。今後も当該協議会において、ズッキーニの普及を推進し、町内生産者等の意向を踏まえ、園芸作物の試験栽培等を行ってまいります。

2点目についてですが、現在寄附金納入額としては、ふるさと納税額約14億5,000万円、その他には、みちのくコカコーラボトリング株式会社から自動販売機手数料の寄附金として約4万8,000円の収入がございます。

3点目についてですが、ふるさと納税の使途の要望割合は、子どもの教育の充実に関する事業に約17%、子どもの福祉の充実に関する事業に約9%、自然環境の保全及び美化に関する事業に約12%、使途を指定しない割合が約61%、高齢者の福祉の充実に関する事業に約1%となっております。平成30年度の予算には、それぞれの関連する事業に充当することとし、決算時には、事業ごとの決算額をお示ししたいと考えております。

4点目についてですが、現段階で総務省は、各市町村の平成30年度ふるさと納税寄附額の公表をしていないため把握していないところであります。また、関東方面からのふるさと納税は、全体の約50%を占めており、横浜市からのふるさと納税は5%となっております。

5点目についてですが、総務省では、地場産品以外のものを返礼品として認めておらず、協議の上、該当するもののみを返礼品としているところであり、全て地場産品であります。

なお、やはばビールYBの返礼品全体に占める割合は、ことし1月末からの取り扱いということもあり、全体の約11万8,000件のうち実績が20件となっております。

6点目についてですが、本町では、生産者等を対象とした6次産業化セミナーを平成25年度から年2回以上開催しており、このセミナーが契機となり、町産大豆を原料としたみそや

町産リンゴを原料としたジュースが開発され、当該みそ及びジュースは、現在ふるさと納税返礼品となっております。今後とも引き続き町産農産物を活用した加工品の開発を支援し、ふるさと納税返礼品の拡充を図ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 1点目の質問についてですが、美幌町では、北海道大学の力をかりております。岩手においても八幡平市では、新聞等にも載りましたけれども、市やJA、生産者が一体となり、民間の会社や岩手大学の協力によりリンドウの育種事業に取り組むとともに東アフリカのルワンダ共和国におけるリンドウ栽培事業の実現可能性を調査する実証実験に着手しているということです。美幌町の北海道大学、それから八幡平市の岩手大学と、大学の力を借りていろいろやっているわけですけれども、当町でも地元岩手大学の力もかりて、例えばズッキーニの品種を改良して、もっとすばらしいものをつくるとか、あるいは麦ですけれども、米作の麦の組み合わせが悪いのか、時期を逃すと播種ができなかったり、単に個人の栽培管理が悪いのか、天候等に左右され、あるいは室外等ですぐ減収につながり、なかなかとれない状態で、こういうことも大学等の力をかりて麦の、せっかくつくるものですから、増産技術を確立するなどを考えてはどうかと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

これまで大学等からの支援といいますか、そういったものは実際実績としてはございません。しかしながら、議員がご提案の部分につきましては、それはあり得るのかなと思っておりますので、今後当然生産者の方々の要望というのもあると思いますので、こういった部分につきましては、農家さんとも相談し、そういった形がとれるのであれば、そういった方向も考えていきたいということでお答えとさせていただきます。

以上、お答えします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは次、4点目の質問についてちょっと質問しますけれども、ちょっと質問の仕方が悪かったと思いますけれども、矢巾町に対し、納税額の多い自治体と

いうことをちょっとしわかればお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 納税額が多い自治体ということで、都道府県別には集計はしていますけれども、市町村別では集計しておりませんが、都道府県別でもよろしいでしょうか。

○2番（水本淳一議員） 特に関東あたり。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 一番多いのは、東京都を含めた関東になりますし、あとは3番目には中部の地方とか、あと関西方面とかも入ってございます。全体の割合からすると、やはり東京都が大体24%近い形でふるさと納税として入ってきてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、続けてですけれども、5点目の質問についてですが、YBには矢巾町産の農産物が全然含まれていないと思いますけれども、地場産品に認められた経緯について説明していただきたいと思います。

それから、返礼品として取り扱われたYBの20件、この金額はどれくらいになるかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） YB20件の金額、ちょっと今把握しておりますので、後ほどご答弁させていただきますけれども、YBに地場産品が入っていないのはどうして今回ふるさと納税の返礼品として認められているかということなのですけれども、何回かご説明差し上げてございますけれども、当初はYBをつくるに当たりまして、矢巾町産の原材料を使ってぜひとも横浜ビールさんのほうにやってほしいというような話をこちらから持ちかけたわけでございます。実際に横浜ビールの社長さんなり、醸造長さんに矢巾町にどういったものがあるか来てもらいました。1週間ほどなのですけれども、いろいろとその際には、地元の農家さんとかとも直接対談をしていただきまして、その上で検討したわけでございますけれども、ビールのコンセプトはもともとつながるまち矢巾ということで取り組んできたわけでございますので、その辺も横浜ビールさんの方から提案がありまして、個性豊かな方々が矢巾の農家さんには多いということでぜひともそういったことでつなが

りたいという、取り入れたいということもあったのですけれども、とりあえず初回は何も入らない状態で、それをきっかけにしてまた考えていったらしいのではないか。これから取り込んでいく農産物なりやっていったらしいのではないかということで、そういういろいろな取り組みの経過を踏まえまして、要は企画段階から横浜ビールさんとつながりを持ってやってきたということで、そういうことが総務省のほうからも認められて、これは地場産品、直接地場産品を使っているわけではないのですけれども、そういった企画段階から携わっていただいているということも踏まえましてお認めいただいたといったことになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、その地場産品、こっちのほうの、それを後々入れる計画とか、いつごろまでにこういうことをしたいとか、そういうことは、そのまますっと何もしないでいくのか、そこの点を。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 先ほどつながるまち矢巾というふうな話しあたわけですけれども、横浜ビールさんとはこれからも長いつき合いが続くと思いますので、今回当初1回の醸造だったのですけれども、次は、やはりこれからもいろいろなコンセプトをつけつつ、特色のあるビールに育てていったらしいかなと思いますので、その辺、議員各位初め皆様、農家さん初めいろんな方々からのご支援が必要かなというふうに思っております。

なお、先ほど答弁保留しておりましたYBの金額でございますけれども、20件で28万円となつてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、できるだけやっぱり地場産品をいっぱい使ってもらえるような努力をしていただきたいと思います。

それでは、6点目の質問についてですが、最上の品質のモチ米を餅だけではなく、餅の製品だけでなく魔法のようなアレンジと書いていましたけれども、たいやきとかお菓子とか、

パスタ、それからケーキなど、いろいろな商品をつくり、モチ米でまちおこしを行っている6次産業化のモデルとも言える農事組合、県外にありますけれども、またそういうことをやっているところいろいろあると思いますけれども、矢巾町においては、これまで農地の大部分が市街化調整区域となっており、必然的に農業に力を入れていかなければならぬ状況だと思います。

当町の農業は、これまで農家の大部分が農産物をそのまま農協や市場に出荷する農業だったと思いますけれども、これからは農地の集約化もやらなくてはならないと思いますけれども、それには限界があると思いますので、各機関の協力を得ながら地元に合った作物の品種改良とか、現在返礼品としてみそやジュースがつくられていますけれども、ほかにもモチ米等を含めた地元農産物の6次化による商品をふやし、さらに地元の工場で生産する体制、地元の工場でできればいいと思いますけれども。そしてふるさと納税とも利用し、消費拡大につないでいければよいと思いますけれども、その考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

まず6次産業化に関して、当然最初の初期投資という部分では若干でも費用がかかると思われます。そこで今度来年度からお願いしております予算の中でもございますが、6次産業化に取り組む組織に関して、若干ではありますけれども、町単で助成をしようということで予算計上させていただいております。

この中では、何をやるかという部分は決まっておりませんが、議員がご提案のとおり例えばモチ米も含めて、町の産物の中でこういったものを取り組みたいという、その組織に対してそういった応援をしていきたいと。あわせて前段でもありましたように、例えば大学とか、そういったマッチングみたいなものが必要となるとすれば、町としてもそういった応援はしていきたいなということで考えております。

それから、ちょっと農産費とはまた別なのですけれども、商工サイドのほうでも実は新年度から取りかかりの部分ということで、やっぱり返礼品を一つでも多くつくりたいということで、やっぱり1件10万円程度の初期費用の部分でぜひ1品でもつくっていただけないかという思いがあって、そういった新たな町単の部分を創設をすることとしておりまして、それを使っていただいて、町の特産品のものを一つでも多くつくれていただけるような体制をつくれていただきたいと、町としても支援していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今産業振興課長からお話もありましたけれども、まだまだ矢巾町には表に出ていない特産品というものがあると思いますので、その辺はやはり地元産品と製造者、その辺はマッチングをうまくコラボレーションできるような形でマッチングできるように、こちらからも地元の方々、あとは製造業者の方々と連携を密にしてこれからもやっていきたいと思いますので、またいろんな発想があると思います。議員さんの方々含めいろんなそういった発想がありましたならば、ぜひうちのほうにお知らせいただいて、実現に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、2問目、田園ホール開館30周年記念行事についてでありますけれども、矢巾町公民館及び矢巾町文化会館、田園ホールが平成2年11月3日に落成してから来年30周年を迎えることから、以下についてお伺いします。

1点目、田園ホールという名前の命名及びシンボルマークデザインについてどのように決定されたか。また、命名者、デザイナーは誰か、公表できるのであれば、教えていただきたいと思います。

2点目、開館30周年を記念し、どのようなイベントを考えているか。

3点目、平成28年に音楽のまち宣言をしたわけですけれども、その後どのような変化があったか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 田園ホール開館30周年記念行事についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、田園ホールの命名につきましては、矢巾町文化会館愛称選定委員会を設置し、公募により集まった応募作品415点の中から決定したものであります。最優秀

賞の田園ホールを応募くださったのは、盛岡市の新田秀子さんという方がありました。また、シンボルマークのデザインにつきましては、愛称の決定を受け、矢巾町愛称音響重視の開館のイメージをもとに町内在住のデザイナーである中村康彦さん及び川村亮二さんに依頼し、製作したものであります。

2点目についてですが、20周年の際に取り組んだ第九の演奏に再度取り組む案や町芸術文化協会において例年実施している芸術祭の内容を工夫して開催する案など、町の芸術の要である田園ホールの30周年を飾るにふさわしい企画を町民の皆様とつくり上げていくため、町内の音楽、演劇等の各種団体と協議を進めているところであります。

3点目についてですが、音楽のまちやはば宣言以降、町内小中高生の発表の場が多くなってきています。また、子どもたちや芸術団体の音楽を通した活動に対する関心が高まっており、芸術祭の舞台各部門においては、観覧者数が増加しております。特にも今年度は、京都大学交響楽団がコンサート会場として矢巾町を選定し、音楽のまちである本町で演奏を行った際は、団員をホームステイで受け入れ、演奏者とご協力いただいたご家族の方々とが一体となって充実したコンサートをつくり上げることができましたのも音楽への関心の高まりの成果であったと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） もうすぐ平成の時代が終わり、新しい元号に変わるわけですけれども、平成の元号も修文とか正化というほかの候補の中から選ばれて公表されたということですが、新しい平成という元号を公表されたときは、余りぴんときませんでしたけれども、田園という名前は、矢巾町の周囲が田園地帯、そしてベートーヴェンの交響曲「田園」とも連想させられまして、初めから違和感なく受け入れられた記憶があります。応募作品が415点もあったというのは、本当に驚きでございますけれども、せっかくいろいろな案が出たと思いますので、そこで応募作品には、ほかにどのようなものがあったのか、もしわかれればいいです。わからなければいいです。済みません。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたしたいところでございますが、大変申しわけありませんが、ちょっとほかの候補は調べていませんでした。申しわけありません。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 矢巾町に当町民オーケストラをつくりたいということで、そのために平成4年にバイオリン教室が開催されたと聞いております。それ以来私もそこに関係しまして、公民館あるいは田園ホールを利用させていただいております。その後田園室内合奏団を形成し、小川議員とも一緒に活動してきたわけですけれども、東京のカザルスホールの演奏やふるさと矢巾会での演奏もなつかしい思い出があります。それから、田園ホール開館20周年記念では、オーケストラのほうが76名、合唱団183名によって満席の中難曲でありますベートーヴェンの「第九」を演奏、またオーケストラと矢巾中、矢巾北中の各中学生260名の合唱による大地讃頌の演奏、これも何よりの思い出になっておりますけれども、それに先ほど説明したけれども、京都大学交響楽団演奏会では、私も2名ホームステイを受け入れ、一緒に演奏したわけですけれども、その一緒に演奏したとき、偶然にも私の横にホームステイした2名が並んで、すごい偶然だなと思いましておもしろい思い出もあります。

あの田園室内合奏団にかかわって私も27年間そのほかいろいろな思い出がありますけれども、音楽を通して生涯学習を実践させていただいているような、そういう気持ちがあります。ほかに団体、町民劇場、各合唱団、ピアノ教室、その他、いろいろな分野で活動されている皆様も田園ホールを通してすばらしい経験をしてこられていると思います。その経験や思い出などちょっと知りたいなと、そういうのを記録に残しておくのもよいのではないかと思います。

そこで田園ホール利用者の思い出などを集めた何か記念誌なんかをつくってはどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かに今までの30年を迎えるに当たって、いろいろな団体に田園ホールで活動していただきましたし、またその思い出もたくさんあると思いますので、各種団体のほうに声をおかけして、記念誌等をつくれればなど、今の提案を聞いて思っておりましたので、ちょっとそことのところはこれから検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 来年は、東京オリンピックも開催されますので、スポーツのまち、

そして音楽のまちにふさわしい行事が開催されることを期待しております。そして、元号の変わることしは、そのための準備の年ということになると思いますけれども、演奏する側も主体的に行動しなければならないとは思いますけれども、実施する内容等が早く決まれば、それだけ練習など、準備が十分にでき、よいステージ等ができると思います。

そこで今後のスケジュール等についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

30年に向けてイベントを今芸術文化協会を中心に各団体の方々に集まっていただいて、何をしたらいいのかということで今検討しているところでございまして、先日2月28日に2回目の集まりを持ちまして、その中で検討している内容としては、答弁書にも書きましたが、第九ともう一つ音楽劇ということで、そういったものも絡めれば、音楽に携わっている方、あと演劇に携わっている方、あと踊り等の団体なども劇の中で絡めて、みんなが参加できるような場面をつくれるのではないかということで現在検討しているところでございます。

まだいついつというスケジュールはないのですが、早い時期に決定して練習のほうに取り組めればと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、早い時期と言ったら、いつも早い時期だね、具体的に何かないか。

○社会教育課長（野中伸悦君） 2回目の会議をこの前2月28日に行って、音楽劇のほうに関して、やはり脚本が一番重要ではないかということで、それをどなたにお願いするかというところがありまして、脚本が決まってからの練習となるので、ちょっといつとはなかなか言いがたいところはあるのですが、まず来年度中の半ばごろまでには方向性等決めて進めたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 音楽劇、ミュージカルといか、そういう話も何年か前に、こういうのどうだと私も聞いたことがあって、ああそれもおもしろいなと思ったことがありますので、ぜひ進めていただければと思います。

それで前の20周年の記念コンサートが行われたのがたしか12月26日あたりで、すごいその

ときは大雪で見に来ようとしてもちょっと交通事情があれで来られなかつた人もいたような、何かそういう話を聞いたような感じがしますけれども、その行事についても寒いときはなく、もっと早くとかできないか、そういうことも考えてお願いしたいと思いますけれども。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

先ほどの音楽劇ということで一つの案として検討しているということで、その要因の一つとして、町民劇場が25周年目という区切りのときでもあるということで、そういったのも絡めて音楽劇ということで考えておりまして、そうなると、今現在町民劇場、2月公演ということで、やはり練習等があって、そういった時期で、今の候補としては2月ごろが音楽劇であれば行えればなということで今内部のほうで検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、もう一つだけお願ひします。それでは、次の質問ですけれども、皆さんもご覧になったことがあると思いますが、NHKのBS1で駅ピアノという番組を以前見たことがあります。この番組は、ヨーロッパなど外国のある駅の構内にピアノを置き、いろいろな人が自由に弾いて、ピアノを弾いた方からコメントをいただくという番組ですけれども、日本では、現在静岡県の浜松駅や千葉県の銚子駅、そのほか九州のほうで3カ所、全国で5カ所ほどの駅に自由に演奏できるピアノが常時設置されているということです。町を歩けば、どこからともなく音楽が聞こえる、そういう矢巾町の音楽のまちのあれがありますけれども、まさにふさわしい企画ではないかと思いまして、矢幅駅にもピアノを置いて、だれが好きな人が自由に弾けるスペースをつくったらどうかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今のご提案を聞いて、ああ非常にいい案だと思ってお聞きしました。実現に向けて、駅であればJRとの協議ということも考えたいと思いますし、やはばーくなどのところでもいいのかなと今聞いていて思いましたので、ちょっと実現に向けて検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で2番、水本淳一議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、11日は休会、12日は予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 2時46分 散会

平成31年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第5号）

平成31年3月19日（火）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

30 請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願

31 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見
書を提出する事を求める陳情

31 陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

第 2 常任委員会報告について

第 3 議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について

第 4 議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第 5 議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第 6 議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第 7 議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

第 8 議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について

第 9 議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について

第 10 報告第 1号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

第 11 報告第 2号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

第 12 発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更について

第 14 議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更について

第 15 議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更について

第 16 議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に

について

- 第17 議案第30号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
- 第19 議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第24 発議案第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について
- 第25 発議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の待遇改善を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	水本 良則 君
総務課長	山本 良司 君	企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤 健一 君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	稻垣 譲治 君	住民課長	浅沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池 由紀 君	健康長寿課長	田村 英典 君
産業振興課長	菅原 弘範 君	道路都市課長	村松 亮 君
農業委員会事務局長	佐々木 忠道 君	上下水道課長	山本 勝美 君
特命担当課長	藤原 道明 君	特命担当課長	村松 徹 君
教育長	和田 修 君	学務課長	田中館 和昭 君
社会教育課長	野中 伸悦 君	学校給食共同調理場所長	村松 康志 君
代表監査委員	吉田 功 君	農業委員会会长	米倉 孝一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 主査	吉田 孝君 佐々木 瞳子君	係長	藤原 和久 君
--------------	------------------	----	---------

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

30請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願
(総務常任委員長報告)

31陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

(総務常任委員長報告)

31陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

(教育民生常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

30請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願について審査の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

(総務常任委員長 小川文子議員 登壇)

○総務常任委員長（小川文子議員） それでは、消費税の請願について説明をさせていただきます。

請願審査報告書。本委員会が平成30年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請

願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。 1、付議事件名。30請願第4号 消費税10%への引上げ中止を求める請願。請願者、盛岡市松尾町19番8号、岩手県消費税廃止各界連絡会、代表、関沢淨。紹介議員、川村よし子、同じく山崎道夫。

2、委員会開催年月日。平成30年12月4日火曜日、平成31年2月26日火曜日。

3、出席委員。小川文子、川村農夫、廣田清実、長谷川和男、藤原由巳、廣田光男。

4、審査経過。平成30年12月4日午後2時から委員全員出席のもと30請願第4号について、参考人として岩手県消費税廃止各界連絡会、代表、関沢淨氏ほか1名の出席を求めて紹介議員立ち会いのもと趣旨説明を受け、協議、検討した。また、平成31年2月26日午後2時15分から総務常任委員会を開催し、慎重審議をした。

5、審査結果。30請願第4号については、継続審査とすることを決定した。

6、審査意見。平成30年12月4日の委員会では、消費税全体の詳細が不明瞭であることから、継続審議とした。また、平成31年2月26日の委員会で再度審査を行ったが、10%の予算計上をしていることから、委員会としては継続審査とするべきということを決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 継続審査でありますので、これで報告を終わります。

次に、同じく総務常任委員会に付託しておりました31陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について審査が終了した旨の報告がありますので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

（総務常任委員長 小川文子議員 登壇）

○総務常任委員長（小川文子議員） それでは、報告を申し上げます。

陳情の審査報告書。本委員会が平成31年矢巾町議会定例会2月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。 1、付議事件名。31陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情。陳情者、大阪府豊能郡能勢町稻地128-3、日米地位協定

を見直す会、共同代表、難波希美子。

2、委員会開催年月日。平成31年2月26日火曜日。

3、出席委員。小川文子、川村農夫、廣田清実、長谷川和男、藤原由巳、廣田光男。

4、審査経過。平成31年2月26日午後2時30分から委員全員出席のもと31陳情第1号について提出された資料に基づき慎重審議をした。

5、審査結果。31陳情第1号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定であり、その考え方の中には、日本全国どこでも米軍基地ができる可能性があることになっている。そんな中、全国知事会において出された「米軍基地負担に関する提言」の主旨は理解できることから、陳情書の要旨の中の辺野古問題を記載している最初の3行を削除することで採択すべきものとした。

以上の審査結果となりました。議員諸氏のご賛同を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。31陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、31陳情第1号は、採択することに決定をいたしました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました31陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを

議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松信一教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松信一議員 登壇)

○教育民生常任委員長（村松信一議員） それでは、陳情審査報告を申し上げます。

平成31年3月19日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松信一。

陳情審査報告書。本委員会が平成31年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次とおり報告する。記。 1、付議事件名。31陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情。陳情者、盛岡市みたけ三丁目38-2、岩手県学童保育連絡協議会、会長、千田広幸。

2、委員会開催年月日。平成31年3月5日火曜日。

3、出席委員。村松信一、高橋安子、赤丸秀雄、昆秀一、米倉清志。

4、審査経過。平成31年3月5日午後1時30分から委員5人出席のもと31陳情第3号について、煙山児童館を訪問し、職員配置の現状について視察調査を行い、その後委員会室において、説明員として学務課及び福祉・子ども課の出席を求めて現状等の説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。31陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。放課後児童クラブに配置される放課後児童支援員等の職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。放課後児童クラブの運営において、最優先すべきことは、児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該「従うべき基準」が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由によって緩和すべきではなく、従うべき基準を堅持するべきという本陳情の主旨は理解できるものとして採択すべきものとした。

また、放課後児童支援員等の処遇の改善は、いまだに不十分な状態であることから、処遇の改善のさらなる対策を推進することを意見書に加えることとした。

以上で報告を終わります。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入れます。31陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、31陳情第3号は、採択することに決定をいたしました。

日程第2 常任委員会報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、常任委員会報告についてを議題とします。

初めに、総務常任委員会から報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

(総務常任委員長 小川文子議員 登壇)

○総務常任委員長（小川文子議員） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

矢巾町議会、廣田光男様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、小川文子。

総務常任委員会の活動報告について、矢巾町議会委員会条例第3条の規定により、常任委員会の任期が満了となることから、矢巾町議会運用例集第153の規定に基づき別紙のとおり報告いたします。

平成29年、30年の2年間にわたります総務常任委員会の活動報告でございます。活動テーマといたしましては、1つとして、新しいまちづくり調査研究特別委員会の政策課題について審議をいたしました。①としては、町有地の利活用、町営住宅対策について。2番目、ウェルネスタウン構想についてでございます。

そして、2番目としては、交通に関する調査特別委員会の調査課題。総務常任委員会としては、1番の交通弱者対策。あわせてバスの運行。さわやか号の廃止対策。通院、買い物等弱者対策。5番、免許返納者対応について議論をいたしました。総務としては、さらに各請

願、陳情の審査を行ってまいりました。

それでは、一番最後のまとめの部分を読ませて報告とさせていただきます。地方創生事業は、平成30年度で終了となるが、評価、検証して次年度につなげることが重要である。この事業は、地方の創生が目的であったが、予算の多くが首都圏を初め県外の企業が担い、地場産業の活性化につながる成果が見えてこないもどかしさがあった。

ローカルプランディングによるEコマース事業は、2年連続の矢巾町ナイター等、PR・宣伝が重視され、ふるさと納税の増額をもたらした。一方で総務省から返礼率、返礼品の見直しを求められ、地場産品の発掘、育成が課題となっている。

ウェルネスタウンプロジェクトは、製薬会社の誘致が困難になり、拠点整備事業である旧町民センター食堂の改修計画が中止となるなど、実効性に問題があった。その中でまちづくり会社が設立されたことは、地域おこし協力隊の力も得て、起業家の育成、支援など今後につながる効果が期待されている。

老朽化が進む町営住宅については、長期的な視点で建てかえ計画が必要であり、31年度の計画策定が待たれる。委員会では、特に老朽化が著しい矢巾住宅や風張住宅の視察など、町営住宅と町有地の調査を実施した。また、管外視察で神奈川県山北町の定住促進住宅を視察した。子育て世帯に良好な住宅を提供して移住、定住を促進するためのもので国の補助が2分の1あるが、PFI事業として取り組んでおり、移住が進んでいた。

今後本町でも子育て世帯や若者を初めとする単身者の入居対応も求められる。集合住宅の形態が一般的であるが、本町にさまざまな賃貸住宅があることから、借り上げも含めた総合的な検討が求められる。

デマンド型タクシーは、さわやか号にかわる町民の足として運行が期待されている。委員会では、岩手町、山梨県都留市、福島県二本松市の視察を実施した。岩手町では、町周辺部のみで利用料は1乗車200円であった。都留市は、人口も多く、停留所を利用したバス及びデマンドタクシーの運行を実施していた。二本松市の旧安達郡は、本町と人口が類似していたが、1乗車の利用料は300円、戸口から戸口までの利用形態であり、成果を上げていた。本町では、3月から試験運行が始まっているが、交通弱者への対応が求められており、委員会では、停留所ではなく戸口から戸口までの利用形態とし、利用料は1乗車300円以下とすることを強く提言する。運行後は、町民の声を受けとめ、速やかな改善を求めるものである。

以上、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、産業建設常任委員会から報告を求めます。

高橋七郎産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 高橋七郎議員 登壇)

○産業建設常任委員長（高橋七郎議員） 平成31年3月19日、矢巾町議会議長、廣田光男様。

産業建設常任委員会委員長、高橋七郎。

産業建設常任委員会の活動報告について、矢巾町議会委員会条例第3号の規定により、常任委員会の任期が満了することから、矢巾町議会運用例集第153条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

平成29年度産業建設常任委員会活動報告。1、概要、5月に委員会委員の異動に伴い、6人の委員により委員長、副委員長の互選を行い、次の委員会の日程等を定め、新たに任期2年間の委員会をスタートする。その後の委員会で任期期間中のテーマと調査課題について協議を行い、下記のように決定する。

テーマ、産業の活力と環境を高めるまちづくり。

調査課題、1、各関係課の予算概要と主要事業の説明を受ける。2、各種団体との意見交換により課題を抽出するということで委員会活動をやっておりました。

2番以降から3番、それから4番、5番ということで、5番については、管外研修ということで2カ所の町を視察して報告書を掲載しております。

続きまして、30年度産業建設常任委員会の活動報告といたします。1番概要、現委員構成での当常任委員会は2年目に入り、第7次矢巾町総合計画前期計画の中間地点となり、矢巾町長の平成30年度施政方針において、「利便性と発展性を高めるまちづくり」、「快適性と安全性を高めるまちづくり」、「産業の活力を高めるまちづくり」に関する平成30年度の主要事業について、関係課に説明を求めるとともに、意見交換を実施したほか、町内各種団体との意見交換を実施しました。

当委員会では、前年と同様にテーマと調査課題を設定しております。

2番から3番、4番、5番、6番については、省略いたしまして、7番の所見ということで、そこを読ませてもらいます。常任委員会2年間を振り返り、産業の活力と環境を高めるまちづくりをテーマに調査課題である1、関係課との予算概要と主要事業の確認。2、各種団体との意見交換による課題抽出。3、新しいまちづくり調査研究特別委員会の政策提言に係る調査課題の検証。4番として、交通に関する調査特別委員会産業建設分科会の調査テーマ。5番、管外研修視察について、委員会活動を積極的に展開し、多岐にわたり関係課等に要望や提言を実施してまいりました。

以上、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、教育民生常任委員会から報告を求めます。

村松信一教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 村松信一議員 登壇）

○教育民生常任委員長（村松信一議員） それでは、教育民生常任委員会の活動報告について報告申し上げます。平成31年3月19日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松信一。

教育民生常任委員会の活動報告について、矢巾町議会委員会条例第3号の規定により、常任委員の任期が満了となることから、矢巾町議会運用例集第153条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

平成29年、30年度教育民生常任委員会の活動報告であります。まず、概要でございますが、5月に委員会委員の配置転換が行われ、6名の委員によりまして委員長、副委員長の互選後、委員会日程を定め、平成29年5月29日、それから6月2日、6月12日の3回にわたり任期中のテーマ及び調査課題について協議し、任期2年における教育民生常任委員会の調査課題につきまして取り決めをいたしました。以下、要点のみを報告いたします。

徳丹城史跡周辺を活用したまちづくり。調査の進捗状況の把握であります。それから、子育て支援の充実について。それから、第7次総合計画の検証。関係機関との意見交換。そして新しいまちづくりにおける福祉、高齢化対策について、関係機関と、それから町内の福祉施設の実態把握。土地の調査でありますが、交通に関する調査特別委員会からの当委員会へのテーマとして、通学路の安全対策につきましては、調査研究は別途報告済みですので、ここでは省略をさせていただきます。

結果といたしまして、関係課との説明、それから意見交換につきましては、学務課、共同調理場、それから健康長寿課、住民課、社会教育課、それから福祉・子ども課、そして各種団体といたしまして、説明、それから意見交換におきましては、徳丹城周辺活性化推進協議会、それから紫波地区障がい者基幹支援センター、それから矢巾町社会福祉協議会、それから煙山児童館と実施、一緒に意見交換、説明を受けました。

そして、さらに管外の研修につきましては、「葛巻見守り＆スマートライフ プラットフォーム推進事業」、これは葛巻町でありますが、視察をいたしました。それから、2つ目ですが、日本一の合計特殊出生率を誇る子育て支援宣言のまち、岡山県奈義町の視察研修を実施しております。それから、3番目としまして、三重県いなべ市、元気システムの視察の管

外研修を実施しております。

以上で29年、30年の2年間の教育民生常任委員会の活動報告ですが、最後に所見を述べさせていただきます。委員会最初の活動として取り組みテーマに対する各関係課の説明を受けましたが、説明には、関係資料も整い、各課それぞれの取り組み計画や内容につきましては、よく理解でき、以後の調査研究に大いに役立ちました。

委員会活動開始後約2年経過しましたが、学校トイレの洋式化、認知症カフェ、コンビニでのマイナンバーカードによる住民票の交付や今春小規模保育事業所の開設が見込まれるなど、説明時点の実施計画が予定どおりに進捗していることに関係課の皆様による日々の取り組みのご労苦に感謝を申し上げます。

また、交通安全対策として、活動期間中にグリーンベルトの設置やゾーン30の設置が決定されるなど、取り組みの対応も評価したいと思います。

管外研修につきましては、それぞれの視察先とも説明資料や映像系等がともに工夫されておりまして、研修目的項目についての取り組み内容や手法がよく理解できました。また、訪問時における応対や説明内容の素晴らしさを感じ、見習う点も多くありました。

関係課同行研修は、課題共有による事業推進上の課題解決や取り組み方法等に必要なことから、今後も継続することを望みます。

最後に、教育民生常任委員会の皆様、他委員会の皆様、議会事務局の皆様、担当課全役場職員の皆様、4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑は、省略します。

以上で常任委員会報告を終わります。

日程第 3 議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について

日程第 4 議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 5 議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第 6 議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 7 議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計予算について

日程第 8 議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第 9 議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第3、議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について、日程第4、議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第7、議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第8、議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第9、議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成31年3月19日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について、議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、平成31年2月21日付で付託された上記の7議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告をいたします。

なお、上記7議案に対し、原案に反対する少数の委員がいたことについて口頭で報告をい

いたします。

- なお、本委員会は、議案第19号から議案第25号に対し、次のとおり附帯決議を付する。
- 記。 1、人口3万人構想の早期実現を目指し、移住定住促進を図るとともに、宅地や企業誘致の用地確保に努められたい。
- 2、ふるさと納税への取り組みをさらに推進し、寄附金の有効活用に努めるとともに、地場産品の利用による地域経済の活性化を図られたい。
- 3、予算編成に当たり、大幅な事業見直しを行う際には、十分に理解できる資料を提出するとともに、わかりやすく丁寧に事前説明を行い、その詳細を明確に示されたい。
- 4、職員の増員と適正配置に努め、仕事量のバランスを考慮し、働きやすい職場環境を整備されたい。
- 5、デマンド型タクシーについて、交通弱者に十分配慮するとともに、町民の声を聞きながら必要に応じて早期改善を図られたい。
- 6、第7次矢巾町総合計画前期基本計画と地方創生事業についてKPIによる評価、検証、総括を行い、その内容をわかりやすく明確に示すとともに、後期基本計画と事業に反映されたい。
- 7、移住定住促進について、矢巾町のPRに一層力を入れるとともに、いわて銀河プラザに町農産物を常時出品する取り組みを進められたい。
- 8、戸別所得補償廃止のほか、TPP、EPA、FTA等、農業情勢が一層厳しくなる中で担い手の育成を図るとともに、水稻に頼らない新たな農業の振興に努められたい。
- 9、新たに取り組む後継者育成農支援事業は、継続的に取り組まれたい。
- 10、西部地区の観光開発について、煙山ひまわりパークを核とした総合的な計画立案を早期に進め、一体型の事業として取り組まれたい。
- 11、生活道路について、町民からの請願を精査し、優先度に応じた舗装や歩道設置等改良事業を鋭意進められたい。
- 12、健康長寿を目指す町として、がん検診の受診率向上を図るとともに、多くの町民が健康チャレンジ事業に参加できる仕組みづくりに取り組まれたい。
- 13、新たに取り組む多世代型地域包括支援事業「エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業」について、地域と行政が一体となり、協力しながらしっかりと取り組まれたい。
- 14、障がい者がより安全で安心して暮らせる町を実現するため、環境整備に努め、就労の場の確保に向けて企業等と連携し、強化を図られたい。

15、学校施設整備について、不動、煙山、徳田小学校のグラウンド整備の実現に努められたい。

16、学校教育と社会教育の充実を図るため、「音楽のまち」、「スポーツのまち」宣言にふさわしい予算の継続的配分を強く要望する。

17、通学路の安全対策について、歩道整備や防犯灯等の整備に努めるとともに、ブロック塀や倒木等危険と思われる箇所の調査を実施し、適切に対応されたい。

18、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散により、町の上下水道事業に流通センター地域が編入されることから、上下水道管渠の強靱化に鋭意努められたい。

以上でございます。

議員諸氏のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算7議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。反対討論ありますか。

7番、昆秀一議員。

（7番 昆秀一議員 登壇）

○7番（昆秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。

私は、議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について反対し、討論いたします。

来月には町長、町議選があります。ところが、現在は選挙に対しての無関心層が増加している現状があるのでないでしょうか。今回の選挙は、よほどのことがない限り低調になってしまふかもしれません。市町村は、基礎自治体と呼ばれ、民主主義の原点とか民主主義の学校と言われているのですが、住民の無関心が増大していくのはなぜでしょうか。その理由の一つとして、どうせ町に文句を言っても生活が変わることはないと期待していない人が多く存在しているところがあります。住民は、地方、国の出先機関くらいにしか考えておらず無関心さを一層助長しています。

特に住民意識の興味深いところは、自分のお金は1円も無駄にしないというしっかりとした経済観念を持っている人たちでさえ、自分の払う税の行き先や使い道に対して至って寛容になってしまっているのです。税金は、もとはといえば自分のお金なのに、他人のお金とあっさり割り切ってしまう住民が大多数になってしまったという現実があるのです。

そこで町役場は、住民の会社という意識を持つてもらう必要があるのだと思います。他人ごとではないのです。お金を扱う役場のほうでも住民と同じで、しょせん他人のお金という感覚が抜け切っていないところにあるのではないでしょうか。

わかりやすい例を挙げてみます。ある家族が泥棒の住居侵入に備えて、ガードマンを雇ったり、家事を手伝う家政婦さんを雇ったりしていました。その結果、出費がかさんでお父さんの少ない給料がたちまち底をついてしまいました。家のローンも膨大です。そのうち家族の食事代も事欠くあります。でも、お父さんは、そのことに対し何の疑問も持たず、おまえの好きなようにしていいと家計を預かるお母さんを甘やかしてしまいます。こんなお父さんに愛されたお母さんは幸せだと思われますか。やがてこの一家は破綻してしまうではないでしょうか。

ここで言うお母さんの役割が行政サイドでお父さんが住民ということになります。住民の無関心さを放置してきた町の責任は重いのではないでしょうか。しっかりと住民が主人公であるということを認識してもらうようにしていかなければならないのです。そのためには、しっかりと評価、検証をしていく必要性を感じます。そしてきちんとした説明責任があるのです。

今までも予算の作成過程は公表できませんでした。しかし、これから時代は前例などに縛られずできるだけその過程を見る化することにより、住民の理解を得る必要があるのではないかでしょうか。そして、本当にこの予算が住民の満足につながっているのかを再検証して予算を決定していく必要性を感じます。そのことを住民にわかりやすく提示することこそ重要なのです。そこで、今回の各種祭りの予算についてもそうですし、デマンド型乗り合いタクシーについてや、ほかにも絶対的に説明が不足していると感じます。このことを見逃してしまって予算を通していいのでしょうか。もう一度根本から予算を見直す必要性があるのだと思います。

よって、本議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について反対するものであります。議員各位の懸命なる判断を賜りますようお願いして私の反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

2番、水本淳一議員。

(2番 水本淳一議員 登壇)

○2番(水本淳一議員) 議席番号2番、水本淳一でございます。私は、平成31年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算について賛成の立場から討論します。

平成31年度一般会計及び特別会計の総予算額は173億5,700万円余りで約9億4,000万円、前年比5.7%増となっております。その中で一般会計は約114億5,000万円余りで約5億5,800万円、5.1%の増であります。主に地方交付税などの交付金、ふるさと納税、そして町税の増加によるもので、これは質の予算に適正に配分されているものと思います。平成28年度予算に対する賛成討論の際に私は、全国に負けない矢巾町の魅力ある特産品の開発を行い、PRをしっかり行い、ふるさと納税の増大へつなげていただきたいと討論しましたが、平成28年度は約500万円、平成29年度は約9,000万円、そして今年度は15億円に達する勢いで寄附金が増加しております。今では、ふるさと納税の成功した例として、他の自治体からも注目されているということで町の努力に敬意を表したいと思います。

企画費の消耗品に1億6,000万円ほど計上されていますが、これは返礼品ということでふるさと納税の経費の一部は地元の地域にも多く還元されている部分となっておりますので、これからも特産品の開発には力を入れ、地元農産物の消費拡大等にも努めていただきたいと思います。

地元農産物の入っていないやはばビールYBにつきましても、それなりの根拠があり、総務省から地場産品として認められたわけですので、今後は地元農産物を加える取り組みも行い、しっかり計画を進めていただきたいと思います。

祭りについては、協賛金を募り進めるということですが、今まで築き上げた祭りのムードを後退させないよう取り組んでいただきたいと思います。

音楽のまち宣言から3年になりますが、入学式、卒業式での子どもたちの合唱は、年々上達しており、感動を覚えるところであります。来年の田園ホール開館30周年に向け、さらにレベルが上がるものと期待しております。

スポーツのまちにつきましても、人づくりという観点から競技スポーツ、生涯スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの分野で取り組んでいくということですので、来年は東京オリンピックもありますので、それに向け盛り上げていただきたいと思います。

平成31年度は、第7次矢巾町総合計画前期基本計画の4年目になりますが、本町の将来像、人を豊かに育み見守るまち、自然と人が共生するまち、持続的な力を蓄え活力あるまち、み

んなでつくる協働のまち、この4つのまちを将来像として和といたわりと希望のまちの実現を目指し、その実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、平成31年度の計画が着実に実行されることを期待し、一般会計並びに特別会計、企業会計の全ての会計に賛成し、私の賛成討論とします。

○議長（廣田光男議員） 次に、反対討論ありますか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） それでは、反対討論いたします。議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

反対理由としては、2つございます。1つは、政策施行後の検証、評価をしていないことでございます。これは、6次総、そして7次総前期計画また地方創生事業になります。したがいまして、その検査結果も評価の結果も公表されておりません。多くの町政の流れが今そのようになっていて、町政運営の方向性を変える必要があるものと思われます。本町では、駅前開発、これに対して107億円の借金をもって行いました。この駅前開発の107億円はPFI事業でございます。区画整理と複合施設をあわせてPFIで取り組むのは、全国初の試みでございました。しかも普通であれば、建物建築等で10億円、20億円のPFIでございますが、本町の場合は107億円という、ずば抜けて、一般会計予算に匹敵するようなPFI事業を行ったわけでございます。その中で当時町長さんは、助役としてその施行に当たったわけでございますが、その経過をしっかりと知っている者としてもこの評価を行うべきでございます。

私は、当時平成17年度からまちづくり策定委員に公募として参加をしておりまして、この駅前開発については、3つのコンセプトがございました。1つは、医大が矢巾町に来ることによりまして駅前をきれいに整備をしたい。2つ目は、駅前に新たな中心市街地をつくるというものでございました。そして、3つ目は、駅前の人口を400人増加させると、この3つが命題でございました。確かに駅前は、老朽化が進んでおりました。道路も狭く、上下水道もございませんでしたので、それらの取り組みをしっかりと医大を迎えるということは重要課題ではございました。しかし、既にホーマックを中心に新しい市街地が形成されている段階で駅前にさらに新たな中心市街地をつくるという構想は、私は当初から無理があるということを申し上げましたけれども、最後までつくるということでやられました。しかし、その中で町有地に対する商業施設の建設を断念したという経過がございます。そのような重大な決定をしていながら、それを町民に知らせておりません。したがって、6次総の総括も

しております。

そして、7次総、この大きな要因として地方創生事業がございました。しかし、この地方創生事業も予算の多くが町外、首都圏に流出するなど、本町にしっかりと根づいた事業として定着をすることができない現状にあります。そして、平成30年度をもってこの事業は一応終了ということになります。ふるさと納税では、大きな成果を上げましたけれども、私は、やはりその一時的に大きな納税を受けることはもちろん、これは町民の福祉と暮らしに利用できるという利点はございまして、その努力を認めるものではございますが、そのやり方が、やはりしっかりと町民の目線に立ったようなやり方で納得のいくやり方でやっていただきたいと思います。地場産品といつても、ほんの少し町産材が入っているものを堂々と地場産品と呼ぶ、そういうことに対して私は違和感を感じるものでございます。そして、何よりも町民の理解が大変困難な事業でございました。それは全て片仮名の言葉で進められたわけでございます。やはり日本語で平仮名の言葉でしっかりと町民にお知らせをしていただきたいと思います。

そして、そのようなことがありながら町長は、50年後の未来社会を想定した、いわゆる第7次総後期計画をつくるということでフューチャーデザインという手法を取り入れるということを発表されました。これは大阪大学とともに共同研究をしている、いわゆる本町はフィールド実験の場所に立っているのでございまして、この大学の研究というものは、その中の1つに矢巾町が選ばれて、その興味を持たれたという点では、それなりのまちづくりをしていたということはあろうかと思いますけれども、大学は大学の側で自分たちの目的に沿って実験をしているのでございます。これを全面的に受け入れて、町の将来方向を決めるということは、私は拙速と考えます。しかも、一番大事なことは、将来のことを推測するためには、歴史を振りかえらなければ推測ができないということでございます。過去をしっかりと検証しなければ、未来をつくることができないということでございます。そのことを申し上げて反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

3番、廣田清実議員。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、町民の会、廣田清実でございます。私は、一般会計、4特別会計、2事業会計について賛成の立場で討論させていただきます。

一般会計の歳入につきましては、水本議員さんがすばらしい数字を並べていただきました

ので、その部分は省かせていただきます。31年度の一般会計においては、少し不安な部分もありました。春まつり、夏まつり、秋まつりの町負担金が皆減されたことに余りにも唐突で横暴な感じはしましたが、その後これからの説明をしっかりするということ、それから今年度、その歳入が、協賛金が集まらなかつた場合においても、町の立場としてその行事はやつていくと、そこに安心しております。ただ、今後大幅な予算を減額するに当たっては、祭りの評価をする際に、来年度の予算趣旨を説明して減額をするべきではないかなと。それから、一括ではなく多年においてやるべきであると思います。しかしながら、今度の祭りのあり方は、町の趣旨では、町民でつくる祭り趣旨で協賛金を集め、理解することを目的としたと説明がありましたので、町民に理解を求めて、これから丁寧な説明をするということで賛同いたしました。

これからは、矢巾町のこの機会を通して内外に大きな宣伝をし、町民の幸せのためにこの祭りも利用していただきたいと思いますので、ぜひ今後も発展する祭りとしていただきたいと思います。

それから、人口減少の対策といたしまして、移住定住建設利子補給など、定住促進対策については評価をいたします。今後人口減少は加速する予想をしております。定住促進住宅建設の計画を策定し、また老朽化した町営住宅の対応を来年度の予算の中での住宅マスタープラン作成業務と同調させて加速させながらやっていただきたい。これからもPFI事業として、町の負担、駅前のほうは負担が大きかったわけですけれども、このPFI事業については、今後前の実例もありますので、それを利用してやっていただきたい。町の負担をなくしてやっていただきたいと思います。

道路整備におきましては、スマートインターチェンジの開業に伴い、交通量の増加対策、岩手医科大学附属病院の開院に向けての対策に予算を割いていることに対する評価します。今後も住民の安全に対処して行っていただきたいと思います。

防災においては、水防事業、災害対策事業として確固たる予算をしていることには評価します。火災においても消防車の来年度の更新予算もあることは評価します。しかしながら、岩手医科大学附属病院の開院により交流人口が1万人を超える見通しであることから、今後その対応として消防署への昇格などを含めた対策をするべきであると思います。教育については、きめ細やかな環境整備、ソフト面においてもいじめ問題、不登校問題、その他教育現場においてのきめ細かい見回り対策などに対して予算措置をしていることは評価できます。今後今まで対策したことを堅持しながら確固たる学力向上のための予算、そして音楽のまち、

スポーツのまち宣言をしていることに対する予算、徳丹城など歴史の伝承、観光資源としての活用に対しての予算を検証しながら対応してほしいと思います。

以上のことから一般会計予算に賛成いたします。

また、4特別予算、2事業予算においても堅実な予算であることを認めることから賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。議員各位の理解をいただき、賛同いただきますよう申し添えて賛成討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に反対討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、議案第19号から第25号までの全議案に対しての全体的な討論をいたします。

町民税滞納者は、24年度を境に年々増加傾向があることがはっきりしました。これは消費税が開始され30年が経過して、その影響が大きいものと考えています。その中でも中小業者は、消費税を転嫁し切れずに身を切って納税することもあるのではないかということも考えられます。税金とは、暮らしや教育など、国民生活をよくするために使われるものが本来の姿です。しかし、国でも、そして矢巾町でも富める者はより豊かに、貧しい者はより貧しく命まで脅かされる不平等、不公平な税制と考えています。税金は、国や自治体の財源を集める役割とお金持ちと低所得者の所得を調整する役割が、再分配があると思っています。経済的弱者をたくさん生み出す社会では、この税金の役割が国民みんなの生活を守る力になります。海外に進出するような大企業や株式大もうけをしている富裕層の方にこの税金を払うような町政また国政が必要だと考えています。

特にも今矢巾町では、公民館、田園ホールの外壁工事が行われております。町民の声の中には、うちの屋根が雨漏りをするけれども、税金を払うのでお金がない、そういう方もおります。そのほかにも子どもを育てるのに大変だという声も聞かれます。世帯構成を見ると、年々高齢者、単身世帯、ひとり親世帯がふえています。生活を支える防波堤になるのが自治体の役割と考えています。

2点目として、国保税の滞納者も年々ふえてきています。国民健康保険は、国民に人間らしく生きる権利、憲法第25条にもありますが、生存権をひとしく保障する義務から生まれております。加入世帯の世帯主の職業を見ると、無職の方が4割弱、自営業者が3割ほどにな

っています。国保加入世帯の高齢化と貧困化という構造的な変化は、ますます進んでいます。それに対応することが今自治体として求められていると思います。特に子どもの貧困が大きな問題になっています、このこともあります。

3点目は、少子高齢化の問題です。待機児童解消、保育料の値下げが今必要と考えています。矢巾町では、保育料が所得段階において10段階になっておりますが、保育料を支払えないという方は中間層に多いです。このことは、やはり収入が少なくなくとも子どもの貧困とは言い切れないと思いますが、収入が普通でも生活ができない家庭が多くなっていることがはっきりしています。2016年度からスタートした企業主導型保育事業は、子育て安心プランの受け皿として位置づけられております。しかし、これは市町村の審査とか、指導とか、監督がかかわれない、そういう仕組みの保育所です。私の質問に対して企業型保育所がこれからできるということで待機児童解消はなるということですけれども、保育の質がますます問われる状況です。

このような3点から私は、平成31年度予算に反対させていただきます。討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に討論の予定者ございますか。

それでは、ここちょっと時間が押しておりますので、ここで休憩をとりたいと思います。

あともう一人ですか、あと一人ですね。あと採決もありますので、ここで休憩をとります。

再開を11時25分とします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

賛成討論、4番、高橋安子議員。

（4番 高橋安子議員 登壇）

○4番（高橋安子議員） 議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。今議会では、平成31年度事業予算に対し、予算決算常任委員会においてさまざまな検証を行ってまいりました。そうしたことを踏まえて議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算につきまして賛成の立場から討論に参加させていただきます。

高橋町長の施政方針演説で平成31年度は、将来世代の立場になって政策を考えるフューチャーデザインを活用し、第7次矢巾町総合計画後期計画の策定を住民参加のもと進めるとともに、持続可能で未来に強いまちづくりを推進するという力強い宣言がありました。10代か

ら70代までの広い世代にわたって将来の矢巾町を考える、私は年だから関係ないではなく、子、孫の代までの未来を考えられるという機会はすばらしいのではないかと評価させていただきます。

平成31年度の一般会計におきましては、特に今後大きな社会問題になることが懸念される少子高齢化に加え、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題に対応し、長寿社会を全ての町民が元気で健康に暮らせる地域づくりを進めるとともに、子どもや障がい者、高齢者が身近な地域で安心して過ごせる環境を目的に31年度から地区公民館等を拠点とした多世代型地域包括支援体制としてエン（縁）ジョイやはばネットワークの新たな構築を図るために、この事業に取り組む行政区に開設準備金並びに運営費補助金360万円を予算化し、支援することは大いに評価できるものでございます。この予算が2年後、3年後に大きくなり、各地区で事業を展開することも期待しております。

また、子育て支援におきましては、今年度も引き続き認定ごとも園の移行や小規模保育事業所を増設するなど保育環境の整備を整え、子育て世代が安心して働く環境を提供できるよう期待します。

また、全国で多発している子どもたちが犠牲になる悲惨な児童虐待や自殺などの未然防止を図る対策を各関係機関と一体となって強化を図る体制を構築し、命を支え合う取り組みを強化することを期待しております。また、新規に実践型インターンシップ事業が31年度から実施されますが、この事業を通じて本町の企業に就職する若者がふえることも期待いたします。

最後に、ひまわりパークにつきましては、観光客が増加していることから駐車場の整備はもちろんですが、ひまわり開花時の夜間照明等も含め、周辺の観光についても看板等を設置するなど、今後大いにPRしていくことを期待いたします。

県道不動盛岡線沿線花壇の区間延長により、矢巾町が美しい花で彩られ、心いやされる町として町内外、多くの方たちに愛されるよう大いに期待して賛成とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

次に、議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

手順に誤りがありましたが、さかのぼりまして次に、議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第1号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、報告第1号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

平成30年3月20日にご議決を賜りました矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事につきましては、株式会社水清建設、水本孝代表取締役と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、ほぼ当初の契約のとおりでありますが、若干の変更を要したところであります。主な変更内容は、横断管渠工の施工時の排水路の水かえ工の追加または交通誘導員の追加が必要と認められたことから、工事費が増額となったものであります。

これらのことから、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に

に基づき専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額9,720万円を283万5,000円を増額し、変更後の契約金額を総額で1億3万5,000円とするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

日程第11 報告第2号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する 専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、報告第2号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

平成30年10月29日にご議決を賜りました渡花橋橋梁補修その1工事につきましては、株式会社水本、水本慶代表取締役と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、ほぼ当初の計画のとおりでありますが、若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、通行どめに伴う迂回路誘導のため、交通誘導員の追加が必要と認められたことから工事費が増額となったものであります。

これらのことから、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額が6,372万円を56万3,760円増額し、変更後の契約金額を総額で6,428万3,760円とするものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 交通誘導員の人工費ということなのですけれども、誘導されている方は、時間給なのか、日給なのか、それから正職員なのか、どうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） お答えをいたします。

交通誘導員は、警備会社のほうから資格を持った誘導員を業者の方へお願いしてやっているものでございますので、直営でやっているものではありません。

あと単価につきましては、その支払いについては、それぞれ各業者によっていろいろあると思いますので、そこまでは私のほうでは関知はしておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ちょっと確認ですけれども、教えてください。公共事業の場合は、工程が変更がなくても軽微な変更が出ても契約変更するということなのでしょうか。その1点だけちょっと確認させてください。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） お答えをいたします。

当初契約業者とするわけですけれども、その後変更があった場合、数量とか、いろいろ変更があった場合には、両者協議いたしまして、そしてそれに伴って当初契約になくて、こちらが必要と認めるものについては変更対象としておりまして、このような形で変更してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） お答えします。

当初発注するときは、いろいろ調査をして設計を組んで、それでもって契約するわけありますけれども、実際現地に入ってみると、想定したものとは違うことがあります。そ

うすると、工事内容によって変更の増減が必要かどうかというのは、協議の上で決めます。それから、工程についても当初と違うことを行うことにより、あるいは不可抗力で例えれば災害なんてあったら、これは困るわけですが、そんなのがあったりしておくれる場合、工事量がふえる場合あるいは不可抗力で延びる場合、延ばすこともあります。そういう契約内容になります。

ただ変更したから全て増額の対象になるかどうか、それは協議の内容によります。また、減額も当然あります。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

赤丸秀雄議員、関連。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の関連です。町長の説明の中に、工程が変わらなかつたけれども、迂回路のための交通誘導員が増になったというお話だったので、その工程が変わらなくともという部分を確認したのであって、工程が変われば、当然それは協議の上、変更は当然出ます。というのは、商工、観光、安全、そういう部分でそれぞれ見積もり合わせて契約しているので、安対費だけが変わってという部分のものも協議対象ですかという確認だったので。それが対象であればわかりました。

○議長（廣田光男議員） 他に、12番、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今の議案のところは、私も頻繁に通る、工事を始めたときからもう頻繁に通っているところなので既にわかっているのですけれども、交通指導員というか、それは明らかに最初から予想されるようなことのところでございます。迂回路とか何とかというよりも、本当に頻繁に週に1回、2回は通っているところですので。そういうところは、見れば、やはりこういう工事については、交通指導員というのは必ずつきものでございます。そういうところを十分精査して入札等には、そのことも含めて受注業者とも話をして決めていただかなければ、常にこういう補正とか入ってくるわけでございますので、その点はよろしくお願ひしますので、ご答弁もお願いします。

○議長（廣田光男議員） 想定済みか想定済みでなかったか、想定外かということ。

水本副町長。

○副町長（水本良則君） お答えします。

交通誘導員についてもどういった工事をどのようにやるのかということで想定して決めてあるわけですが、今後十分に詰めていきたいと。変更が多々あるというのは、最初の

設計がどうであったかということにもつながる話でございますので、その辺は十分注意して取り組みたいというふうに思います。

以上でお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第12 発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部
を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第12、発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議会運営委員長。

（議会運営委員長 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めているところであり、本町では町の総合計画の基本構想、基本計画、矢巾町農業ビジョン及び矢巾町都市計画マスタープランの策定、変更または廃止について議会の議決すべき事件に定めているところであります。このたびの改正は、矢巾町の持続的な農業を進展させるための長期的な計画である矢巾町農業ビジョンについて、防災、水源の涵養、自然環境の保全、保健、休養、教育の提供など、多面的な機能を有する森林も含めた総合的なビジョンの策定が必要となつていることから、矢巾町農業ビジョンを矢巾町農林業ビジョンに変更となることから、条例を改正するものであります。

なお、この条例の施行については、公布の日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第1号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度に定めた矢巾町農業ビジョンは、農産物価格の低迷、農業における後継者不足等を踏まえ、複合経営、6次産業化等の推進による経営改善、担い手の確保等に係る施策方針を定めたものであります。今回の変更内容は、人・農地プランの実質化推進、米の直接支払交付金の廃止、森林経営管理法の施行等の近年の国の政策転換等を踏まえ、本町農林行政における将来の目標、施策方針等を追記し、修正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入れます。

議案第26号 矢巾町農林業ビジョンの変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年3月20日にご議決を賜りました町道中央1号線道路改良その1工事につきましては、株式会社佐々木組、佐々木和久代表取締役社長と工事請負契約を締結し、その後工事は、電柱等の補償物件移設に時間を要した工期が延長となっているものの順調に推移しておりますが、変更を要したところであります。

主な変更内容は、当初設計においては、歩道の盛り土材に現場発生土を使用する計画としておりましたが、現場精査の結果、湧水等を含む含水比の高い土砂であり、盛り土材として適さないことから購入土に変更する必要が認められたこと、また夏季期間における現場内容を通過する用水路、排水路施設の切りかえのため常時水かえ工の必要が生じたことから工事費が増額となったものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額が1億7,280万円を1,436万4,000円を増額し、変更後の契約金額を総額で1億8,716万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第27号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更 について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年2月22日にご議決を賜りました農地耕作条件改善事業その1工事につきましては、水本重機株式会社、水本進代表取締役と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し

ておりますが、変更を要したところであります。

その主な変更内容は、暗渠排水の施工面積が増加したことから、工事費を増額するものであります。変更前の契約金額5,400万円を460万4,040円を増額し、変更後の契約金額を5,860万4,040円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第28号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正、国家公務員の措置等を踏まえ、本町職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定めるため条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第30号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第30号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、子ども医療費助成事業の対象者拡大に当たり、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります、これまで中学生までとしておりました対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大することとし、より多くの住民ニーズに応え、子育て環境の充実を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。子どもの医療費を18歳まで助成するということは、大変いいことと思います。その点から、今までの改正前の15歳に達する日までということで基金を使ってきたと思うのですけれども、大体ここ数年はどのように推移してきたのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

今の条例の改正につきましては、実はこれは医療の給付事業ではございません。この内容は、例えば中学生なり高校生、今度病院にかかりますと、例えば3割負担とかというのがございます。これを窓口でお支払いできない方、そういった方に貸し付けるものでございます。3割負担といいましても、例えば手術とか、高額の場合もございます。そういったときに基金から貸し付けて後から医療費助成で、それは基金に補填するということで、通常の医療費助成のものとは今回の条例は違うものでございます。

ちなみに今のご質問の部分についてお答えいたしますけれども、今の医療費の部分がどれくらいかということだと思いますけれども、ちなみに子どもの医療費につきましては、推移ということですが、27年度から申し上げますと、給付額が27年が約4,200万円、それから28年が5,700万円、29年が7,300万円、ちょっと30年度はまだ集計ができていませんが、そのように当然給付拡大しておりますので、そういったことでふえてきております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この基金を活用した件数はどうなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　申しわけございません。子どもの医療費の件数はちょっと今押さえてございませんので、後刻とさせていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　こういう基金があるということは、どのようなことで住民に提示しているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　これにつきましては、こういった改正のたびにお知らせ、広報等、それからその対象者について当然毎年対象者には申請の通知を送っておりますので、その際にお知らせをしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　先ほどの貸し付け件数でございますけれども、27年が20人、123件。28年が、済みません、件数で申し上げます。27年が123件、28年が119件、29年が106件という貸し付けの件数でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで討論を終わります。

採決に入れます。

議案第30号　矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員）　起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

- 日程第18 議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）
について
- 日程第19 議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。日程第18、議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第19、議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第20、議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第21、議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第22、議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第23、議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第31号から日程第23、議案第36号までの6議案については、一括上程することに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の平成30年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申

し上げます。

主な歳入につきましては、13款国庫支出金のプレミアム付商品券事務費補助金、14款県支出金の担い手確保・経営強化支援事業補助金、16款財産収入の分収林収益分収金を新設補正し、また1款町税の法人町民税及び固定資産税、9款地方交付税の普通交付税、15款財産収入の土地売払収入、16款寄附金の一般寄附金を増額補正とし、11款分担金及び負担金の保育所運営費負担金、13款国庫支出金の公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業補助金、17款繰入金のふるさと基金繰入金及び矢巾町公共施設等総合管理基金繰入金、20款町債の地域活性化事業債を減額補正をするものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の公共施設等総合管理基金積立事業、6款農林水産事業の担い手確保・経営強化支援事業を新設補正し、また2款総務費の一般職員給与費企画総務事業、財政調整基金積立事業、8款土木費の除雪事業を増額補正し、2款総務費の公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業及び地方創生事業、4款衛生費の水道事業会計繰り出し事業及びごみ処理場運営事業、6款農林水産業費の農地等整備事業を減額補正し、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,794万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億8,949万2,000円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許によりご提案いたします2款総務管理費の住居表示事業2,021万4,000円を初め、総額14億3,274万5,000円については、歳出予算の経費のうちその性質上、または予算成立後の事由に基づき、平成30年度内の執行を見込むことができないこととなりましたので、平成31年度に執行できるよう予算の繰り越しをお願いするものであり、当該事業については、早期に事業完了するよう鋭意努力をしてまいりたいと存じます。

続きまして、議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税並びに5款繰入金の一般会計繰入金を増額補正し、1款国民健康保険税の退職被保険者等国民健康保険税については、被保険者数の減少に伴う税収の減額により減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、4款保健事業費の疾病予防費並びに5款基金積立金の財政調整基金積立金を増額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ789万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億856万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料を増額補正とし、同額を歳出の2款広域連合納付金に増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億876万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金の一般会計繰入金及び基金繰入金を減額補正とするものであります。

次に、歳出につきましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業及び矢幅駅西地区事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,324万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち収入の第1款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を1,662万3,000円を増額して、総額を7億7,258万4,000円とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用を2,719万5,000円減額して、総額を5億1,356万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入の企業債、国庫補助金及び負担金を1億4,809万5,000円減額して、総額を11億8,368万7,000円とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費を5,449万8,000円減額して、総額を17億7,456万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を661万9,000円増額して総額を7億3,458万円とし、第2款農業集落排水事業収益の営業外収益を406万7,000円増額して、総額を3億2,616万5,000円とし、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用及び営業外費用を785万1,000円減額して、総額を6億7,952万1,000円とし、第2款農業集落排水事業費用の営業費用を1,451万4,000円を増額して、総額を3億7,941万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債、国庫補助金及び負担金を1,816万1,000円減額して、総額を2億3,222万9,000円とし、第2款農業集落排水資本的収入の企業債、県補助金及び負担金を169万円増額して、総額を3,437万8,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を466万8,000円を減額して、総額を5億663万6,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出の基金積立金を5万1,000円増額して、総額を2億2,112万8,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第31号から議案第36号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第36号までの6議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の6議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算の6議案については、予算決算常任委員会において審議を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをいたします。

日程第24 発議案第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第24、発議案第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） それでは、提案理由の説明を意見書をもってご説明を申し上げます。

日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。日米地位協定の考え方（補足版）第2条第1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている」「わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回にわたり米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月にとても意味のある提言を発表しました。

そこで矢巾町議会は、国に対して下記のことを強く要請します。

記。1、日米地位協定の見直しをすること。2、国は地方自治の権限を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三ほかになってございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて提案理由といたします。

○議長（廣田光男議員） 小川議員に忠告をします。議長には一礼をするように。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第25、発議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

6番、村松信一議員。

(6番 村松信一議員 登壇)

○6番（村松信一議員） 発議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、31陳情第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情について、教育民生常任委員会において審査、報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見を提出するものであります。

意見書の概要は、放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に放課後等に安全に、安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであることから、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持することを求めるとともに、放課後児童支援員等の処遇の改善は、いまだに不十分な状況であることから、給与等の処遇の改善のさらなる対策を推進することを強く求めるものであります。

また、意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、衆議院議長及び県選出議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第31号から議案第36号までの補正予算6議案について、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。再開を午後1時30分、記念撮影等もございますので、ご協力をお願いします。

午後 3時29分 休憩

平成31年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

平成31年3月19日（火）午後 3時15分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 2 議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 3 議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 5 議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 6 議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	水本 良則 君
総務課長	山本 良司 君	企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤 健一 君
会計監理者 兼税務課長 兼出納室長	稻垣 譲治 君	住民課長	浅沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池 由紀 君	健康長寿課長	田村 英典 君
産業振興課長	菅原 弘範 君	道路都市課長	村松 亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠道 君	上下水道課長	山本 勝美 君
特命担当課長	藤原 道明 君	特命担当課長	村松 徹 君
教育長	和田 修 君	学務課長	田中館 和昭 君
社会教育課長	野中 伸悦 君	学校給食共同 調理場所長	村松 康志 君
代表監査委員	吉田 功 君	農業委員会会长	米倉 孝一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝 君	係長	藤原 和久 君
主査	佐々木 瞳子 君		

午後 3時15分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） ただいまから本日の会議を再開いたします。

追加の議事日程第6号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

日程第2 議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第2、議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第3、議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第5、議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第6、議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正予算6議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会における審査の報告をいたします。

平成31年3月19日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、本常任委員会は、平成31年3月19日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第31号、第34号、第35号及び第36号に対し次のとおり附帯決議を付する。記。1、施設の維持管理について、地下ピット等通常点検に含まれない箇所についても定期的に点検を実施し、施設の適正管理に努められたい。

以上でございます。議員諸氏のご賛同をいただきますようお願いをいたしまして審査報告といたします。よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでございますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入れます。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第31号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成30年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

○議長（廣田光男議員） ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長、米倉副議長を初め議員各位におかれましては、2月21日から本日までの27日間にわたりまして議会定例会3月会議におきまして、代表質問、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきましてご可決を賜りましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

今定例会の代表質問につきましては、一心会、山崎道夫議員、町民の会、廣田清実議員、矢巾明進会、長谷川和男議員、そして矢巾町政策研究会やまゆり会、藤原由巳議員の4会派から12項目にわたり、一般質問につきましては、村松信一議員、赤丸秀雄議員、昆秀一議員、小川文子議員、藤原梅昭議員、川村よし子議員、水本淳一議員の7名から30項目にわたるご質問をいただいたわけでございますが、私どももそのご質問をいただきました内容につきま

して今後しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、各議案におきましては、当局から2件の報告、1件の諮問、34件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決を賜ったことに改めて感謝を申し上げます。今定例会は、いわゆる予算議会とも言われますが、それぞれの議案の中の一般会計、特別会計の4会計、そして企業会計の2つの2会計合わせて7会計の当初予算につきましては、町民の皆様の福祉の向上につながるよう予算を執行してまいりたいと思います。

それから、先ほど予算決算常任委員会の山崎委員長からの審査報告にもございましたが、私どもそれぞれの当初予算、補正予算につきまして審査報告にございました附帯決議につきましても職員一丸となって今後取り組む覚悟でございますので、廣田議長を初め議員各位の皆様方におかれましては、どうか今後とも大所高所の立場から私どものご指導、ご助言を賜りますことを改めて心からお願ひを申し上げまして御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。そして皆様方には、大変お世話になりました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして3月会議に付託された議案の審議は全部終了いたしました。

矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田光男議員） これをもって平成31年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。

平成29年6月の初議会発足後、皆様方には大変今期ご苦労さまでございました。大過なく無事この任期を全うすることが、まだ4月29日まで任期はあるわけでございますけれども、一つの区切りとして議長からも御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

午後 3時29分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員